

第二編
歷

史

序 章

一 霧島山と牧園

霧島は、九州の南隅に位置しながら、昭和九年三月国立公園に指定され、また日本神話のなかでも、クライマックスと思われる天孫降臨の靈地に擬せられてきた。

霧島山の自然は美しい。火口あり、火山あり、湖あり、瀑布あり、噴気・いたる所に湧き出る温泉あり、渓谷のすみずみまでがすばらしい景観の配置である。雄大な眺望、高い空、広い原野、すずきの原、ミヤマクリシマの群落、はてしない原始林・高度に応じて変化する立体的な植物の種類や生態は、春の新緑・秋の紅葉・夏の爽涼冬の樹氷と、季節的な特色も親しむことができる。これが霧島の姿である。

牧園は、霧島山のもろもろの自然の恩恵に浴しながら、あゆみをつづけてきた。牧園の過去も、現在も、また未来も、この霧島をはなれての存在は考えられない。

牧園は霧島と共にあるといっても過言ではあるまい。

牧園の沿革をのべる場合、町勢要覧その他のはじめに必ず「天孫ニニギノミコトがわが霧島山に降臨し給い……、牧園は神話の里である」と書き、また、町民憲章の前文にも「……水清く、みどりあふれるいで湯の町、美しい自然と神話の里、牧園……」とうたってある。

霧島と最も関係の深い神話は、もちろん天孫降臨の神話である。

二 天孫降臨の神話

はじめイザナギ、イザナミによって修理固成しゆりこせいせられた日本の国土に、出雲系のスサノオの子孫が経営の業をすすめ、その国土はアマテラスオオミカミに献上せられた。国土の状況視察に派遣せられたタケミカズチが、葦原の中つ国の実状を報告すると、いよいよ天孫ニニギノミコトは「天降りあまくだます」こととなるのである。

その時、天の八つ辻に立ち、上は高天原から、下は葦原中国まで照らし出す異様な神があった。アマテラスはあやしんで、アメノウズメをやり、誰かと尋ねさせられ

ると、「あは国つ神。名はサルタヒコ」という答で、天孫天くだりますと聞いて、その道案内をしようとしてお迎えに参上したということであった。これでアマテラスは安心せられ、アメノコヤネ、フトダマ、アメノウズメ、イシコリドメ、タマノオヤなど五部族の長を、それぞれの職能にわりあててお伴に加えられた。これが五伴緒である（いづれも天の岩屋の段で活躍した神々）。

ニニギノミコトはアマテラスの神勅を受け、三種の神器をたずさえ、

「天の石位いづかはなれ、天の八重たな雲をおし分け、いつのちわきにちわきて、天の浮橋にうきじまり、そりたたして、筑紫の日向の高千穂のくしふるだけに天くだり：」。ました、これが古事記の天孫降臨神話の概要である。

古事記の、この一段には、他の箇所にも頻出するようなジョークも見当たらず、格調の高い、堂堂たる書きぶりであり、毅然たる大記録を盛るにふさわしい体裁をそなえている。高天原神話と出雲系神話とが結びつけられるかなめとして、皇室がこの国土に君臨するに至った由来を説くのが、この天孫降臨の段であるから、特にこの一段は慎重に、筆者懸命の姿勢が遺憾なく露呈されている。

る。

しかし、折角のこうしたニュアンスは、かえって種々の誤解をかもしたすことになったとも云い得るのである。例えばインドの古代に土着民族を征服して、これを奴隷化したアリアン民族のように、日本にも優秀なる天孫民族（おそらく、それは騎馬の特技をもっていた）が来襲したことの神話的象徴であるとする見解がある。

海をこえてくることを空から天降ったと説明する例が昔からあったことは柳田国男氏が、日本海岸の能登の例をあげていられる（角川文庫「妹の力」）。この例からも容易に神話を解釈する一見解と考えることができるかも知れない。しかしいわゆる征服という事実が存在したとは思われないことは、これまでの考古学や民俗学の成果のほぼ示していることと一致しているところといえよう。またある意味では、神話の解釈である以上、事態をそれほどつきつめて考えることは行きすぎであるとも考えられ、ある意味では、このような明るい神話は、その明るさのままに、そっとしておくこともまた一方法と考えられる。

天孫降臨の神話は、また、このような説話によって、

皇室の権力を誇示し、その出身の尋常でないことを偽装しようとしたもの、国民や国家のうえにあぐらをかまえるようとした姿勢が推測されるとする見解もないではない。これなども、この記紀本文の崇峻雄大な文調のからもし出した一種の誤解ではあるまいか。

それはそれとして、天孫降臨の神話こそは、まことに雄大、かつ神話らしい発想ということができよう。大空にあこがれ、太陽にむかって呼びかけた古代日本人（宮崎庸平氏の着想を借りれば）にふさわしい説話といえよう。そして、この降臨の場所こそは神話のなかでも最も聖なる場所と信ぜられて来たといわなければなるまい。そしてその場所は果たして實在に模索できるのであるろうか。それとも説話全体について述べたように、全体的構想とおなじように、神話として、そっくり手をつけずにおいた方がよいのか、そのいずれを是とするかを私はまだ知らない。

古事記は、その降臨の場所を、筑紫の日向の「くしぶるだけ」とのみ伝える。この「くしぶるだけ」が固有名詞であるのか否か。広辞苑には「くしぶる」を解して「霊ぶ」または、「奇ぶ」の意味の動詞と見、「くしぶる

まである」、「霊妙である」の意と解し、文例として、この古事記の辞句をかかげている。この説では、「くしぶる」を動詞と考えており、固有名詞とみないのであるから、山の名前として肯定することを否定しているとみてよいであろう。

しかし、「日向」までが地名を示すのに、その次におかれる語が、固有名詞でない使用例は実際にはありえない。したがって「くしぶる」は、何処であるとの決定はしばらく措くとしても、これが固有名詞であるということだけは間違いあるまい。「くしぶるだけ」は従って上代人の心に、靈異の極と感ぜられた「火の山」を示すもので、火を吹く靈異の山に、堂々と天降られる神々の姿を想像することは、まことに若き日本の国家創造の希望にもえた古代人の純粹さにふさわしい事のように考えられる。

そしてそれは都に遠い日向の国に求められ、この国にたえず活動してやまない霧島がその第一の候補の山であったと考えられよう。久住や阿蘇に、日向の国の名を冠することはまず考えられないことであらう。

（神話と霧島・窪田仲市郎著）

第一章 原始・古代

第一節 日本文化のはじまり

一 洪積世の日本

地球上に人類が誕生したのは、地質学でいう洪積世の初期のことである。洪積世は氷河時代ともいわれ、今日よりも寒冷的な氷期と、比較的温暖な間氷期とがいくたびかくりかえしおとすれた。

この時代の人類は、打製石器を使い狩猟・漁撈・採集を主とする生活を営んだ。考古学では、この段階を旧石器時代とよんでいる。

洪積世の日本列島は、まだアジア大陸と陸つづきであり、ナウマン象・マンモス象などの大形の動物が往来していた。近年、愛知県牛川・静岡県三ヶ日・浜北・大分県聖岳などの石灰岩の地質から、洪積世の化石人骨が発

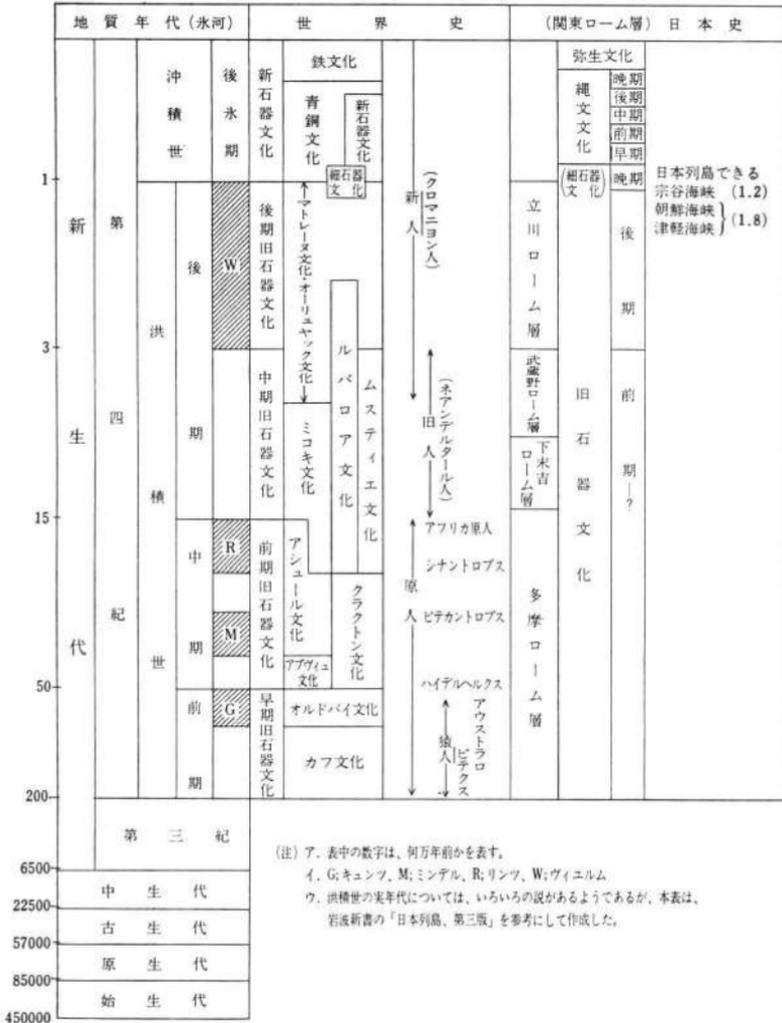
見されており、人間の集団も東アジア一帯から、動物の群を追って日本に移住してきたものと考えられる。

二 無土器文化（先土器文化）

一九四九年（昭和二十四年）群馬県岩宿の関東ローム層（洪積世末期の赤土層）から、打製石器が発見されて以来、全国各地の洪積世の地層から石器が発見されるようになった。この時期の文化は、打製石器を使用するだけで、まだ土器を製作、使用していないところから、先土器文化（無土器文化）とよばれている。

最初の石器は、河原石のまわりを打ちかいてつくった、打撃用のそまつな道具（握槌）であったが、しだいに切断の機能をもつ、ナイフ形石器（石刃）、刺突の機能をもつ尖頭器など、用途に応じて分化した石器が、大量に生産されるようになった。この時代の末期に、尖頭器の一種としてあらわれた石槍は、狩猟方法に飛躍的な進歩をもたらすものであった。

地質年表・旧石器文化年表



第二節 縄文式文化時代

一 縄文文化

今から約一万年前に氷河時代がおわると、しだいに温暖な気候がおとずれた。氷河がとけはじめて、世界的に海面が上昇し、また地殻の変動もあって、日本の国土はまったく大陸と切りはなされた。

この沖積世の初めに日本列島は形成され、気候も動物も今日とほぼ同じようになった。そうした自然環境のなかの人間は、石槍だけでなく、さらに有効な狩猟具である弓矢を発明し、鹿や猪など中小の動物をとらえ、漁撈をおこない、木の実や貝類を採集して生活の基礎をかためた。石器も打製のものだけでなく、鋭利な刃をもつ磨製石器が発達し、樹木の伐採や、住居の建造などに使われた。さらにまた、獲得した食料を処理する道具として土器がつくられるようになった。この土器は形や文様はさまざまであるが、低温で焼いた厚手で黒褐色のもろいもので、縄文式土器とよばれる。

土器の使用により、これまで食料にできなかったものを煮たきして食料とし、貯蔵することもできるようになった。こうした新しい道具の発明により、人々は自然環境の変化に適応した縄文文化とよばれる、独特の新石器文化を発展させていった。縄文文化の時代は数千年もつづき、遺跡は北海道から沖縄にまでひろく分布している。

縄文文化の遺跡からは、数多くの人骨が出土するが、それらは、同一の人種であることを示し、日本人の祖型ともいえるものが、この時代に形成されたことが認められる。その後、いろいろな時期に渡来した、周辺の人々との混血や、環境の変化によって、しだいに今日の日本人ができあがったものであろう。

縄文文化は、土器や磨製石器を使用することからみて新石器文化ではあるが、農耕・牧畜のおこなわれた、ヨーロッパや、アジアの新石器文化とはことなり、狩猟・漁撈を主とする自然採集の生活が中心であった。しかし生産や生活の技術はかなり進み、わずかずつではあるが生産力が高まり、人口もふえていった。

縄文早期の単位集落が、二、三戸の小規模なものであ

るのに対して、中・後期になると十数戸の集落がつくられるようになった。こうした現象は、人々の定住化がすすんだことを示している。しかし、食料獲得方法の進歩や、人口の増加は、やがて、自然の食料資源の不足をもたらし、採集経済から新たな生産経済へと発展すべき必要にせまられることとなった。

縄文時代の人々は、四・五人から一〇人ぐらいの家族で堅穴住居に住んで、中央に広場をかこむようにならび集落をいとなんだ。集落の近くに形成された貝塚も、規則正しく環状または馬蹄形に堆積している例がある。これは当時の集落が一定の規律のもとに、つくられていたことを示している。こうしたことは、当時の集団がみずから選びだした統率者を中心に、統制のとれた生活をしていくことを示している。

先土器時代の石器より発達していたとはいえ、まだ幼稚な道具で狩猟・漁撈をしていた段階であるから、人々は集団で力をあわせてはたらき、収穫物をみんなで公平に分配しあい、集団単位の自給自足の生活をしていた。しかし、そうした集落も、各地で孤立していたのではなく、かなり遠方の集団とのあいだにも、交易がおこなわ

れていた。

縄文時代の社会に貧富や階級の差がなかったことは、当時の住居の規模や構造に大きな差がないことや、埋葬が共同墓地でおこなわれ、副葬品をほとんどともなわないうことからもうかがわれる。自然条件に左右される採集経済の生活は不安定であった。貝塚から発見される人骨から推定すれば、高齢者は少なく、女性や乳幼児の死亡率は高かった。人々はあらゆる自然物や、自然現象に靈感を認めておそれ、呪術じゆじゆつによって災をさけ、ゆたかな収穫を祈った。女性をかたどった土偶どぐう、成人を示す抜歯ぼつし、埋葬のさいの屈葬くつざうなど、いずれも呪術的な風習であった。

二 鹿児島県の縄文文化

鹿児島県でも、貝塚や石器・土器の分布状態から、原始時代の人びとの生活の一端を知ることができる。

(一) 鹿児島県の貝塚の分布状況

イ、東支那海岸

出水貝塚。隈之城尾賀台(川内市)

貝塚。江内(高尾野町) 貝塚。麦

ロ、鹿児島湾岸

之浦（川内市）貝塚。川上（市来町）貝塚。阿多（金峰町）貝塚。武（桜島町）貝塚。草野（谷山）貝塚。光山（谷山）貝塚。

ハ、太平洋岸

大泊（佐多町）貝塚。

ニ、南西諸島

苦浜（中種子町）貝塚。一陣長崎鼻（南種子町）貝塚。宇宿（笠利町）貝塚。伊実久（喜界）貝塚。

喜念（伊仙町）貝塚。面縄（伊仙町）貝塚。犬田布（伊仙町）貝塚。

朝仁（名瀬市）貝塚。住吉（知名町）貝塚。

朝仁（名瀬市）貝塚。住吉（知名町）貝塚。

朝仁（名瀬市）貝塚。住吉（知名町）貝塚。

朝仁（名瀬市）貝塚。住吉（知名町）貝塚。

朝仁（名瀬市）貝塚。住吉（知名町）貝塚。

これらの貝塚がすべて海岸に存在するのは、食物の得やすい海岸地帯を選んで生活したためと思われる。その規模の小さいのが多いのは、このころの生活集団が、小さなものであったことを物語るものであるといえよう。

(二) 鹿児島県の縄文式土器・石器の分布状況

イ、出水・大口を中心とする北薩地域

大口・本城・羽月・菱刈・出水

ロ、鹿児島地域

鹿児島春日町付近・吉野町・木ヶ暮・谷山三重野・平川・吉田

ハ、南薩地域

石坂上・和田前・下郡（知覧町）・額娃（周辺）・指宿

大渡付近

ニ、大隅地域

田代町・鹿屋市・高山町付近

ホ、南西諸島

西之表市・中種子・上屋久町・奄美諸島

ヘ、始良郡内

九州縦貫自動車道の建設に伴い、昭和四十六年から埋蔵文化財の発掘調査が行われ、自動車道建設地区にあたる横川・溝辺・加治木・始良町の各地で多数の文化財が発掘され、始良郡内の文化財が一躍脚光を浴びた観がある。

(三) 九州縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財

九州縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査遺跡一覧表

(牧園町近隣町村の分)

(昭和46年～昭和55年2月)

番号	遺跡名	所在地	調査期間	調査面積 (m^2)	調査員	概 要
1	堀之内B	吉松町川添	54. 9. 10 } 54. 9. 27	500	立 神 青 崎	○土師式土器の散布
2	木場 A	栗野町木場	一次 53. 12. 11 } 54. 3. 31 二次 54. 8. 28 } 55. 2. 21	14,000	牛ノ 浜 新 東 宮 田 池 畑 長 野	○旧石器、ナイフ他剥片、 集石遺構、細石核・細石 刃 ○縄文早前期土器片・集石 遺構 ○土師式土器散布
3	木場 B	〃	54. 8. 28 } 54. 11. 24	4,500	新出 東 弥 口 中 柴 島	○土師式土器の散布 ○中世溝状遺構
4	木場 C	〃	53. 11. 27 } 54. 1. 13	2,700	長出 野 口	北部に湯ノ谷川、北に傾 斜する台地中腹に土師器、 弥生式土器の散布が見られ る。
5	山崎 A	栗野町山崎	52. 12. 13 } 53. 3. 26	6,000	{ 吉 永 牛ノ 浜	①弥生、土師、須恵器片の 散布 ②中世(建物)
6	山崎 B	〃	53. 4. 10 } 54. 10. 12	21,800	牛ノ 浜 西 田 中 島 出 口	○旧石器時代(細石核・細 石刃) ○古墳時代・中世(青磁・ 陶磁器・建物跡) ○縄文時代早～後期・集石 遺構土壌
7	山崎 C	栗野町山崎	52. 12. 13 } 53. 3. 26	3,000	中西 村 西 田	土師器、須恵器、青磁片の 散布
8	中尾田 (山城)	横川町中野	53. 5. 15 } 54. 10. 6	9,800	新 東 中 島 井 ノ 上	○縄文時代・早・前・中期 土器(前平・手向山・阿 高)石器、集石遺構 ○中世山城・建物遺構・青 磁・陶磁器

第1章 原始・古代

番号	遺跡名	所在地	調査期間	調査面積 (m^2)	調査員	概 要	
9	木佐貫原	溝辺町 木佐貫	51. 2. 6 52. 11. 31	17,000	吉 永 牛 ノ 浜	・①縄文時代(前期・後期) 土器片、炉穴 ②土師器片	
10	石 峰	溝辺町麓	一次 (50.10. 2 50.12.19 二次 51. 11. 24 53. 5. 15	20,000	河出 西戸 青池	口 口 田 崎 崎 畑	・①縄文土器、住居跡1基、 集石遺構 ②土師器片
11	柳ヶ迫	〃	51. 3. 22 51. 5. 17	700	長 野 西 田	・①細石器剥片(黒曜石) ②縄文時代(後期)土器片	
12	長ヶ原	〃	50.10. 1 50. 11. 28	1,140	新 東 中 村	・①細石器剥片(黒曜石) ②縄文時代(前期)土器片 ③弥生時代(後期)土器片	
13	松木原	〃	50. 9. 18 50. 9. 26	420	新 東 池 畑 中 村	・弥生時代(後期)土器片、 黒曜石	
14	葛根塚	〃	50. 9. 8 50. 9. 26	790	新 東 池 畑 中 村	・①弥生時代(後期)土器 片、石鏃(黒曜石)	
15	七ッ次	〃	50. 8. 5 50. 9. 18	2,700	弥 栄 池 畑 中 村	・①縄文時代(後期)土器片 ②弥生時代(後期)土器片	
16	松ヶ迫	〃	50. 7. 14 50. 8. 11	600	弥 栄 中 村	・①弥生時代(後期)土器片	
17	木屋原	〃	50. 4. 7 51. 3. 31	4,500	弥 栄 立 神	・①縄文時代(前期)土器片 ②弥生時代(後期)土器片	
18	山 神	〃	49. 6. 13 50. 4. 28	6,900	平 田 牛 ノ 浜 吉 永	・①縄文時代(前・後期) 土器片 ②弥生時代(後期)土器片 ③平安時代・建物遺構、 溝状遺構、須恵器、墨 書土器(奠、広〜坏2、 破片15)	

番号	遺跡名	所在地	調査期間	調査面積 (㎡)	調査員	概 要
19	曲 迫	溝辺町麓	50. 1. 27 50. 3. 31	4,300	諏 訪 弥 栄	・①縄文時代(後期)土器片 ②弥生時代(後期)土器片 ③土師器片
20	栢 場	〃	49. 6. 5 50. 3. 27	2,550	平 田 牛ノ 浜 吉 永	・①縄文時代(前・後期) 土器片
21	西 免	隼人町 西光寺	49. 5. 25 50. 2. 8	1,500	平 田 吉 永	・①弥生時代(後期)土器片 ②玉龍、黒曜石 ③弥生時代(後期)土器片 ④土師器片
22	中 尾	〃	49. 9. 25 50. 2. 10	2,500	出 口 吉 永	・①縄文時代(後期)土器片 ②弥生時代(終末期)土器 片、磨製石鏃 ③土師器片
23	入 道	〃	49. 8. 5 50. 3. 31	1,720	〃	・弥生時代(終末期)土器 片、石鏃、土師器、溝状 遺構
24	南十三塚	溝辺町崎森	49. 7. 16 49. 9. 20	600	出 口 中 村	・弥生時代(終末期)土器 片
25	東 原	〃	49. 9. 17 50. 1. 24	8,700	諏 訪 弥 栄 中 村	・①縄文時代(早期)土器片 ②弥生時代(後期)土器 片、住居跡1基 ③土師器片
26	桑ノ丸	〃	49. 8. 1 50. 4. 25	8,750	新 東 牛ノ 浜 中 村	・①縄文時代(早・前・後 期)土器片、石斧、石 鏃

(鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(12)より)

三 牧園の縄文文化

(一) 牧園の縄文土器

牧園町の縄文土器、石器、石鏃などは、地表に露出していたものや、田畑を耕した時などに採取したもので、特定の場所を本格的に掘りおこして採取したものではない。

牧園町内から出土した土器を、南九州縄文土器編年表により分類してみると、町内の高原地帯には、今から約七〇〇〇年前から人が住んでいたと思われる。

縄文文化時代の区分は、昭和三十年頃までは、前期・前期・中期・後期・晩期の五期に分類していたが、神奈川県夏島貝塚・岡山県黄島貝塚の資料に対する、放射性炭素の年代測定の結果、予想外に古い八〇〇〇〇年の土器の出土により、縄文文化初期の年代観を大きくゆり動かした。それで前記した五期の分類に、草創期を加え現在縄文土器の分類を六期にしている。

放射性炭素C14法による測定は、土器自身を測定するのではなく、その土器と一緒に出土した木炭など、有機物

を測定して、土器の年代を測定する方法である。

ところが、土器そのものを測定して年代を調べる方法がある。それは、「熱ルミネセンス法」といって、土器を二二〇〇度位に熱して測定する方法である。(NHK教育テレビ「縄文時代を推理する」55・11・5日放送)

牧園町の縄文土器は昭和五十五年三月五日、県文化課の新東先生から鑑定してもらって一覽表を作成したものである。

南九州縄文土器編年表により、牧園町出土の土器を分類すると、

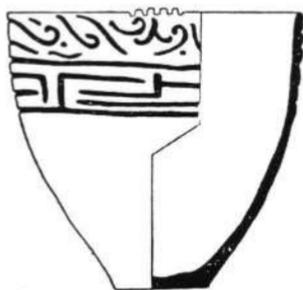
編年段階	形式	出土地	出土数	年数
早期	前平式	三体堂	一片	七〇〇〇〇年位前
前期	塞ノ神式 曾畑式	〃	二片	五〇〇〇〇年位前
〃	〃	〃	三〇片	〃
〃	〃	〃	二片	〃
〃	春日式	〃	一片	〃
中期	阿高式	〃	二八片	四〇五〇〇〇年位前
後期	鐘ヶ崎式 市来式	〃	一片	三〇四〇〇〇年位前
〃	〃	〃	〃	〃

右の表によると、古くは、七〇〇〇〇年前、早期の

南九州縄文土器編年表による牧園の縄文土器

<p>○ 大 平 ○ 上 場 木 場(縄文)</p>	<p>草創期</p>
<p>石 踊(凹線菱形文) 花ノ木 連点鋸歯文 石 坂 田 吉 前 平(三体堂赤子) 1片 凹筒形条痕文 燃糸文 凸帯燃糸文</p>	<p>早期</p>
<p>平 梧 I 凹線文(石峰) 石 峰 --- 押型文 手向山 塞ノ神Aa (三体堂中野) 2片 塞ノ神Ab 塞ノ神Bc 塞ノ神Bd 菱型押型文 網目文 曾 細 (三体堂川床, 赤子) 30片 轟 (三体堂中野) 2片 阿多V 深 浦 春 日 (三体堂中野) 1片</p>	<p>前期</p>
<p>並 木 阿 高 (三体堂中野) 28片 岩 崎 協 和 凸帯文 南福寺</p>	<p>中期</p>
<p>岩崎厩清 福田 K II 平 城 鐘 ケ 崎 (三体堂) 1片 西 岳 平 中 岳 I 中 岳 II 三 万 田 御 領 岩崎土層 指 宿 出 水 市 来 (三体堂) 1片 草 野 北久根山</p>	<p>後期</p>
<p>上加世田 入 佐 黒 川 井 下 手 原</p>	<p>晩期</p>

資料：鹿児島県文化課



阿高式縄文土器復原図
(三体堂中野遺跡出土)

牧園町の縄文土器は、三体堂地区は、内野々・坂下・赤子・一本松・川床・中野・万膳地区は、大霧・大窪・永野の高原地帯から出土しているのであるが、今度の

縄文土器から、前期・中期・後期に至る土器が出土していることがわかる。

縄文中期(四〇五〇〇〇年位前)の、阿高式土器が三体堂中野から出土しているが、この阿高式土器については、鎌木義昌編、「縄文時代・日本の考古学」二七六頁に、「鹿児島始良郡牧園町三体堂中野遺跡」として、次のように、阿高式土器の復原図と説明が記載されている。

「三体堂中野遺跡出土の阿高式土器は、凹線文が胴部より上方につまり、口の部分のわらび手文様と、下部の横線、曲線文の組合せで文様をかざる、典型的な阿高式土器である」と。

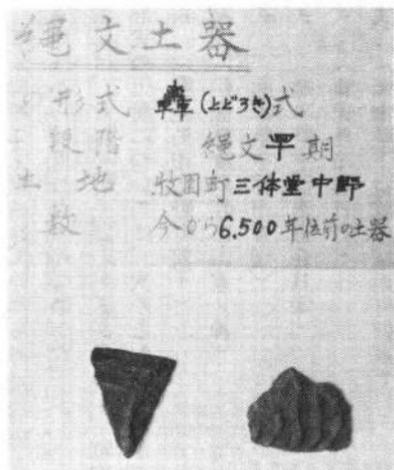
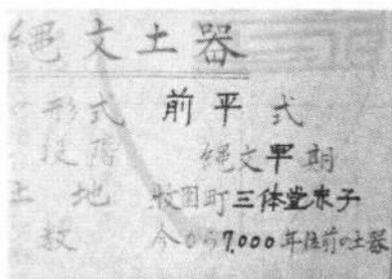
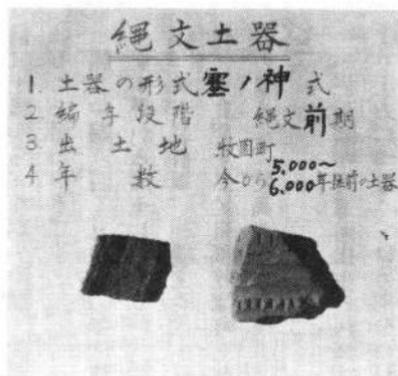
調査では、町公民館に保管されていたものが、主として、三体堂地区から採取したものであった。

縄文土器には、それぞれ土器の形式があるが、町内出土の土器形式の出所については、次のとおりである。

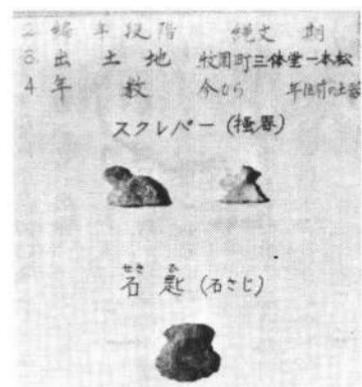
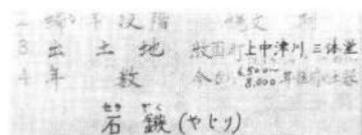
- 。前平式 (鹿児島市吉野町前平)
- 。塞ノ神式 (伊佐郡菱刈町市山塞ノ神)
- 。曾畑式 (熊本県宇都市曾畑)
- 。轟式 (熊本県宇都市宮荘貝塚)
- 。春日式 (鹿児島市春日町)
- 。阿高式 (熊本県下益城郡城南町阿高)
- 。鐘ヶ崎式 (福岡県宗像郡玄海町岬上八)
- 。市来式 (日置郡市来町川上遺跡)

◆なお、土器の外に、町内から次のような縄文期のものが出土している。

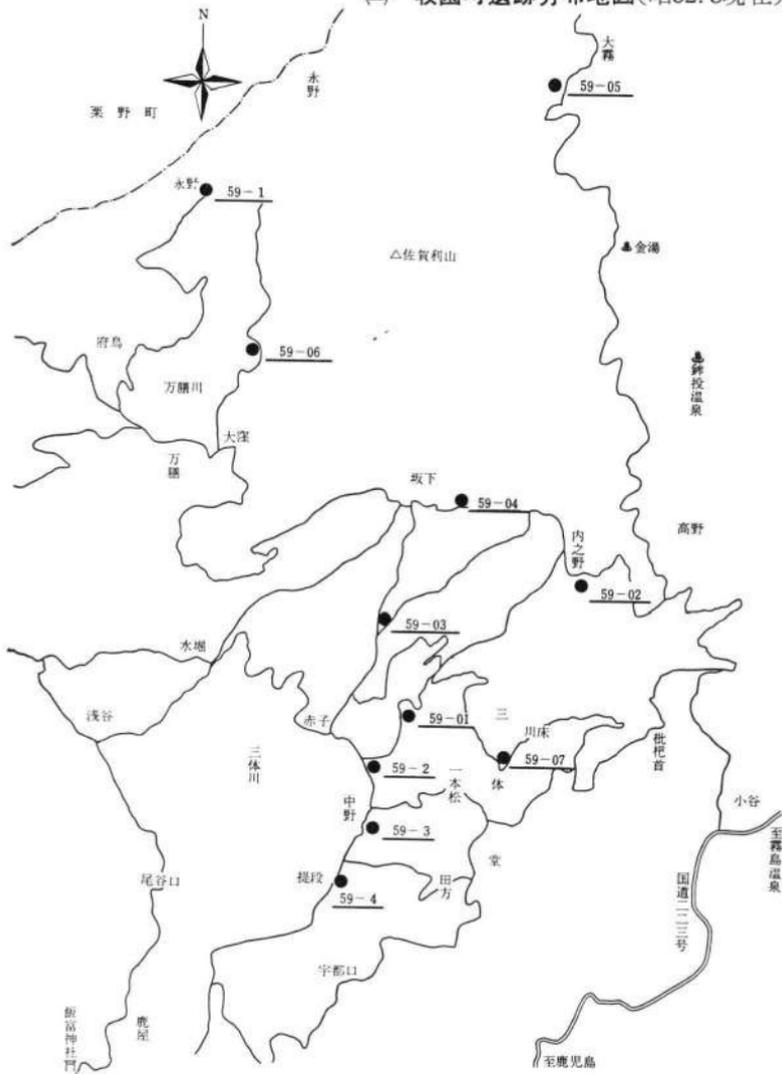
- (1) スクレバー(搔器) 剥片に刃をつけた石器で、ものを削るために使った道具；三体堂一本松出土。
- (2) 石鏃(やじり)・狩猟に使用；上中津川・三体堂石斧(いしおの)；三体堂外各地より出土。
- (3)



第1章 原始・古代



(二) 牧園町遺跡分布地図(昭52.3現在)



四 縄文時代の人たちの生活

牧園町万膳・三体堂の高原地帯から、縄文時代の土器の破片や、石鏃・石斧が出土していることについては、前記のべたとおりであるが、それでは、縄文時代の人たちは、どんな生活をしていたのであろうか。「鎌木義昌著」「縄文時代」を資料として、以下のべてみたい。

人間は労働することによって、他の動物から区別され、その歴史を創造してきた。労働とは、いうまでもなく人間と自然とのあいだの一過程であり、基本的にはつねに労働用具を媒介として展開される。縄文時代の人間は、労働用具を主要な武器としながら、自然とたたかいは、その歴史をゆるやかではあるがすすめてきた。

ながい縄文時代を通じて、その経済と生活をささえたものは、狩猟・漁撈、および植物採集を中心とする労働活動であった。狩猟具として、その名をあげることできる遺物には、石鏃・石槍などがあり、また副次的な意味で石斧等がもちいられたこともあったろう。さらに家犬が狩猟のうえではたす役割は、きわめて大きかったに

ちがいない。

弓矢は、狩猟活動のうえで、もっともゆきとどいた一般的な器具であった。弓は木または竹でつくられたとおもわれるが、このような植物性の遺物は、泥炭層遺跡や低湿地遺跡などのごくかぎられた条件の場所にしか残されていない。千葉県加茂遺跡からは、木製の弓が発見されている。青森県中居遺跡からは、一本づくりの丸木弓と、二本以上の木をあわせた合弓の二種があり、大きさは、計測できるものについていうと長さ七〇cm前後のもの、おなじく一一〇cm・一四〇cm、およびそれ以上のものなどがあり、概して小形の弓(短弓)の多いのが注目される。

やじりの中には、骨やイノシシの牙でつくったものもあるが、ふつう一般に製作・使用されたのは石鏃である。

縄文時代の石鏃は、ほとんど打製によるものである。石材としては、黒曜石・珪岩・硬質頁岩・粘板岩・安山岩などのかたくて、打ち欠きやすい石がえらばれている。牧園町から出土した石鏃にも、黒曜石が多いが、この黒曜石は、大口市日東に黒曜石原産地の遺跡がある

(莊貝塚編五頁)ので、ここから持ってきて利用したものであろう。石鏃には、無茎と有茎のものがあるが、牧園町公民館に陳列してある石鏃の中九個は有茎で、無茎の鏃には二等辺三角形をしたものが多い。

弓矢は、狩猟具としてどれほどの機能をもっていたのであるうか。かつて、愛知県伊川津貝塚から出土した人骨(成人男子)の尺骨には、珪岩製の石鏃が射こまれたままの状態でのこっていた。また近年、浜松市蜷塚貝塚からは、イノシシの坐骨の一部におなじく安山岩製の石鏃の突きささった資料が出土した。この矢を射たれたイノシシは、骨にまで達する深手をおいながらも、それは致命傷となることなく、その後かなりの期間生命をたもっていたことが、骨の増殖からうかがわれるという。つまり、矢が急所に命中し、致命傷をあたえないかぎり、獲物を射とめることは困難なわけである。狩猟者たちはどこが動物の急所であるか、おそらく、伝達された知恵として十分に認識していたであらう。

縄文人にとって狩猟の対象となった獲物は、いったいどんな種類の動物だったのだろうか。貝塚には、かれらが食料に供した動物の遺骨がふくまれている。もっとも

一般的に、しかも数多くみいだされるのは、イノシシとシカであり、大半の貝塚では約九割以上がこの両者でしめられる。ほかに哺乳動物としては、ウサギ・タヌキ・キツネ・アナグマ・テン・サルなどが目立ち、およそ食料となりうるものならば、なんでも捕獲していたような印象をうける。また鳥類としては、アホウドリ・マガモ・キジなどがある。貝塚における遺骨がしめすとおり、狩猟のおもな対象はイノシシとシカであった。この二つの獣は、当時多数棲息していたわけであるが、しかしそれとても、繁殖率をうまわるほど捕獲すれば、急激に減少せざるをえない。幼獣や雌の骨がわりあい少いという事実から、意識的に乱獲をさけていたとみるかんがえがあるが、たしかに狩猟技術のすすんだ段階では、そうした統制が必要となってくるだろう。

牧園町万膳大霧、三体堂、高千穂の高原地帯は、今もイノシシ・シカ・ウサギ・タヌキ・キジなどがたくさん棲息している。縄文時代の人もこれらの動物を毎日追いかけてながら、山野を駆け廻っていたことであらう。

次に、家犬の骨格が、縄文時代の貝塚から発見される。そのなかには、丁重に埋葬した例がかなり数多くし

られている。これは、イヌが他の動物とは異なったあつかいをうけていたためである。ながい縄文時代を通じてイヌは、唯一の家畜であった。そして、この縄文人にとってよき伴侶であった家犬は、とりわけその資質からみて、狩猟のさいに重要な役割をはたしたとおもわれる。狩猟活動のうえで猟犬のしめる位置を、あらためておもしおこすべきであろう。

縄文時代のイヌは、比較的小形のものがほとんどで、今日の柴犬などはこの血統に属するらしい。日本に独特なこの小形のイヌは、縄文早期のはじめから存在し、かなり普及していたことがあきらかである。

次に、町内のあちこちから石斧も発掘されるが、石斧は縄文時代もっとも一般的な道具であり、いかなる時期いかなる地域にも普遍的にみとめられる。石斧には、磨製と打製がある。磨製石斧は主として工具であったようである。樹木の伐採からその処理にいたるまでの工程になくてはならない道具であった。

打製石斧は、どうみても工具とはかんがえられない。古くからいわれているように、これは土掘り具とみるべきであろう。堅穴住居やおとしあなを掘るさいには、も

っとも効果的な道具である。しかし、役割はそれだけではなかったらしい。球根類の採集という食料獲得に使用したのではないかとも想像される。

第三節 弥生式文化時代

一 弥生文化

数千年にわたった縄文文化のあとをうけて、紀元前三世紀ごろ大陸の影響をうけて、西日本を中心に新しい文化が生まれ、しだいに東日本へ広まった。この文化は弥生式土器によって代表されるという意味で、ふつう弥生文化とよばれている。弥生式土器というのは、この種の土器が最初に現在の東京都文京区弥生二丁目付近から、はじめて出土したので、このように名づけられたのであるが、縄文土器にくらべて質のよい粘土を材料とし、高い温度で焼きあげてあるので、薄手ではあるが丈夫であり、色は赤褐色をしている。弥生文化は、弥生式土器をもつばかりでなく、それまで日本人が知らなかった稲作が伝わり、また、大陸でつくられた青銅器や、鉄器を

使うようになったという点で、縄文文化と区別される。

弥生式文化時代の生活と社会を知るには、その遺物と遺跡によってうかがい知ることができる。

A 遺物

1 土器

弥生時代は、わずか数百年つづいたにすぎなかったが、前期・中期・後期の三期に分けられる。弥生式土器は、良質の粘土を用いて高温で焼きあげており、また、土器の表面に文様をつけることもほとんどなくなった。貯蔵用の壺、祭祀や盛りつけに用いる高杯、煮沸用の甕や甌など、用途によって器形もちがう。

2 鉄器

鉄器は、腐蝕しやすいので、実物はあまり残っていないが、鉄製工具で加工されたと考えられる木製品がしばしば発見される点からみて、弥生時代前期から鉄器が伝わり、木製農具の製作などかなり利用されたであろう。弥生時代の鉄鎌は、福岡市井尻・長崎県原ノ辻・熊本県下前原・大分県下城など、北九州の弥生中期・後期の遺跡に発見例をみる。

3 青銅器

青銅器は、弥生時代中期以降の遺跡から多く発見され、銅剣・銅鉾・銅戈・銅鐔・銅鏡などがある。このうち、銅鐔は畿内を中心に分布し、銅剣と銅鉾は北九州を中心に分布している。銅鐔はすべて国産のもので、その起源には不明な点が多いが、この青銅器は指導者たちの、権威を象徴する宝器、または祭りの道具として使ったものと考えられる。

4 石器

石器の使用は、弥生時代のうちでも前半期に多く、鉄器の使用につれてしだいに交替していった。石の表面にみがきをかける磨製石器が多く、縄文文化と同じく、石鎌・石斧・石槍・石匙など出土しているが、弥生時代の石器で最も特徴的なのは石庖丁である。半月形または舟形の扁平な石器で、稲の穂先をつみとるために用いたものである。石庖丁は、弥生前期・中期に盛んに使用され、一部をのぞいて後期にはほとんど見られなくなる。

5 木器

容器や食器として、匙・杓子・皿・鉢・碗などがあるが、注目すべきものとしては、稲作の発生に伴い、農具

として、アカガシやイチイガシ・シラカシなど固い木材を使った鎌・すき・またぐわ・ぶぐし（簡単な掘り棒）フォーク形木器（堆肥や収穫時の整理に用いたものと推測される）えぶり、（田の高低をおしならす道具）、田下駄（どろ深い田で作業する時に足にはく面積の広い下駄）、田船（苗をくぼったり、刈った稲をのせる小さな舟）などである。また、糸をつむぐのに使った紡錘車もある。

B 遺跡

弥生時代の遺跡で注目されるのは、住居址・部落址・水田遺跡・墳墓などである。

1 住居址

弥生時代の住居には、竪穴住居・平地住居・高床住居の各種があり、一部では洞穴が住居として使用されたこともあきらかにされている。

2 水田遺跡

稲作は金属器とともに、弥生文化の二大特色をなすものである。弥生文化の代表的な遺跡として有名な、静岡県の登呂遺跡からは、広大な水田の跡が発掘されてい

る。

3 墳墓

弥生時代の墳墓には、甕棺墓・土壙墓・箱式石棺墓・支石墓・配石墓・木棺墓などがあるが、同一墓地内においても混在して、複雑な埋葬様式をとっている。

C 社会生活の変化

農耕が発達してくると、人々の生活に大きな変化が生じた。水の管理、共同耕作、自然の災害への対策など、人々は大きな集落をつくって定住するようになり、天候によって収穫が左右されるので、まじないによって自然を動かす能力があると考えられた人が、指導者の立場につくようになり、水稲作にもなる種々の農耕儀礼をとりおこなうようになった。こうして人々は、司祭者をいただく集団をつくって生活するようになった。

また、土地への関心や、収穫物の蓄積を通じて、貧富の差や、私有財産の観念があらわれ、世襲がおこなわれはじめて、階級や身分が形成されていくようになった。当時おこなわれた甕棺の副葬品の質や、量にかなりの差が認められるのは、その具体的な証拠である。こうして

部落は、富んだ指導者に支配される、政治的な団体へと変化していった。これらの部落は、やがて、よりひろい水田をもとめて低湿地へ積極的に進出し、そこで他の部落と争い、併合や服属をくり返し、しだいに各地方に小国家を成立させていくのである。

二 鹿児島県の弥生文化

鹿児島県下における弥生文化の遺跡は、今日では県下いたるところから発見されている。先ず、弥生式土器は農耕生活を主とする弥生文化人にとっては、重要な必需品で、それだけにいつそうの進歩をとげた。県下の弥生式土器は、大隅式土器（北九州の遠賀川式・須玖式と同一系統）と薩摩式土器とに分けられる。土器に伴う文化は北九州から東海岸を経てはいつてきたものらしく、やがて、県下一円にひろがっていったものと思われる。薩摩半島には大隅半島よりややおくれ、発達したものと考えられる。

弥生文化人の人骨の発見は、揖宿郡山川町の成川遺跡において数十体が出土し、また熊毛郡南種子町広田で百

十三体の人骨が出土している。

弥生文化人が稲作農耕を営んでいたことも、県下の各地から出土する石庖丁や、靱痕をとどめている土器の出土例から知ることができる。

石庖丁は、鹿児島市の玉里・郡元町の一の宮・知覧町の豊玉神社境内や、打出口西（台地）・川内市五代若宮鹿屋市山外森・末吉町の南富田・柿ノ木・檉・高山町の稲村高塚・永野原・松山などから出土している。靱痕をとどめている土器は、高山町の松山・永野原などから出土している。

県下の稲作農業は、水田耕作と陸稲耕作の二つの方法が行われていたらしいが、台地や山地が多い本県においては、当然このような方法がとられたのであろう。

稲作の反面、縄文時代のような野生の植物を採集したり、獣を狩ったり、魚をとったりの生活もなお続けられたと思われる。薩摩郡下飯村手打や、熊毛郡中種子町屋久津には、弥生時代の貝塚がある。

鹿児島市郡元町一の宮境内から、鹿児島大学教育学部の一帯は、弥生文化の一大部落のあとであったと見られている。一の宮神社境内の住居址は、楕円形にちかい形

態のもの、隅円方形の竪穴式住居であるが、弥生中期と考えられ、肝付郡高山町花牟礼・上原・道中原の住居址は、いずれも火山灰台地にあり、平地式住居で、住居の発達からいえば、「竪穴式住居から平地式住居へ」移り変っていったのであり、鹿児島のように温暖な地は、かなり早くから平地式住居が発達していたのではないかと考えられる。

住居址はその他、枕崎市の一里塚・鹿屋市の松の岡・谷平・志布志町下牧・内之浦町北方・南種子町本村丸田から発掘され、始良郡内では、始良町船津馬場迫（弥生後期）・蒲生町宮下・溝辺町麓石峯東原から昭和五十年発掘されている。

三 始良郡の弥生文化遺跡数（鹿児島県遺

跡地名表・昭和四十八年四月現在）

加治木町	6	始良町	7	蒲生町	3
溝辺町	15	横川町	2	栗野町	10
吉松町	8	隼人町	3	福山町	5
牧園町	1				

右は昭和四十八年現在の遺跡数であるが、九州縦貫道

建設に伴う埋蔵文化財調査の結果、弥生式文化遺跡発掘数は次のとおりである。（昭和五十四年一月現在）

吉松町川添部落・栗野町木場に三か所・および山崎・溝辺町麓に八か所・崎森二か所・隼人町西光寺に三か所・加治木町月木山・反土に各一か所・始良町西餅田に一か所・合計二十一か所を右の表に追加しなければならぬ。

牧園町は、縄文時代で前記したように、縄文土器はたくさん発掘されているが、弥生土器は今まで発掘されていなかった。隣村の溝辺町・横川町・栗野町・吉松町・隼人町各地に弥生文化の遺跡が発掘されるのに、牧園に一か所もないということは、不思議であったが、昭和五十二年三月、牧園町教育委員会調査によると、牧園町三休堂川床の畑地から、弥生式土器片八個が発掘され、鹿児島県教育委員会に報告されている。（埋蔵文化財包蔵地地図、番号牧園町五九一〇七。）

第四節 古代国家の形成

一 大和朝廷の統一

(一) 小国家の分立

稲作は人々の生活に大きな変化をもたらした。住居も台地から平地に進出し、定住するようになり、人口も増加し集落の規模も大きくなった。水田耕作のために、用水・植えつけ・稲かり等、これまでよりもいっそう共同してあたる仕事が多くなり、これをまとめ、さしずる指導者も必要となったであろう。稲作がはじまり、食物を貯蔵するようになると生活にゆとりができ、文化のすすみ方も速いが、同時に貧富の差もあらわれてくる。有力者の出現は、やがて社会に支配、被支配の関係を生じ力の強い支配者は、さらに幾つかの集落をあわせてひろい地域を支配するようになり、国土のあちこちに多数の小国家が発生した。

このころの日本では、まだ文字は使われていなかった。しかし、早くから文字が使われていた中国では、ま

わりの東アジアの国々のようすを、歴史書の中に書き残し、その中で日本を倭とよんでいた。

「漢書」地理志によれば、「夫れ楽浪海中に倭あり、分かれて百余国となる。歳時を以て来り献見すという」わが国に関する確かな記事として最初のものであり、上文を訳すると「楽浪郡（北朝鮮）の近くの海域に日本人が住んでいるが、その国は百余りの小さな国に分かれている。定期的な、みつぎ物をもって楽浪郡にもってくるならわしになっている」という意味である。

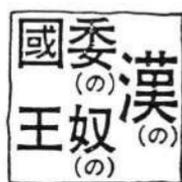
紀元前一世紀ごろ、わが国は百余りの小国に分かれており、この状態が、その後もしばらく続き、一世紀ごろの日本は、中国の「後漢書東夷伝」によると、西暦五七年、日本の奴の国王が漢に使いを送り、皇帝から、国王の印をあたえられたと、次のようにのっている。

「建武中元二年、倭の奴国、貢を奉じて朝貢す。使人自ら大夫と称す（中略）。光武、賜ふに印綬を以てす。安帝の永初元年、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願ふ。桓靈の間、倭国大いに乱れ、更相攻伐して曆年主なし。（原漢文）」

①五七年 ②「漢委奴国王」の金印（次の図）といわれ

る。③一〇七年。④奴隷であらうといわれる。⑤後漢の桓帝、靈帝のころ、すなわち一四七〜一八九年の間

（参考）うずまっていた金印



うずまっていた金印

天明四年（一七八四）二月、北九州の志賀島の一農民（甚兵衛）

により発見（石がこいの中からの発見？）されたこの印は、金

一八・七g、高さ二・二cm、一辺が二・三cmの方形である。

この印章は、すでに当時の学者たちによって、中世以来知られていた「後漢書」の東夷伝の

記事と結びつけられ、さらに、明治期の学者三宅米吉により、

その文字が「漢の委の奴の国王」（奴国は、博多湾沿岸の小国）と解説され、今日の通説となった。しかし一方では、漢代の印章文字の通例により中の二字を続けてよみ、

「委奴」あるいは「委奴」とみる考え方も成立している。

他面、印章学の視角から、いろいろと特徴が指摘され、

分析された上で、この印が漢の皇帝に臣属せず単に、朝貢品を送るだけの「不臣の国」に与えられる印章と規格を一

にすることが判明した（栗原明信、漢帝国と印章、上田正昭、日本文化の起源）

こうして、うずまっていた金印は、ホンモノ説が有力となっていた。

（二）邪馬台国

三世紀になると、中国では漢がほろんで、三つの国に分かれたが（三国時代）、その一つである魏の都に倭の使いがきて、倭のようすは、かなり知られるようになった。魏の歴史書（魏志倭人伝）には、倭に、邪馬台国という大きな国ができて、三〇あまりの小国を従え、卑弥呼という女王が治めたと書かれている。この邪馬台国が大和（奈良県）地方にあったのか、北九州地方にあったのかは、はっきりしないけれども、これまでの数多くの小国が、大きな国にまとまってきたことが知られる。

イ 邪馬台国の位置論争

邪馬台国の位置論争については、近世の松下見林・新井白石・本居宣長らに始まる「邪馬台国」研究史は、大和説・北九州説の位置論争において、尖锐な対立を生みだしてきた。それは、魏志倭人伝に次のように書かれていることによる。

「倭人は帯方(後漢末に楽浪の南半を割いて設けた郡)

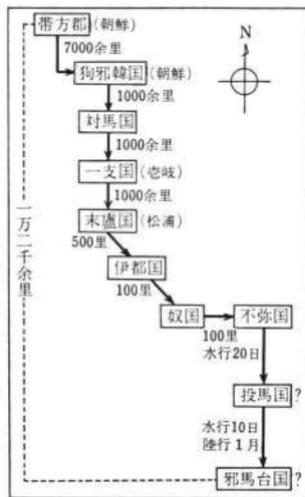
の東南大海の中に在り、山島に依りて国邑を為す。旧百
余国、漢の時朝見(朝貢し謁見する)する者有り、今使
訳(使節)通ずる所三十国。郡(帯方)より倭にいくに
は、海岸にしたがつて水行(航海)し、狗邪韓国をへて
……対馬国に至る。……また一海を渡る一〇〇〇余里、
末盧国に至る。東南陸行五〇〇里にして、伊都国に到
る。……東南奴国に至る一〇〇里。……東行不弥国に至
る一〇〇里。……南、投馬国に至る水行二〇日。……
南、邪馬台国に至る。女王の都とする所。水行一〇日陸
行一月。」

伊都国・奴国は北九州で、場所も異論がないようであ
る。不弥国も北九州であるが、その場所は論争のわかれ
めになる。「南……水行一〇日陸行一月」の読み方を
「海を一〇日行き、さらに陸を歩いて一か月」と見ると、
どうも北九州をはみだしてしまふ。それで、「南」は「東」
の誤りとして、近畿だとする考えもある。

ところで「水行すれば一〇日、陸行すれば一か月」と
読み、それに「到る」は「至る」と意味がちがうと解き
目的地に到着するという説をとると、ずっと近くなって

北九州でもおかしくない。

しかし、両方の意見とも、解けないなぞが少くない。
「魏志倭人伝」の記事そのものがあやふやで、もっと考
古学の精密な発展や、東アジア全体から考察を加えない
と、解きがたいなぞであろう。(図説歴史・学習研究社)



倭人伝による邪馬台国への里程

九州説と大和説の位置論争については、少くとも数十
冊の書物が刊行されており、その論争に立ち入ることが
できない。九州説によれば、この統合体は北九州を領域
とする小規模のものであるのに反し、大和説では、邪馬
台国はすなわち大和朝廷であって、このころすでに大和
朝廷が成立し、北九州をも支配するかなり広範囲の国家
ができていたことになる。

参考!!

唐六典(七三九年・唐の律令制度を記した書)では、陸上の歩行、一日に五十里とあるから、一月なら一千五百里を歩行することになる。

(井上光貞著・日本国家の起源)

ロ 邪馬台国(女王国)

女王国、邪馬台国について魏志倭人伝に次のようにくわしくのべられている。

「男子は大小と無く皆面に黥し身に文す。……国々に市有り。有無を交易し、大倭(倭人中の大人か)をして之を監せしむ。女王国より以北には、特に一大率(邪馬台国における役職の一つと推定される)を置き、諸国を檢察せしむ。……下戸、大人と道路に相逢へば、逡巡して草に入り、辞を伝へ事を説くには、或は蹲り或は跪きて両手は地に抛り之が恭敬を為す。……其の国、本亦男子を以て王と為す。住まること七・八十年。倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり、乃ち共に一女子を立てて王と為す。名を卑弥呼と曰ふ。鬼道(呪術)を事とし、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫婿(夫)無し。男弟有り、佐けて国を治む、王と為りてより以来、見ること有

る者少く、婢千人を以て自ら侍せしむ。唯、男子一人有り、飲食を給し、辞を伝へ居処に出入す。……景初二年(三年(二三九年)の誤り)六月、倭の女王難升米等を遣はし郡(帯方郡)に詣り、天子に詣りて朝献せんことを求む。……卑弥呼以て死す。大いに冢(墳丘)を作る。径百余歩、徇葬(殉死)する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女耆与(台与の誤り)である。宗女とは一族の女)の年十三なるを立てて王と為す。國中遂に定まる」

これを要約すると

邪馬台国の男子は、おとなも子どもも、からだに入れずみをしている。男はかんむりをかぶらず、両耳のあたりで髪を束ね、頭に布をかけ、幅を広く結びたばねた程度の簡単な着物を着ている。女は、髪を大たばに結び、布の中央をくりぬいて首を通す着物(貫頭衣)を着ている。稲や桑などを植え、蚕を飼って糸をつむいでいる。邪馬台国の人々は税を納めており、市も開かれている。女王の卑弥呼は神に仕え、政治をとり、弟が卑弥呼を助けている。卑弥呼が王となってから、その姿を見た者は

ほとんどなく、一〇〇〇人も女のめし使いを使っている。宮殿や城柵はじつにりっぱで、いつも番兵が守っている。景初二年（三年）六月に、女王は使いを魏の都に送って魏の皇帝にみつぎ物をささげた。卑弥呼が死ぬと、大きな塚をつくり、一〇〇〇人あまりの奴隸といっしょにほうむった。更に男王をたてたが、国中が治まらず、互いに殺し合い、当時千余人が殺されたので、また、卑弥呼の一族で十三才になる台与という女を立てて王として、国中が遂に安定した。ということである。

即ちこの女王国は、①三十国ぐらいの小国—原始的な小国家—をしたがえ、女王の権力と權威をもった「邪馬台連合国家」であった。②身分・階級の差別の秩序がはっきりと成立していた。すなわち、「大人」と「下戸」の身分があり、「下戸」が道で「大人」に会った時は、道ばたによけ、のちの土下座のような格好で話をしなければならなかった。卑弥呼のような王の一族は、貴族として「大人」の身分に属したのである。

③次に、奴隸制の存在が認められる。それは、中国の国王に貢物として贈られる「生口」、男生口四人、女生口六人。あるいは、女王・卑弥呼の日常生活に仕え、そ

の死にあたって殉死する「奴婢」、それぞれ「魏志倭人伝」に記録されているが、かなり低い段階の奴隸制であると推測される。中国の国王に献じた「生口」（奴隸）の数の判明しているのは、三〇人および一〇人の二例である。④つぎに、宗教・原始的信仰の力によって、政治が行われていたらしい。すなわち、女王・卑弥呼は、「鬼道に仕え、よく衆を惑わす」とされ、ほとんど人前に姿を見せず、ひとりの男だけがその室を出入りできる。また、この国では、ことを行うときに、骨を焼き、その裂けめによって判断をくだす。女王の死後、ふたたび男王が立って、また乱が起きたとき、卑弥呼のあとつぎである台与（尙与か？）という十三才の少女を立てて王とし、ついに国中が平定したということも、宗教・原始的信仰のもっている政治的な權威を語るものである。

⑤最後に、家族・親族の連帯責任を問う裁判が行われる。また、邪馬台国より北方の小国家をコントロールするために「一大率」という監督官を伊都国に駐在させ、小国家の人びとを恐れさせている。

※参考・年代の表わし方（西暦）

キリスト紀元（西暦）は、キリスト誕生の年（正しくは生誕後四年）を起点にする紀年法である。紀元前はBC (Before Christ)、紀元後はA.D. (anno Domini) 主の年として示される。ヨーロッパの宗教紀元をとりいれるのは、おかしい気もするが、日本史を世界的背景のもとに理解する意味で用いられるのである。

※参考「世紀」について

歴史上年代を現わす単位として、ふつう世紀ということばが使われる。一世紀というのは一〇〇年間のことである。つまり紀元一年から一〇〇年までが一世紀、紀元一〇〇一年から二〇〇年までが二世紀、紀元一〇〇一年から一〇〇一年までが十一世紀である。同じ方法で今年（西暦一九八〇年）であるから二〇世紀ということになる。

(三) 大和朝廷

(1) 国土統一の過程

「古事記」、「日本書紀」には、九州日向を發して諸族を平定し、大和で即位した神武天皇・大和の神々を祀ってその地の支配をかため、熊襲や蝦夷を征伐した日本武尊や、新羅を討った神功皇后などの伝承があるが、大和朝廷による国土統一の過程を正確に裏づける史料は何一

つないといつてよい。三世紀の終りからしばらくのあいだ倭のようすは中国にも知られていない。

大和地方には、早くからいくつかの強大な豪族が現われていたが、なかでも現在の皇室の祖先と考えられている有力な一豪族が、四周に勢力を伸ばして大和地方を統一し、三世紀後半から四世紀にかけて、国土の統一にのりだしていったと思われる。

(四) 大和朝廷の成立

大和地方を統合した有力な豪族は、さらにのちの畿内の勢力を伸ばした。畿内の豪族たちはこの有力豪族を世襲の大王（四世紀から六世紀にかけては、日本の最高の権力者は「倭王」「大王」といった名称をなおり、またそうよばれていた）として、その下に強力な連合政権を形成した。これが大和朝廷である。大和朝廷は、東国の蝦夷、南九州の熊襲などを征服したばかりでなく、四世紀後半には倭人が古くから関心をもっていた南朝鮮の鉄資源の確保などの必要から、百済と結んで大軍を朝鮮におくった。その結果、半島南端の弁韓諸國の地に領土の任那を樹立し、高句麗とも戦うようになったが、その経過は高句麗の「好大王の碑文」に記されている。

大和朝廷は、五、六世紀にますます国家の規模を拡大するとともに、中国皇帝の權威をかりて、朝鮮諸国に対する政治的立場を維持、發展させようとしたらしい。大和朝廷はまた、中国の南朝や百濟などとの交渉を通じて、大陸文明の積極的な摂取をはかり、その権力を強化するのに役立てていった。それらの地域からの多数の移住者、いわゆる帰化人かきじんが朝廷を中心に、高級織物や金属工業などの技術者として保護され、また畿内を中心とした灌漑や、土木工事などに使役されたことなどは、この間の事情を物語っている。

帰化人はまた、大和朝廷の史ふたもととして重く用いられた。かれらを中心に、朝廷の事務その他に漢字を用いて文章をつくることが發達し、六世紀には儒教の摂取も本格的なものとなり、医・易・曆などの諸學術も伝えられて、精神的な内容を豊かにしていった。

二 古墳文化

(一) 概 観

大和朝廷の権力の強大さを目のあたりに残しているも

のは、多くの壮大な古墳である。古墳というのは土を高く盛り上げて作った天皇・皇族・豪族など有力者の墓である。古墳が作られたのは大和朝廷による統一が進んだ時代を中心に四世紀から六世紀にかけてであるのでこの時代を古墳時代といいその文化を古墳文化という。

古墳の種類には大きくわけて円墳・方墳・前方後円墳・上円下方墳の四つがありそのうち最も多いのは円墳であるが前方後円墳は日本独特のものであり、その規模において、大きいものが多い(有名な仁徳天皇陵は典型的な前方後円墳で五世紀頃作られたものと思われ、長さは四百八十m、幅は三百mもあり面積ではエジプトのピラミッドにもまさる世界最大のものである。古墳の内部には刀剣やよろい、かぶとなどの武器・武具・銅鏡・玉類などの装身具・鉄製の農具などが納められた。また古墳の外部には埴輪はにわ(粘土で作った素焼きの焼物で人物・動物・家・舟などをかたどったものが多い)が並べ立てられているがそれらの中には当時の生活を知る上で貴重な資料となるものも少なくない。古墳文化は特別の権力や地位を持った人々によって構成されたものであった。しかしこのような古墳文化をささえた人々が古墳文化と

はおよそ別個に存在したことを忘れてはならない。言い換えると、古墳文化はむしろ一部の権威ある人々のものであり、一般民衆の生活や文化を表わすものであるとはいえない。奈良時代にできた万葉集の中の山上憶良の（貧窮問答歌）にはおそらく堅穴住居と思われる人々の生活の悲惨なありさまが歌われているが、ましてこの時代、多くの民衆は古墳とは縁もゆかりもないところで必死に生きていたに違いない。そのような貧しい人々によって古墳文化はささえられていたのである。

◆高松塚古墳

昭和四十七年（一九七二）三月、奈良県高市郡明日香村で一つの古墳が発掘された。高松塚古墳とよばれ、直径一八m、高さ五mの小さな円墳である。しかし古墳の石室のかべには、男子・女子の群像や四神相応図が極彩色でえがかれ、また天井面には金箔をもちいて星宿がえがかれていて、日本の古代史研究にあたらしい問題をなげかけた。男子・女子の群像などは、古代の朝鮮や中国の壁画とひじょうに似かよったところが多いからである。

その後、現地では南北両朝鮮の学者をまじえて、高松

塚古墳の総合学術調査が行われ、唐や高句麗・百濟などの文化が、この壁画や当時の日本文化にどのように影響していたかなどについて、意見が交換された。

高松塚古墳の成立年代について、日本の学者のあいだでは、七世紀後半から八世紀はじめ（天武・持統・文武天皇のころ）につくられたという考え方が有力であるが北朝鮮の学者はもっと早い時期だと推定している。ほうむられた人がだれであるのかは、いまのところまだわかっていない。

(二) 鹿児島県の古墳文化

南九州ではとりの宮崎県に三〇〇基以上を数える西都原古墳群があり、その名は外国にも知らわたっているが、鹿児島県下における古墳の分布は大隅半島の肝付平野に集中している。四〇〇以上といわれる県下の古墳のうち三五〇以上が大隅半島にある。それらの中で有名なものは塚崎・唐仁・横瀬の古墳群である。

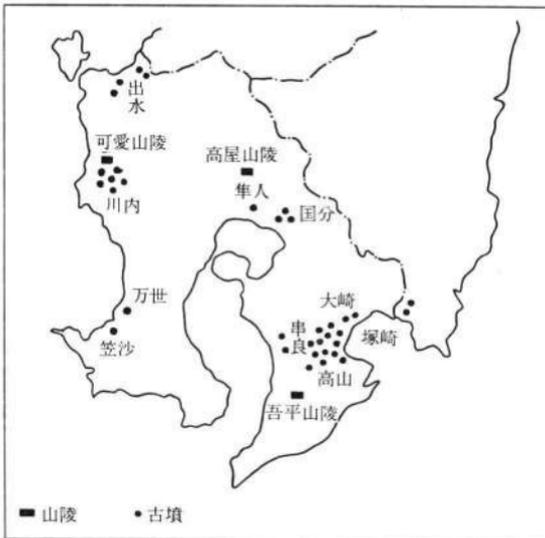
塚崎古墳群は肝付郡高山町にあり現在四十四基を数え、前方後円墳は数基といわれ、その他は円墳である。

唐仁古墳はさらに大きく、肝付郡東串良町にあり、有名な大塚古墳を中心に、現在一三九基を数える。大塚古墳

は前方後円墳で長さが二八五m高さが一一mもある。大きいもので、頂上は平らになって二a(二畝)ぐらいの平地になり、社殿一基がある。横瀬古墳は贈嗷郡大崎町の田の中に点在し、中には前方後円墳で長さ一二九m高さ一五mのものもあり、古くは陪塚(大形古墳(主墳)の傍にある小形古墳)とも考えられる多くの古墳が付近にあったともいわれる。これらによって表わされる古墳文化は、五世紀の後半、近畿地方の古墳文化が日向を経てこの大隅地域にはいつてきたものであるとされる。このことは弥生式土器の分布によっても知られるように、この大隅地方の社会的、経済的な基盤が県下の他の地域よりもすぐれていたからだといえるのであろう。

薩摩半島においては、古墳分布の例はわずかに川内出水地方に円墳が少しあるのみである。古墳の分布から知られる、この大隅、薩摩二つの地域の差は、大隅隼人が薩摩隼人より高い姓をもらっていたことと、あわせ考えると興味深いことである。

また県下には土を盛り上げない地下式の古墳が大隅半島や北薩の伊佐郡に多い。



鹿児島県における古墳分布図

第1章 原始・古代

鹿児島県における古墳の編年試案

年 代	古 墳 名	形 態	遺 跡 地	年 代 推 定 の 基 準 と な る も の	
3	C	堂 前	板石積土拡	出水郡高尾野町堂前 免田式・成川式	
5	C	溝 下	板石積石室	出水市知識道場園 短甲・冑・矛	
5	C	横 岡	〃	川内市横岡 冑・須恵器	
5	C	別 府 原	〃	薩摩郡薩摩町 刀・剣・鏃	
6	C 後半	小 木 原	〃	大口市小木原 円頭太刀・馬具・金環	
4	C	祓 川	地下式土拡	鹿屋市祓川 成川式（短甲・冑・他の一基に）	
5	C 半	池 ノ 川	〃	始良郡栗野町 剣・鏃	
5	C 後半	天 神 原	〃	肝付郡高山町 冑	
5	C 後半	塚 原	〃	始良郡吉松町 甲・冑・箱式石棺	
5	C 後半	吾平小校庭	〃	肝付郡吾平町麓 軽石石棺・鉄鉢・剣・刀・土師器	
5	C 末	上 原	〃	肝付郡高山町 軽石石棺・蛇笏鉄剣	
6	C 前半	天子ノ前	〃	曾於郡大崎町横瀬 軽石石棺・内珩花文鏡	
6	C 後半	亀 甲	〃	国分市向花 金銅製三景鍔柄頭太刀・須恵器	
7	C	鷲 塚	〃	曾於郡大崎町永吉 刀子	
8	C	横 間	〃	肝付郡高山町新富 蕨手刀・須恵器・斧	
5	C 半	飯 盛 山	後方後円	曾於郡志布志町 竪穴式石室・壺形埴輪・ガラス製勾玉	
5	C 半	小 浜 崎	積石塚円墳	出水郡長島町 割石小口積竪穴石室	
5	C 後半	大 塚	前方後円	肝付郡東串良町 竪穴式石室・箱式石棺・短甲	
5	C 後半	横 瀬	〃	曾於郡大崎町 竪穴式石室・円筒埴輪・形象埴輪（盾）	
		天子ヶ丘	〃	〃	日光鏡・獸帯鏡
		北 方 円 墳	〃	始良郡栗野町 冑	
6	C 半	脇 本 高 塚	〃	阿久根市脇本 横穴式石室・組合わせ石棺	
		白 金 崎 積 石 塚	〃	出水郡長島町 横穴式石室・勾玉・須恵器	
		鬼 塚 高 塚	〃	〃	横穴式石室・須恵器
6	C 後半	温 之 浦	〃	〃	横穴式石室・金環・鏃
		指 江 積 石 塚	〃	〃	栗石積竪穴石室

（上村俊雄氏による）

(三) 始良郡の古墳文化

鹿兒島県遺跡地図によれば、横川町に、谷口墓の下(横穴式土壙)・谷ノ口横穴群があり、栗野町には、北方(円墳)・池ノ川(地下式土壙)・堂ノ上(地下式板石積石室)・吉松町には、鶴丸古墳(地下式土壙)・堂迫土壙(地下式土壙)・永山古墳群A・永山古墳群B、共に地下式板石積石室・隼人町には、弓削丘、嘉例川、沢家墓所の三か所が記録されている。

始良郡内の古墳の分布は、隼人町をのぞけばほとんどが始良郡北部にかたよっていることがわかる。鹿兒島遺跡地図には、牧園にも三体堂中野に、中野古墳(円墳)があると記録されている。三体堂には縄文文化の遺跡が数多くあり、古墳があっても決しておかしくはないが、昭和四十七年六月調査された松永守道氏は、次のように言ってこれを否定されている。

「牧園町誌などに三体堂中野に古墳があると書かれています。私にはこれは誤りであると考えています。三体には、ユツドン塚、石塚、イセ塚と三つも塚がありますが、ユツドン塚は江戸時代に鉄砲で射殺された湯地殿という武士の墓、イセ塚は名馬伊勢号を埋めた馬頭観音、

石塚は一字一石経塚なのです。恐らくは、この石塚のことを古墳と間違えられたものと思われまます。

石塚は宮野英次氏所有畑(三体堂中野)の真中にあったのを、耕作のじゃまになるとして、宮野氏が現位置に移されたものです。もとの遺構を宮野さんに伺いますと地下1mに割に大きな石で、丸く囲いがしてあり、その中から上に山盛りに小石が積みあげてあったということです。これは一石に一字ずつ経文の文字を書いて埋めた、一字一石経塚に違いありません。一昨年(1978)の四月、私は黒田清光氏・河野治雄氏といっしょに蒲生町で一字一石経塚を発掘しました。その遺跡の構造と全く同じなのです。(牧園町考古学散歩転記)今後の調査研究を期待したい。

三 日向・大隅の国造

大和朝廷は国土を統一し、小国家やその連合を服属させ、かつてはその首長であった豪族たちをその支配組織中へ組み入れていった。その大和朝廷の支配組織を氏姓制度といっている。氏の指導者は氏上(うぢのうへ)と呼ばれ、その他

の構成員は氏人とはばれてきた。彼らは血縁関係者だけに限らず、非血縁の者も含まれ強く結びついてきた。氏上は氏神を祭り、氏の内部を統率し、外に対しては氏を代表した。氏には奴とか部といわれる奴隷がいて氏の土地の耕作やその他の生産に従事した。氏は大和朝廷の重要な支配の単位で、中央の有力な豪族は蘇我氏が財政を、大伴氏が軍事を、中臣氏が祭事をというように代々の家の職業を引きついで、朝廷に仕えた。朝廷ではそれらの氏に対して、朝廷との新疎の關係や、家柄や職務の内容により姓を与えた。姓には臣、連、公、直、造、首、史、村主などがある。このうち臣、連は有力な上流の豪族がもち五世紀末ごろからはその中の最有力者が、大臣、大連と称し、天皇とともに朝廷の政治を動かした。さきほどの蘇我氏は大臣を称し、大伴氏は大連を称した。

地方の豪族は、大和朝廷に従ってからも、土地、人民を所有し、なかば独立した小君主のような地位にあった。彼らは国造、県主、稲置などとよばれて地方を治めた。鹿児島のような僻遠の地では、中央政府の施策も殆んど各豪族の自治にまかせ賦役のごときも上京のさ

い、貢物を献上する程度であったと思われる。それは當時屯倉とよばれた朝廷の直轄地が一つもないところからも察せられる。

日向、大隅、薩摩の国にもそれぞれ国造がおかれたことが文献にみえるが、まだはっきりしたことはわかっていない。国造以外の薩隅の豪族としては次のようなものがあつた。

大隅 直……大隅はまた大住、大角に作る。大隅直は大隅国第一の名族である。大隅隼人の首頭であるが他の薩隅の諸豪族のすべてが君（公）姓であるのにこの氏が直姓を称しているのは早くから中央と密接な關係があつたためと考えられ、また他の国々の国造が殆んど直姓であることより推してこの氏は大隅の国造の家と考えられるのである。六八四年天武天皇が八色の姓を定める当時の名族に真人、朝臣、宿禰忌寸の姓を賜つた際、当地方でその榮に浴したのはこの氏ただ一族であつたことを考えると薩摩、大隅を通じての第一

岐

の名族であったといつてよいだろう。現在の串良から吾平地方に居たのではないかと考えられ、大隅半島地方古墳とも深い関係があるであろう。

直……大隅郡岐郷によつた豪族。大隅郡の範圍

は確實でないが串良から吾平地方ではなかつたかといわれる。岐直は船着場を指すといわれ、岐直は大隅半島の海岸近くにいたのではないか。

加志君……始嬭郡の豪族。

佐須岐君……始嬭郡の豪族である。

曾君……曾の県主で北部大隅第一の名族である。

曾は噲喚郡でこの氏はこの地方一円を支配していたのであろう。一族は薩摩にも行き渡っている。

阿多君……阿多隼人の首領

薩摩君……薩摩国第一の大族。しばしば隼人を率いて

上京している。阿多君の子孫と考えられ、薩摩の国造ではないかと思われる。

前君……七三六年の薩摩国正税帳に前君平佐とあ

る。同一人だろうか。

加志公……隼人の首領。出水市加紫久利神社の地域か。

この他にも相当の豪族があつたかも知れぬが文献に豪族ではつきりと隼人とあるのは以上の諸氏だけである。

従つて以下にあげる豪族はいずれも相当勢力があつたと思われるが、隼人上京の際に一つもその名が見えないのであるいは隼人とは別族かも知れない。

衣君……薩摩額姓郡の豪族であらう。

肝衝難波……大隅半島南部の肝付郡地方の豪族であらう。

肥君……肥人の首領であらう。肥人は薩摩地方から日向肥後の南部にわたる山地にいたらしく考えられる。

朝戸君……「播磨風土記」に日向肥人とあるが「和名抄」にみえる鹿児島郡安薩郷の豪族かともいわれる。

加士岐県主……加士岐は甌または加治木と二つの説があるが恐らく加治木であらう。

第五節 熊襲と隼人

一 南九州と熊襲

薩摩・大隅・日向は古代においては東北地方と共に「辺境」、「西辺」、「辺遠国」などと呼ばれその住人達は「夷人」（野蛮の意）「蛮人」「化外の民」（天皇の教化がおよばない人々の意）などと呼ばれていた。その「化外の民」が熊襲である。

熊襲は球磨噲唼、球磨贈於、玖磨噲唼等と記され、熊即ち球磨は今の球磨川流域で熊本県の南部、襲即ち噲唼は鹿児島県始良郡霧島の西部、昔の噲唼郡のあたりだろうと考えられる。熊襲とはこの地方（熊本県南部から霧島にわたる山間）を中心に肥後（現在の熊本県）日向（現在の宮崎県）大隅・薩摩（現在の鹿児島県）に分布していたのであろう。

また、熊襲の語義について「古事記伝」によれば、熊襲の熊は熊鷲・熊鷹などと同じく「猛き」意であり、襲は「おぞましく」（俗語のおぞき・おそろしきと同じ）

の、「おぞ」の約音であるか、あるいは「勇男」の「さお」がつづまって「そ」となり、「い」の音を略したもので、これまた勇猛の意であるから、熊襲の語義は「勇猛なる人」ということであると説明している。

隼人については、同じく「古事記伝」に、「すぐれて敏捷く猛勇き」人の意で「はやびと」の略音であると説明している。

この熊襲が活躍するのは、大和に日本古代国家ができる弥生時代の末期の四世紀ごろから、「記紀」や「風土記」などが編纂された八世紀奈良時代——古代国家の確立期——までのあいだにあたる。この日本古代国家の生成から確立にいたるおおよそ四〜五世紀のあいだに、最初は熊襲が四世紀半から五世紀初めに、つぎに隼人が八世紀まで大和朝廷の統一に頑強に抵抗して古代史をいろいろるのである。（原口虎雄著・鹿児島県の歴史）

大和政権から蛮族とみなされていた熊襲・隼人は同一なのか、異なるのかということは、いまだ明らかでない。というよりも、その種族的差異は文献や考古資料からは見出しがたい。文献でみるかぎりでは、クマノは大和政権に服属しない南九州の蛮族として、五世紀以前に登場

する。また隼人は五世紀以後、大和政権に服属した南九州の住民として登場し、大和政権からは、未服属か、服属かで区分された可能性が強い。

南九州における考古学の知見でも、五世紀の前後で、文化の様相がとくに变化することは見出しがたいので、クマンと隼人は大和政権側における呼称の変化としか、いまのところ考えられない。(中村明藏著・隼人の楯)

一一 景行天皇の熊襲征伐

「日本書紀」の景行天皇の条には熊襲征伐や日本武尊やまとたけるのみことの征伐の伝説がある。勿論これをそのまま信ずるわけにはいかないが、しかし、それによって、国土を統一し強固な支配体制を築き上げようとしていた大和朝廷にとって、南九州はやはり「辺境」であり、そこに住む熊襲は天皇の威光に服さぬ、「化外の民」であり、その征服に大和朝廷は大部苦労したことがわかる。

今「日本書紀」に見える熊襲平定の記事を抜萃してみよう。

。景行天皇十二年(八二二)

秋、熊襲が反そむいたので天皇は親征のため築紫に幸した。

十一月、日向の国について仮の居所を定めた。これを高屋の宮という。

。十二月熊襲平定のことを群臣と協議する。

天皇は「襲の国に厚鹿文、沓鹿文という熊襲の首領がいて、その兵力はなかなかあなどりがたい。

少々なことでは打ち滅すことはむずかしい。そうかといつて多くの兵を動員すれば民家に迷惑がかかりそうだ。何とかして、平穩に平定することはできないか。」と相談された。一人の家臣が進み出て「首領いちみかやに市乾鹿文、市鹿文いちかやという姉妹がいます。この二人に賜物をして宮中に入れて首領を安心させ、すきょうかがって不意に襲ったらどうでしょうか」と申しました。天皇は「よかろう」という事で早速賜物をして二人の女を宮中に入れ、姉の市乾鹿文を表面では愛しているような素振りをみせた。

姉の市乾鹿文は喜んで天皇に「熊襲が服従しないからといって心配しないで下さい。私によい考えがありますから」といって、兵数名を従えて家に帰り

父親に酒をのませて酔わせ、寝たのに乗じ、弓の弦をたち切って抵抗できないようにして父を殺した。

天皇は、その不孝をにくんで市乾鹿文を殺し、妹の市鹿文は火の国の国造の妻にした。

厚鹿文、沓鹿文の二人は、熊襲の梟帥（酋長）で衆類多し。これを熊襲の八十梟帥と言ふ。

。景行天皇十七年

春三月天皇は子湯の界に行幸された。（宮崎県児湯郡）ここで「この国はまつすぐに日の出る方向に向

いている」といわれた。だからこの国を名づけて日向というのである。

。景行天皇二十七年

秋八月熊襲がまた反いた。冬十月、日本武尊を熊襲征伐に遣わした。

三 日本武尊の伝説

たくさんある熊襲征伐の伝説の中で最もよく知られているのは、「日本書紀」の「景行紀」にある日本武尊の伝説である。

日本武尊は幼名を小碓尊おすのすみのみことといった。尊には双子の兄がいて名を大碓の尊おほすのすみのみことといった。大碓小碓という名は、二人が双子として生まれた時、父の景行天皇が不思議に思っただけの上に立って大声で叫んだところから名づけたものである。小碓の尊はまたの名を日本童男やまとわかをとこ、または日本武尊という。幼少の頃から勇氣に富み青年になった時には身長二米に及び容貌すぐれ、怪力の持主であった。

景行天皇の二十七年（西暦九七年）八月に熊襲が再び反乱をおこしたので、天皇は熊襲征伐に日本武尊を派遣した。時に尊十六才であった。尊は弓の上手な者を連れて行きたいと思ひ、探させると美濃の国（岐阜県）に弟彦ひこという達人がいた。尊は使をやって弟彦を招いた。弟彦は尊の命を受け手下二人を連れてやってきた。

十二月に熊襲の国についた。まず地勢を調べその他色々な事情も調べて戦に備えた。当時の熊襲の首領の名は取石鹿文とりいしかやまたの名を川上の梟帥たけもという者であった。ある時この川上の梟帥が親戚や家来共を集めて宴会を開くことになった。この話を耳にした日本武尊は女装をしてこっそり梟帥の宴会の席にはいりこんだ。梟帥は尊の女装に、男とは気づかず、すっかり女のつもりで手をにぎ

ったり、酌をさしたり時には尊にも酒を飲ましたりして戯れた。やがて夜は更け親族や家来の者たちも帰ってしまった。川上の梟帥はすっかり酔いつぶれてしまった。

この時を待っていた尊は懐にかくし持った短剣で、梟帥の胸を突き刺した。

「ちょっと待って下さい。ききたいことがある。」

絶え絶えの息の下から梟帥がいった。止めを刺そうとしていた尊はこの声に手を止めた。

「あなたの御名前は何とおっしゃるのですか。」

「私は天皇の子で日本童男という者だ。」

「私はこの国で一番強い者だ。この国中で私に服従しなかった者は誰もいない。今までたくさん武力自慢の人たちにあったが、皇子のような方ははじめてです。私のような賤しい奴の賤しい口から皇子に御名を奉ろうと思うのですがおゆるし下さいませしょうか。」

「ゆるそう」

「これから御名前を日本武の皇子として下さい。」

梟帥が言い終わったところを尊は胸を突いて息の根を止めた。このようなことから尊の名を日本武尊というようになった。その後弟彦等を遣して梟帥の親族や手下ども

を一人残らず征伐してしまった。翌年尊は都に帰って熊襲平定のことを天皇にお伝え申し上げた。

◆参考「日本武尊は実在か」

日本武尊の实在を主張する人々は少ない。恐らく架空の人物であったのであろう。では熊襲征伐の伝説はどうなのだろう。こちらの方は年代に違いはあっても事実ではなかったかと思われる。即ち大和朝廷にとつて、南九州の熊襲と、東北地方の蝦夷とは、その統一達成上最大の難関であった。近畿地方を中心に中部・中国地方はその支配下に服したが、熊襲や蝦夷は事あるたびに反乱を起こした。大和朝廷はそのたびに多くの兵力と経費を使って鎮圧に腐心した。それは一度や二度ではなかった。多くの犠牲者も出た。また多くの英雄も出た。日本武尊はそういう英雄の中の一人ではなかったのだろうか。数ある熊襲征伐の話が日本武尊という一人の英雄の話となった。そう考えた方が妥当ではなからうか。熊襲征伐は大和朝廷の勢力が、段々周辺に及んでいくありさまを示しているといえよう。

四 熊襲にまつわる牧園の伝説

(一) くまその洞穴 (椋鳩十著、日本の民話)

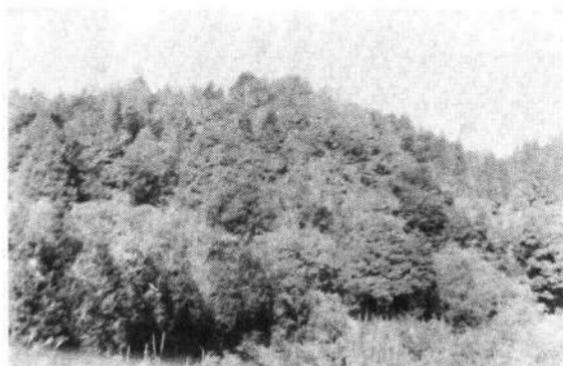
をしているところに、娘の姿になって近づき、ようやくうちとったといひます。このくまそがひそんでいたという洞穴はいまの牧園町あたりにあったといわれ、塩浸というところに「くまその洞穴」がのこっています。

(塩浸温泉から百米位下方の川向かいにある)



くまその洞穴

大むかし、大和朝廷がまだ全国統一できなかったころ、九州の薩摩にくまそという一族が勢力を持っていました。日本武尊が征伐にきましたが、くまそは強いので、なかなかうちとるこゝとができませぬ。くまそが新宮殿の落成祝い



小 確 城 址

高く繁茂した雑草の中に、「小確城址」昭和七年三月、牧園尋常高等小学校の

(二) 小確城(茶確城)
正福寺裏手の小高い丘を茶確城という。これは昔、川上梟帥が城とした所とされているが、この城に日本武尊がしのびこんで、梟帥の首をとったところから、日本武尊のもとの名小確尊をとって小確城ともいわれる。丘の上には弓掛松という名木があって、時々弦声を聞くということが村誌に見えている。現地を調査するため山に分け入ってみると、松の林は深く、背丈より

碑がひそかに建っている。

(三) 祝 橋

正福寺から二百米位霧島よりのところ、石坂川にかかっている橋を祝橋というが、これは日本武尊が川上梟帥を討って、勝利の祝宴を開いたところから祝橋というようになったという。また尊はその祝宴の席上余興に踊をされたので、そのあたりを踊の里というようになり、それから踊郷の郷名が出たともいわれている。

城址の東北高地に「カクンダン」というところがある。これは川上梟帥が兵をもって囲んでいたところから、カクンダンといわれるようになった、といわれている。(牧園村誌)

五 隼 人

熊襲は大和政権に服属しない南九州の蛮族として、五世紀以前に登場する。また隼人は五世紀以後、大和政権に服属した南九州の住民として登場する。熊襲と隼人がどう異なるかということはまだ明らかでない、というよりも、その種族的差異は文献や考古学からは見出すこ

とはできない。熊襲と隼人は、種族的差異を示すものでなく、大和政権に服属しないものと、服属した者に対する呼称の差である。(隼人の楯・中村明蔵著)

つまり、熊襲と隼人は同じものが、時代によって呼び方が変わっているのだというのが、一般的な見方である。

隼人は、彦火火出見尊ヒコヒラヒデ、ミコトの兄火闌降命ヒラノリノミコトの子孫と伝え、火闌降命が弟に屈伏して「汝の俳優の民とならん」といつた、山幸、海幸の伝説によると、隼人の祖先は火闌降命にあたる。

日本神話の天孫族系図



隼人の部族は文献によると大隅隼人、阿多隼人、日向隼人、薩摩隼人、甌隼人など見え、いずれも地名をつけたもので、その地方の隼人を指しているものと思われる。これからみると隼人は統一されていなかったことが

わかり、古代の鹿児島県には豪族によって支配されるところの地域的國家が数多く存在したのであろう。そして大和朝廷にとってはやはり統一上の障害であり隼人が反乱を起すたびに鎮圧の兵を出したのであろう。

天武天皇のころ（六七三〜六八六）九州年号といわれる、大和朝廷とはちがう年号を使っていたことから、九州は相当長い間、大和朝廷の支配の外にあったのであろう。南九州がほぼ完全に大和朝廷の支配圏に組みこまれるのは、七二〇年の隼人の大反乱が、大伴旅人（そのたびと）らによって鎮圧されてからだと考えられるが、日本書紀の「雄略天皇紀」には天皇の死を悲しんで、泣き叫んで死んだ隼人のことが見えるので、隼人の中には比較的早くから征服され、上京していろいろな仕事にたずさわったものもいたものと思われる。

隼人に関する記事を年代順に列挙してみると、中央政府が弾圧を交々用いて平定していった様子をはっきりと見られる。

◆ 熊襲・隼人関係年表（井上辰雄著・熊襲と隼人）

附（隼人抵抗の概観）

西暦	年号	月日	事	項	出典
四六	清寧	一、 二〇、 九	雄略天皇の丹比高麗原陵に隼人が殉死した。	清寧紀	元年条
	允恭朝		額田部湯坐連、薩摩に遣わされ、隼人を平定した。	新撰姓氏録	
	(仁徳 ^{六七}) 前位	一、	刺領布(曾婆 ^{そは} 訶理)は主人を殺し、水齒 ^{みづは} 別王に誅された。	履中紀	即位前
	仲哀 ^九	三、 一	仲哀天皇、熊襲と戦って崩御した。	仲哀紀	九年条
	仲哀 ^八	九、 五	仲哀天皇、熊襲を親征した。	仲哀紀	八年条
	景行 ^七	三、 三、	日本武尊、川上梟帥を殺した。	景行紀	三年条
	景行 ^七	三、 三、	景行天皇、日向の子湯に行幸し、日向と名づけた。	景行紀	七年条
	景行 ^三	三、 五	景行天皇、熊襲八十梟帥を誅した。	景行紀	三年条

六三 持統 六 閏五、二五	六七 持統 一 七、九	六六 朱鳥 一 九、二六	六五 天武 一四 六、二〇	六三 天武 二 七、三	五五 敏達 一四 八、一五	四八 清寧 四 八、七
伝えさせた。	筑紫大宰、河内王に詔して、沙門（僧侶）を大隅と阿多に遣わし、仏教を	持統天皇、大隅、阿多単人ら三三七人に賞を賜う。	天武天皇崩御し、大隅、阿多の単人、誅（しのびこと）を進めた。	天武天皇、畿内単人の大隅直に忌寸の姓を賜う。	単人來りて朝貢し、大隅単人と阿多単人が朝廷で相撲をとり、大隅単人が勝つ。	蝦夷とともに、単人が内附した。
持統紀 六年条	持統紀 元年条	天武紀 朱鳥元年条	天武紀 一四年条	天武紀 二年条	敏達紀 一四年条	清寧紀 四年条

七七 養老 一 四、二五	七六 靈龜 二 五、二五	③ 七三 和銅 六 四、三	② 七二 大宝 二 八、一	① 七〇 文武 四 六、三	六九 文武 三 三、
大隅単人、薩摩単人ら西の朝において、風俗歌舞を奏した。	単人朝貢六年一替と決まる。	日向国肝付、噌於、大隅始羅の四郡を割いて大隅国を建国した。	薩摩・多嶺に反乱起こり征討された。唱更国司の奏上により、国内要害の地に柵を建て、戍を置いた。	薩末の比売、久売、波豆衣評督、衣君県、助督、衣君三自美、肝付難波らは、寛国使、刑部真木らを剽却して、罰せられた。	大宰府をして、稻積城（稻積郷にちなむ城か）を修理せしむ。
右 同	続日本 紀	続日本 紀和銅 六年条	続日本 紀、大 宝二年 条	続日本 紀、文 武四年 条	続日本 紀一二 月条

第1章 原始・古代

七五天平	七五天平	七五天平	七〇天平	七九天平	七三養老	④七〇〇養老
七八、九	七八、八	七、二、六	二、三、七	一、七、二〇	七、五、七	四、三、四
単人ら三八二人に対し、位と禄を賜わった。	大隅、薩摩の単人の方衆を奏するのを見る。	聖武天皇、大極殿にて、大隅、薩摩の単人の方衆を奏するのを見る。	大隅、薩摩の単人、二九六人入朝して、方物を貢した。	大隅、薩摩の両国の百姓建国以来、班田を願わなため、みずから佃することを許した。	大隅、薩摩二国の単人ら六二四人が朝貢し、風俗歌舞を奏し、酋卒ら三四人、叙位される。	大隅国守、陽候史麻呂が殺され、大伴旅人を征単人特節大將軍に任じ、単人を征討させた。
右同	右同	右同	右同	続日本紀	続日本紀養老七年条	右同

七三延暦	七六宝龜	七九神護景雲	七四天平宝字	七九天平勝宝	⑤七四〇天平
三、二、〇	七、三、八	三、二、三、六	八、一、六	一、八、三	三、二〇、五
大隅単人、曾於郡大領曾乃君牛養に外従五位下を授く。単人を率いて入朝の功による。	光仁天皇、南門に御し、大隅、単人の俗伎を見る。	大隅、薩摩単人らの俗伎を称徳天皇見る。外従五位下薩摩公鷹白らを叙位した。※和氣清麻呂が、大隅に流されたのもこの年である。	大隅、薩摩の単人、相替る。外正五位上前公乎佐ら外従五位下を叙けられた。	大隅、薩摩の単人ら調物を貢した。	藤原広嗣の乱に、単人軍先鋒となり活躍した。
史類聚國	右同	右同	右同	右同	右同

八〇〇延暦 一九三、七	大隅薩摩二国の百姓の墾田を収め、始めて班田を行った。	右同
八〇四延暦 二四	大替の隼人の風俗歌舞を奏するのを停止した。	日本後紀
八〇六大同 三	衛門府の併合により、一時隼人司が廃されたが、ただちに復置された。ただ隼人司の佐(次官)はしばらく置かれなかった。	類聚三代格
八七〇元慶 一一三、七	隼人司の佐が復置された。	右同

◆ 隼人の抵抗 (中村明藏著「隼人の楯」より。)

右の表をみると、大部分が大和朝廷に服属した隼人に関する記事であるが、七〇〇年・七〇二年・七一三年・七二〇年・七四〇年の項について、武力による隼人の抵抗を概観してみよう。

1 七〇〇年(文武四年) 覓国使剽劫事件について

覓国使とは、国を求める使いの派遣であり、朝廷は新しい版図の拡大をめざし、積極的に南九州・南島へ乗り

出した。一行は文忌寸博士・刑部真木など八人で、南島に国を求める目的をもっていた。南島とはいっても、その手前の南九州もその対象にしていた。朝廷は、現地で抵抗を十分に予測したのであろう。かれらに戒器(武器)を与えての派遣であった。この一行を、薩摩比売、久米・波豆のほか、衣評督・衣君県・助督衣君弓自美、肝付難波などが肥人などを従えておどしたというのである。おどしたことの表現に「続日本紀」は「剽却」の語を用いているが、その原義からすると、「おどしてかすめとる」との意である。この事件は、いまだ南九州が完全に朝廷の配下に入っていないことを示すとともに、その後の南九州、南島の支配、令制下への組み入れが容易でないことを示す前ぶれであった。

剽劫事件を指導した人物をみると、薩摩比売以下三人の女酋、衣評、すなわちのちの額娃郡の郡長(評督)と次長(助督)の地位にある衣君一族であり、それに大隅半島南部の豪族と思われる肝付氏一族であった。いずれも両半島の南部を代表する豪族とみてよい。かれらが、女酋を先頭にして中央の朝廷、政府に対抗して、覓国使の調査を妨害し、脅迫したのである。この事件を境にし

て、この地方への支配権の浸透に、より積極的な施策を進めてくるようになる。八世紀初頭は、南九州・南島にとつて、大きな転換期であった。

2 七〇二年（大宝二年）の争乱

この争乱は、大宝二年八月条の「統日本紀」の記事にみえるものである。この争乱は、薩摩・多櫛、化を隔てて命に逆らう。ここにおいて兵を発して征討し、遂に戸を校し吏を置く。というもので、それにつづく同年十月条の記事においては、朝廷では、薩摩隼人を征討するため、大宰府配下の神社九処に祈禱し、「実に神威を頼みて遂に荒賊を平げ」、つづいて、唱更国司（今の薩摩国也）の言として「国内要害之地に柵を建て戌を置いて之を守らん」ともいっている。したがって、この争乱の発端が「戸を校し吏を置く」ことにあり、いちおう戦闘はしなかったものの、以後も国内は柵と戌（守備兵）が必要な状態であったことを知ることができる。この争乱も多櫛（種子島）を含むとはいっても、中心は薩摩であった。

※稲積城の修理（井上辰雄著、能襲と隼人より）

「統日本紀」文武三年十二月条に「大宰府をして、

三野、稲積の二城を修せしむ。」という記事が出ているがこの三野は、「和名抄」にいう日向国児湯郡三納郷で、稲積は大隅国桑原郡稲積郷（今の牧園町）の名にちなむ城であるとすれば、児湯郡も桑原郡もそれぞれ、日向国府・大隅国府の置かれた郡であるから、国防防備の城があったと考えてよい。「城を修す」とあるので、文武三年（六九九）以前に城が築かれていたわけである。城塞のごときものが、国府からほど遠からぬところに築かれていたと想像されるのである。この城を中心にして他の要害の地に柵が設けられ戌（守備兵）が配されていた。このようにきびしい監視体制に隼人たちは置かれていた。稲積城が牧園町のどこにあったのか、その辺は、はっきりしないが、和気清麻呂が、大隅国に流されたのが、稲積城修理から七〇年後の七六九年（神護景雲三年）、この時、清麻呂は義人稲積翁と共に中津川の河伯祭の陋習を禁絶したという話があり（義人・稲積翁の碑あり）、このようなことから考えると、稲積城も下中津川のどこかにあったのかも知れない。

「稲積は踊郷（今の牧園町）の古名なり。」ということから「三国名勝図会」および「薩隅日地理纂考」に記され

ている。

3 七一三年（和銅六年）の記

右の表には書いてないが、和銅六年（七一三）七月条の「続日本紀」の記事からして、争乱のあったことが推定されるのである。すなわち、

今、「隼人賊を討つの將軍ならびに士卒等、戦陣に功ある者一千二百八十余人に、ならびによりしく勞に隨ひて勲を授くべし。」

とあることから、この年に隼人との戦闘があり、出征した將軍、士卒のうち功勞者千二百八十余人に叙勲が行われていることを知るのである。この戦闘は叙勲者が多数いることなどで注目すべきであるが、この年の四月には大隅国が日向国から分立しているの、国の成立と関連したものであろうことも推測できる。七〇二年の争乱もじつはその年が薩摩国の成立の年と推定されるので、国の成立が支配の強化につながっていることを、この二つの争乱は示している。

4 七二〇年（養老四年）の争乱

七二〇年の争乱は、隼人の争乱のうちでその規模において最大のものである。「続日本紀」によると、養老四

年（七二〇）の二月に、

「隼人反して、大隅国守陽候史麻呂を殺す。」

という記事にはじまっている。この事態に対し、政府側では征隼人特節大將軍として大伴旅人、以下副將軍などを任命して征討に向かわせ、ようやく翌年の七月に帰還し、「斬首獲虜合せて千四百余人」で終っている。

この争乱は、期間が一年数か月にわたるものであることと、「斬首獲虜」が千四百名を上まわるものであることで、その規模の大きなことが知られるが、この争乱が隼人の武力による抵抗の實質的最後のものではあったことも、この後につづく諸施策から指摘できる。

5 七四〇（天平十二年）藤原広嗣の乱

この争乱は、藤原広嗣が大宰府を拠点にしておこした。いわゆる藤原広嗣の乱であるが、この争乱に隼人が参加していた。「続日本紀」によると、この争乱では広嗣は隼人軍を重視したらしく、「逆賊藤原広嗣、衆一万余はかりの騎を率いて板櫃河いんぼくがわにいたる。広嗣みずから隼人軍を率いてその前鋒たり」という記事から推定できる。

争乱は二か月つづいた後、広嗣が肥前国松浦郡で斬殺されることよって終ったが、この戦いで勝敗のカギを

握っていたのも隼人であった。広嗣に率いられていた隼人軍の中から、曾於（曾乃）君多理志佐などが政府側のよびかけに応じて投降し、広嗣軍の軍略を明かしたため、広嗣軍の動きが政府側に察知され、広嗣軍は敗走することになった。この争乱における隼人の参加のしかたは、いままでとは異なり、大宰府のよびかけに応じたものであった。大宰府は大隅、薩摩などの隼人国を直接統轄する立場にあり、大宰少弐の位置にあった広嗣の命令は、隼人をそれに従わせるだけの威力をもっていた。結果的には隼人は利用されたのであるが、この争乱における隼人の姿に、かつての反骨の隼人像を求めることは困難になっている。養老四年までは、政府にかくも激しく抵抗した隼人であったが、いったん屈服すると豹変する側面をここにのぞかせている。

右の五つの隼人の反政府的動きを列挙したが、ここであらためてこれらの争乱をみると、その主因がすべて外からもたらされたものであること、隼人がみずから計画し能動的にその力を外部に向けたものでないことを知るのである。すべては、隼人社会の内部へ侵入する外部の勢力に対しての抵抗であった。

第六節 律令国家の成立

一 仏教の伝来

仏教が日本に初めて正式に伝えられたのは、欽明天皇のときで、百済の聖明王が金銅の釈迦仏の金銅像一体と幡・蓋きんぎょ若干、経論若干巻を朝廷に献じたという。「日本書紀」はこれを同天皇十三年（五五二）とするが、「上宮聖徳法王帝説」「元興寺伽藍縁起」では、戊午じごの年（五三八）とあり、現在では五三八年説が有力である。伝来した仏教は、支持派の蘇我氏と、排斥派の物部氏の間ではげしい争鬭を誘発し、蘇我氏が物部氏を打倒した後興隆に向かい、聖徳太子など皇室関係の保護を得てしだいに受容、定着したことが伝えられている。この崇仏・排仏の争いの伝承は必ずしも正しい史実を伝えたものではないようであるが、煩惱を否定し人間の生活のありがままを肯定しない当時の仏教は、民衆から離れた存在であり、わずかに支配階級の支持によってのみ、隆盛に及んだ状況は読みとることができよう。この状況は、

高句麗・新羅・百濟においても見られ、伝来した仏教はそれだけでは興隆せず、むしろ迫害を受けたりしている。しかし天皇が積極的に古代国家を樹立しようとする努力する時期になると、仏教は保護を受け興隆の道を歩む。これは、仏教の性格が部属・氏族を超越した個人を対象とする普遍的な宗教だったので、古代統一国家を形成しようとする天皇にとって、古い秩序や族制を打破する有力な武器となったからである。

二 聖徳太子の政治

日本では、五世紀から六世紀にかけて、大和朝廷の有力な豪族たちの争いがはげしく、朝鮮の国々に対する外交上の問題でも対立がみられたが、六世紀の終りごろになると、大臣の蘇我氏が朝廷の政治の中心勢力となった。このような時、政治の改革をはかろうとしたのが、聖徳太子である。太子は五九三年、推古天皇の摂政となり、親戚関係にある蘇我馬子と協力し、国内政治の改革を始めた。まず冠位十二階を設け、小さな豪族の中から、能力のある者は役人にとり立てた。そして、憲法十

七条を定め、豪族や役人の守るべき心がまえを示した。はじめて暦をつくり、歴史書を編集したのも、太子のときのことである。また、小野妹子らを隋に送り(遣隋使)中国の制度や文化をとり入れて、国政の充実と文化の向上をはかった。

太子はまた、深く仏教を信じ、人々にも仏教の信仰をすすめ、法隆寺などの寺を建てた。また朝廷の豪族の中にも、子どもを僧や尼などにする者があった。そこで、朝廷のあった飛鳥地方(奈良盆地南部)には、日本で最初の仏教文化がおこった。

三 大化の改新と律令の制定

大和朝廷の勢力が地方に及び、支配組織が整ってくる、中央の有力豪族の間では政権をめぐる争いが激しくなった。六世紀の中ごろ仏教の受容をめぐる蘇我氏と物部氏の争いもその一つで、結局仏教受容を主張する蘇我氏の意見がとり入れられたが、これを機に蘇我氏の勢力が強くなった。聖徳太子(五七四〜六二二)の生きていた間は蘇我氏も専横なふるまいはできなかつたが、六二二

二年太子が死去されると、その専政は目にあまるようになり、特に蘇我入鹿（？く六四五）の時代には、蘇我氏の権力はその頂点に達した。

そこで中大兄皇子や中臣鎌足（藤原鎌足）を中心に蘇我氏打倒の計画が立てられ、六四五年クーデターを起こして入鹿を殺し、その父蝦夷を自殺させて政権を握ったこれを大化の改新という。

新政府は年号をはじめてたてて大化と称し、都を飛鳥から難波（大阪）に移し、翌六四六年には四条からなる改新の詔を發表した。これは

①皇室や豪族のもつ私地私民を全廃して公地公民とし、豪族には代りに食封、布帛を支給する。

②畿内、郡、里などの地方行政区画を定め、それぞれの長官をおき、国防や交通の制度を整えること。

③戸籍、計帳（租税台帳）をつくり、それに基づいて班田収授の法を行う。

④調などの新しい税制を施行する。

というもので、中国の唐の律令制度にならぬ中央集権的国家体制をつくり上げようとするものであった。

改革の事業は順調に進み一応の成果はおさめたが、め

ざす国家体制を確立するためには、なお数十年の長い間の努力が必要であった。

七〇一年大宝律令がつくられ、七一八年に養老律令がつくられるに至ってはじめてわが国に適した律令が完備し、政治は軌道にのった。この時代を律令時代ともいう。

四 律令時代の国政

次に律令による統治組織を見てみよう。

(一) 中央官制

中央には祭祀をつかさどる神祇官と一般政務をつかさどる太政官との二官があり、太政官のもとには八省（中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大蔵省、宮内省）があつて政務を分担した。また、これとは別に宮中の警護にあたる五衛府と官吏の監察をつかさどる彈正台とがあつた。（二官八省五衛府一台）

(二) 地方行政

全国を国、郡、里に分け、さらに国は大國、上國、中國、下國の四つに分け、郡も大郡、上郡、中郡、下郡、

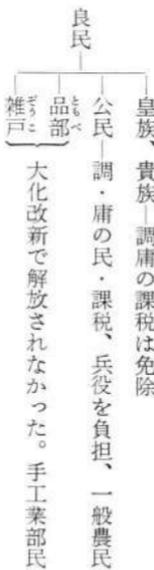
小郡の別があった。それぞれに国司、郡司、里長をおき、国司には中央の豪族を任命し、郡司には地方の豪族を任命し、国司がこれを監督するという中央集権的な統治を行なった。国司のつとめる役所を国衙といい、その所在地を国府といった。

各官庁の首脳部の四階級を四等官といい、用字は官庁によって異なるがほとんどかみ（長官）すけ（次官）じょう（判官）さかん（主典）の四階級からなり、長官は全部をまとめ管理し、次官は長官を補佐し、判官は公文書の審査、主典は書類の作製などにあたった。役所によっては置かれない職もあり、国司などは大、上、中、小のちがいによって人数もちがっていた。例えば薩摩の国は中国であったので、長官である守一人、判官である掾一人、主典である目一人の四等官がおかれ、その他に書記として史生三人、国博士一人（教師）、医師一人がおかれた。四等官の用字を主な官庁別に見ると次の通りである。

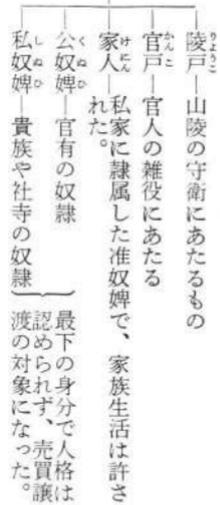
官名	官庁			
	太政官	省	近衛府	大宰府
長官	太政大臣 左・右大臣	卿	大將	師
次官	中納言 大納言	輔	中將 小將	式
判官	小納言 大中弁	丞	將監	監
主典	大・小外記 大・小史	録	將曹	典
				目
				主張

(三) 身分制度

律令時代人々は良民（自由民）と賤民（不自由民）とに大別され、この間の結婚は禁止され、後に述べる班田制で受給される田も良民と賤民との間には差があった。官吏の養成機関としては中央に大学、地方に国学が設けられたが、それぞれの入学資格も厳しく制限され、国学に学ぶことのできる者も郡司の子弟に限定されていた。



賤民



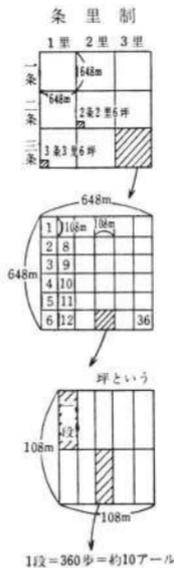
(四) 土地制度

土地制度の中心をなすものは班田収授の対象になる水田である。政府は六年ごとに戸籍をつくって戸口を調査し、六才以上の良民の男子には二反（二〇a）女子には男子の三分の二の一反三畝（一三a）を与えた。これを口分田くぶんでんという。賤民の男女はそれぞれ良民の男女の三分の一ずつが与えられた。口分田は私有地ではないので、売買は禁止されたが、一年を限って他人に貸すことは許された。

班田収授を実施するために条里制がしかれた。条里制とは土地をタテヨコ六町（六四八m）間隔に平行線を引いて区切り、区切られた一ますを里とよび、この里の東西の列を条といい、各郡単位の基準点から一条二条と数

える。里はさらに三十六の正方形（一辺の長さ一町一〇八m）に細分された。この一区画を坪とよび、坪はさらに一〇個の長方形に細分されて段となる。段の面積は三六〇歩で、これが口分田計算の基準となり、その所在地は何条何里何坪と示される。

条里制は田籍（土地台帳）をつくる上に必要で、全国的な規模で施行されるようになったのは大化以後である



が、天皇の直轄地である屯倉みやげなどでは似たような地割りが行なわれていたという。

(五) 税制

律令の税の種類には現物で納めるものと労働で納めるものがあつた。

- ① 現物で物めるもの
- ② 租……口分田一反につき稻二束二把（後に一束五把、

一把とは稲の穂先を刈取り、掌で二握をいう。十把を一束といい、一束から粃五升がとれる)を粃で納めるもので、主として国郡の諸経費にあてられ、それを貯蔵する所が正倉であった。税率としては年収穫高の約3%にあたり、比較的軽かった。

⑩庸……年に十日京で働く代りに物納するもので、米、布、塩、その他があった。

⑨調……絹、綿、布や海産物などその土地の産物を一定額納めるものである。

庸、調とともに男子に課せられ年令によって差があったが、中央政府の経費にあてられた。

③雑税……義倉——凶年にそなえる貯えとして毎年粟を納めるもの。

出挙——春、強制的に稲を貸しつけて、秋に高い利(五割)をつけて返納させるもの。

②労働で納めるもの

①雑徭……国司が年に六〇日以内、地方の雑役に働かせるもの。

正丁(21才~60才の男子)の場合の諸負担表

租	田1反につき、稲2束2把を納める。(1束の稲は米にして当時の5升、負担率は約3%)	
庸(歳役)	1年に10日間上京して労役に従うか、そのかわりに布2丈6尺を納める。	運搬は農民負担
調	その土地の産物 絹 8尺5寸 糸 8両 綿 1斤 布 2丈6尺 などのうち的一种	
雑徭	1年に60日以内国司の命ずる労役に従う。(のちに半減)(食料は自己負担)	
兵役	一国の正丁の $\frac{1}{3}$ が兵士に指定され、皇居の警備(衛士)、あるいは大宰府で辺境をまもる(防人)(兵器、食糧は自己負担)	
義倉	凶年にそなえて、毎年一定量の粟をおさめる。一種の税となる。	
出挙	稲を強制的に貸しつけて、利子稲をとる。しだいに一種の税と同じになる。	
仕丁	50戸から2人の割合で出て中央官庁の雑役に服した。	

②兵役……各国には軍団があり二一才から六〇才までの

男子（正丁という）が勤務し、その中から交代で宮中警護の衛士ゑしとなつて上京する者もあり（一年）、さらに防人ぼんじんとなつて北九州の大宰府に配置され、西海の防備にあたる者もあつた（三年）、兵役は経費は全て自費で防人一人を出すとその家はつぶれるといわれるくらいであつた。

③仕丁……五〇戸から二人の割合で出て中央官庁の雑役に服した。

④運脚……調・庸を京に運ぶのは農民の負担であつた。

五 薩摩・大隅の国の設置

現在の鹿児島県は長い間薩摩の国、大隅の国といわれていた。古代の薩摩の国と大隅の国との境界は、はっきりしない点もあるが、大体現在の大口市、伊佐郡、始良郡から大隅半島にかけてが大隅の国ではなかつたかと考えられる。薩、隅両国とも古くは日向の国に属し、地方名として、大隅、阿多、薩摩という名称が用いられてい

たが、いずれも一国を形成していたのではなく、隼人、肥人らの諸豪族が割拠していた。大化の改新以後も、薩、隅の隼人はしばしば反乱をおこし、大和朝廷はその懐柔かいじゆうに苦慮したが、七〇二年（大宝二年）に起つた大反乱が鎮圧されてから、戸籍法がしかれ薩摩、大隅も一つの国となつた。

① 薩摩の国

薩摩国の名称が明白にあらわれるのは、「続日本紀」元明天皇の和銅二年（七〇九）六月の条の「薩摩・多祢たね兩國司……」が初見であるが、しかし、同書文武天皇の大宝二年（七〇二）八月の条や十月の記事から察すれば、律令制定において薩摩の国の創置があつたと考えられ、朝廷は武力で実施を強行したものと見られる。

薩摩の国は令の規定でいくと中国であつたので、中央から派遣される役人は長官かみである守一人、判官はんごんである掾一人、主典まかみである目一人、その他に書記役である史生三人、教師、医師各一人である。歴代の役人の氏名、任命年月日は、はっきりしないが、万葉集の編纂の中心的人物といわれている大伴家持も七五六年（天平宝字八年）一月二十一日に任命されている。

薩摩の国設置当時の郡、郷、里の数は律書殘篇に「十三郡、二十五郷、六十里、京を去ること行程十二日」となっている。今この十三郡を上げれば次の如くなる。
出水、高城、薩摩、甌島、日置、伊作、阿多、河辺、顯娃、揖宿、給黎、谿山、鹿児島。

国司のつとめる役所を国衙くにがらといったが、薩摩の国の国衙は高城郡にあり、いまの川内市屋形原のあたりといわれていた。現在の上川内駅の東に隣接した方二、三〇〇mの台地である。この説は、「三国名勝図会」によるものであり、「鹿児島集史」もこの説を踏襲してきた。しかし近年になって、川内市内の別の地域で布目瓦などが採集された結果、その調査が進められ、新しく国府跡が確認された。

「薩摩国府跡・国分寺跡」鹿児島県教育委員会・

昭和五十年三月

によると、あらたに発見された薩摩国府の推定地は、国鉄鹿児島本線川内駅の北西二km余のところにある。北方の向山に発する山塊の裾野台地上にあたり、南に曲流する川内川と市街地を望む好処である。現在推定地域の東半は川内市国分寺町、西半は御陵下町に属する。この台

地は、北高南低の地形をとり、特に東側は、垂直的に落下して水田地帯に接している。この台地東端のはり出したところを、薩摩国分寺が占めており、推定国府域の東に接して位置していることになる。これまでに瓦や土器などの遺物の発見の地域として伝えられていて、その範囲は七〇〇m四方くらいにわたっている。その中心をなすのは、県立川内高校の東側から北上する道路である。

② 大隅の国

大隅の国が日向の国から分離したのは明らかに七一三年（和銅六年）四月で、はじめは肝きまつ坏、贈於、大隅、給襪あいらちの四郡であったが、のち七五五年（天平勝宝七年）五月菱刈村の浮浪九百三十余人が独立を願って許されたので菱刈郡が加わって五郡となった。律書殘篇には、「五郡十九郷二十七里。京を去ること行程十三日」となっている。ところがのち、八〇四年（延暦二十三年）三月の条を見ると、桑原郡の名がみえるので、奈良時代末期には六郡となっていたであろう。さらにのち、八二四年（天長元年）多た嶽たけの国が廢止になり、大隅の国となったので大隅の国の郡の数は以上の六郡に馭よ謨ま、熊毛の二郡を加えて八郡となった。大隅の国も薩摩と同じく中国であっ

たので、令の規定により、国司としては守一人、椽一人目一人、史生三人、国博士一人、医師一人が中央から派遣された。

国司の主席である国守の仕事は一国の政務を統轄し行政、司法、警察全体にわたり、薩摩、大隅二国では特に治安維持が大事な任務であった。国司の任期は最初六年であったが、のち特別な国以外は四年に改められた。大隅の国の国司も八〇六年（大同元年）任期五年間となっている。大隅の国司には七二〇年（養老四年）二月二十九日の隼人の反乱で殺された守の陽候史磨（やうこうしまる）から一三七七年（天授三年）八月十二日に死去した守の阿蘇惟武（あそこれたけ）までの間に八十八人ぐらいが任命されたとの事である。

国司は正税の出挙（しゅきょ）ならびに収納のため管内の巡察を行ない毎年管内の政治報告のため中央に上京しなければならなかった。その他年中行事の儀式にも出席した。

国司には手当として土地や食料が与えられたが、土地はその職に応じて、与えられるので、職田といい、薩、隅両国は中の国であったので、守二町（二ha）椽一町二反（一・二ha）目一町（一ha）の職田が与えられた。食料は七三六年（天平八年）の薩摩国正税帳によれば、年

一千五百束（約粃六〇石）となっている。正税とは各国の役所の正倉に貯蔵された穀という意味で、その運用は国司に任せられ、正税帳とはいわば、現在の予算、決算書である。さらに七三六年には、農民に強制的に貸しつける出挙の稲が四千九百束となっているが、若しかりにこの四千九百束の稲を全部貸しつけてもその利子は二千四百五十束である。（当時の利子は五割、八一〇年から三割となる）一束を粃四升と計算すれば二千四百五十束は粃九十八石となる。この利子だけを少なくとも守以下八人で分けるのであるから、一人当りの手取りは粃にして十石を少しオーバーすることになる。

薩、隅両国は国としては中国であったが、いろいろな面において、他の国と違った施策がとられている。千年以上も前から、中央から僻地の地であり、生産性低く、未開発の地として特別扱いにされたのである。災害については、後に見るとして、国司の給料さえも低く、国分寺の建立の際も、自国でまかなえず、となりの肥後、日向から補助してもらっている。

大隅国の国府は、現在の国分市府中に置かれたというのが定説となっている。然し考証となるべき遺跡の発掘

調査は行われていず、府中という名称を中心とした説である。いろいろな条件を総合すると、守公神社（現在の被戸神社）は諸国国衙の地に多く鎮座する「守の宮」にほかならないから、この附近に国庁があったことが推定されるが、府中部落は園芸作地帯で、往昔の地形はほとんど、とどめていないので、国庁跡の確認は甚だ困難である。（国分市郷土誌）

六 大隅国々司年表

守 陽候史麻呂 養老四年（七二〇）二月二十九日被殺
 ※帰化人であるが、隼人の叛乱で殺された人物である。
 目 榎鉢麻呂 天平二年（七三〇）
 掾 土師山麻呂 天平十年（七三八）
 史生 日置三立 天平十年（〃）
 守 大伴国人 天平十年（〃）
 守 中原伊加麻呂 天平宝字七年（七六三）任
 守 中臣習宜阿曾麻呂 宝龜三年（七七二）任
 ※和氣清麻呂流謫の導火線となった人物である。
 権守 御室是嗣 弘仁元年（八一〇）任

権椽 淡海豊守 承和九年（八四二）任
 守 布施真継 貞観十二年（八七〇）任
 守 佐伯春継 元慶二年（八七八）為安芸介
 守 春日宅成 元慶二年（〃）
 守 善道維則 天慶二年（九三九）
 権椽 村上貞信 天元四年（九八一）任
 守 菅野重忠 寛弘四年（一〇〇七）七月一日被殺
 守 如時 長和二年（一〇一三）
 前守 清原為信 長和四年（一〇一五）
 守 源義忠 寛仁四年（一〇二〇）
 守 守重 長元二年（一〇二九）
 守 維宗 長久二年（一〇四一）十一月
 守 中原長国 寛徳元年（一〇四四）為但馬守
 守 高橋 天喜二年（一〇五四）
 守 内蔵 康平三年（一〇六〇）
 守 藤原 延久元年（一〇六九）
 守 元範 〃 四年（一〇七二）任
 守 伴国忠 永長元年（一〇九六）任
 守 守貞 嘉承元年（一一〇六）任
 良俊 天永二年（一一一一）任

第1章 原始・古代

椽	清原貞繼	永久四年(一、一一六)	任
守	師光	元永元年(一、一一八)	任
守	中原	天承元年(一、一三一)	
椽大椽	建部		
目	藤原		
	酒井		
守	菅野	康治元年(一、一四二)	
守	中原兼遠	二年(一、一四三)	
守	中原信兼	久安四年(一、一四八)	任
守	清原盛保	五年(一、一四九)	任
守	大江康定	仁平二年(一、一五二)	任
椽	大中臣清友	久寿二年(一、一五五)	任
守	後弘	保元二年(一、一五七)	
椽大椽	桧前	平治元年(一、一五九)	
	紀		
目	大中臣		
椽大椽	建部	応保元年(一、一六一)	
守	中原	嘉応元年(一、一六九)	
守	藤原長親	安元二年(一、一七六)	任
椽	中原貞光		任
椽椽	藤原篤持		
守	三善為繼	治承二年(一、一七八)	任
守	三善為行	寿永元年(一、一八二)	任
守	中原清業	文治元年(一、一八五)	任
椽大椽	建部近信	建久八年(一、一九七)	
椽介	水野氏祐	建久八年(一、一九七)	
	大中臣		
	平		
椽介	清原	建久八年(一、一九七)	
	藤原		
椽介	伴		
	御春惟康		
	大中臣為則		
	惟宗		
椽大椽	伴		
守	藤原兼範	建久九年(一、一九八)	任
守	藤原	建仁三年(一、二〇三)	見
椽大椽	藤原		
目	大中臣		
守	藤原康業	元久二年(一、二〇五)	任

史 歴 編 第2

守	高階光経	建保元年(一、二二三)	任
守	藤原家光	〃 五年(一、二二七)	
守	大江信房	嘉禄元年(一、二二五)	任
守	望範	天福元年(一、二三三)	見
守	平紙氏	仁治元年(一、二四〇)	任
大介	藤原	文永五年(一、二六八)	
守	中原師顯	永仁元年(一、二九三)	
守	二条良基	元弘三年(一、三三三)	
守	平為英	興国六年(一、三四五)	任
守	源量平	正平二年(一、三四七)	任
権椽	藤井行重	〃 五年(一、三五〇)	任
守	相良定頼	〃 七年(一、三五二)	任
守	大秦高光	〃 八年(一、三五三)	転出羽守
守	阿蘇惟武	天授元年(一、三七五)	任
右	〃	〃 三年(一、三七七)	卒去

守・介・椽・目は長官・次官・判官・主典の四等官に当るもので、守は一国の政務を統轄して行政・司法・警察などの万般のことに当った。薩・隅は特に鎮押・防守蕃客帰化の事なども大きな仕事であった。

介は守を補佐し、守の政務を代行し、椽は主として国

内の非違をただし、また目が上命によって勘案作成した文書などの審査にも当り、史生は目の下で書記および諸雑務を行った。

七 薩摩・大隅の田数と人口

奈良・平安時代(八世紀〜十二世紀)の薩摩、大隅両国の田数を示す史料としては、十世紀にできた「和名類聚抄」(和名抄)と十三世紀頃完成した「伊呂波字類抄」と一一九七年(建久八年)の「図田帳」とがあるが、今三つを列挙すると、

薩摩国 大隅国

①和名抄 四八〇〇余町 四八〇〇余町

②伊呂波字類抄 四六四〇町 三七七三町

③建久図田帳 四〇一〇町七反 三〇一七町五反

となっているが、①和名抄において偶然にも両国の田数が一致しているが、四八〇〇町というの②③から考えて、薩摩の国の方で、大隅の国の分を転写のさい、あやまったのではないかといわれている。

次に当時の人口の推計であるが、行政上戸口を調べ人

民の登録をなすことはきわめて古くから行なわれたが、制度としては、八世紀のはじめごろからである。戸籍は六年毎に作られたが、その他に調や庸の負担額を示す計帳が作られた。現存する戸籍、計帳は少なく、従って全国の総人口を計算することはできないが、数学者の沢田吾一氏は一九二〇年代に色々な資料から奈良時代（八世紀）の日本の総人口を六百万から七百万と推計された。大部分の学者は沢田氏の推計に従って奈良時代の日本の人口は約六百万としている。

ところでこの時代の薩摩、大隅の人口であるが、「県史」では一町の田地が十人の食料をまかなえると推算してさきに「和名抄」「伊呂波字類抄」の田数より

薩摩国 大隅国

和名抄 四八〇〇〇人 四八〇〇〇人

伊呂波字類抄 四六〇〇〇人 三七〇〇〇人

としている。

また同じく「県史」には郷数により奈良時代と平安時代の人口を推算しているが、それによると種子島を含まずに

薩摩国

奈良時代（律書残篇） 二五〇〇〇人（二十五郷）

平安時代（和名抄） 三五〇〇〇人（三十五郷）

大隅国

奈良時代（律書残篇） 一九〇〇〇人（十九郷）

平安時代（和名抄） 三二〇〇〇人（三十二郷）

としている。これは当時の一郷平均千人と計算したものである。（一戸〓二十人、一郷〓五十戸〓千人）

奈良時代の日本の人口を約六百万と推計した沢田氏は同じように郷数から計算したのであるが、氏は一郷の全人口を平均一四〇〇人としている。今これに従い「律書残篇」「和名抄」より奈良時代、平安時代の人口を推計すれば、

大隅国 奈良時代 二六六〇〇人 平安時代

薩摩国 奈良時代 三五〇〇〇人 平安時代

四四八〇〇人

四九〇〇〇人

となる。

いずれにしても十世紀頃の薩摩の人口は両国合わせても十万に足りなかったのではなからうか。

なお、律令制においては、国司は畑を檢注しないことになつてゐるから、畑は精算の基礎にならない。この傳統は近世にはいつても鹿兒島藩の門割制度かどわりの主たる対象は田であつて、租法上、畑を労働力再生産のための余地として軽くとり扱つてゐる。新開の畑については、事实上檢注の手を入れないようにした。

八 班田制と条里制

(一) 薩・隅における班田制と条里制

大化の改新後、中央政府は土地制度として全ての土地を公田としそれを人民に授ける班田收授の法を実施したが、これは全国一律には行なわれなかつたらしい。政府の支配力の強い近畿地方では早くから行なわれたらしいが、中央から遠くなるに従つて実施も遅れ、また徹底もしなかつたのではなからうか。別な見方をすれば班田制の実施徹底の度合によつて中央政府の支配力の強弱をみる事ができるかもしれない。

薩摩、大隅においても長い間班田收授は行なわれなかつたらしい。七三〇年(天平二年)「大隅、薩摩兩國の

百姓未だ班田せず。旧に随つて悉く墾田を許す。」とまだ自由な開墾を許してゐる。薩、隅に長い間班田收授が行なわれなかつた理由として、「県史」には人民が少なく従つて土地の開拓も少ないので、人民に開墾を奨励するためだろうと述べてゐる。

しかるに桓武天皇の八〇〇年(延暦十九年)十二月、薩、隅兩國にもはじめて班田收授をすることになつた。

(種子島は七年おくれで八〇七年)しかしこの延暦年間の班田收授にしてもどの程度徹底したか不明であり、恐らく殆んど実施されることなく、程なくもとの墾田状態にもどり、地方豪族の所有のままになつてしまつたのではなからうか。班田制は六年に一回実施される(六年一班)ことになつていたが、九世紀に入るとこの班田も漸く廢類期にはいり八二八年から八七五年までの四十六年間は実施されていない。さらに畿内においては八三四年(承和元年)班田の間隔を十二年とし(十二年一班)九〇二年(延喜二年)には諸国も畿内と同じく十二年一班としてゐる。しかも政府は口分田として与える墾田の開墾に苦慮し、七二二年(養老六年)には百万町歩の開墾を計画し、翌七二三年(養老七年)に三世一身の法を定

め、二〇年後の七四三年（天平十五年）には墾田の永世私有を許可している。（三世一身の法——新らしく池溝をつくって開墾したものにはその田地を三世（子、孫、曾孫といわれる）の間所有してよい。もとからあった池溝を利用して開墾したものには本人一代限りの私有を認める。）

それらからして薩、隅に班田制が完全に実施されたとはとても思えないのである。

班田制において口分田を配分する場合、土地の所在、面積を明確にするための地割りが条里制である。奈良県には当時の条里制の名残りをとどめる遺構が残っている。薩、隅にも他と同様にこの条里制が実施されたらしいが、その遺構が残っていないので、その実態がよくつかめていない。条里制では土地の地番を表わすのに何条何里何坪と示したが、国分の台明寺文書には次のような記録があって、薩、隅にも条里制が実施されたことを示している。

(二) 「台明寺文書」にみる条里制

国分市東北方郊外の旧利台明寺に伝わる、いわゆる台明寺文書に散見する条里制坪名は、大治五年（一一三〇）

から建治三年（一二七七）に至る平安末期、約一世紀半にわたる間の、左記数通の古文書によるものである。

- 1、大治五年（一一三〇）十二月八日曾乃墓町一町沽却状に「沽り渡す相伝所領の田地の事曾於郡二条二里廿七坪にある一町、字墓地也」
- 2、康治元年（一一四二）九月廿日「曾於一条三里九坪捌（八）段字楠本」。

同条四里十九坪内壹段。字久保山。

- 3、応保二年（一一六二）四月二日「桑東郷一条二里字竹原田陸（六）段」。「曾於郡内取条一里、字花牟礼田四段半」

※3、の註として国分郷土誌では、字竹原田は、国分市上小川字竹原田であり、字花牟礼は、曾於郡重久（現在の国分市大字重久）の花牟礼である、と説明がしてある。（この件については後記参照）

- 4、貞応元年（一二二二）九月十一日附常会僧供料田肆段事。小川院二条六里垣本肆段。
- 5、文暦二年（一二三五）正月十九日「曾於郡須加尾条之内石風田、四至、南、小二郎檢校横道云々。
- 6、寛元元年（一二四三）九月日附寄進料田坪々事

桑東郷一条七里廿九坪玖段地蔵講田。

7、弘長三年（一二六三）十一月九日「奉寄進曾野郡

郡田樋渡田一町事。東五坪并井乃毛・西野間口。

※7、の条の註として、樋渡・野間口は、重久村の内に

あり、郡田（国分市）字と隣接境界点。往古は郡田

の中にあつたと推察される。と国分郷土誌は説明し
ている。

8、建治三年（一二七七）二月十二日「提田中略」在

曾野郡三条五里。

※8、提田は、国分市清水、国分中学校南一带。と、国

分郷土誌は説明している。

今、以上八種の条里制について、分布を整理してみ
ると、次のようになる。

A、小川院内Ⅱ二条六里垣本

B、曾於郡内Ⅱ一条三里九坪楠本

一条四里十九坪字久保山

二条二里廿七坪字墓町

三条五里提田

須加尾条字石風田

取条一里字花牟礼

C、桑東郷内Ⅱ一条二里字竹原田

一条七里廿九坪地蔵講田

これによって見ると、国分平地の条里制は、小川院と
曾於郡（古代の曾於郡というのは、現在の国分市周辺を
主とする郡名で、今日の曾於郡とは大きくくずれてい
る）と桑東郷の三つのブロックに分かれて組織されてい
たことがわかる。しかし色々な観点から考えてみて、古
代条里制が敷かれた当時から、小川、曾於、桑東などと
言う郡郷制はなかつたのであるから、右の条里呼称は、
その時代の郡郷制に合致するように、呼びなされたもの
にすぎないはずである。

世には、条里呼称が郡単位に呼ばれていることを根拠
として、条里制の設定は、郡界が定められてから以後で
なければならぬと主張する学者もあるが、これは地面
を直接区画地割してゆく土地基盤整備事業と、地籍地名
の所在を明示するための地番構成事業とを混同するもの
で、地番構成による条里呼称は現に農耕に無関係な山野
にまで広く延びているように、条里制地割とは別個に考
えなければならぬ。従って一度国郡界に沿って定めら
れた条里呼称があつたとしても、その国郡に異動があれ

ば、条里呼称はそれに伴って新に国郡界に合致するよう
に変更することは当然であろう。

要するに国分平地の三ブロックに分かれる条里呼称
は、平安末期にあった郡郷界の時点で条里名であるこ
とを念頭におかねばならぬ。資料、国分市郷土誌。藤井
重寿著「大隅・薩摩高城国府」。鹿兒島県史料「旧記雑
録」による。

※註 「台明寺文書」とは、

三国名勝図会に竹林山衆集院台明寺は、国分弥勒院の末
にて天台宗とあり、当時の由緒は、天智天皇皇太子の時築
紫へ下向の砌、この地を巡察せられ、当山の裏山に青葉竹
の自生するを御覧あり、笛竹の貢御所に定められてより、
国家鎮護の道場となった。当時の筒藏文書は、世に台明寺
文書として古物家賞玩せりと。現在大日本古文书島津家文
書に収録されているものの外、薩藩旧記雑録に散見するも
の管見の分十六通りあり、うち条里制資料となるもの合わ
せて七通りあり。(薩・隅・国府||藤井重寿著より)

竹林山衆集院台明寺は、旧清水村(国分市)山之路にあ
った。今は歴代住持の墓と小さな泉水が残っている位のも
のである。天智天皇の白鳳元年(六七二)勅願寺として創
建され、国家鎮護の道場となり、その後、中古まで將軍の

御祈禱所となったが、開山の僧は明らかでない。

なお、台明寺領は元来寄進地(農民が神社へ田地を寄附
したもの)と、寺僧の買得によるもので、坊僧が代々相
け相伝えた。主な買得、寄進地は「桑東郷一条二里字竹原
田田六段」。畠園、曾乃野町二条二里二十四坪字墓町一町、
曾於郡内取条一里字花牟礼田四段百八十歩、曾於郡内糸丸
名一町五段等がある。

(三) 牧園における条里制考

鹿兒島県史料・旧記雑録前編一の二十二頁の、台明寺
文書に次のように書いてある。

「写本在清水台明寺」

仏子真寂謹辞 譲与字不動丸田島事

合

。田地陸段^(六)

(A)、在桑東郷一条二里字竹原田陸段者^(六)

東限	三鉢堂峯	南限	三鉢堂田大繩
西限	大河	北限	三鉢堂峯

。畠地壹所

(B)、在同郷葦上村字古川蘭者

東限	主丸田	南限	主丸田
西限	三鉢堂田	北限	三鉢堂蘭垣根

右、件田島等、依為主丸先祖相伝私領、子息不動丸所譲
 与実也、但致本役公事者、本名留了、雖然、為母於不致
 教養子息者、為母沙汰、可領知之状如件、

応保二年(一一六二)四月二日

弘子真寂(花押)

嫡子紀助房(花押)

右、A・Bは僧、真寂という人が、桑東郷字竹原田に
 ある田六段と、桑東郷葦上村字古川藺の島地耆所を譲渡
 した譲り状である。その田島の四囲をみると、いずれも
 三昧堂名が出てくる。これは、牧園町三昧堂に条里制が
 実施されたということを示すものである。

前記「台明寺文書にみる条里制」3、応保二年「桑東
 郷一条二里字竹原田」の註に、国分市郷土誌は、字竹原
 田は国分市上小川の字竹原田であるとしているが、上小
 川字竹原田の四囲・東・北限に三昧堂峯、南限に三昧堂
 田というような、三昧堂名のつく峯や田は存在しないと
 いうことであるから、この「桑東郷一条二里字竹原田」
 は正しく牧園町三昧堂のどこかにあることになる。

国分平地に、古くから条里制の地割が施行された形跡
 があることは、有名な地元台明寺文書に明らかであるの

みならず、現に国分市・隼人町地籍図に古代条里制坪名
 が若干指摘されることによって証明されるのである。

次に掲げるような地名だけは、確実に千年以上の条里制
 施行に伴う坪名であることは明らかである。

古代条里制地割の残存坪名として国分平地には、
 大字下井^ニ六之坪・拾六・二反田。 大字上井^ニ緑一
 条。 大字湊^ニ拾貳割。 大字上小川^ニ九ノ坪、北六
 番、中六番。 大字見次^ニ六反。 大字内山田^ニ五ノ
 坪、八ノ坪。 大字小田^ニ六ノ坪、六反田。 大字松
 永^ニ一条。 以上挙げた地名のほか、これに準ずるも
 のと思われる数字名を負う地名を数えればなお多くの
 のを指摘することができる。

牧園町にある九七〇の字名を調べてみると、右のよう
 な条里制地割の残存坪名と思われる地名として、万膳地
 区に、弐反田。下中津川地区に、四ノ坪、八反丸。持松
 地区に、五反田平という地名がある。しかし三昧地区に
 このような地名は見当らない。

台明寺文書によって確かめられる条里坪名を頼りに、国
 分平野の郡別条里制を復原する作業の過程において、
 「大隅・薩摩高城国府」の中で、著者藤井重寿氏は、ま

ず現地籍図の隼人町大字松永の「一条」が、旧桑東郷の区域内であると見る想定から、この一条の地は、台明寺文書前記3の桑東郷内牧園町・三体堂方面から里の番号が初まっている一条の条線帯の中に属する地名と見ることによって、この条線帯の里の番号は、北からはじまって南に伸びるものであるとの推定が立つ。すなわちこの条線は南北をさすものであることがわかる。

さて郡単位の条里呼称では、特別の事情のない限り、一条の線から始まるのが通例であるから、この原則に沿うものである限り、右の条帯こそは曾於郡と桑東郷とを分けるものであり、従って桑東郷の条帯は、天降川沿いの南北一条の帯を基本として西へ二条・三条と並ぶべきはずのものである。(同著書、頁六五)……以下略。

隼人町にある「一条」の小字名は、現在天降川の左岸とはいっても、旧桑東郷一条帯の中の地名で、北方牧園町・三体堂方面からはじまる里の起点から考えると、恐らく一条十五里の一之坪位に当る場所と考えられる。

今、かりに、三体堂附近の里の起線が、天降川右岸のすべての条帯に共通のものであるとすれば、一条帯の隼人町大字東郷の「六反田」「八反田」は、一条十七里の

六坪と八坪に当り、大字見次の「六反」の地は一条二十二里の六ノ坪に当り、……以下略。

国分平地条里制設計当時の一遺物ではあるまいかと考えられる石柱一基が、国分市大字下井にあり、この石柱は昔から「ガンドン石」と呼ばれ村人に親しまれていた。この石柱は、大体地上三尺程度の自然石状の角柱で、石柱の東向きと西向きとの両面に、同じように二条の凹線を彫り込み、その中間下方に団子状の凹穴を彫り込んだものである。(同著書、六七・六八頁による)

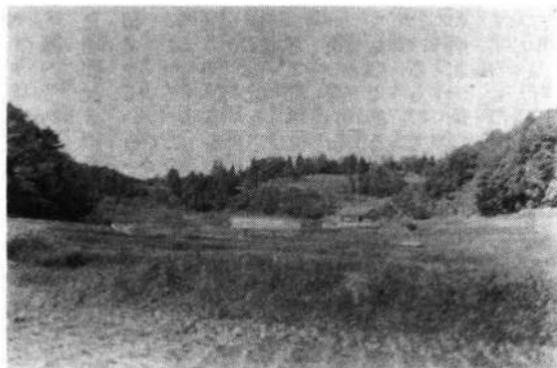
右のように、藤井重寿氏は、牧園町・三体堂から、条里制の里の番号が始まり、三体堂は里の起線であると、説明されている。

では、三体堂のどこをさしているのでしょうか、われわれにできる範囲でこれを考究してみよう。

A・「桑東郷一条二里字竹原田六段者」についてみるに、字名に竹原田という地名は、三体地区にはない。それでこの場所の位置を示すと思われる、東限、三鉢堂峯。南限、三鉢堂田大縄。西限、大河。北限、三鉢堂峯の四囲からこの地点を探しださねばならない。つまり、東側と北側に峯があり、西側に大河があり、南側に田圃

のある場所である。南限の三躰堂田大繩の大繩とは、日本史辞典によると、「おこなわ」と読み、広い開墾地での比較的寛大な検地。おおよその縄入れのことに、訳している。

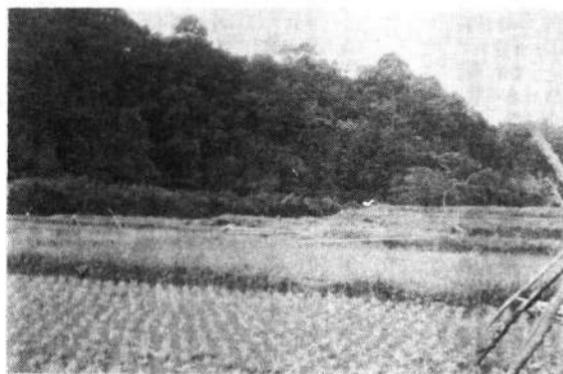
三躰堂は上三躰堂と、下三躰堂に分かれており、上三躰堂には、縄文時代の土器があちこちから出土している。



三躰堂川床・神 田

る。下三躰堂には、倉稲魂命・天照大神・天児屋根命を祭る飯富神社がある。延喜（九〇一〜九二二年）・応和（九六一〜九六三年）の頃建立されたといわれる神社である。

三躰堂には、石坂川・三躰川・



三躰堂・田 方

宮田川の三つがある。上三躰堂地区に焦点をあてて考えた場合、一番目に字川床にある神田の田が考えられる。西側を宮田川が流れ、東には豆打原の峯があり、北方には堂地の峯・南方は田が続いている。田の面積は約二町歩（2ha）ある。川床公民館の西側にあり、神田の北側には川をへだてて宮田という地名の田がある。神田・宮田という地名が社寺田であったのか、それはわからない。

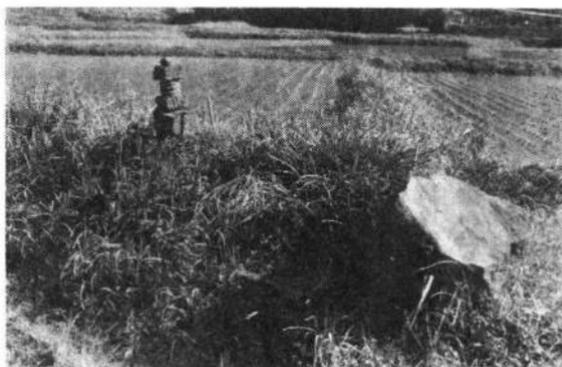
次に、三躰堂田方について考えてみたい。これも東側には新兵衛塚・春山の峯が続ぎ、北側には宇原の岡が突

き出ており、西には石坂川が流れ、南は田圃である。こも約二町歩（二ha）の田がある。橋を渡ると田の入口に田方公民館があり、その東隣りに「田方観世音」の木札をかかげた鳥居が立つ小さなお堂がある。お堂の前に享保十八年（一七三三）八月十八日奉寄進と書いた高さ九〇cmの石柱が建っている。このお堂から、北へ向って田の中を約三〇m行った畦に、石塔が建っている。欠損したものを組み立てたと思われるが、この塔は宝篋印塔ではないかと思われる。高さ五五cm、何も銘はない。

部落の人に聞くと、これは昔から荒神様として恐れられていたということで、この辺一帯の田の所有者、田方牛太郎氏が花を供えてお参りしていたということである。

この石塔から一八〇cm離れた同じ田の畦に、自然石をけずったと思われる四角の石がある。北側は高さ五〇cm、南側は約三〇cm、平たい上面は南西に向かっていて、表面は横五〇cm、縦四〇cmの四角な面である。

国分市下井には、条里制設計当時の遺物ではないかといわれる「ガンドン石」と呼ばれる石柱があるというところであるが、前記した四角な石柱は、条里制、里の起線を意味する遺物ではないのだろうか。三体小学校の沿革

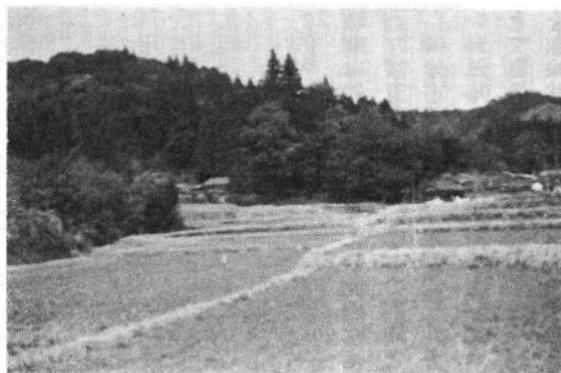


三体堂・田方の石塔と自然石

をみると、明治五年民家で農閑期に夜間読書会。明治十六年この田方部落に小学校が建てられている。田方部落が上三体堂の中心地であったのだろうか。この学校跡は前記田圃から六〇m位離れた地点である。

次に下三体堂地区で西側に川があり、東北に峯、南に田圃のある場所を探してみると、飯富神社前にある「音川前」と、「奈良木」の二か所がある。

まず飯富神社前の字音川前あきにある田を考えてみると、東側に、鬼が窟の峯、北には聞迫・渡瀬口の山があり、南に田圃、西側を三体川が流れている。面積も二町歩



三体堂・音川前（飯富神社前）

(一ha)位ある。南の隅に田に囲まれた一反歩(二〇a)位の畑があり、茶が植えてある。その南は昔あまき憶神社があったという。また東側には釈迦堂があったりして、古くから開けていたと考えられる。

三体川に沿って下方には外蘭・長田・音川田と田圃が続いている。

最後に、下三体堂地区で、西側を川が流れ、田のひらけたところを人に聞いたり、地図で探してみると、「奈良木」の田が浮びあがってくる。ここは、飯富神社を左に見て上三体堂方向に約二〇〇m位上り、右側の旧道に入り一ha位坂道を登り、鬼が窟の山を越えて、大丸に出

ると眼下に石坂川がみえる。急な坂道を三〇〇m位下ると橋があり、奈良木の田がひろがっている。ここは、東に奈良木の岡、北に牛角の山、西を石坂川が流れ、三町歩(三ha)位の田がまとまっている。しかし、南は高い岩壁にさえぎられ、全く人里離れたいわば隔離された谷底の田で、耕作している人たちの話をきくと、田植え時の肥料運搬、収穫時の稲の運搬や、その他の道具の持ち運び、すべてを牛や馬の背を借りねばならず、昔は並大抵の苦労ではなかったという。この奈良木という所は、筆者をはじめ訪れてみたが、地形的に条件にかなう場所であるので一応あげてみた。

以上、上三体堂地区に二か所、下三体堂地区に二か所計四か所について検討してみた。いずれも、東・北に峯西に川・南が田で、台明寺文書にある四囲の条件にかなう場所である。しかし、現地を調査しながら、いろいろな面から考えた場合、上三体堂の「田方」と、飯富神社前がやはり有力な比定地となる。特に「田方」の石塔と、自然石の説明が条里制についての説明につながるのではないのだろうか。

次にB・「在桑東郷葦上村字古川蘭者」「島地壱所」

四至、東限、主丸田。西限、三躰堂田。南限、主丸田。北限、三躰堂・蘭垣根。について、これは、「畠地耆所」としてあるから、字古川蘭にある畠地耆か所のことであろう。四囲の説明からみるとこれもやはり三体堂のどこかの畠を示すことになる。三体堂にある字名一四〇を調べてみるが、このような字名は見当らない。

「藤井重寿著・大隅・薩摩高城国府」の「始良と桑原と萬徳」の項の註に「畠地耆所」桑東郷葦上村字古川蘭者、云々の場所は現在の牧園町三体堂である。と明記されており、「葦上村」について次のように説明してある。

霧島連峯のなかで、その山容の秀麗さは高千穂に及ばないが、その高さにおいて若干すぐれた韓国嶽の山霊を祀ったと思われる神社に、延喜神名帳に見ゆる韓国宇豆峯神社がある。国分諸古記によれば「祭神不詳、一説には異国の神を祭るといふ」とあり、現在では五十猛命と、曾富理神を祀るとされている。五十猛命はスサノヲ神の子ということになっており、はじめ多くの樹種子をもって新羅国の曾尺茂梨の処に降ったが、韓国には樹種子を播かないで日本に持来り、筑紫の国から初めて大八

州全国に播種せられたので有功之神と称され、常世国新羅奥の濃い神である。

韓国嶽の西南麓には「葦上村」の集落があるが、ここも古代新羅人集落の遺名であろう。葦上村から更に西南に降って嘉例川の集落がある。国分地方にはこのほか、佳例川・高麗石等、韓地ゆかりの地名が少くない。以下略。

「桑東郷葦上村字古川蘭」は、確かに牧園町三体堂のどこかを示すことははっきりしているが、東と西が主丸田。西が三体堂田。北が三躰堂蘭垣根という、これだけでは、この畠地が三体堂のどこの部落のどの畠地を示しているのか、全然見当はつかない。この畠地の所在と、「葦上村」については、今後更に研究調査しなければならない。

最後に、前記A・「桑東郷一条二里字竹原田陸段者」

東限 三躰堂峯 南限 三体堂田大縄

西限 大河 北限 三躰堂峯

の六段歩の田が、どのように変動していったか、「旧記雑録」からひろってみる。

◆「台明寺藏」

(花押)

諸衆僧覺仁謹辭・讓与字淨妙房得分事

合

阿弥陀經講卷町 但三丁内

田地參段 但字竹原田北方可領也、在桑東郷

右件講經田地等……………讓状如件

建保五年(一二二七)十一月六日

講衆僧覺仁(花押)

◆「台明寺文書」

大隅国台明寺新田

奉寄進 新田坪之事

在曾野郡 ……………略

桑東郷 一条七里廿九 玖段 地藏講田

竹原田 六段 燈油田

右、件新田、本領主御家人重代相伝所領也。雖然、依有要用敷、他人沽却間、大略其跡已無足、茲以自、將軍家被付壳買之田、可令勤行御家人所役之由、依被仰下、雖下令下知、件寺依為関東御祈禱所、如本奉寄進之状如件。

寛元元年(一二四三)九月 日

書生僧在判

惣官大藏

押領使代僧在判

守護代左之門(定重)尉在判

◆「台明寺文書」

主丸名主紀吉久謹言

奉免、主丸名内台明寺新田地藏講田卷町

並、竹原田陸段 兩三方公事等事

右、件新田者、本主丸名也、雖然沽却之後、被奉寄台

明寺、但為沽却田之間、任、公家関東之御下知状雖可

奉令支配本名之公事等……………不可為吉久之子孫之状

如件。

文永四年(一二六七)十二月二日

嫡子紀重吉在判

主丸名主紀吉久在判

◆「台明寺文書」

竹原田五段 主丸名

円明房寄進

公事無之

右注進如件

正応四年(一二九二)十一月 日

以上で、「台明寺文書」から、竹原田の記録は消える。竹原田の田六段の件が、「台明寺文書」に最初見えたのが、応保二年（一一六二）四月で、正応四年（一二一九）十一月に消える。一二九年の間に文書の上では、四回変動して、最後には六段の内五段が「学頭田」になっている。

九 大隅国の郡・郷の編成

大隅国の設置については、前記したように和銅六年四月（七一三）であるが、この時は、肝坏・贈於・大隅・始禰の四郡であったが、のちに菱刈・桑原の二郡を増し、多嶺国の廃止とともに馭謨・熊毛の二郡を加えて八郡となった。

菱刈郡⇨菱刈郡は、天平勝宝七年（七五五）、菱刈村の人々九百三十余人が郡家を建てんことを願って創置された郡で、和名抄では比志加里とよみ、羽野・亡野・（または出野）・大水・菱刈の四郷をあげている。

桑原郡⇨桑原郡については、「日本後紀」に「大隅国桑原郡蒲生駅」とあること、「和名抄」に久波波良とよ

み、大原・大分・豊国・答西・稻積・広田・仲川・桑善の八郷をおさめている。稻積・仲川の二郷は現在の牧園町に比定される郷である。詳しくは後でのべる。

贈於郡⇨贈於郡は、本来襲国（ソノクニ）の名を継承したものとみられ、曾君・曾乃公・贈於君・曾県主などの名も登場する。贈於郡は桑原郡分置以前は、桜島以北の海岸一帯をも包括し、さらに霧島山に達する区域だったと考えられ、葛例・志摩・阿気・方後・人野

大隅郡⇨大隅の国名も、郡名によつたとみられ、古くはもっとも発達していた地と考えられるが、今日ではこの郡名は消滅してしまっている。「和名抄」には、人野・大隅・謂列・始藤・福覆・大阿・岐の七郷をおさめている。

始羅郡⇨始羅は吾平山陵所在地の吾平もしくは、大始良にもとづいたものである。今日の始良郡とはその境域はまったく異なる。「和名抄」は、阿比良と訓み、野裏・串伎・鹿屋・岐刀の四郷をおさめている。

肝属郡⇨肝付郡は、大隅半島の南部に位し、「統日本紀」には肝衝・肝坏と載せ、後世これを「肝付」と書くようになった。「和名抄」は岐毛豆岐とよみ、同書には

桑原・鷹屋・川上・鷹麻の四郷をおさめている。

馭謨郡ごももと、多嶺国たね四郡の一つで、淳和天皇天長元年（八二四）に多嶺国を廃して大隅国に隸属させたときに、「能麻郡」を「馭謨郡」にあわせ、「益救郡」を「熊毛郡」にあわすと「類聚三代格」所載の太政官謹奏に記してある。和名抄に謨賢・信有の二郷を収めている。

熊毛郡くまと和名抄は久末介くまげと訓み、熊毛・幸毛・阿枚の三郷をおさめている。

十 桑原郡の各郷について

牧園は長い間踊郷といわれていたが、奈良、平安時代は種積郷といわれ、大隅国桑原郡に属していた。先にのべた如く大隅の国は七一三年に日向の国から分離した時には、肝坏、贈於、大隅、始禰の四郡であったが、後年菱刈、桑原、馭謨、熊毛の四郡が加わって八郡となったのである。

桑原郡はいづつ建置されたのであろうか。桑原郡の初見は「日本後紀」・桓武天皇延暦二三年（八〇四）三月の

条に「大隅国桑原郡蒲生駅」が初見で、「律書残篇」には菱刈郡のみが付加されているだけで、まだあらわれない。「律書残篇」の編述年代は不詳であるから、これらの点を総合すると、天平勝宝七年（七五五、すなわち菱刈郡創置の年）以後延暦二十三年（八〇四）三月までの四十九か年間のことで、おそらく奈良時代（八世紀）末期の創置と考えられる。桑原郡の位置は、菱刈郡の南、贈於郡の西で、西は薩摩・鹿児島かごしまの二郡と界し、南は鹿児島湾に面している。（原口虎雄著・鹿児島県の歴史）

「和名抄」には、久波波良くわはらとして次の八郷をおさめている。それぞれの郷を現在の町村に比定することは、はなはだむづかしいことであるが、

大原郷おほはらは西隣薩摩国鹿児島郡吉田村に邑名として残っているから、その辺から重富にわたる地域かと説かれている。（鹿児島県の歴史）または、吉田から蒲生にかけての地域と考えられる。

（かごしま古代地名考）

大分郷おほおちは豊国郷とともに、和銅七年（七一四）豊前国の民二〇〇戸を移したという地域の一

つであろうかと思われる。大分の地名は豊後の地名で、分はキタと訓み、オホキタとよぶべきであろう。「日本地理志料」は、蒲生郷（現在の始良郡蒲生町）に北村・北山などの地名が残っているから、この付近が「大分郷」かも知れないといっている。（鹿児島県の歴史）また、平田信芳氏は、かごしま地名考で、大分郷は豊後国大分郡の地名が移ったものと考えられる。始良町船津に宮田ヶ丘とよばれるところがあり、大隅国分寺用とみられる瓦（かわら）窯跡がある。隼人の地での瓦工の技術は移民による郷を想定した方が自然であり、始良町が大分郷である可能性が大である。と説明している。

。豊国郷Ⅱ大分郷とともに、大分からの移民の居住地で始良郡始良町帖佐地区の豊留付近という説（鹿児島県の歴史）と、桑原郡内で豊国（豊かな土地）の名に値するところは、加治木町から始良町にかけてのあたりではないかという説（古代地名考）の二つの説がある。

。答西郷Ⅱ「タフセ」と読まれるので、近世の帖佐地区と考えられる。（鹿児島県の歴史）

「古代地名考」では、本来「竹合西」の三字であったものが「答西」の二字になってしまったものと仮定することが許されるならば溝辺町の「竹子」が有力な比定地となる。とあり、帖佐と溝辺の二説がある。

。広田郷Ⅱ広田郷は、「高山寺本和名抄」には広西とあるが、未詳である。（県の歴史）とあるが、

「古代地名考」では、因幡国と備前国に同一用例があり「ヒロセ」と読んでよく、国分市の広瀬がその有力比定地名となろう。また、広西郷でなく広田郷だとすれば、栗野町に広田の地名があるが、ここは菱刈郡の範囲となる。

。桑善郷Ⅱ桑原郷の誤りと考えられ、建久八年（一一九七）の「大隅国因田帳」に、桑東郷。桑西郷とある地域で、府中（現在の国分市府中）付近と考えられる。（県の歴史）

和名抄の類例では近江国高島郡善積（アシヅ

ミ)郷があるのみであるが「クワヨシ」もしくは「クワアシ」と読んでよいであろう。

ヨシにせよアシにせよ「葦」のことと考えられる。桑原郡東部の諸郷をうろおして国分平野に注ぐ天降川(アモリ川)という河川名は本来「葦守(アシモリ)」からきたのではないかとみている。というのは三国名勝図会には「芦江川」という別名も記されているからである。桑善郷とは、桑原の葦守の意になるのであろうか、それとも桑と葦が多かった土地のことなのだろうか。桑善郷については、現段階では比定地を求める手がかりはない。

(古代地名考)とある。

さて、順序をかえて最後に、稲積郷と仲川郷をもってきたが、この二つの郷は現在の牧園町にはいつている郷であるので、ここにまとめて諸説をのべてみることにする。

稲積郷Ⅱ「稲積郷」は宿窪田(牧園町・近世の踊郷)

を旧名で稲積というから、踊郷(牧園の旧名)の地域かといわれる。(県の歴史)とあり、

(古代地名考)では次のようにのべている。

「稲積は踊郷(今の牧園町)の古名なり」という三国名勝図会および薩隅日地理纂考に記されているが、稲積城(続日本紀記載)比定問題とも関連して、検討を必要とすると書いている。

仲川郷Ⅱ「和名抄」に、仲川は、国では中津川の三字を用うと註記があり「ナカツガワ」と考えてよい。中津川は牧園町の大字名として残っており、近世の踊郷(牧園町)の上・下中津川にあたる。

以上、桑原郡内にある八つの郷名を「鹿児島県史」の三書によって、現在の町村に比定し、説明してきた。

「郷名比定」の研究は、昭和十四年に出された「鹿児島県史」から一步も前進をみていないと、いわれていたがこのたび、日本考古学協会員、平田信芳氏の手により、奈良・平安時代、大隅国と薩摩国にあった「郡」と「郷」の境域と読み方に関する新しい研究がなされ、昭和五十五年五月、「かごしま古代地名考・大隅・薩摩の郷名」

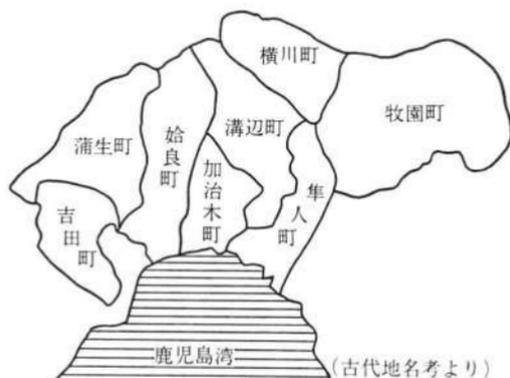
として、南日本新聞に掲載された。

どの郷についても、古くから比定されていた説と、新しい平田氏の説の、二つの説をかかげた。牧園町の中津川に比定された。仲川郷については、旧・新説とも同じであるが、**稲積郷**については、「鹿児島県史」は牧園町としており、「古代地名考」では、**稲積城**とともに今後検討の要があると書いてあり、一つの課題をなげかけられたといえる。

しかし、「地理纂考十九の巻」の「**稲積の里**」の説明に、「和名抄大隅国桑原郡**稲積是ナリ**、或ハ**踊郷ノ古名ナリト云フ**、和気清麻呂卿の配所ナリ……」とあり、**稲積郷**もやはり**牧園町**にあり、また**稲積城**も**牧園**にあったのではないだろうか。

「郷名比定の研究は、古代史を解明する基礎となるものであり、今後さらに研究されることが期待される。

なお、桑原郡の境域比定にあたって検討を加えなければならぬ地名に、古代末・中世に桑東郷・桑西郷とよばれるものがある。この両者を比定する有力な資料は、**建久八年（一一九七）の凶田帳**および**建治二年（一二七六）の石築地役**に記載されている地名で、今日の地名と



桑原郡の境域

対比できるものが若干存在し、これらを検討すると、桑東郷は今日の**牧園町**および**隼人町**、**山**、**桑西郷**は今日の**溝辺町**および**隼人町**をさしたものと理解できる。

(古代地名考より)

●郡司の職掌

郡も国と同じく大、上、中、下、小の別があり、大きさにより任命される郡司の員数もちがっていた。郡の大きさは七一八年（養老二年）の規定では大郡（一六〜二〇郷）上郡（二一〜一五郷）中郡（八〜十一郷）下郡（四〜七郷）以下小郡となっているので桑原郡は八郷なので

中郡であった。

中郡におかれる役人の数は四等官の長官、次官、判官
 主典にあたる大領、小領、主政、主帳各一名ずつであつた。郡司の主席である大領は管内の行政、治安維持、警察をつかさどり、訴訟なども取り扱った。国司は中央より任命されたが、郡司は多くその地方の豪族を任命したので、人民との接触が多く、民心、世情一般に通じていたので役目は重要であつた。

十一 大隅国府と国分寺

(一) 貴族の政争

六四五年に中大兄皇子（中大兄のおおの兄）（六六一年即位して天智天皇となる。六六〇年日本で始めて水時計を作った。六月十日を時の記念日としているのはこれに因んでいる）と力を合わせて蘇我氏打倒の中心となつた中臣鎌足は、天皇から藤原の姓を賜わり、藤原鎌足と称した。鎌足は内臣という重要な地位について改新後の政治の推進役となつた鎌足の子不比等は、その娘宮子を文武天皇の妃（聖武天皇の生母）とするなど、皇室と姻戚関係を結び、七〇一年

（大宝一）の大宝律令、七一八年（養老二）の養老律令の制定や、七一〇年の平城京（現在の奈良市）遷都に功があるなど、政界に重きをなしていた。

不比等の死（七二〇年）後、天武天皇の孫、長屋王が政治の主導権をにぎつたが、まきかえしをねらう藤原氏は計略を用いて長屋王を陥れ、自殺させた。（七二九年長屋王の変）変後不比等は娘の光明子を聖武天皇の皇后とした。これを機会に不比等の四人の息子はそろって政界にめざましく進出した。しかし七三七年（天平九）天然痘が大流行しそのため不比等の息子四人があいついで死亡したため、藤原氏の政界における勢力は一時弱まった。藤原氏の勢力が弱まると、それに乘じて政局を担当したのは、橘、諸兄であつた。

彼は寺院僧侶の勢力を背景にした僧玄昉（げんぼう）や地方豪族の出身である吉備真備（きびまこと）を政治顧問として勢力をふるつた。不比等の孫で、諸兄のために大宰少弐という一地方官に左遷されていた藤原広嗣（ひろつぐ）は、これに反感をもち、玄昉や真備を討とうとして、七四〇年（天平十二）兵をあげたがまもなく鎮圧され、広嗣は殺された。諸兄一派と藤原氏対立による政界の不安は高まり、都もあちこちと移つ

て七四五年（天平十七）やっと平城京に帰ってきた。しかしこの間天災や飢饉がしばしばあり、重い負担にたえかねた農民の逃亡もふえ、田畑は荒れはて、班田制もようやく動揺していた。

(二) 国分寺の建立

聖武天皇はこのような政界の不安と、そのためにおこると信ぜられた天災地変とを、仏教の鎮護国家の思想によつて安定しようとはかり、七四一年（天平十三）三月詔をだして、国ごとに国分寺、国分尼寺を建立することにした。

国分寺は僧寺を金光明四天王護国之寺、尼寺を法華滅罪之寺といい、金光明最勝王経や法華経を唱えさせ、諸国の平安を祈願した。天皇はさらに七四三年（天平十五）盧舍那大仏の建立の詔を出した。七四五年（天平十七）には諸国の国分寺の総本山として奈良に東大寺が建立された。大仏建立は莫大な国費を要する難事業であったが、いくたの困難ののちついに完成し孝謙天皇、聖武上皇、光明皇太后以下文武百官が臨席し、一万の僧侶の読経のうちに盛大な開眼供養の式が行なわれた。七五二年（天平勝宝四）のことであった。

(三) 大隅国分寺

大隅国の国分寺は現在の国分市にあった。一一四二年（康治元）壬戌十一月六日の銘記のある石造の層塔が残っている。創建年代は寺院址附近約一町（一ha）から出土する古瓦の文様、型式から見ると奈良末期から平安京（現在の京都市）遷都（七九四年）のころかと考えられる。尼寺も建立されたいが、その位置についてはいろいろの説があるけれども、現在のところでは不明といった方がよさそうだ。

十二 古代の駅路

駅制は中央集権を行なうのにたいせつで、大化の改新の後着々と行なわれ、律令の制定と共に整い、兵部省の管理であった。大体三十里（今の五里、二〇km）に一駅という規制であったが、地形に応じて適宜置き、必ずしも規定の里数に限らない。駅には駅長一人と駅戸を置き、道路の階級に従って、飼育する駅馬の数をきめ、駅田を以てその経費にあて、郡司の家には伝馬を置き、官吏の地位や役職によって駅馬伝馬を使用するに制限があ

った。急用の場合には駅馬を使い、普通の場合は伝馬に乗ることと定められ、新任の国司は大宰府から伝馬のつて赴任することになっていた。

駅路は国府と国府とを連絡するもので調や庸を輸送して、薩隅両国から大宰府に行くに往きは十二日、帰りは六日と定められている。しかし時代の経過と共に必ずしもその規定通りにはいかず、いろいろ変更になったことはいうまでもない。

鹿児島を中心としたおもな駅路としては、大宰府から肥前(佐賀)を通過して筑後(福岡)肥後(熊本)薩摩大隅の国府を連絡する西海道西路と、大宰府から豊前(大分)豊後(大分)日向(宮崎)大隅の国府を連絡する西海道東路と肥後(熊本)の佐敷駅から西に分れ、東南に進んで大隅から日向の国府にいたる肥後日向路とがあった。

なお、駅馬、伝馬は次のとおりである。

「延喜式兵部省」には、

- | | |
|-------|----------------------|
| 大隅国駅馬 | 蒲生・大水各五疋 |
| 薩摩国駅馬 | 市来・英禰・網津・田後・櫛野・高来各五疋 |

- 伝馬
- 市来・英禰・網津・田後各五疋
- 日向国駅馬
- 長井・川辺・刘田・美禰・去飛・当磨・

- 伝馬
- 長井・川辺・刘田・美禰・児湯・去飛各五疋

日向については、「宮崎県の歴史」によると、日向国府の西都市(妻町)から大隅国にはいる日向国内最終駅が真研(宮崎県えびの市の加久藤地域または、真幸地域に比定される)である。ここから大隅国府(国



薩隅駅路図(鹿児島県史による)

分市)に達するまでに一つの駅——すなわち、「大水駅」がおかれていた。この大水駅をはっきり比定することはできないが、「和名抄」の大水郷の地、すなわち大口辺にあてるのは、やや地理的に難点がある。そこで大水駅をかりに栗野にあてて、そこから南下して大隅国府に至ると考へてはどうだろうか。またもし日向国島津駅(現在の都城市)から南下するとすれば、大水駅は財部か敷根辺が妥当でありどちらとも決めがたい。蒲生駅は現在の蒲生で、大隅国府から薩摩国府に達する駅である。

十三 律令時代の農民の生活

律令時代の農民は、慣性的な災害の中でくらししていた。風水害・旱害・蝗の害など、一度大きな飢饉に見舞われると、立ち直るのは容易でなかった。豊かな実りを祝うことができたのは、十五年に一度あるかなしだけだ。

山上憶良の「貧窮問答の歌」は、多少の誇張はあるかも知れないが、当時の貧しい農民の姿をうたいあげている。歌の一部を要約すると、

『わたしはいらぬ袖なしの、海草みたいなぼろぎれを、ともかく肩にひっかけ、低くかしいだ小屋の中、地面にじかにわらをしき、親はあちらに子はこちら、とほうにくれて沈みこむ、かまどはずつと火の気なく、かまには蜘蛛の巣がかかる、ごほんたくこと忘れはて、のどをしぼって細い声、そんなところへ里長が、むちをたずさえやってきて、なんにもないのに税出せと、大声出してわめいてる。つらいかなしい生きる道。』(「万葉集」国司山上憶良の歌)

貴族は唐風の服装をとり入れていたが、一般農民はこれまで通りの筒袖の短い上着をつけ、男子はふといズボンの足くびを結んだ形の袴をはき、女子はスカートに似た裳をはいて生活していた。衣料としても絹を用いるのは貴族で、農民は麻や葛などでつくったあらい織物を身につけていた。しかし唐との交渉の結果、唐の風俗の影響も大きくなった。たとえば、七一九(養老三)年に出された『はじめて天下の百姓をして襟を右にせしむ』という法令はその一つで、これまでの左前合せの方法(左衽)を改めて右前合せ(右衽)にさせたのである。また髪のかたも、男子は髪を左右にわけて両耳のあ

たりで束ねる美豆みず良らから、前頭部あたりに小さく束ねるようになり、女子は島田まげに似た結いかたをやめて、長い髪をたくわえ、横櫛よこぢを使うようになった。

食事は一日に三食がふつうであった。貴族は米（おもに玄米）を常食としたが、庶民は粟・稗などを多く食べ・麦・そば・豆なども用いるといったぐあいで、食事にも身分の差があらわれてきた。米は甑こしぎを使って蒸した米を乾燥させた糲ほしも保存食として利用された。副食物としては、野菜のほか、若芽わかめ・布乃利ふのり・心太こんたなどの海草のたぐいや、魚、貝、また鴨かも・鶏などの鳥肉や鹿・猪などの獣肉が用いられた。しかし仏教の普及とともに、七四一（天平一三）年や七五八（天平宝字二）年に肉食禁止令が出されたため、貴族が肉食することはしだいになくなっていった。しかし、牛乳や酪（バターのたぐいや）酥（チーズのたぐい）が食べられて貴重な栄養源となっていた。調味料としては塩・醬ひしお（発酵塩蔵食品、のちの醤油のたぐい）末醬みま・酢す・胡麻油ごまあぶら・甘葛前あますずらん（蔓草からとった甘味料）などが用いられ、濁酒にごり・糟湯酒かすなどの酒もかなり一般にひろまった。貴族は間食として、果物のほかに餅を加工した菓子なども用いたが、庶民はもちろん

そのような余裕はなく、農民の中には、生活に困るものも多く、日々の食事すら満足に食べることのできないものも少なくなかったと思われる。農民の浮浪・逃亡が多かったことはそれを如実に示している。

住居としては、宮殿や大きな神社、寺院には大陸風の青瓦や丹塗りの柱などが用いられるようになった。そして貴族の中にも広い屋敷に倉庫や邸宅を建て、床には板をしき、屋根には瓦を葺いた屋根が多かった。これに対し一般の農民の住居は、縄文時代や弥生時代と大差ない竪穴式住居や、平地に土堤をつくって土壁とした平地住居で、床もなく、土間には草やむしろを敷いて、そこに親子兄弟が集まってみじめな生活をしていた。

第七節 和氣清麻呂

一 中央政界における勢力争い

仏教の力により国家の平安を祈願した聖武天皇は、最大の願いであった大仏の建立（七五二年）三年前の七四九年（天平感宝一）に娘の孝謙天皇に位を譲った。橘諸

兄一派と藤原氏の対立による勢力争いは益々激しくなっていた。七四〇年の藤原広嗣の乱の後、諸兄の最高顧問であった僧玄昉・吉備真備は中央政界から追放せられ、橘諸兄もしだいに勢力を失なっていた。諸兄に代って勢力を増してきたのは、不比等の孫、藤原仲麻呂であった。仲麻呂は女帝孝謙天皇の信任を得て勢力をふるった。仲麻呂はそれまでの仏教政治をおさえて儒教政治をおこない、官名を唐風にかえ、孝の道を奨励し、また農民の負担の軽減をはかった。そして七五七年(天平宝字元)には、七一八年(養老二)に祖父の不比等が中心となって制定していた養老律令を実施した。こうした仲麻呂の勢力の伸長に対して、さきに仲麻呂のために引退させられた橘諸兄の子橘奈良麻呂は仲麻呂追放のクーデターを計画した。奈良麻呂は仲麻呂の進出をよろこばない皇族や反仲麻呂の大臣氏、佐伯氏などの旧勢力を結集して七五七年(天平宝字一)に兵をあげることにした。ところが密告によって事は破れ、きびしい取調べの末、関係者はそれぞれ処罰された。(奈良麻呂の乱)

七五八年(天平宝字二)孝謙天皇は位を淳仁天皇に譲り上皇となった。仲麻呂は孝謙天皇から惠美押勝という

名を賜わり、七五九年(天平宝字三)には大師(太政大臣)に任命され全盛をほこった。ところがそれから三年ばかりのちには孝謙上皇の寵愛は僧侶の弓削道鏡にうつり、仲麻呂の勢力は急速におとろえていった。そこで仲麻呂は七六四年(天平宝字八)道鏡をたおすために兵をあげたが、却って道鏡方の軍に破れ、逃る途中捕えられて殺された。(仲麻呂の乱)仲麻呂が擁立していた淳仁天皇は淡路島へ流され孝謙天皇がふたたび天皇となって称徳天皇と称した。

二 清麻呂の配流

道鏡は、はじめ葛城山(かつらぎ)に入って修行した人であるが、のち東大寺から宮中の内道場(宮中の仏事を行う場所)に入り七六一年(天平宝字五)孝謙天皇の病気を看護してから、しだいに重く用いられ、七六三年(天平宝字七)には少僧都に任命された。称徳天皇の寵愛をうけて、七六五年(天平神護元)には太政大臣禪師となり、翌七六六年には法王となって仏教政治を行なった。

そのころ大宰主神(九州全体の神社を管理する役目)

に習宜阿曾麻呂（あそまら）という者がいた。彼は七六九年（神護景雲三）豊前（大分）の宇佐八幡宮の神のお告げだとして「道鏡を天皇にすれば天下が太平になるであろう」との報告をした。道鏡は大いによるこんだが、それを伝えきいた女帝は迷った。いかに道鏡を敬愛しているとはいえない天皇の位につけるには、さすがに勇気がいった。天皇はもう一べん使者をたてて宇佐八幡の神のお告げがほんとうかどうかたしかめることにした。使者にえらばれたのは、天皇の信任のあつ（あつ）い法均尼（ほつぎん）（和氣広虫）であった。ところが彼女が病身であったので、代りに弟の和氣清麻呂（わけのきまら）（当時三十七才）が九州へ派遣されることになった。道鏡は清麻呂をよんで「もし自分を天皇にするようにとの神のお告げがあったと報告すれば、とりたてて重要な地位につけてやろう」といった。

夏に出発した清麻呂は秋もふけてから帰ってきた。彼の報告は、姉の法均尼を通じて、天皇に伝えられた。彼の報告によると、はじめ社殿にぬかずいて祈っていたとき、神は「云々」といったらしいが、清麻呂が

「いま大神のおっしゃることは、国家の大事です。おっしゃることがほんとのことなら、どうか神異を示して

下さい。」

と念をおすと、神は突然大きき三丈（約九米）ばかりの満月のような光になり、清麻呂はびっくりしたのだそうである。夢中になって聞きとった神のお告げは、つぎのようなことばだった。

「わが国は開闢（かいはく）以来、君臣定まれり。臣をもって君とすること、いまだこれあらず。天つ日嗣（あまひつぎ）（天皇）には、かならず、皇緒（皇族）を立てよ。無道の人よろしく早く掃除すべし。」

道鏡は非常に怒り、清麻呂を辞めさせ、名前も和氣清麻呂から別部磯麻呂（わかべのいそまら）と改名させて大隅の国に流した。姉の法均尼も、和氣広虫から別部狭虫と改名させられて備後（岡山）に流された。

これが道鏡事件といわれるものであり、道鏡の野心は失敗したが、この事件のうらには藤原一派の藤原百川らの暗躍があったといわれ、中央における政権争いの一つと見ることができよう。

三 清麻呂と牧園

1 清麻呂の生いたち

神護景雲 三三	天平神護 二二	天平神護 元	天平宝字 六六		天平 五五	年次 西暦	天皇	年令	記	事	参	考
七六九	七六六	七六五	七六一	孝謙	七三三	西暦	天皇	年令	記	事	参	考
〃	〃	(称徳 女帝)	淳仁		聖武							
三七	三四	三三三	三〇		一							
<ul style="list-style-type: none"> 。五月清麻呂姓を輔治能真人と改む。 。八月清麻呂、宇佐に使い神託をうけ帰京してこれを奏す。 	<ul style="list-style-type: none"> 。從五位下近衛將監兼美濃大掾となり封五〇戸を賜う。 	<ul style="list-style-type: none"> 。清麻呂從六位上より勳六等に叙せらる。 。藤野別真人の姓を改め、吉備藤野真人の姓を賜う。 。右兵衛少尉に任ず。 	<ul style="list-style-type: none"> 。六月孝謙上皇出家し、姉広虫これにしたがつて尼となる。 		<ul style="list-style-type: none"> 。備前国(岡山県)藤野郡の一地方豪族の子に生まる。 							
<ul style="list-style-type: none"> 。五月ごろ、中臣習宜^{ナガノ}阿曾麻呂、道鏡を皇位につかしむべしの神託を奏す。 。十月道鏡河内に由義宮をつくりこれを西 	<ul style="list-style-type: none"> 。道鏡法王となる。僧侶政治を行う。(十月) 。藤原百川中務大輔浄人大宰帥となる。(神護景雲二年十一月) 	<ul style="list-style-type: none"> 。孝謙上皇再び天皇となり(称徳)道鏡そのもとで権力を振う。 。天皇・道鏡を太政大臣禪師に任ず。(十月) 	<ul style="list-style-type: none"> 。四月孝謙上皇、保良宮で病み道鏡を寵す。 	<ul style="list-style-type: none"> 。女帝 								

延歴一八	〃	〃	〃	宝亀元	
七九九	五七七四	三七七二	二七七一	七七〇	
桓武	〃	〃	光仁	称徳 光仁	
六七	四二	四〇	三九	三八	
<p>。二月、清麻呂歿す。正三位をおくらる。 民部郷・造宮大夫</p>	<p>。清麻呂、和氣宿弥を改め、和氣朝臣をたまう。</p>		<p>。清麻呂、本の位従五位下に復せらる。 時に姓は和氣公 。九月姓は和氣宿弥 この年清麻呂、豊前守(大分)に任ぜらる。</p>	<p>。九月清麻呂、姉広虫配所より召しかえされ、姓氏を復せらる。 。十月姓は和氣公となる。</p>	<p>。罪せられ因幡員外介にうつさる。 。九月清麻呂除名され、別部磯麻呂となり大隅に流さる。 。清麻呂、藤原百川より封二〇戸をおくらる。 。姉広虫、備後に流さる。</p>
		<p>。四月道鏡、下野の配所に歿す。 。六月阿曾麻呂、大隅守にうつさる。</p>		<p>。八月称徳天皇崩す。 。道鏡、下野薬師寺別当にうつされ、阿曾麻呂も多榔島守(種子島)に追わる。道鏡一族を土佐に流す。十月光仁天皇即位</p>	<p>。宮と称す。 。藤原百川、河内大夫に任ぜらる。</p>

(資料・平野邦雄著・和氣清麻呂)



亀園湖、河伯祭場址

2 河伯祭と清麻呂

清麻呂が流されたのは大隅国桑原郡中津川村で、それは現在の牧園町中津川にあたるといわれる。そのせいか中津川には以下にのべるような清麻呂に関係ある遺跡、伝説が残っている。

清麻呂が流された中津川村に、稲積翁という義人がいた。稲積翁は清麻呂を慰め励まし、いつの日か都に帰らん日を待っていた。清麻呂が流された七六九年の秋は、雨が長く降りつづいて止む暇もなかった。こういう年には、この村では、河伯祭という祭事をするのが例にな

っていた。河伯祭というのは、村人からたくさんのお金を集めて、そのお金で村中で一番美しい少女を買い、その娘を河伯の嫁にするのだといって、中津川の淵に沈める祭事である。そうしないと長雨がつづき川はあふれ、大洪水となって、村は大損害をこうむるといわれている。

しかし実は、この祭りは村の悪役人、巫女、長老等が共謀して、何も知らない正直な村人たちを、河伯を慰めるのだとだまして、たくさんのお金をまきあげ、きれいな少女をさらうたくらみであったのである。村人たちは今年も長雨がつづくので河伯祭が行なわれるのだろうかと思った。今年はどうもどれくらいづつお金を出すのだろうか。だれの家の娘が犠牲になるのだろうか。よるとさわると村人はうわさをしあった。

稲積翁は前々から、この祭りが実際は悪人たちの悪たくらみだと気づいていたが、一人の力ではどうすることもできなかった。その年もいよいよ河伯祭を行なうことになった。今年こそこの悪い風習を止めさせよう決心した稲積翁は一切を清麻呂にうちあけた。清麻呂も何とかしてこの風習を改めようと決心した。秋もおしつまっ

た冬近い日、いよいよこの恐ろしい祭事が行なわれることになった。濁流に荒れ狂う中津川のほとりに祭場が作られ、関係者が集まった。祝詞が奏せられ、祭りは最高潮に達した。いよいよ犠牲になる娘が淵に沈められる時がやってきた。場内は静まり、恐ろしさのため、今はずう声もでなくなった娘が川の土手に引き出された。力の強い男が両脇から娘をささえて今にも深い淵に投げこもうとした。その時、人々をかきわけてとびこんできた二人の男があった。二人はまず娘を投げこもうとしていた男を川に投げこみ、ついで祭りを主催した巫女の頭を川に投げこんだ。それから役人の中でも最も悪がしい奴を、力一杯川に突きおとした。一瞬の出来事に人々は暫くぼう然としていた。とびこんできた二人は清麻呂と稻積翁であった。あわてふためく人々をしずめた二人は河伯祭りが役人たちの悪たくらみであることを教え、今後二度とこんなことをしないようにさとした。集まったお金では洪水を防ぐための堤防を築いたり、貧しい人達に配って農具を買わしたりした。清麻呂の名はとどろき、村人達は村の大人として深く尊敬した。

3 和氣神社

中津川犬飼にある。林田バス犬飼停留所より、鹿兒島の方に二、三分行った右手の丘にある。祭神は勿論和氣清麻呂である。

和氣神社は、昭和十二年、地元崇敬者有志の浄財により「和氣祠堂」が建設され、また「肇国精神修養道場」も併設された。昭和十四年に「和氣清麻呂公精忠顕彰会」が発足、昭和十七年五月六日内務省神祇院の創立許可あり、昭和十八年起工、昭和二十一年御鎮座祭が斉行せられた。

4 忠烈和氣公之遺跡の石碑（写真・史蹟編）

和氣神社境内にあり、明治三十四年九月一日子爵税所篤等の建立になるものである。

5 照国公手植松の記

和氣神社の境内にある。現在は当時の松はなく代りに数本の小さな松が植えてある。石碑の碑文次の通り

照国公手植松之記 大勲位公爵松方正義題額

隅州始良郡牧園村字中津川に一大瀑布あり。犬飼滝と云ふ。蘆立数十尺、数条に分れて落下し、壯觀を極む。時維嘉永六年冬太守照国公、封内東目沿岸の防備を充実せんが為、隅日二州の諸郷を巡視せられ、臘月十八日



和氣神社

物換り明治三十四年秋、子爵税所篤翁等「忠烈和氣公之遺跡」と題する一碑を手植松の傍に建て、以て照国公の遺旨を紹述せられたり。今や其の樹亭々拱すべく、以て公が当年の深意を、偲ばしむるに足るものあり。嗚呼忠臣の芳躅、賢候の美萃、其の流風の存する此の地を過ぎ、此の松を撫する者、誰か甘棠の感無からんや。茲に

駕を此の瀑邊に駐め、景勝を賞し手づから松樹一株を植えさせ給えり。其の後八田知紀翁に命じて和氣公清麻呂謫居の遺跡を探查せしめられしに、会々其の遺跡を瀑布の辺に発見してこれに復命せりと云う。爾来星移り

本会は大方人士の賛助を得此の石を建て、以て忠賢の件事を不朽に表す。

大正十二年五月

薩藩郷土史研究会謹識

6 和氣の湯

犬飼の滝の下にある。清麻呂が当地にあった一年間、入浴したと伝えられる。その側に高さ数米の巨岩がある。清麻呂がよく腰掛けた石だといわれるので通称腰掛石といわれている。

7 高尾山寺址（男爵・島津長九書の石碑）

清麻呂が中津川についた当初仮の宿舎としたといわれるところで、現在公寓居の記念碑が建っている。

8 義人稻積翁の碑（陸軍大將子爵大迫尚敏書）

奈良時代の末期、隅州旧桑原郡稻積里に義人あり。稻積翁という。当時会々和氣清麻呂の窠せられて此の地に至るや、翁は公の忠烈を崇敬し、身の貧苦を忘れて、奉仕する所あり、又公と力を戮せて、中津川の河伯祭の陋習を禁絶し更に水利を興して灌漑に便し、以て衆庶を賑給し、其の流沢今に尽きざるものあり因て一碑を公の忠烈碑の傍に立て此の義人の跡を、天下後昆に告ぐと云爾

大正十三年十一月

薩藩郷土史研究会



高尾山寺址



義人稲積翁宅址

9 義人稲積翁住居跡

下中津川荒田にある橋を渡り、持松の方に行く二、三百
 米先の左手、原田重彦氏宅下の田の畦に建っている。

(参議院議員・大久保利武の書)

第八節 荘園の成立と発展

(一) 律令政治の再建

神護景雲三年(七六九)の道鏡事件の後、光仁天皇
 (在位七七〇〜七八一)が即位して、道鏡はその地位を追

いた桓武天皇(在位七八一〜八〇六)は、政治再建の実
 をあげようとはかり、都を平城京(奈良)から平安京
 (京都)に移した。天皇は勘解由使において国司の監督
 をきびしくしいっぽう六年一班であった班田制を十二年
 一班として、その励行をはかり、徴兵制を改め、郡司の
 子弟を採用する健児こんでいの制を布しき律令政治の再建につとめ
 た。

桓武天皇の皇子嵯峨天皇(在位八〇九〜八二三)は、
 複雑な官僚機構を整理して、簡素化をはかる一方、法制
 の整備をはかり、藏人頭くらうどのと(天皇の側近にあって機密の文
 書を取り扱う役)や檢非違使けんひわいし(犯人の検挙、風俗取締

われた。光仁天皇
 は律令政治の振
 興に力をそそぎ、
 事務の簡素化、財
 政の節減を目的と
 して官吏の整理を
 はかり農民の課役
 軽減などを行っ
 た。ついで位につ

り、訴訟、裁判を扱う）などの新しい役職を設けた。

(二) 摂関政治と荘園

藤原氏のなかでも北家の勢力は冬嗣（八〇四〜八二六）がでてからますます強くなり、その子良房（八〇四〜八七二）は清和天皇（在位八五八〜八七六）の即位とともに外祖父として、天安二年（八五八）、臣下ではじめての摂政となり、その養子の基経は、元慶八年（八八四）光孝天皇（在位八八四〜八八七）のときはじめて関白となった。（天皇が幼少の時の後見役を摂政・天皇が成人してからの後見役を関白という）その後、いくつかの政変のたびに、藤原北家は他氏の勢力をつぎつぎに没落させて、その地位を確立した。摂政・関白が政治をにぎった十世紀後半から十一世紀ごろの政治を摂関政治と呼ぶ。摂関の勢力がもっとも盛んであったのは、十一世紀の道長（九六六〜一〇二七）と、その子の頼通（九九二〜一〇七四）の時代である。

かれらは天皇の代理として、官吏の任免権をもっていたが、官吏の規律は乱れ、政治の内容は形式的になり、律令政治の体制はすっかりゆるんでしまった。

律令体制のゆるみは、中央も地方も治安は乱れる一方

で、火事・盗賊・闘争はいたるところにおこったが、これを制圧する力は中央にも地方にもなかった。政治の混乱とあいまって、公地公民制をもととする土地制度もだいにくずれていき、天平十五年（七四三）に墾田永世私財法（一定限度内で開墾した土地は永久に私有を認める）が発せられたこともあって、八世紀以来、有力な貴族や寺社は特権と経済力を利用して、山林や原野を占有開墾し、また農民の開墾した土地を買い入れ、大規模な土地経営をすすめた。

「荘」は、はじめ貴族や寺院が、遠く離れて所有した土地に設けた倉庫や、建物をさす言葉であったが、いつしか田地や周辺の未墾の原野をも含めた私有地の全体を呼ぶようになった。

1 自墾地系荘園

八・九世紀ごろ、貴族、寺社がみずから開墾したものを中心に、買収した墾田を加えて、農民や浮浪人を使って直接経営するものを自墾地系荘園という。

2 寄進地系荘園

いっぽう、郡司などの地方豪族や、有力な班田農民は家族や付近の農民の労働力を利用して開墾をすすめ、小

規模な土地の支配者となった。かれらは、土地を国司や他の豪族の干渉から守るために、中央の有力な豪族や寺社に寄進し、みずからは現地の管理にあたり、毎年一定の年貢を送るだけで、在地領主として支配権を確保しようとした。この風潮は十世紀以後、急速に全国にひろがったが、摂関政治のもとでは、摂関家（摂政・関白を出す家柄）にこの土地の寄進が集中し、摂関家はこのために経済力を強めた。

荘園は、ほんらいは国に田租を納めるのがたてまえてあるが、有力な貴族や寺社は、その地位を利用して、いろいろの口実をつくっては、租税を納めないことを政府に認めてもらうようになった。この特権を不輸の権とよんでいる。

また、これまで国司は徴税のため検田使（土地の調査役人）を派遣して、荘園内の調査にあたらせていたのであるが、不輸の権を得た荘園側は、この特権を拡大して検田使の立入りを拒否し、やがて警察権の介入をも拒否することになって、ここに不入の権を確立する荘園があらわれてきた。

第九節 島津荘の開発

島津荘の位置は、その地名からして、昔島津駅のあったところ、現在の宮崎県都城付近と考えられ、荘衙（荘園の役所）は都城市郡元町にあったと推定される。

古代末期・薩摩・大隅・日向の三州には「古代末曹有の広大なる荘園」と称せられた島津荘と八幡宮の二大荘園があった。

この島津荘の成立の年代は、万寿三年（一〇二六）鹿児島県の歴史とされている。このころ大宰府大監平秀基が弟の平良宗と共に、日向国諸県郡島津の地に来て荒野を開発して、宇治関白藤原頼通に寄進した。荘園を寄進することによって、保護をうけようとしたのだと考えられる。島津の本荘として初期に成立したのは「建久凶田帳」に、島津荘中一円荘とある三俣院七百町、島津院三百町を核として、北郷三百町、中郷百八十町、南中郷二百町などであろう。

その後、大隅においては肝付氏・薩摩においては伊作

氏の一族が、その所領を、いわゆる「寄郡よせぐら」として寄進したので、薩・隅・日の三州総田数一万五百町のうち、八千町歩をこえる古今未曾有の大荘園に発達した。「建久凶田帳」の内訳を示すと、本荘が三千四百十五町、寄郡が四千九百十九町とあり、本荘の拡張のほか、寄郡の著しい増加が目立っている。

薩・隅の地は辺隅の地で、未開の原野が多く、土地公有制を実施しないで豪族が自由に開墾し私有するにまかせたということが、薩・隅地内のほとんどを荘園化してしまった最大の原因となったと考えられる。

第十節 武士の発生

摂関政治の時代は、貴族・寺院の経済はまったく荘園の上におかれ、律令体制は有名無実となった。官職は政治の機関というよりも、貴族のための収入源となり、朝廷の儀式や社寺の造営の費用などを調達するために、官位を売るようになった。直接徴税に当る国司は役得の多い官職とされ、数カ国を歴任した国司の富は倉に満つ

といわれ羨しがられた。しかもかれらは、任国へは代官をやり、自分は京都にとどまる者が多く、たまに任国に下ると、農民に重税を課し、収奪をもっぱらにし民政をかえりみなかった。こうした国司に対して地方の農民も、あるいは党を結んで朝廷に訴え、あるいは国司に反抗し地方の治安は乱れてゆくばかりであった。はじめ地方の農民の中心となったのは、その土地に古くからいる豪族の郡司などであったが、やがて中央から下って土着した貴族の子孫がそれに代った。

九世紀、藤原氏が他氏をしりぞけるための陰謀をくり返して、藤原氏以外の有力氏族のものは、身の危険すらしばしば免れなかった際に、中央で志を得ない王族や貴族は、地方の国司となって赴任し、任期が満ちても京都に帰らず土着して、豪族となるものが少くなかった。彼らは、国司としての權威のほかに、高貴な出身であるということから、地方の人々の信望を集め、在任中から私の田を経営して一大領主となり、その所有地の保護・拡大のために、武力をもつようになった。こうして地方には各所に有力な豪族を中心とする武士の団体が成長した。有力な武士は、一族に家子けご・郎党などと呼ばれる従

者をひきいていた。家子は、豪族の子弟や親族であり、郎党は豪族の支配下の従兵である。やがて中央で政争に明けくれしている貴族たちが、こうした武士を召して、身辺の警衛をさせるようになった。武士を「さむらい」（侍）というのは、このことからはじまった。そして、このような武士を地盤として、その上に立ち組織者として現われたのが、武士の棟梁とうりやうであった。武士の棟梁として、しだいに重きをなしたのが、桓武平氏（桓武天皇の子孫）と、清和源氏（清和天皇の子孫）とであった。政府もこれら新しくおこった武士のもつ武力を利用して、治安の維持、警備にあたらせたが、武士がその實力を十分に見せたのは、十世紀の前半におこった承平・天慶しょうへい・てんけいの乱を鎮圧してからである。さらに、応徳三年（一〇八六）からはじまった院政の時代に起った天皇方と上皇方との衝突による保元の乱で、源平二氏の勢力は中央でも力をもつようになった。保元の乱の後、源平二氏の棟梁の源義朝と平清盛との勢力争いがおこり、清盛は義朝を破って権力をにぎった。これが平治の乱（一一五九）である。

この乱ののち、平氏の勢力は急速にのび、数年後には

早くもその全盛の時期を迎え、平氏の一門はことごとく高位高官にのぼり、「平氏にあらざれば人にあらず」といわれ、その所領は全国六十国の半ばに近い三十国に及び、荘園は全国五百ヶ所に及んだ。しかし、平氏一門の急速な進出は上皇や藤原氏の反感をかい、やがて、平氏打倒の勢力が結集し、その中心となったのは、平治の乱で伊豆に流されていた義朝の長子頼朝であった。頼朝は東国の源氏の勢力を結集して、治承四年（一一八〇）兵をあげ、弟の義経、範頼や一族の源義仲（木曾義仲）らの力をかりて、ついに、文治元年（一一八五）、屋島・壇の浦に平氏をほろぼした。

第二章 中世

第一節 鎌倉幕府

平氏を滅した頼朝は、鎌倉に幕府を開いて、政治の実権をにぎり、武士の時代をつくりだした。頼朝は、社会の各方面に残っていた平氏の遺制・機構を整理して、武家政治の確立をはかるために努力した。頼朝と主従関係を結んだ武士を御家人ごけいじんとつけたが、頼朝は、まずこの御家人を統制するために侍所まじどころを設けた。さらに公文所くもんじよと、問注所もんちゆじよを設けた。公文所は、頼朝が公卿になったのち政所せいじよと改称された。鎌倉幕府のしくみは次の通りであった。

鎌倉幕府が全国を支配するのに重要な役割りを果たしたのが、守護・地頭の制度である。頼朝は、弟の義経を捕えたり、地方でおこる反乱をおさえることを口実にし、文治元年（一一八五）守護・地頭をおく権利を朝廷

設置年	名称	機能
1180	侍所	(軍事、警察)
1191	政所	(政治一般、財政事務)
1184	(はじめ公文所)	
1184	問注所	(裁判、訴訟)
1185	守護	(平時は国内の警備、戦時は御家人を率いて戦う)
1185	地頭	(土地の管理、年貢取立、警察)

より得た。

守護は国ごとにおかれ、これには鎌倉幕府開設に功があった有力な御家人が任命された。その職務は御家人の統率、大番役の催促(大番とは、地方の武士が自費で京都の皇居を警護する任務で、はじめ三年の期間であったが、のち半年となった)謀反人、

殺害人の逮捕などで、国内の統制と治安の維持が主要なものであった。守護の職は子孫へうけつぐことも認められ、一人で二国以上の守護を兼ねるものもあった。

地頭はもと庄官の一種で、荘園領主の命令を受ける私的な役であった。頼朝はこれを制度化して公的なものとし、全国の国衙領(国衙とは、国の役人である国司のつとめる役所で、国衙領とは国衙の

支配する土地)や荘園に地頭をおき、御家人をこれに任命した。地頭は守護の指揮を受けて、荘園の管理や国衙、荘園領主のための租税の徴収、治安の維持などを任務とした。

鎌倉幕府が守護・地頭となった御家人を通して、地方の支配をのびしていったものの、朝廷は今までのように国司を任命して、全国の一般行政を統轄し、公家や寺社は荘園の土地からの収益権をにぎっていたので、朝廷と幕府の二重の政治が行われ、国では国司と守護との対立をうみ、荘園では荘官と地頭との対立をうみだしていった。頼朝の死後、將軍の權威は著しく衰え、建保元年(一二一九)將軍実朝の暗殺などの内紛が相ついで起り、その弱体をあらわした。

將軍実朝の後継者として、藤原頼経が京都から迎えられるや、後鳥羽上皇は討幕を決意、承久三年(一二二二)在郷の武士や、西国の武士を召集して兵を挙げた。幕府では後見役の政子や、執権北条義時などが協議、大軍を上京させたので、京都軍はたちまちに撃破された。これを承久の乱とよぶ。

この乱の結果、京都から没収した莫大な所領には、その大部分に戦功將士が地頭職に補任されたので、さきに頼朝が創めた地頭制度はようやくここに実を結び、幕府の基礎が確立した。

第二節 島津氏の入国

平氏は、薩・隅・日の三州に大きな勢力をもっていたが、その没落後は薩隅両国、ことに平氏与党の薩南の地を、頼朝恩顧の家人にあたえることになり、関東御家人による薩隅両国の支配という新局面を迎えることとなった。惣地頭を賜わった者には、千葉介常胤・鮫島宗家・島津忠久・のちに相模の渋谷氏・二階堂氏があり、正八幡宮領地頭職を賜わったのが掃部助入道寂忍である。

これら関東御家人の中でも、薩・隅・日にもっとも大きな影響を与えたものが、島津忠久である。島津氏の祖は忠久である。忠久はじめ惟宗忠久と称していたが、島津荘の地頭職となってから島津氏を名乗るようになった。忠久の出身については、いろいろな説

第2章 中 世

があるが、母は丹後局たんごつづねといい、源頼朝公長庶子として生れたといわれている。忠久は文治元年（一一八五）島津荘の下司職げしやく（地頭と同様のものと考えてよい）に任命され、文治二年に島津荘地頭職に任ぜられ、姓島津、十の字家紋を受け、文治三年（一一八七）薩・隅・日三州の守護となったが、忠久は鎌倉にいて代官を派遣していた。

このころ、三州には主なものだけでも、約六〇姓に及ぶ豪族が分立し覇をきそい、島津荘においても住民がたびたび乱を企て、守護の忠久の命を聞かぬものも少くなかった。そこで忠久はみずから任地に赴かんとし、鎌倉を出発したが、一たん京都にとどまり、三州（薩摩・大隅・日向）の状勢をうかがわせるために、先づ先発隊として本田親恒を派遣した。通説により島津忠久の年譜を記せば次のとおりである。

島津忠久年譜

時代	年号	西暦	事 項
平安時代	治承3年	1179	撰津（大阪）の住吉に生まる。母は丹後局。姓は惟宗 <small>これのみ</small> と称す。
	文治元年	1185	6月 伊勢国（三重）波出御厨須可荘の地頭に任命 8月 島津荘下司職に任命 11月 頼朝＝守護・地頭設置
	文治2年	1186	1月 信濃国（長野）塩田庄の地頭に任命 4月 島津荘の領家＝近衛基通の摂政辞任 頼朝は忠久の地頭職を保証 8月 千葉常胤＝島津荘内の五部の郡司となる。 忠久＝島津氏を称す。十の字家紋を受く。
	文治3年	1187	忠久＝薩・隅・日三州の守護となる。
	文治5年	1189	頼朝＝奥州の藤原泰衡を討つ。忠久に命じて島津荘内の武勇の士を参着させる。
	建久3年	1192	頼朝＝征夷大將軍となる。 忠久＝阿多四郎宣澄の所領谷山郡、伊佐郡、日置郡南郷、同北郷の地頭となる。
	建久7年	1196	忠久＝薩摩山門院に入る。
	建久8年	1197	6月 薩摩、大隅、日向の凶田帳なる。（建久凶田帳） 12月 薩・隅両国家人の総奉行人となる。（守護と変らず）
	建仁3年	1203	9月 比企能員（ひきよしかず）の変に連座して薩・隅・日の守護職を奪われる。
	建保元年	1213	7月 忠久＝島津荘薩摩方地頭職となる。
安貞元年	1227	6月18日 鎌倉にて死す。年49才	

第三節 三州の豪族

當時、三州で覇をきそっていた豪族は

北隅・中隅……菱刈、太良兩院地頭 菱刈三郎坊重妙。

福山城主 堀肥前守宗綱。加治木城主 加治木

八郎頼平。大始良領主兼島津莊司 富山氏。曾

於郡領主 稅所敦光。蒲生城主 蒲生上総介舜

清。横川城主 横川藤内兵衛時信。

南隅……種子・屋久・永良部の地頭 種子島肥後守信

基。肝付郡九カ郷地頭 肝付兼俊。佐多領主 佐

太新大夫高清。衾寢院南俣地頭 衾寢清重。

大始良城主 衾寢五郎太夫義光。佐多領主 野

上田伊予坊時盛。田代領主 田代六郎兼盛。

日向……庄内梅北領主、兼島津莊司 梅北齊宮介兼高。

三俣院領主、高城城主 肝付氏。真幸院領主、

飯野城主 北原右兵衛佐兼行。真幸城主、真幸

郡司 真幸太郎重兼。県城主 土持氏。三田井

城主 三田井氏。日向地頭職 伊東大和守祐

時。

北薩……野田領主、山門郡司 千葉太郎秀忠。野田領

主、山門郡司 平太郎種国。阿久根城主 神崎

太郎成兼。出水領主、弁濟使 和泉小大夫兼

保。甌島郡司 小川小太郎秀能。

中薩……東郷城主 大前道超。薩摩、高城二郡領主 国

司小太郎道氏。東郷領主 東郷二郎実重。祁答

院城主 祁答院三郎重保。鶴田城主 鶴田四郎

重成。入来城主 入来院五郎定心。高城城主 高

城六郎重貞。山田城主 山田有貫。水引領

主、八幡社司 執印康友。祁答院、宮之城領

主、祁答院地頭 班目六郎以広。

南薩……加世田城主 別府五郎忠明。伊佐城主 次郎。

川辺城主 川辺平次郎道房。阿多城主 阿多権

守忠景。阿多地頭 蛟島四郎宗家。阿多北方地

頭 二階道能登守行久。額娃城主 額娃三郎忠

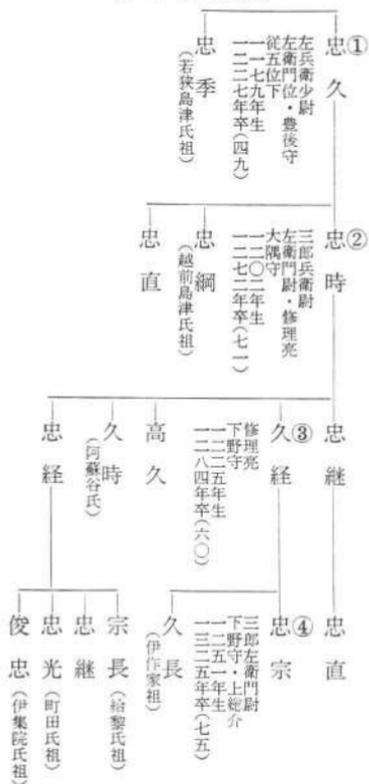
長。伊作城主 和田八郎親純。指宿城主 指宿

五郎忠光。給黎城主 給黎兵衛尉有道。谷山城

主 谷山忠光。知覽院領主、知覽院郡司 額娃

四郎忠信。

島津氏系図



このような豪族たちが忠久の入国を心よく思うはずがない。当時忠久に帰服した豪族は、わずかに中薩の市来城主、市来太郎左衛門政家、吉田城主、吉田吉清、比志島城主、満家三郎左衛門尉頼重、北薩の野田領主・山門郡司、千葉太郎秀忠らの数氏であったといわれるから、島津氏の領内統一がいかに難事業であったか察せられる。もちろん幕府もこのことを考えて忠久入国の時、豪族たちに対して忠久に従うよう指示したが、容易に服従せず、かえって反抗する有様で、忠久の地頭職もはなはだ不安定であった。文治五年(一一八九)頼朝が奥州の

藤原泰衡を追討するために、忠久に対して、武勇の土を鎌倉に参上させるよう命じたが、忠久の命に従わぬ者が多かった。そこで幕府は、一方においては忠久に服従する者は優遇し、その所領を安堵(所領の支配権を幕府が保証してやること)するとともに、所領を増すようにしていた。また命令に従わぬ者は、幕府の武力を背景にその所領を取り上げて忠久に与えた。忠久は建久八年(一一九七)大隅・薩摩両国家人の総奉行人(守護と変らぬもの)となったが、建仁三年(一一〇三)の比企能員の変(政子の父北条時政と、頼家の夫人の父、比企能員との対立による争い)に連座したとして、薩・隅・日の守護職を停止させられた。建保一年(一一二三)忠久は薩摩方の地頭職に回復した。当時の島津氏の守護職は、薩摩一國にしほられていたが、元弘三年(一一三三)にいたって、また三国の守護職を与えられ、これより島津氏の勢力はさかんに伸長していった。

島津氏は始祖忠久から忠時(二代)・久経(三代)へと継がれた。久経は、蒙

古来寇の時三州の兵を率いて難におもむき、弘安七年（一二八四）築前管崎の陣中に没した。四代は長男忠宗が封を継ぎ、次男久長は伊作を領し伊作家の祖となった。

第四節 建久畠田帳

鎌倉幕府は、建久八年（一一九七）諸国の国衙に命じて、国内の公領、荘園のすべての田数を調べさせ提出させた。畠田帳とは一国単位の土地台帳のことで、建久年間に作成されたので、建久畠田帳という。その中で、日向・薩摩・大隅・肥前・肥後・筑後・豊前・豊後のものが、最も知られている畠田帳である。

その建久畠田帳によると

大隅国総田数 三、〇一七町五段二四〇歩

薩摩国総田数 四、〇一〇町七段

日向国総田数 八、一六二町となっている。

大隅国の内訳は、次の表(一)のとおりである。大隅国総田数の中で、正宮領と島津荘の広さはおどろくほど大き

く、その合計は二、七六二町余で、大隅国総田数の九一%を占めている。

表(一)に記入されている語句で

正宮領＝正八幡宮（現・鹿児島神宮）の所領のこと。

表(一)

庄公別	田数	A	田数	B
正官領	一二九六丁三段二〇歩		一二九六丁三段二〇歩	
不輸	五〇〇五	一一〇	五〇〇五	一一〇
応輸	七九五八		七九五八	
国領	二五五三	三三〇〇	二四九三	三三〇〇
公田	一〇六	一八〇	一〇〇	一八〇
不輸	一三三三	一一〇	一三三三	一一〇
府社	一六		一六	
島津御庄	二四六五	八一八〇	二四三〇	八一八〇
新立庄	七五〇		七一五	
寄郡	七一五八	一八〇	七一五八	一八〇
合計	三〇一七五	二四〇	二九七六	五二四〇

B＝畠田帳のまま

A＝五味先生研究による

不輸^ニ税を国に納めない田地。

応輸^ニいくらか税を国に納めるもの。

国領^ニ荘園時代国衙の支配地・国司の所管する土地。

府社^ニ社格を示すもので官・国幣社の下に位し郷社より上の神社。大隅五社は詳かでないと言われているが、曾野郡府社は大穴持神社。桑東郷府社は守公神社。蒲生院府社は蒲生八幡などの神社。

新立庄^ニ新しく荘をたてたもの。

寄郡^ニ半不輸の地で国衙と領家の両方に属し、郡司など

が領地の権利を郡単位で本庄に寄進したこと

からはじまった。

表(一) 図田帳郡院郷毎田数表

。経講田は表一 国領の不輸に該当

。寺田は寺院に所有を認められている田地のこと

郡院郷	正宮領	国領	寺田	経講田	府社	島津庄	合計
曾野郡	丁段歩 葵・一	丁段歩 八・五・一八〇	丁段歩 九・六・一八〇	丁段歩 五・六・二四〇	丁段 五・七	丁段大 三・三・三	丁段歩 三九・四・四〇
小河院	二七四八		一九	二六・四・二四〇	八・四	二五・七・三	三四七・八・四〇
桑東郷	一四三・九・二四〇	一五・五	二八	二六・四			(三四八・三・三四〇)
桑西郷	一四三・六・二四〇		一・三	九・二・一八〇	一・一		一八・四・二四〇
帖佐郡	一〇六・八・二四〇			一四・二			一五・二・六〇
蒲生院	一〇七・七・一八〇			二			三三・二・三四〇
郷田	一七二			一			一〇・九・一八〇
							八・二

2 大隅国郡・院・郷別田数

表(二)をみると

正宮領(現・鹿児島神宮領)を図田帳で見ると、桑東郷(牧園・日当山)一四三丁九段大・桑西郷(溝辺・隼人)一四三丁六段大・帖佐郡二〇六丁八段大・蒲生院一

一〇丁七段半・加治木郷一二一丁七段半・栗野院六四

丁・筒羽野(吉松)三三三丁五段、曾野郡五六丁一段、小

川院二七四丁八段、吉田院一七丁二段、祢寝院四〇丁、

をもちその合計が一、二九六町三段小となっている。表

で見るとおり、現始良郡のほとんどの町の田地は、正宮

領の所領である。

3

大隅国建久田田帳

古本在隅州宮内隈元治左衛門方

大隅国

注進國中惣田数寺社庄公領并本家領所地頭并濟使等交名

事台田參千拾漆町伍段大

正官領 本家八幡 地頭掃部頭

加治木郷	三三・七・八〇					三三・七・八〇
禰寝院	四〇					八〇・五・四丈
栗野院	六四					六四
鹿屋	八					九三・九
始良庄	五〇余					七四・六・二丈
深川院						一五〇
財部						一〇〇余
多禰島						五〇〇
横川院						三九・五・二丈
菱刈郡						一三・一
串良院						九〇・三・二丈
肝付郡						一三〇・二・三丈
下大隅						五五・九
筒羽野	三三・五・一丈					一五
小計①	二七〇・六・〇〇	一〇六・八〇	一五・五・八〇	一三三・三・二〇	一六	一四四・九・六〇
表一 A	(二八六・一・四〇〇)	一〇六・八〇	一五・五・八〇	(一三三・三・二〇〇)	一六	(二〇〇・二・四〇〇)
	二九六・三・三〇	一〇六・八〇	一五・五・八〇	一三三・三・三〇	一六	三〇七・五・四〇

田千二百九十六町三段小・不輸五百丁五段小・応輸七百九十五町八段

国領

公田百町半 不輸百三十三町三段小 府社五箇所十六町。大府御沙汰

島津御庄領殿下御領 地頭衛門兵衛尉

新立庄七百十五町

寄郡七百十五町八段三大

近郷

曾野郡二百廿九丁四段大。(国方家人曾野郡司篤守)

正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田十四町七段 寺田十五丁七段 国方所当弁田 万

徳五別十九疋三大

公田五十七丁 万徳九丁二段 用富四十五丁 郡司酒井

宗方所知

国領

公田八丁五段半 廻村弟子丸五丁三段大田所建部宗房所

知 武元二丁 執行建部清俊所知 元行一丁二段三百步

権大椽建部近信所知

寺田一丁九段 仏性燈油料 経講浮免田廿八丁四段大

聖朝府国御祈禱料於正宮御宝前講衆各請募之

府社八丁四段

大府御沙汰

島津御庄永利廿五丁七段三大

殿下御領

桑東郷百八十九丁四段大

正宮領百十三丁九段大

本家八幡 地頭掃部頭 御供田廿七丁七段 寺田五十一

丁八段六十歩

○(小神田三丁五段イ) 国方所当弁田恒見四丁九段イ丁

別十九疋三大

万徳十二丁別廿疋 宮永廿三丁 正宮修理料

丁二段丁別十疋恒見廿町五段丁別十九疋三大国方

公田八十一丁

重枝廿町 郡司藤原篤守所知 重富三十三丁 税所藤原

篤周所知

件兩名依令私奉寄於正宮耕作御佃三丁也

用松十五丁 藤原篤頼所知 弟子丸五丁 田所建部宗房

所知 重松三丁 税所藤原篤用所知 元行五丁権大椽建

部近信所知 寺田九丁六段半 仏性燈油料

経講浮免田五十三丁六段大 聖朝府国御祈禱料於

正宮御宝前講衆各募

右曾野郡の正宮領中に、用松十五丁、藤原篤頼所知と

あるが、用松というのは牧園町持松のことである(税所

氏系図参照)。

府社五丁七段 大府御沙汰

島津御庄永利廿三町三段三大 殿下御領地頭衛門兵衛尉

小河院三百四十八町三段大

正宮領二百七十四丁八段

正宮領二百七十四丁八段

本家八幡 地頭掃部頭

御供田十五丁六段六十步 寺田三十二丁六段 小神田五丁三段六十步

国方所当弁田 万徳百六十丁三段丁別十疋 恒見三丁九段丁 公田廿一丁別廿疋 万膳十二丁 松永七丁税所藤原篤用所知 千手九十一丁

国領

公田十五町五段丁別廿疋武安六丁 宗新太夫建部高濑

主丸五丁 字紀新太夫良房所知 元行十五段 僧覚慶所知篤時始論

秋丸二丁 郡司大中臣時房所知 寺田二丁八段 仏性燈

油料

経講浮免田廿六丁四段 聖朝府国御祈禱

府社八段

大府御沙汰 △正宮敷地

桑東郷は前記したように、現在の牧園町と日当山あたりであると比定されている。文中に万膳十二丁とあるのは、現在の万膳のことである。

桑西郷 百五十六丁二段六十步△

正宮領百四十三丁六段大

本家八幡 地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半 御服田六丁六段 寺田廿四町五段半 小神田三丁一段

国方所当弁田 酒井末熊所知

万徳十四町四段丁別廿疋 宮永卅六町四段

丁別廿疋此内不蒙国免 正宮修理料 押募各々成敷

溝辺在河八町 酒井末熊所知 小浜村八町 僧兼俊所知

国領

公田一丁 郡司則貞所知 寺田一丁二段

仏性燈油料 経講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱料

府社一丁一段

大府御沙汰

帖佐郡 三百七十一丁大

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 為半不輸正税官物者弁濟於国領也

御供田九丁七段小 寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半 大盤若三丁

経講浮免十四丁二段 聖朝府国御祈禱料

国方所当弁田

万徳五丁三反大丁別十疋 恒見八丁七段大丁別廿疋 宮

吉五町丁別八疋 正政所十町

丁別十五疋 權政所五丁丁別十五疋 公田六十八町四段

半丁別廿疋村々十ヶ所

蒲生院百十町九段半

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 為半不輸正税 官物者并济国衙

也

御供田十二町六段 大盤若一丁

幸田十四町五段 小神田三十一丁

經講浮免田二丁 聖朝府国御祈禱料

国方所当弁田

宮吉一丁丁別八疋 万徳十七丁三段丁別十疋 恒見七丁

九段半丁別十九疋三大

公田廿五町四段丁別廿疋

吉田院十八町二反

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 御供田二丁

寺田七段 經講田一丁 聖朝府国御祈禱料

国方所当弁田

万徳一丁丁別十疋 公田十町丁別十疋

加治木郷百廿一町七段半

本宮新御領

正宮八幡 地頭掃部頭 公田永用百六町二反半 郡司大藏吉平妻所知

件名雖為社領貴府別府以數百余丁宛五十丁所当准千疋
殘六十余丁不并济府国兩方

恣私用也動不随国務也

鍋倉村三丁 僧忠寛所知 万永八丁 正宮修理所

井為宗所知 万徳四丁五段

柵寝南俣四十丁

本家八幡 地頭掃部頭× 郡本三十丁 丁別廿疋× 建

部清重所知

賜大將殿御下文麥刈六郎重俊知行之也。但去文治五年

以後貴府別府以多丁

并四丁也別不并社家年貢不随国務任自由知行也

行也

佐汰十町丁別廿疋

賜大將殿御下文建部高知行之

栗野院六十四丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭 御供田四丁 公田六十町

鹿屋院恒見八丁 正宮領

始良庄五十余町 正宮大盤若庄内沙汰

〔元吉門高清算所知〕

島津庄

殿下御領 地頭衛門兵衛尉 島津御庄 領家近衛殿

地頭尾張守殿

新立庄七百六十丁 名越尾張入道殿御下知

新立七百五十丁七十五丈 深川院百五十五丁十五丈

深川院百五十余町 謀反人故有送平分損千今知行也

財部院百十丁丈

多称島五百余丁

多称島五百丁五十丈

件三ヶ所保延年中以後ノ新府ニシテ不随國務也

寄郡七百五十丁八段一丈 建武三年二月旧記

寄郡七百五十丁八段三大 島津庄大隅方寄郡田数七百五十丁

八段

横川院卅九丁五段二丈三丈九尺五寸四分

三丈寺社御寄附方横川院三十九丁 蓼刈郡三十八丁一段十

三丈八尺二寸

五段二大安楽寺 天満宮 御寄附 串良院

但付其仁平三年御在方檢注帳進之御在

官等檢田入部時滿作者費居沽田付之弁濟所当物

九十丁三段二丈九尺三寸四分 鹿屋院八丁九段八丈五尺九

寸 肝付郡百卅町三段三丈十三尺二廿七分 祢寝北俣四十

五

不作年者雖遂檢田不幾數国衛訴也 横川院三十九丁五段

二大段四十四丈五寸八分 下大隅郡九十五段九丈五尺九

寸 始良西俣廿四丁六段二丈四尺六寸四分

菱刈郡百卅八丁一段

郡本

賜大將殿 御下文三郎房相印知行之

入山村 宮崎宮浮免田

△曾野永利十一丁一段大内

賜同御下文千葉兵衛尉沙汰之 都城臣富山氏文書云

△用松二十四反二尺四寸

串良院九十丁三段二丈 島津御庄

△弁濟使分三丁六反三尺六寸

鹿屋院八十五丁九段 補任百引村弁濟使職之事

△加治屋五丁二反丈五尺二寸六分

肝付郡百三十町二段二丈 勾当僧安兼

小河永利十二丁六反四丈一丈二尺六寸八分

任相伝文書之型補任彼職畢

祢寝院北俣四十丁五段四丈

同百引村十三丁四丈一丈三寸八分 庄衛宣承知致勿違矣

下大隅郡九十五丁九段

簡羽野村四十八丁五反一丈四丈八尺五寸二分

安元二年七月 守沙汰弥判

始良西俣廿四町六反二丈

近衛基通公十八歳ノ時 是ヨリ四年自得仏公生ル

小河院内百引村十三町四丈 近郷小河院内在之

右件石築地役任国東御教書并小式殿御施行之旨以八日中終其功之状如件

同永利十二丁六段四丈同

曾野郡永利廿三丁三丈 近郷内在之 建治二年八月日

調所藤原在判 書生藤原在判 物官大藏

筒羽野四十八丁五段一丈 大介兼税所藤原在判 守護代左

兵衛藤原在判

件村者宮崎浮免田以四十余丁押募十五丁残不随国務恣并济使私用之

右件惣田数任御教書之旨注進如件

建久八年六月 日

大判官藤原

諸司檢校散位大中臣在判

田所散位建部宿祿 在判

税所散位藤原朝臣 在判

目代 源 在判

右今年去五月廿二日守護所牒六月二日到来併欲任鎌倉殿

御教書旨一在序参上注進当国内郡郷園田並寺社庄園田教同

本家領所及地頭政所并济使交名事 牒今年四月十五日御教

書到来九州之内一国其国内候在序江仰付国惣田庄公一

可令注進給也。其国幾止其内庄公分各幾許可被注

進也。且又次第郡立候庄公可令注載給也地頭者自是補

任之所国無隱知叛且是不補給地頭其可被注候ワシ也

以宮国之方地頭申又政所并济使何候計懸紙各神妙可注

給也自是地頭補任不令補給之所知食又誰人何出来時分

明為知食也仰旨如此仍執達如件者当国内之郡郷田数庄

園田数並本家領所及地頭政所并济使等交名任御教書旨一在

序参上令差別子細具可破損也事急速之御下知也更不

可在延怠也口如件以牒之者御牒之状注進言上如件

建久八年閏七月 日 權大椽伴 權介清原

權介藤原 權介藤原

權介伴 權介小野氏祐

權介大中臣 權介平

權介中臣 權介大神

權介藤原朝臣權介奏惟康

權介大中臣朝臣為則

權介惟宗朝臣

大隅国注進御家人交名等事

国方

税所薦用 田所宗房 曾野郡司薦守 小川郡司宗房

加治木郡司吉平 帖佐郡司高助 修行清俊 東郷郡司

時房 河俣新太夫薦頼 佐多新太夫高清 弥三太夫近

遠 祢寝郡久

宮方

政所守平 長太夫清道 源太夫利家 修理所為宗 權

政所良清 栗野郡司守綱 脇本六郎太夫正平 太郎太

夫清直 六郎太夫為清 弥太郎太夫種之 島四郎近延

始良平太夫良門 修行太夫助平 新太夫宗房 弥二

郎 貫首友宗 三郎太夫近直

右件御家人為上覽各交名大略注進如件

建久九年三月十三日

○司權校大中臣時房

田所校校建部宗房

税所校校藤原 薦

右者前々御用付差上置申候処去年依焼失写仕置候者今度差

上可申旨被仰渡候間

如此御座候以上

宮内 隈元治左衛門

二月廿五日

第五節 院と別府

院とは、はじめ垣で囲まれた区域・園などと呼んでい

たが、その後垣をめぐらした建物を院と呼ぶようになったといわれる。こうした院の呼び名が、薩・隅・日地方では、莊園の呼び名となっている所が多い。

延暦十四年（七九五）各郷ごとに倉院を建てることを命じた太政官符が出ているが、つまり律令制時代には、国府の管理下にあつて、租税を収納する倉庫を院と呼んだ。このような地域がやがて土地公有制の崩壊とともに、だんだんと侵略されて莊園となり、ついに莊園そのものをさす語となった。このような「院」は、近畿・中国・四国などにもみられるといわれるが、特に九州に多く、かつて島津莊と呼ばれた地域が著しい。建久八年（一一九七）の図田帳をみても、

大隅国Ⅱ蒲生院・吉田院・栗野院・横川院・鹿屋院・

深川院・財部院・串良院・小河院・祢寝院

薩摩国Ⅱ市来院・満家院・入来院・祁答院・牛屎院・

山門院・莫祢院・知覧院・給黎院・伊集院

日向国Ⅱ三俣院・新納院・穆佐院・櫛間院・救仁院・

真幸院

などがあり、院には倉院の事を司る院司なるものができる、郡司と対立するようになり、遂には院司の中にも郡

司と称するものがでるようになった。

別府とは、もともと「別符」であって地名ではない。

薩・隅・日三州には「別府」という地名も多い。「宇佐神宮大鏡」の「本庄の四至の荒野を以て「別府」を立て開発せしむ」とあり、これは、大宰府の特別の符によって開墾を許可された私墾地の称である。大宰府や国衙の役人が、私有地拡大の便法として「別符」（特別の符）を濫発した結果が「数百町を以て五十町に宛てる」というような隠田もおこなわれるようになり、荘園発達の有力な契機となった。「符」とは上級官官公署より下級機関に出される文書のことである。地名として残っているものに加治木「西別府」などがある。

「私郷」の発生について、

郷は律令制においては、郡の下につくものであったがいつしか私に郷を称するものがあらわれるようになった。正八幡宮領（現・鹿児島神宮）の桑東郷（今日の牧園町および隼人日当山のあたり）桑西郷（溝辺町および隼人のあたり）・加治木郷なども荘園関係から発生したものと考えられる。桑東郷郡司、大中臣時房。桑西郷郡司、則貞。と記してある。

大隈国郡、院、郷図



- 1 曾野郡
- 2 小河院
- 3 桑東郷(牧園、日当山辺)
- 4 桑西郷(溝辺、隼人辺)
- 5 横川院
- 6 栗野院
- 7 筒羽野(吉松)
- 8 菱刈郡
- 9 加治木郷
- 10 帖佐郡
- 11 蒲生院
- 12 吉田院
- 13 財部院
- 14 深川院
- 15 下大隅郡
- 16 鹿屋院
- 17 串良院
- 18 始良庄
- 19 柵寝院北俣
- 20 柵寝院南俣
- 21 肝付郡

第六節 元寇と鹿兒島

一 元の成立

外モンゴリアの黒竜江上流地方に住んでいた遊牧のモンゴル人の中から、十二世紀の末、英雄テムジン（鉄木真）が出てたちまち全モンゴル部族を統一し、一二〇六年にはオノン河のほとりで帝位につきチンギスハーン（成吉思汗）と称した。チンギスハーンはその軍事的天才と戦争に有利な遊牧民の移動性を利用して征服事業にのり出し、中央アジアから北西インド、南ロシアに及ぶ広大なモンゴル帝国を建設した。チンギスハーンの死（一二二七）後、その子孫たちは征服事業を継続し、十三世紀の中頃にはアジアから東ヨーロッパにわたる大帝國を築いた。

しかし、ちがった伝統と文化をもつ地域を長い間統一することは無理で、帝位をめぐる内部争いともからんでモンゴル帝国は分裂した。そのうち中国本土に拠ったのがチンギスハーンの孫にあたるフビライである。フビラ

イは都を北京に移して、一二七一年には国号を元と称した。フビライは朝鮮をおさえ、日本をもその支配下におこうと計画するにいたった。

二 文永の役

フビライが高麗（朝鮮）を通して日本に使節を派遣したのは一二六六年（文永三）であった。ところが風波にさえぎられて、元の使者は目的を達することができず、高麗の使者だけが元と高麗の国書を持って、一二六八年（文永五）一月大宰府に到着した。朝廷では数日話し合った結果、返事をしないことに決め、そのことを幕府に伝えた。ところが、幕府はもっと強硬で、すでに六〇をすぎていた執権北条政府はその職を一族の北条時宗にゆずり変事にそなえた。時宗時に年十八才であった。

幕府はまず九州の防備を嚴重にすることにし、九州に領地をもつていて未だに定住していない御家人に対して、急ぎ所領に赴任するよう命令した。また、定住している御家人には変事に備えて、特に海岸地方の防備を嚴重にするよう達示した。

元からの第二回目の使者は一二六九年（文永六）に来たが時宗は断固としてこれを拒否した。一二七一年（文永八）には趙良弼ちようりやうひつが使者となつて大宰府に着いたが、京都には行くことができず帰国した。以前から高麗からの手紙などにより、元の攻撃を予想していた幕府は、ここに来ます北九州の防備を嚴重にした。

こうしてフビライは武力によって事を解決しようとして一二七四年（文永十一）十月、二万五千の軍兵を朝鮮の合浦がっぽから出発させた。元軍はまず対馬を攻撃して守護代の宗助国そうすけくにの軍を破り、ついで壹岐を攻め博多湾に侵入した。対馬からの急報を受けた大宰府では、直ちに九州の御家人たちを召集し、小武経資を大将としてこれを迎え討った。しかし元軍の用いた集団戦法や火器による攻撃のため苦戦に陥つた日本軍は、大宰府に近い水城まで退却した。幸いに日暮れになつたので、元軍は軍隊をまとめて船に引き返した。ところが、その夜大暴風雨が起り、元軍は大損害をうけて朝鮮に引き返した。これを文永の役という。

三 弘安の役

しかし、フビライは日本征服の野望を捨てなかつた。日本も再度の攻撃に備えて、文永の役の教訓に基いて博多湾の沿岸一帯に石の防塁を築いて北九州の防備体制を強化するとともに、長門（山口）、周防（山口）、安芸（広島）三国の御家人を動員して交代で沿岸の警戒にあたらせた。これを異国警固番役という。また、中国、四国地方の海辺の地頭、御家人には、いつでも船員を動員できるように準備を命じた。さらに、一二七五年（建治一）十一月には、時宗は一族の実政を大宰府に派遣して防備の指導にあたらせた。幕府は石の防塁（石築地という）築造と並行して積極的に攻撃さしかける計画も立てたらしいが、それは間もなく中止され、九州沿岸の防備に全力を尽すこととなつた。

この間、元からは一二七五年（建治一）、一二七九年（弘安二）の二回にわたつて使者を送つてきたが、時宗はこの使者を鎌倉の竜ノ口および博多で斬つて、わが方の決意を示した。

元の第二回目の来襲は、文永の時にくらべて、その準備も十分で、組織もきわめて大きかった。まず、全軍を二つに分け、北軍は前回と同じく朝鮮の合浦がっほから（兵数約四万）、南軍は揚子江方面から（兵数約十萬）来襲することとなった。一二八一年（弘安四）五月、合浦を出発した北軍は対馬、杵岐を攻めて博多湾に侵入した。わが軍はよく戦ってその上陸を防いだ。南軍は六月の末に到着し北軍と合流七月の末に元軍は博多湾に入った。こうして大宰府目ざして総攻撃をかけようとした矢先、七月二十九日夜、またまた大暴風雨が荒れ狂い、元船の大部分は沈没し、にげかえったものは全体の五分の一にも足らないありさまであった。これを弘安の役といい、さきの文永の役と合わせて、二度にわたる元の来襲を元寇とよんでいる。

四 元寇における薩隅の出兵

文永の役にも、もちろん薩・隅から参戦したと思われるがその詳細は分らない。

弘安の役においては、薩摩島津久経をはじめ、島津長

久など薩・隅の将兵が参加して、奮戦したことは、有名な竹崎五郎季長すなながの「蒙古襲来絵詞たもとば」などによって明らかである。（「蒙古襲来絵詞」は熊本の武将竹崎季長が自分の武功を記念するため奮戦のありさまを描かせたもので、一二九三年の作。絵巻物になっていて絵と絵の間に戦の経過を説明する文章がついているので絵詞といわれる。）

また、比志島時範がその一族の河田盛資などとともに戦った記録もあり、他に戦後の恩賞をうけたものに、入来院平四郎有重・二階堂泰行・称寝五郎清親などがあ

る。その他、神社・寺院の敵国降伏の祈願活動も大きく、幕府は何回かにわたって、全国の神社・寺院に敵国降伏の祈願を命じている。薩・隅においては川内の新田八幡宮、隼人の鹿兒島神宮、国分寺、国分の台明寺などが、その著しいものであった。

五 警固番役

元の来襲に備えて、幕府は九州沿岸の警備を嚴重にし

その役に近辺の御家人をあたせたが、この役を異国警固番役という。これは元寇以来鎌倉時代を通じて行なわれたもので（鎌倉幕府の滅亡は一三三三年）御家人にとって重い負担となり、あとにみるごとく御家人の窮乏を招いた。

この役にあたるのは九州の御家人が主であるが、今一二七五年（建治一）二月四日の文書によれば、九州全体の割当は次のようになってゐる。

春三ヶ月（一〜三月） 筑前国 肥後国

夏三ヶ月（四〜六月） 肥前国 豊前国

秋三ヶ月（七〜九月） 豊後国 筑後国

冬三ヶ月（十〜十二月） 日向国 大隅国 薩摩国

中世 此れによると鹿児島警固番役は冬十月〜十二月の三ヶ月であるが、三ヶ月交代としたのは、大隅・薩摩は距離が遠く短時日では十分にその任務を果すことができなかったためであろう。ところが、嘉元二年（一二〇四）新しい規定ができ、九州の国国を五番に分け、一番の勤務期間を一年とし、薩・隅・日は二番に割りあてられた。なお、薩・隅・日の御家人たちが警固番役につき場所は、薩摩の御家人は宮崎で、大隅・日向の御家人は今津

後浜であった。

六 石築地役と牧園の割当

元の来襲にそなえて博多湾の沿岸に設けられた石の防塁を石築地といい、その役を石築地役という。石築地の建造は一二七六年（建治二）三月頃からはじめられ八月中に完成する予定であったようである。しかし、これは警固番役のように御家人だけに課せられたものではなく一般の荘園、公領にも割り当てられたもので、その土地の面積に応じて、所定の石築地を建造するか、相当の金銭を納めるかであった。石築地を建造する場所は警固番役の場所と同じであったから、薩摩は宮崎、大隅・日向は今津後浜に築造されたのであろう。

大隅国の石築地役については、一二七六年（建治二）八月の大隅国石築地支配状が残っている。それによれば大隅国内のすべての郡・院・郷にたいして、御家人領と非御家人領の区別なく（但し貢進田は除く）一反につき一寸、一町につき一尺の石築地建造が割当てられ、八月中に完成するようになってゐる。但し、台明寺のように

免除されたところもある。牧園については

用松（持松のこと） 十五丁（約四m五〇cm）

上三体堂 六丁（約一m八〇cm）

下三体堂 六丁（約一m八〇cm）

世戸口名 十三丁（約三m九〇cm）

以上のように割当てられている。一反（約十a）につき一寸（約3cm）、一町（約1ha）につき一尺（約30cm）の石築地建造が割り当てられた。この石垣は底辺が3mから4m半、高さが一・五mから3m、上部の幅が2mから二・五mの台形状で、大小雑多な石で乱積みされている。この表によると持松の田数は十五町で、世戸口に十三町の田数があったということになるが、世戸口については、「中世の踊郷」の項参照のこと。

なお、参考までに隣接町村の「石築地配符」をみると栗野院七十四町、内貢進田三町を除き七十一町（七丈一尺）、横川院に三十九町五反（三丈九尺五寸）の石築地建造の割当てがなされている。

◆元寇防塁について

元寇の役の際に、幕府が九州に所領をもつ地頭や御家人に割当てて、西は今津浜から、東は香椎までの砂浜全



元 寇 防 塁 跡

域に築かせた防塁は、約二十kmとみられている。

これだけ長大な石の構築物は史上空前のもので、それだけ元軍の侵攻に対する国難意識は高いものがあつた。文永の役で博多に上陸され、町も焼き払われるという苦い体験から、沿岸沿いに石のバリケードを築き、水

際で撃退しようという戦術である。九州各国の武士たちは、その割当て区分で構築を競い合った。石の材質や手法のちがいは、そのような分割工法によつたためであるという。

牧園に割当てられた約十二mの防塁は、一体どの辺であつたのであろうか、今は知るすべもない。

七 御家人の窮乏

二回にわたる元の来襲を退けることはできたが、元の国に徹底的な打撃を与えたわけではない。いつ第三回目の攻撃が加えられるか予測できなかった。（事実フビライは三回目の日本征服を計画したが、王室内の争いのために出兵できなかった）そのため、幕府はさきよみたよな警固番役や石築地役を課しているのであるが、このことは御家人にとっては重い負担で生活を苦しめた。

また、この頃から消費生活が向上して出費は多くなる一方であった。のみならず、当時は所領の相続は分割相続で御家人の所領は狭くなりつつあった。これらが重なって御家人の生活は元寇を境として急速に苦しくなっていた。（元寇の際の戦功に対する恩賞はある程度は行なわれたが、新しい領土を得たわけでもないで、決して十分とはいえず、元寇の出費が御家人の窮乏に拍車をかけ、また戦後の恩賞不十分が御家人の不満を高めた）

そこで、御家人の中には、自分の所領を質に入れたり売り払ったりして急場をしのぐ者もでてきた。幕府はそ

の対策として、一二九七年（永仁五）徳政令を出して御家人の救済をはかった。（永仁の徳政令）これは、御家人が土地を質に入れたり売ったりすることを禁止するとともに、売ってから二〇年以内の土地はただでもとの持主に返させ、また御家人に対する金銭の貸し借りの訴訟はいっさい受けつけないことにしたものである。目的はもちろん、御家人を救済し、御家人所領の減少を防ぐことにあったが、これは一時的な救いとはなっても、結局は御家人に対す金融の道をとざすこととなり、御家人の生活はさらに苦しくなったため、早くも翌一二九八年（永仁六）には廃止せざるを得なくなった。

鹿兒島の御家人たちも例にもれず窮乏したものと考えられるが、次はその代表的な一例である。伊作忠長は長い間にわたって警固番役を勤めてきたが、多額の出費のために生活が苦しくなったので、元寇の際の戦功に報いて所領を授けてほしいと訴えている（一三〇四）それによると、その所領の伊作庄は、領家一乗院の支配下になって、有名無実のうえ、地頭としての得分は少ししかない。従って一族郎党への手当も十分に払えないのみならず、警固番役として北九州に行く際の荷物の運搬人夫も

ろくろく雇えない。こんなことでは、いざ戦がおこった時にも思う通りの戦功があげられないので、今までの手柄に対して恩賞をたまわりたいと訴えている。

第七節 南北朝時代の三州

一 建武の新政

承久三年（一二二二）の承久の乱（後鳥羽上皇が政治の実権を武士の手から天皇の手に奪回しようとして起った）後、朝廷の権威は著しく衰え、天皇の位の継承にも幕府が干渉するようになった。

後醍醐天皇（在位一二四二—四六）の讓位後、皇統は持明院統（後の北朝）と大覚寺統（後の南朝）の二つに分かれ、ともに自分の系統から天皇を出すことを主張した。幕府はこの解決策として両統が交代に皇位につくことを提案したが、この皇位の継承問題は容易に解決しないまま、文保二年（一二三二）後醍醐天皇（大覚寺統）の即位となった。

天皇は即位後、朝廷政治の刷新をくだて、天皇親政

をはじめ、人材を登用し、記録所を再興するなどして、積極的な政策を行った。

そのころ幕府側の執権の職にあった北条高時は、政治をかえりみず、有力御家人の反感が高まってきた。

後醍醐天皇はこのような情勢を利用して鎌倉幕府をほろぼそうとしたが、この計画は正中一年（一二三四）幕府の知るところとなって失敗した。これを正中の変という。その後も後醍醐天皇は、皇子護良親王らと討幕の計画をすすめ、元弘一年（一二三二）楠木正成などの協力のもとに、討幕を実行に移したがこれも失敗し、翌年天皇は隠岐に流され、持明院統の光厳天皇が即位した。これを元弘の変という。

しかし、この機会に北条氏に対抗してこれにかわろうとする有力な武士や、荘園内に生じていた新しい情勢に対応して、自己の立場を有利にしようとする武士勢力が討幕軍に加わり、幕府はしだいに孤立していった。なかでも新田義貞・足利尊氏らの勢いは強かった。尊氏は京都の六波羅探題を攻め破り、義貞は鎌倉に攻めいって、高時以下の北条一族を滅ぼした。ここに元弘三年（一二三三）鎌倉幕府は滅亡した。

後醍醐天皇は、北条氏が滅んだのち、ただちに京都に帰り、光厳天皇をしりぞけ、摂政・関白をも廃止して親政をおこなった。中央には記録所（行政・司法の重要職務をあつかう）のほか雑訴決断所（一般の訴訟）・恩賞方（論功行賞を行う）・武者所（軍事・警察のことをつかさどる）なども設け、諸国には従来のように国司と守護とを併置し、公家・武家の別なく採用することとした。この新政を建武中興という。

しかし建武の新政は、理想と現実の矛盾、公家・武家両勢力の反目、恩賞に対する武士の不满、朝廷の大内裏造営に対する重い負担などに、新政に不平をいだく武士がふえてきた。

この形勢を利用して武家政権の再興をはかったのが、足利尊氏である。尊氏は、新田義貞の討伐に名をかりて兵をあげ京都に迫った。そのため後醍醐天皇は京都をのがれ、建武政府はわずか二年にして崩壊することとなった。

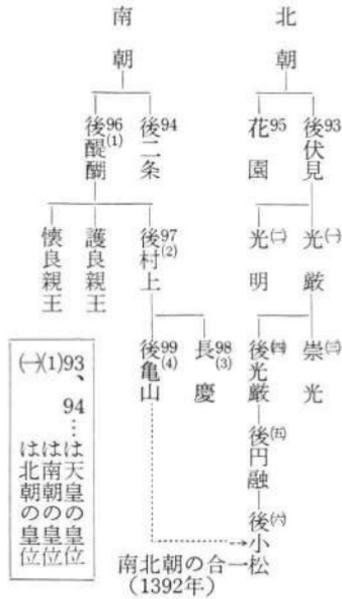
二 南北朝の動乱

足利尊氏は京都にはいると、持明院統の光明天皇をたてたが、後醍醐天皇は、いぜんとして皇位の正統を主張して、建武三年（一三三六）皇居を吉野に移した。ここに、京都の朝廷（北朝）と吉野の朝廷（南朝）とが対立して争うことになり、南北朝動乱の時代がはじまった。

南朝側は、動乱の初期に新田義貞が戦死し、後醍醐天皇がなくなると、形勢は不利になった。一方、北朝側も尊氏の一族や主従の間に仲間争いがつきつきにおこり、対立の一方が一時的に南朝と結ぶなどして、動乱をますます複雑にしていた。

しかし、尊氏の孫足利義満が將軍となるころには、諸国の武士は北朝側の有力な守護の支配下に組み入れられて、足利政権はようやく安定した。元中九年（一三九二）義満は南北朝の合体を提議して南朝の受諾をえ、ここに約六〇年にわたる動乱は幕をとし、足利政権の全国統一が完成した。

◆南北両朝の系図



三 南北朝時代の薩・隅・日

南北朝の争乱と薩・隅・日に於ける諸氏の動向は次のとおりである。南北両朝の対立は、三州の豪族たちをはてしない争乱にさそいこんだ。朝廷からの誘い、北朝武家方からの懐柔、同族間の紛争等枚挙にいとまがないほどで、南朝・北朝というより、自己が生きのびるため、右往左往したのが実情である。

年号	南朝	北朝
一三三五 (建武二)	肝付兼重、伊東祐広ら南朝に応ず。	尊氏島津貞久に薩・隅を警護させる。
一三三六 (延元一)	宇治惟時、薩摩国守に任命される。	島山直頭日向につき、貞久とともに肝付氏を討つ。重久篤兼(税所一属)肝付氏の居城加瀬田城を攻める。
一三三七 (延元二)	三條泰季西征將軍懐良親王の先駆として指宿に下向。河上家久、指宿忠篤、伊集院忠國、谷山隆信、鮫島家藤、矢上高澄、市来時家ら馳せ加わる。鮫島、伊集院、谷山ら伊作久長(貞久の叔父)を攻む。	足利勢越前金崎城の新田義貞を攻撃。薩摩から島津貞久の庶長子川上頼久の統率の下に、本田資兼外比志島、延時、執印、牛尿が参加。川上頼久、市来時家を市来城に攻める。

足利方の島津氏と対立して薩隅の地は争乱の巷と化す

肝付兼重、野辺盛忠、矢上、伊集院、谷山の

連合軍重久篤兼を橋木城に攻める。

戦局、大隅、日向に移る。

肝付兼重ら重久篤兼、森行重（守護代）を橋木城に攻める。

肝付兼重の攻撃に日当山城（西光寺衆徒覚乗）陥落す。

この頃の国分地方の諸城は大方北朝方に属していた。

(延元四)

伊集院忠国、祁答院・鶴田氏ら島津氏の総本拠川内の碓山城を囲む（伊集院忠国、伊集院・島津氏の支流である）市来時家降る。

和泉、比志島ら碓山城の救援に向う。畠山直顕、祢寝一族、重久篤兼ら肝付兼重の勢力を一掃。島津貞久、祢寝・和泉らと共に市来城の市来時家を攻める。

(興国一)

(興国二)

(興国三)

西征將軍宮懷良親王谷山城に入る。伊集院忠国、谷山、桑波田、矢上、頼娃一族応ず。八月、知覧・給黎・川

祢寝氏、伊集院忠国の居城を攻める。島津貞久、谷山に攻め入る。貞久・大隅の重久篤兼の出陣を求め谷山に激戦。祢寝一族外。

辺、別府氏応ず。

(興国六)

(正平六)

(正平七)

伊集院忠国らの諸将谷山城に入る。南朝軍の応援として紀伊、熊野、四国、中国の兵船三十余艘鹿児島に廻航。懷良親王熊本に向う。

貞久、薩・隅・日の武家方を総動員し、谷山の官軍と一大決戦をする。氏久ら傷つく。

(正平四)

高師直、師泰―足利直義と対立
直冬（尊氏の庶長子、直義の養子）長門探題となる。
北九州―一色範氏（鎮西探題）対小次氏
南九州―畠山直顕（日向）島津氏の対立

(正平五)

楡井頼仲（志布志）肝付兼重（高山）連合、大隅地方の攻略開始。伊集院氏郡山城を攻む。

島津貞久、重久篤兼に応戦を命ず。
畠山氏・祢寝清成ら大隅に活動、志布志城を

(正平六)

<p>久・渋谷重勝（入来院）・弟重與ら、おとしいれる。</p>	<p>征西宮大將軍に従う島津・一色阿蘇氏と足利直冬・畠山直顕・小武の二大勢力に分れる。</p>	<p>貞久・氏久をして大隅の隈本城と栗野北里城を落す。</p>	<p>島津氏久（貞久の子）三条泰季と共に加治木に畠山一派を討伐す。</p>	<p>氏久・菊池氏と共に畠山直顕を討伐。畠山氏没落す。</p>	<p>島津氏久・大隅を支配下におさめ、また足利幕府（北朝）に寝がえる。</p>	<p>貞久、長子師久に薩摩、氏久に大隅の守護を譲る。貞久死す（九五才）。</p>
<p>一三五二 （正平七）</p>	<p>一三五二 （正平七）</p>	<p>一三五六 （正平十一）</p>	<p>一三五七 （正平十二）</p>	<p>一三五八 （正平十三）</p>	<p>一三六一 （正平十六）</p>	<p>一三六三 （正平十八）</p>

<p>足利幕府、今川了俊を九州探題とする。</p>	<p>足利氏・氏久（大隅伊久（薩摩）の守護を奪い、了俊に与える。了俊、その子今川満範をして、相良、伊東、渋谷氏らと共に氏久を攻めるが氏久屈せず。</p>	<p>牛屎氏・相良氏ら南朝に加わり南朝の勢力大いに振う。</p>	<p>氏久死（六〇才）。その子元久継ぐ。</p>	<p>元久・伊久と共に武家方につく。</p>	<p>南北朝合体す。</p>	<p>島津氏の北朝への復帰に了俊愁眉を開く。</p>
<p>一三七〇 （建徳一）</p>	<p>一三七五 （天授二）</p>	<p>一三七七 （天授四）</p>	<p>一三八四 （元中一）</p>	<p>一三八七 （元中四）</p>	<p>一三九二 （元中九）</p>	<p>一三九二 （元中九）</p>

元中九年（一三九二）に至って南北朝が合体し、ここに約六〇年にわたる南北朝の紛乱が終り、足利幕府は義満將軍のもとに、其後も全国各地においては守護の争いがたえなかつたとは云え、ともかく全国武士の棟梁とし

て、頼朝以来の征夷將軍の權威を確立した。

南北朝の争乱時代を通じて、地方にそれまで長い間の行政官としての地位と勢力のあった国衙の役人や郡司達は、地頭や守護として幕府から任命された武士達と、領土支配のことで争ってきた関係から、その多くが南朝に味方して島津氏と戦い、その結果、矢上氏、谷山氏、揖宿氏、知覧氏、在国司氏の如く戦乱の中にいつしか埋没して史上からその姿を消し、これに代って形勢非となれば南朝に帰順したり、向背常なく自己勢力の拡張につとめた島津一族や渋谷氏等、幕府から地頭に任命された武士達が、各自の領土を拡大して、広大な領地を保有することになった。

第八節 中世における踊郷(牧園)

明治二十二年市町村制の施行により、牧園村が誕生したが、それ以前の牧園は「踊郷」と呼ばれていたのである。



る。自分たちの村が、踊と呼ばれていたということを、今の若い人たちは恐らく知らないのではなからうか。大正の頃、他町村に行くと必ず「踊」の○○さんが来たと言われたものである。踊郷というような珍らしい、面白い郷名は県下どこを探しても見当たらない。では、「踊」という郷名はどこから出たものであるうか。

「三国名勝図会」によると、

「踊」は本府の東北十一里にあり、当邑は即ち踊郷に、曾於郡曾於郷持松村を併せて、地頭を置く。地頭館は巢窪田村にあり、踊郷古名の説、及び踊の名義、旧跡の条下にみえたり、又当邑村落の内、中津川村あり、和名抄大隅国桑原郡に、仲川と載つて、国ニ用ニ中津川三字と記せり、然れば、昔時邑名、後世一村の名となれるなり」と書いてある。即ち「踊」は、鹿児島市の東北十一里にあつて、踊郷に持松村を合併して地頭をおいた。その地頭の居館は宿窪田村にあつたと書いてある。踊郷のいわれについて、同じく「三国名勝図会」に、

「踊城」地頭館より申方、十八町、巢窪田村にあり、当城本丸を新城という、二之丸を中之丸といい、三之丸を内城という、東の方は、野頸にして、平地に接す、塹の跡あり、南より西北は、深谷にして、急流の山川城下を繞る。即金山川なり、其川は横川邑と、日当山邑との分界にして、両邑の地、城西に相接す、川水深くして、橋なくしては渡るべからず、山下より仰ぎ望めば、石壁数十仞、直立して天険なり、土人の伝へに、昔日敵軍来り攻めし事ありしに、陥ることあたはず、城中要害堅固

なるを待み、金鼓を鳴らし、舞躍をなして楽み居たり、是より踊城といひしとぞ、当邑往古は横川氏、税所氏、北郷氏、北原氏等の所管となりて、沿革一ならず、永禄五年北原氏の将、白坂佐渡介、当城を以て大中公に降る」と書いてある。

※註 野頸 狹い所。永禄五年 一五六二年。大中公 第十五代貴久公のことである。

即ち、昔敵軍が攻めてきた時、城を陥すことができず城兵は、城の守りが堅固であるのをたのみにして、鐘や太鼓を鳴らし、踊をして楽しんでた。これから踊城というようになったというのである。尚踊郷は、横川氏、税所氏、北郷氏、北原氏等の所管となりて、沿革一ならずとあるが、これらの領主と「踊」との関係について、いろいろ資料を探ってみた。

一 横川氏と踊(牧園)

種子島初代信基の子信行、大隅国桑原郡横川(始良郡横川町)を領し、横川城(長尾城)に居て、大隅国を守護し、横川氏を称する。一説その子時信に至

り横川を領し横川氏を称するという。第九代種氏に
至り島津氏に叛き滅亡する。



「薩隅日地理纂考」によると、

承久の頃(一一一九〜一二二一)、横川藤内兵エ尉時
信は横川の地を領し、横川城を居城とす。時信は左馬頭
平行盛の子肥後守信基の三男、藤内左衛門信行の息男な
り。時信より第六代を河内守種氏といふ。種氏以後、永
祿の比に至り真幸院領主北原伊勢介此地を併領す。とあ
る。

また、「薩隅日州古戦場記」によれば、「横川城の城
主は文永・弘安の比は、左馬頭平行盛の苗裔、藤内兵衛
時信守之」とあり、承久の頃から文化・弘安の頃まで、
約六十年余り時信が横川城の城主で、その後、時信から

六代(系図では九代)種氏まで、即ち、北原氏が横川を
併領した永祿の時代まで、約三四〇年余り横川は横川氏
の所領であったといえる。この横川氏と踊城の關係につ
いて「古戦場記」にも何も書いてない。踊城は横川氏の
出城としてあったのか、はっきりしない。

二 税所氏と踊(牧園)

「三国名勝図会」によると、横川氏の次には税所氏が
踊を所管したことになっている。

△税所家(地誌備考、備忘抄所収)

五十八代光孝天皇八代孫

正五位下

敦如

治安一・三・二十一配流

大隅国曾於御館也

篤義

坂上御館

篤貞(篤定)

重枝曾於野大夫

篤近

重枝曾於野太郎大夫

(応保二・五・十五、十・十九
篤定末孫タリト雖モ郡司職ヲ受ケ継ガズ)

篤房

奉寄千正八幡宮忌保三、曾於野御佃米三拾六石、重枝曾於野次郎大夫

篤遠(篤守)(盛)

改篤守重枝名内二十丁、建久九、三御家人交名注文曾於野郡郡司稅所檢校篤守トアリ

(篤道)

篤真(安元二・八・二十九、散位藤原篤道)

改篤道、号重久十三丁五反

篤茂

或敦用、重富曾於野七郎大夫、押領使職、松永名栗野恒次、重枝名等御知行、稅所惣檢校兩職恒次名等給、号稅所大夫

(篤用) (安元二・八・二十) (因田根、稅所檢校篤用、曾野部重富名)

(三十三丁、重武三丁、桑東郷松永七丁)

篤吉

(承久三・十二壳券)

篤重 円性房

篤祐 篤成 篤氏

(藤原「建曆一・七・二十七壳券」鏡) つくしの稅所次郎)

篤(敦) 滿

名大夫據、去建保一・五・二、三浦和田左ニ門尉義盛追討之時義盛子息新左ニ門尉以下敵兩三人射取之、大事、疵數ヶ所負之間、同三死去了

安弁

法乘坊露島座主

敦久

祐滿

重富、号稅所兵衛、大隅國稅所職、押領職國大專職、止上大宮司職、曾於郡内恒次名、重武名、桑東郷松永名、重武名、栗野院恒次恒山重武名等、薩摩國滿、家院郡司職村々田島山野等依和田広ニ門尉追討勲功押領同院町厚智山座主職

川田氏由緒記比志島元恒重賢姉稅所大郎萬滿ニ嫁ス萬滿重賢ヲ追出シテ滿家院ヲ奪因テ重賢為備トアリ

祐信

祐道

郡田三郎丸

義祐

大介兼稅介、大隅國大國大介兼稅所職、押領使職、訶諭部司職、止上大宮司職、國大專當職、曾於野郡、重富名、重枝名重武名、中津川、重富、松永、栗野院恒次、恒山重武名等、薩摩國滿家院郡司職村々田島山野厚智座主、同國牛屎院内田島並金波田村

敦(篤) 秀

大介兼稅所

大隅國大介兼稅所職、押領使職曾於野郡司職、止上大宮司、國大專當職、曾於野、重富、重枝、恒次、重武、桑東郷松永、重武、中津川、田島山野等、薩摩國滿家院村々山野等、厚智山座主職、同國山門院兼成河老松御庄以下諸所田島等

信祐

道祐

二 郎、帖佐郷餅田村領知之、久郎大夫

祐慶

伊集院上神殿領知之

三 郎、露島座主職、田島等少々有之

<p>祐弁 又二郎坊 円性房</p>	<p>祐秀 七郎 満家院内中俣村領知之</p>	<p>童名弥陀増 号四郎満家院小山田村少田在之</p>	<p>童名弥陀王 八郎桑東郷・津川・少田在之</p>	<p>女子 牛尿内金波多村領知之</p>	<p>女子 満家院内油須木村領知之</p>	<p>敦(篤)胤 大介兼税所 大隅国大介兼税所職領押使職 曾於野郡司 止上大宮司職 国大專当職 曾於郡重富 重校 恒次 重武 用松・田島等重久田島等 桑東郷松永 重武 中津川 長□以下所々 用松(持松のこと) 薩摩国満家院郡司職村々山野 原智山座主職 同国山門院粟成河老松御庄以下所々田島等</p>	<p>忠秀 二郎 早世</p>	<p>国胤 三郎 早世</p>	<p>経秀 用松増智坊</p>	<p>敦直 敦為 敦定 敦政 敦武一略</p>
------------------------	-----------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------	---------------------------	---	---------------------	---------------------	---------------------	---

鹿大史学第九号(一九六一年)所載の「大隅国御家人
税所氏について」―鹿大五味克夫助教の論文より引
用(圈点筆者)

税所氏の系図をみると、あちこちに、中津川・用松
(持松のこと)の文字が出てくる。

税所とは、国府にあって一国の租税を取り扱う役職で
あるが、その職名を自分の姓にしたのである。税所氏は
系図にある如く、通説では光孝天皇八代の孫敦如が、治
安元年(一〇二二)に京都から大隅に下ってきて、同国
曾於郡(今の国分市東襲山を中心とする一帯)に住居を
かまえ神領を司り税所を以て氏とした。時の人曾於殿と
号し、其の子敦義に至り館を同郷重久村関の坂の上に移
して「坂の上殿」と号した。数代曾於郡の領主として、
その子孫には、税所・重久・最勝寺等がある。

税所氏は、霧島・止上・正八幡宮の神領の宰領官であ
るとともに大宮司職でもあった。その子孫は神社に関係
が多く、重久氏・姫城氏・最勝寺氏・馬場氏・妻屋氏・
川畑氏・芦江氏などがある。最勝寺氏は、留守氏・桑幡
氏・沢氏と共に、鹿兒島神宮の世家の一つとして永く名
を留めている。

「大隅国建久田帳」曾野郡の項を見ると、「重枝廿町、郡司藤原篤守所知。重富三十三丁、税所藤原篤周、用松（持松のこと）十五丁、藤原篤頼所知」の如く、税所氏は、藤原氏をとなえる名門であったことがわかる。建久九年（一一九八）頃の大隅国御家人として、曾野郡司篤守の名が見えるが、篤守は篤用の兄とされている。

税所大夫篤用（茂）の長男篤満は、建保一年（一二二一三）五月二日、執権北条氏が和田義盛を滅した際、鎌倉に上っていて、義盛追討の軍に加わり、義盛の子新左衛門尉以下三名を射殺し、自らも疵を蒙って翌日死亡した。このことは「税所氏系図」の篤満のところに書いてあり、更に右系図は、吾妻鏡に記載されている「つくしの税所次郎」というのは篤満のことであるとしてある。

「税所氏系図」を見ると、篤満の弟祐満のところで「重富―これは重富を領していたということ。税所兵衛と号す。大隅国税所職、押領職、国大專当職、止上大宮司職（止上神社の宮司職）曾於郡内恒次名、栗野院恒次、恒山、重武名等（を領有していたということ）、

税所祐満のあとはその長男義祐が継いでいるが「税所氏系図」義祐の附記をみると、「大介兼税介、大隅国大

介兼税所職、押領使職、曾於郡司職、止上大宮司職、国大專当職、曾於野郡重富名、重枝名、重武名、中津川、重富、松永、栗野院恒次、恒山、重武名等、薩摩国満家院郡司職、村々田畑山野、厚地座主、同国牛屎院内田畑並金波田村」とあり、これらの土地はすべて、税所大介義祐が支配していたということで、踊の中津川も義祐の領地であったということがわかる。

義祐の次にはその子敦（篤）秀が継いでいる。「税所氏系図」敦（篤）秀の附記をみると、「大介兼税所、大隅国大介兼税所職、押領使職、曾於野郡司職、止上大宮司、国大專当職、曾於野、重富、重枝、恒次、重武、桑東郷松永、重武、中津川田畑山野等、薩摩国満家村々山野等、厚智山座主職、同国山門院菓成河老松御庄以下諸所田畠等」とあり、敦（篤）秀は、義祐の領地・職をそのまま引継いでいるようである。中津川の田畠山野等も引続き所領している。

次に「税所氏系図」の「竜名弥陀王」の附記に「八郎桑東郷中津川少田在之」とあり、竜名弥陀王も中津川に少しの田をもらっていたことがわかる。

さらに「税所氏系図」敦（篤）胤の附記によると「大

介税所、大隅国大介兼税所職領押使職、曾於野郡司、止上大宮司職、国大専当職、曾於郡重富、重枝、恒次、重武、用松(持松のこと)田島等、重久田島等。桑東郷松永、重武、中津川、長□以下所々、薩摩国満家院郡司職村々山野、厚智山座主職、同国山門院菓成河老松御庄以下所々田島等」とあり、敦(篤)胤の代になって、中津川に加えて持松の田島等も税所氏の所領となつてゐることがわかる。敦(篤)胤の弟、経秀は「用松増智坊」と号し、その子経秀は「用松五郎大夫」と称してゐるが、この二人とも用松(持松)名を用いてゐる。

以上税所氏の系図によつて、踊(牧園)との關係をのべてきたが、次に「地誌備考」による税所氏と踊(牧園)との關係は次のように書いてある。

◆地誌備考・桑原郡地誌備考

イ 持松村

古時曾於郡に属す。建久中(一一九〇〜九八)河俣新太夫藤原篤頼、用松(持松)十五町を領す。其後篤秀の次子増智坊経秀本村(持松村)を領し用松を氏とす。後桑東郷の地を本村(持松村)に併せ踊郷を置く(元和九年〓一六二三年の事とす)

建武五年(一三三八)正日、足利尊氏、島津頼久(五代貞久の庶長子、川上氏の始祖)に大隅桑東郷、桑西郷を賜ふ。末幾くならず頼久、加世田別府に徙る。

永享中(一四二九〜四〇)税所介敦武踊を領す。(敦武の先篤茂栗野恒次等を領す。其子税所兵衛尉祐満、桑東郷及栗野院等を領し、税所を氏とす)

大永中(一五二一〜二七)北原氏踊を領す。家臣白坂美濃守兼頼をして踊城を守らしむ……以下略

ロ 中津川村

中津川村は、古時桑東郷に属す。後上中津川を分て両村と為し踊郷に属す。税所兵衛尉祐満、中津川村及曾於郡、栗野院等諸所の地を領し、大隅国霧島神領を司り、税所職と為り子孫世々相承く。外持松村に同じ。

ハ 万膳村

万膳村は、古時桑東郷に属す。万膳十二町村とす。後踊郷に属す。外持松村に同じ。

ニ 宿窪田村

持松村に同じ。とあり。「地誌備考」によると、持

松村・中津川村・万膳村・宿窪田村は税所氏と関係が深かったということがわかる。

◆妙見神社と税所氏の関係

(地理纂考、桑原郡地誌備考より)

「妙見神社。上中津川村祭神詳ナラズ、永享九年(一四三七)丁巳税所介敦武新建ノ棟札アリ、敦武ハ霧島神社ノ末社、税所ノ社ノ祭神税所篤如苗裔ニテ、当時此地(踊)ノ領主ナリ、元龜二年(一五七〇)修營ノ棟札ニハ地頭伊集院下野入道ト記シタリ、以前ハ同郷巢窪田村ト中津川村トノ堺ニアリシトゾサルヲ、一旦今ノ社頭ヨリ未申ノ方一町許ニ遷座アリシヲ、天正十三年(一五八五)六月七日大雨降リテ山崩シ、社殿砂石ニ埋レシ故ニ、同年八月十五日、今ノ地ニ遷座アリテ其原所ヲ妙見崎トイフ、例祭九月九日ニテ此地ノ宗社トス」とあり、妙見神社は、税所敦武が踊の領主時代に建てたものであらう。

妙見神社は、今の伊邪那岐神社(下中津川字後迫四二七番地)の前身である。

◆税所氏の滅亡

後醍醐天皇による建武中興は失敗に終り、延元元年

(一三三六)から六十年の長期にわたる南北朝時代になる。

その頃(延元二年)肝付兼重は隅州の雄として勢威を張っていたが、島津の一族である伊集院忠国と盟を結んで谷山隆信、矢上高純、智覧院忠世、野辺盛忠等を語らい曾於郡城攻撃の陣を進めた。そして郡田・清水寺・鼻連山に布陣し、重久篤兼(税所氏)の居城である橋木城を攻めた。城主篤兼はよく防戦したので、落すことができなかった。

翌延元三年三月肝付方の渋谷氏は、日当山城に対し、攻撃をかけ、夜襲によって落してしまった。目の前の拠点を占領された篤兼は、日当山城の奪回を図って、守護代の森行重、地頭御家人等とともに逆襲をかけたが成功せず、城は西からおびやかされることになった。この時も肝付兼重は鼻連山(国分実高校の裏山)にあって戦いを指揮していた。

肝付勢と篤兼(税所氏)の攻防は今の重久、清水から日当山に至る全面で激しく展開された。

それから十六年後の正平七年(一三五二)七月、志布志の城主であった楡井頼仲は南朝方に立っていたが、税

所氏はこれと結んで、曾於郡をめぐって島津氏久と対立していた。そこで島津氏久は橋木城を攻めたが、城兵は良く防戦してこの戦いでも橋木城は落すことができなかった。この時のことを「西藩野史」に、

「文和元年（正平七年・一三五二）壬辰秋七月楡井頼仲乱に乗じて隅州を侵す。税所介是に与す。氏久公戦て利あらず。鹿兒島に退く」とある。

また、貞治二年（正平十七年・一三六三）曾於郡城と島津方の戦いの模様を「西藩野史」に

「隅州曾於郡の主、税所介、畠山国長（日向の穆佐院）にあり、肝付兼重、楡井頼仲と与していた）に応じて叛すること年あり、又相良兵庫充実長に応じ、実長の軍を姫木に召て己が勢を助け、清水城を分ち守り、恣に郡県を剽掠す。正宮の社人急を氏久に告ぐ、公笑限に軍してこれを攻む、三年にして降らず、奇計を運らして姫木、清水を陥る」とある。

また、文安四年（一四四七）の「西藩野史」に
 「本田信濃守重恒（隅州清水を領す）叛す。忠国公（九代）師を帥い、姫木城（国分）に至り是を討たんとす。重恒救を税所氏（世々曾於郡）に求む。税所、本田と会

し来て姫木を侵す。公突出して是を破る……公の軍進て重恒を殺す。税所遁れざる」とある。

文明十五年（一四八三）の「西藩野史」には、

「税所新助、隅州帖佐城を襲う。城主島津修理亮忠兼突出してこれをうち破る。新助敗走す。忠廉（豊州家二代）奇計を運らして其帰路を絶つ。新助窮して降る。忠廉進んで曾於郡を取る」とあり、一〇二一年京都から大隅に下つてきてから、一四八三年まで四百六十年のあいだ国分平野に栄えた税所氏は、本城である曾於郡城にあって、なお北薩の山野や羽月あたりを領し、文明八年（一四七六）には、島津忠昌に対抗する島津季久や国久に加担して、本田兼親らと共に国分正八幡宮の社領を自らのものとして勢力の拡大につとめ、文明十五年（一四八三）部下の内精兵のみを引具して、宿敵島津忠廉に戦いを挑み、敗戦により税所氏の没落は決定的になった。

「西藩野史」永正十七年庚辰（一五二〇）八月、忠廉公隅州曾於郡城を攻む、永正十六年（一五一九）伊集院尾張守曾於郡城に在て謀叛す、按に曾於郡は、上古より税所氏領す、文明十五年（一四八三）島津忠廉是を陥る。爰に至て三十八年何人の領するか未考。新納近江守

忠武（新納七代）志布志の軍を卒し来て是を救ふ。忠廉公清水に至り、軍を整へ進んで曾於郡を攻む、尾張守力尽て降る（十一月二十七日）とある。文明十五年（一四八三）税所が島津に破れてから、三十八年の間曾於郡は誰が領していたか不詳とあるが、税所氏が没落したのは、文明十五年（一四八三）であることは間違いないと思われる。

税所氏は系図にみる如く、中津川、持松の領主でもあった。この税所氏は、重久、国分、清水、姫木あたりを中心として、島津氏との攻防戦を永年展開しているが、当時の持松、中津川の人たちが、どのような動きをしたのか、資料から探り出すことはできない。

「税所祠」

霧島神社の西掖十二間許りに在り。祭神税所篤如の霊と云う。（薩隅日地理纂考）

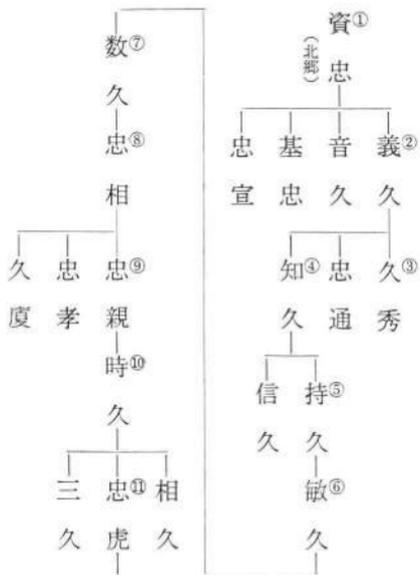
以上税所氏と踊の項は、次の資料を引用

。薩隅日地理纂考、。「大隅国御家人税所氏について」鹿大五味克夫先生の論文、。三州諸家史、。西藩野史。郡山町郷土誌、。国分市郷土誌

三 北郷氏と踊（牧園）

北郷氏系図

北郷家祖資忠は島津忠宗（四代）の六男で、筑前金隈台戦の功により、尊氏より北郷（宮崎）三〇〇町を賜う。



「三国名勝図会」によると、当邑往古は横川氏、税所氏の次に北郷氏の所管となりて云々」とある。北郷氏と踊（牧園）はどんな関係にあったのであろうか。

北郷尾張守資忠は、建武四年（延元二年・一三三七）八月二十二日、尊氏より越中国安部郷を賜い、左エ門尉に任ぜられ、観応二年（正平五年・一三五〇）筑前国金隈合戦の時、軍忠を致し將軍尊氏より北郷（宮崎県）三百町を資忠に賜う。北郷に入り北郷と号す。

。文和二年（一三五三）尾張守に任ぜられ、太守貞久公（五代）に従う。

。延文四年（一三五九）太守貞久公より、大隅財部院を賜う。

。貞治三年（一三六四）日向北郷の三分の一（百町）を樺山家二代音久（北郷資忠二男也）にゆずる。

。永和二年（一三七六）北郷義久、太守氏久公（六代）と共に都城に戦う。

。永和三年（一三七七）義久の弟、基忠、忠宣都城にて戦死。

。応永十八年（一四二一）北郷知久、樺山教宗と一味同心の契約をなす。

。応永年中、知久、山東曾井に伊藤氏と戦う。

。嘉吉元年（一四四一）樺山孝久と契りの約を結ぶ。

。享徳二年（一四五三）四月二十九日太守忠国公（九

代）の命により持久三俣高城に移り十二年住む。

。寛正六年（一四六五）六月二十九日持久及息男敏久去高城。移安永古江村薩摩追。（太守立久公（十代）の時）。

。文明十六（十七）年（一四八四（一四八五））敏久・伊藤・北原等と飢肥城に戦う。

。大永元年（一五二二）辛巳、初樺山音久（北郷資忠二男）領野野美谷、伝至長久公（勝久）以堅利・小浜・小窪・河北・白崎・持松代之・使北郷左衛門尉忠相領野々美谷、夏五月十日、長久移堅利・忠相、敏久之孫也、（郷村高辻帳・西国分郷有小浜村・清水郷有川北村・曾於郷有持松村・持松村今属踊郷。……中略。島津支流樺山氏譜、賜樺山氏賢利・小浜・小窪・河北・白崎・持松及浜村……以下略）

「島津国史」によれば、大永元年、島津勝久は、従来樺山氏の所領であった野々美谷を、北郷忠相に与え、その代り、堅利、小浜、小窪、河北、白崎、持松を樺山長久に与えたとある。税所氏が島津氏に破れて没落したのが一四八三年、税所氏の所領であった持松・白

崎は、大永元年（一五二二）から樺山長久の所領となつてゐることがわかる。

。大永三年（一五二三）野々美谷城は、伊東、北原に攻められ城主北郷尚久戦死（尚久は持久の五男）。

。大永五年乙酉（一五二五）、是歳執政本田次郎左衛門尉親尚讚兼親於、公、收曾於郡而已自取之、兼親怒築清水隼人城而抛之、親尚又以横瀬、波留毛、餅田、易樺山氏小窪、河北、白崎、持松等地、亦自取之、樺山太郎左衛門尉信久築城生別府而抛之、与兼親共為首尾相救之備、（抛島津支流系図、樺山玄佐自記、清水隼人城遺墟不祥、国分郷有隼人城遺墟、踊郷中津川村有地、名横瀬、重富郷有春北村読日波留計、即波留毛……以下略）、信久、長久之子、兼親之婿。親尚、兼久之曾孫也。（島津国史、卷十五、大翁公より）。

右「島津国史」によれば、本田家の葛藤の中に、横瀬・白崎・持松の所領が揺れ動いている。

。大永六年（一五二六）本田の領地曾於郡を新納と共に攻め、北郷二郎右エ門尉久利地頭となる。（庄内平治記）

。享禄元年（一五二八）伊藤と共に新納忠勝を梅北城に討つ、大隅国財部院を領地（十四代勝久公の時）。

。享禄二年（一五二九）忠相、本田氏と春山原に戦う。

。享禄三年（一五三〇）曾於郡の城、本田氏に奪取られ、地頭北郷久利都城へ帰る。

。天文七年（一五三八）忠相、大隅国財部に新納忠勝を攻めて奪取す。

。天文十一年（一五四二）北原と志和池に戦う。息男左エ門尉忠親、都城守と共に志和地の城領す。

※ 勝久（十四代）世が乱れ、忠相ら島津貴久公擁立につとむ。

※ 忠相の長子忠親、豊州家（島津忠広の後嗣）を継ぐ。天文十四年（一五四五）

。天文十八年（一五四九）己酉五月一日

「此度飢肥就弓箭、為御立願成就寄進申候田数之坪付、毎年四月二日之為御慶新

六反 世戸口名 竹の下

一反 持松名 前田

二反 上西郷名 長田

一反 上西郷名 あしはら

己上一町

天文十八年己酉五月一日（一五四九）

北郷讚岐守（忠相）

沢 殿

（正文在宮内社司沢氏）旧記雜録。

この頃、世戸口、持松を北郷忠相が所領していたとい
うことがわかる。

（補説）「世戸口名」について

「建久凶田帳」によると、桑原郡内に国領公田十五町
五反とあるが、これが国領であって、武安（隼人町松
永）六町は、宗新太夫建部高清が支配者であった。

この武安六町を建部高清が子清貞に譲り、更に清貞
は娘妙心に譲与している。いわゆる国領の私領化であ
るが、この武安名は、その所領の相伝をめぐって争論
の地であった。久安四年（一一四八）椽建部清貞から
武安名の讓状を受けた松前太子は、養和元年（一一八
一）に正八幡宮の殿上一命婦職に補任された藤原太子
と同一人物と考えられる。（税所氏は藤原氏をとなえ
るが、実は松前氏である）この補任状は、旧清水村
（現在国分市）の瀬戸口秀高家に伝わったもので、瀬

戸口家は税所氏の出で、守公神に關連があり、大中
臣、藤原等とも称し、祐通六代の孫秀政が、瀬戸口名
（牧園町妙見折橋の南方一帯か）を知行して、瀬戸口
を名乗ったとある。応安年中（一三六八〜七四）鳥津
氏久（六代）の代には、瀬戸口氏は鳥津に従ってい
る。藤原太子は瀬戸口家に關連ある者と見られる。

瀬戸口という小字は、現在宿窪田牧園五区にあるが
ここでいう世戸口は、牧園町妙見折橋の南方一帯では
ないか、とある。（国分市郷土誌より）

本誌、地誌編に記載の「踊郷時代の河川調べ」中津
川の項の末尾に「中津川ハ、犬飼滝ヲ落チ、安楽村瀬
戸口ニ於テ一里五分……ヲ経テ、新川通へ流入ス」と
あり、これによると安楽の付近に世戸口があったので
はないかと思われる。いづれにしても、安楽・妙見の
南方にあったのであろう。

◆**豎神社**（持松字前田一六番地）と北郷氏について

「三国名勝図会」に

「豎神大明神社、持松村にあり、霧島の末社の一なり
といふ。祭祀九月十五日、十一月中酉日なり、天文二
十一年（一五五二）北郷讚岐守忠相、尾張守忠親、造

立の棟札あり」と書いてある。堅神社は、北郷氏により建てられた神社である。(忠相親子による建立)

四 北原氏と踊(牧園)

「三国名勝図会」によると、踊(牧園)は北郷氏の次に北原氏が所管したことになっているが、資料によると踊(牧園)は、大永・天文年間には北原氏の所領となり、永禄・天正年間には肝付氏の所領となっている。北原氏についてのべる前に、肝付氏と北原氏の関係についてふれなければならない。

◆肝付氏

肝付氏は冷泉天皇の御代、安和元年(九六八)伴河内守兼行が薩摩掾に任ぜられ、翌二年薩摩国に下って来て、鹿兒島の神食村(鹿兒島市伊敷町)に館を建て、所謂薩摩掾として事務をとった。肝付氏は大伴家の裔である。兼行から曾孫兼貞に至る迄四代の間神食村に居たが、兼貞に至って大隅国肝付郡の弁済使となつて、肝付郡に移ることとなった。当時弁済使の所轄したのは内之浦、始良、高山、鹿屋、大始良、始良、高隅、百引、花

岡等の諸郷であった。そして代々高山の弓張城に居城して、肝付氏を家号とした。

肝付氏と島津荘との関係は、平季基には男子がなく、その一人娘を肝付兼貞に嫁がして嗣としたので、兼貞は肝付郡の弁済使として、肝付郡の殆んどを領有し、島津荘の荘司として実権を得たので、その長男兼俊に肝付本家を嗣がしめ、二男兼任(萩原氏祖)、三男俊貞(安楽氏祖)、四男行俊(和泉氏祖)、五男兼高(梅北氏祖)を夫々配置して本家肝付家の蒲屏たらしめた。島津氏が入国してからは、島津氏と相匹敵する勢力を有して、南北朝の頃は、肝付氏は南朝に味方して、島津氏と雌雄を争い、漸次衰退し、二十九代兼道に至って僅かに高山の一邑を保ったが天正八年(一五八〇)に島津氏に降つて薩摩国阿多に移された。(三州諸家史より)

△真幸院主北原氏系図

伴姓肝属氏三男

兼幸

右兵衛佐 右二門佐 領真幸院 以飯野為居城

二 兼貞
三 玄兼
四 文幸
五 延兼

左馬頭 右馬頭 左馬頭 右京進

<p>六 範兼 周防守 法名久天玄昌 応永五年馬関田三宮ニ水田ヲ寄進ス 男五人 馬関田 上原 大迫 山下 栗下 ト号ス</p>	<p>七 久兼 同防守或左馬頭 応永中神社札幌ニアリ 男七人 東 愛徳 吉松 小林 小城 大川 平 大平ト号ス</p>	<p>八 兼貞 九 貴兼 長門守 又五郎或長門守入道昌宅文明中神社札幌ニアリ</p>	<p>十 立兼 又七郎 長門守 文明十七年飢肥在陣ス云々 女子 相良氏爲室 兼命 兼氏 安芸守 十一 兼珍 民部少 男三人 肥前守兼存 治部少兼順 式部大輔 兼近</p>
---	---	--	---

<p>十二 久兼 民部少 大永享禄天文中 良兼 左馬頭 兼理 民部少 民部少 永正中飯野一宮札幌ニアリ</p>	<p>十三 祐兼 又八郎 天文十一年東霧島へ神領ヲ寄進ス 踊領主(大永六年)</p>	<p>十四 兼守 又八郎 弘治二年札幌アリ 踊の領主(一五三五—一五四三)</p>	<p>兼奉 武藏守 弘治元年死 左兵衛尉 守吉松城 伊東ニ内通シ求磨勢ヲ城中ニ引入 依テ兼親当院ヲ没収セラル 永禄ノ初ナリ</p>	<p>兼舊 刑部少</p>	<p>十五 兼親 又太郎 掃部介、天文十年生、天正六年死、家老馬関田右エ門尉野心ニ依リ 兼親並母同前求磨ニ落行、其後、鹿兒島荒田庄被召移、吉松並伊集院 神殿ヲ賜ヒ、神殿ニ居テ死ス 踊の領主(一五五〇)</p>	<p>兼定 左京進 掃部介 村右エ門 兼基 兼敬 寛永四年生</p>
---	--	---	---	-------------------	--	--

兼矩
神右立門

十六
兼茂

雅楽部、治部左二門、永祿九年生、寛永十七年死、神殿ニ居住候処、肥後(御手ニ入り、肥州二見郡ニ召移サルノ処、京樂下向ノ節下城久々宇(人)也)ス。從龜伯公知行四百石拜領

兼次

彦二郎、天正十三、於伊集院生、慶長十九年死

十七

兼時

兼氏

(桑原郡地誌備考より)

北原氏は肝付氏の支流で、初代北原兼幸が、串良城主から飯野城に入ったのは康永四年(一三四五)のころであるという。このころ郡司職の日下部氏は勢力がおとろえ収納使の北原氏が実力を振り出して畠山氏と結び、近隣を併呑して、次第に日下部のあとを継いだのである。

畠山氏が没落すると、九州探題の今川氏や求磨の相良氏と結んで島津氏に対抗、今川氏が去ると島津氏と結ぶというように、二大勢力の中にはさまれながら、その対抗を利用しつつ、自己保全と領土拡大につとめ、真幸院

の外、吉松・くりの・横川を併領して兵勢大いに賑わった。

北原氏六代範兼は求磨の城主たる相良祐頼と争いを起し、北原・相良の仲が割れ、北原範兼の子久兼は島津元久に降つて相良氏に備えた。九代貴兼は文明六年(一四七四)には栗野城主であった。

十二代久兼の時、つまり享祿年間(一五二八)に至り北原氏の全盛期となり、西は栗野・横川・踊(牧園)・日当山あたりまで、東は紙屋・庄内・志和地付近まで領土を拡大した。

「薩藩沿革地図」によると、踊(牧園)の領主は、

- 。大永六年(一五二六)——北原祐兼
- 。天文四年(一五三五)——北原兼守
- 。天文十二年(一五四三)——北原兼守
- 。天文十九年(一五五〇)——北原兼親
- 。永祿十年(一五六七)——島津義弘(松齡公)
- 。天正元年(一五七三)——肝付兼盛
- 。天正十四年(一五八六)——肝付兼寛

以上のようになっている。「踊郷所領の変遷」の項参照のこと。

『地誌備考』による踊と北原氏の関係は次のようである。

(イ) 大永中(一五二一〜二七)北原氏踊(牧園)を領す。

家臣白坂美濃守兼頼をして踊城を守らしむ。兼守既に死す。兼頼潛に島津氏に應ず。白坂下総介等一族皆之に應ず。其後島津氏の所管となり、梅北安芸兼秋其子兼陸等地頭たり」とある。

(ロ) 同じく「地誌備考」 「三休堂村」の項に

三休堂村は、古時桑東郷に属し、三台堂、下三台堂の二村に分つ。後一村と為し踊郷に属す。大永中(一五二一〜二七)北原氏踊を領し、其臣白坂美濃守兼頼城主たり。後兼頼島津氏に應ず。永禄十二年(一五六九)十二月、島津義久、肝付兼盛(加治木・溝辺領主)に上三台堂名を加封す。文禄四年(一五九五)島津義弘肝付兼三(義盛の嗣子)を薩摩喜入領主と為し旧領を収む。慶長十九年(一六一四)東郷源七郎忠直隅州本城を去て本村(三休堂村)に移る。元和六年(一六二〇)島津家久・忠直に本村(三休堂村)七一四石の地を与う。寛永(一六二四〜四三)の初、家久・新納四郎忠真に本村(三休堂村)を与う。子孫相承く」とある。

る。

『桑原郡地誌備考』によると、

天文十四年(一五四五)四月島津貴久、本田薰親(曾於郡清水城主)ニ東郷及日当山城用富名等ノ地ヲ与フ。

十七年(一五四八)三月二十四日北原氏日当山ノ塁(本田氏領)ヲ陥シ兵ヲ置キ之ヲ守ラシム。八月晦日伊集院忠朗日当山ノ塁ヲ攻メ之ヲ下ス。貴久新納忠勝ニ日当山ヲ与フ。忠勝ノ孫武久ニ至リ薩摩平泉ニ移ル。永禄五年(一五六二)五月初北原兼親、栗野・横川ヲ取ル。宮路某栗野ニ拠ル。北原伊勢介横川ニ拠ル。皆日向伊東氏ニ応ス。島津貴久・伊集院忠朗・樺山幸久ヲ遣ハシ横川城ヲ攻ム。伊勢介父子ヲ殺シ城ヲ抜ク。貴久、菱刈重猛ヲシテ横川ヲ領セシム。重猛族人菱刈中務ヲシテ横川城ヲ守ラシム。

七年(一五六四)北原兼親、栗野ヲ島津氏ニ献ス。貴久、重猛ニ栗野院一二〇町ヲ与フ。十年(一五六七)菱刈重猛既ニ死シ其弟大膳亮隆秋(重猛ノ子幼少ナルヲ以テ家政ヲ助ク)領邑ヲ以テ叛ス。貴久、菱刈氏ヲ伐ツ、馬越城(菱刈郡)ヲ陥ルニ及ンテ、菱刈中務横

川城ヲ棄テ走ル。貴久四男又七郎家久ニ横川ヲ与フ。

永祿十二年(一五六九)十月九日、島津義久、肝付兼盛上三台堂(踊郷ニアリ)名ヲ加封ス。

元龜元年(一五七〇)春義久、又七郎家久ヲ薩摩串木野ニ移シ、樺山美濃守幸久ヲシテ横川ヲ領セシム。

其後幸久ノ子忠助横川ヲ軫ジテ市成(曾於郡)ニ移ル(年間詳ナラズ)

天正十八年(一五九〇)六月島津義弘日向飯野ヲ去テ栗野城ニ移ル。文祿四年(一五九五)義弘、帖佐ニ移

ル。是歲九月義弘土持彈正忠ニ、栗野上鶴御前野ノ二村(今此ニ村ナシ)五〇〇石余ノ地ヲ与フ。又三台堂

及加治木溝辺領主肝付兼三ヲ薩摩喜入領主ト為シ、旧邑ヲ收ム。

慶長十九年(一六一四)東郷源七郎忠直、隅州本城ヲ去テ三台堂村ニ移ル。元和六年(一六二〇)島津家久

忠直ニ三台堂村七一四石ノ地ヲ与フ。寛永ノ初、家久新納忠真ニ三台堂村ヲ与フ。子孫相承ク。

「北原家由緒書」に

イ 踊は私所北原家領之大永年間真幸領主北原又八郎兼盛病死し錯乱之砌、踊之城主白坂美濃守兼頼(北

原の家臣なり)三原遠江守によって踊を献じて守護方になる。白坂下総介、佐渡介並助左衛門士合踊守護方御番衆を申請しとなり。

ロ……伊東義祐並右衛門佐妻三之山に居て竹崎高原の地頭白坂下総介を呼寄可誅とす。下総介用心して竹崎俄に帰り樺山玄佐領地大窪へ落来兼て玄佐方へ申合る趣を以て曾於郡へ参上也義久様へ拜謁す。踊の地頭白坂佐渡介向後守護方へ御奉公可仕旨玄佐にて言上す。……

「箕輪伊賀記」に

北原カ家来ニ踊ノ地頭白坂美濃守北原ノ躰危キ家ト見ユレハ得此刻太守ニ申入レ忠人ト成ルヘシト思ヒ曾於郡地頭三原遠江守へ密々ニ注進ス。遠江守境目役ト云少シモ遅ラスヘカラストテ踊ノ城へ番手ヲ差籠メラル。仍テ白坂カ一党同心トソ聞ヘタリ。貴久兵庫頭ニ仰ケルハ早速彼地ニ発向シテ退治セラルヘシ去ル三ノ山ヨリ東ハ伊東ニ属ス飯野ヨリ西ハ薩摩方ニ順フ。去程ニ()評議シテ永祿()子彼地ニ赴ント欲スルノ処北原カ一門ニ横川城主北原伊勢守富名新助有逆心ノ間彼堺ノ往還不自由仍テ凌ニ霧

島山・真幸飯野郷へ打越シ玉フ。馬関田・吉田・吉松・栗野人々ハ我モ我モト可レ働ニ忠節ニ由申入ラル番手ヲ請テ御慈ニ参リケル。

「地理纂考」にみる北原氏と踊（牧園）

(イ) 天文十七年（一五四八）九月五日、本田刑部少輔、北原符之介姫木城にあり。刑部少輔密に忠朗（伊集院）を招く。……樺山善久、北原を攻める。……北原和を乞う。……忠朗許す。符之介以下三十余人真幸に帰る。忠朗の軍踊の堺に見送る。

(ロ) 永祿五年（一五六二）夏、北原氏（真幸院主）乱あり。北原又八郎兼守三山城に卒し子なし。兼守が妻は伊藤義祐の女、義祐三山城（小林）に來り、後継者を馬関田右衛門佐（兼守の一族）を立て兼守の妻を嫁とする。……北原の一族老臣従わず……三原遠江守、白坂美作守（踊主）背き貴久公（十五代）に降りその地を獻す。栗野・吉松・馬関田の士尽く背き貴久に降る。（これより先踊以上の士尽く北原氏に屬す）とある。

五 中世における古戦場址

(一) 「踊」領内にある古戦場址

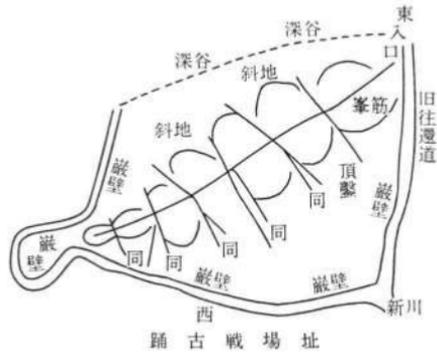
(1) 踊（城）古戦場址（第六章 第四節 史蹟参照）

(イ) 「薩隅日州古戦場記」より

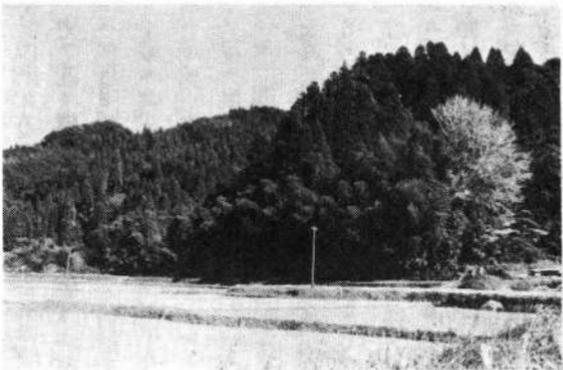
踊城ハ麓ヨリ半里計西南ノ方ニテ候。東ノ方野頭ト申候テ、橋ナラテハ絶テ渡リ無御座候。石壁峨々ト有之山下ヨリ見上候ヘバ、鳥モ翔リ不申躰ニ候。俗説ニ申候ハ、昔敵來リ申候ヘ共、城中ハ少シモ周章不申候。踊ヲ仕居候故、踊城ト申候ト申事ニテ候。日当山境ニテ候。城下ノ谷ヲ限リ、西ノ方ハ日当山ニテ候。

(ロ) 「森市介氏調査報告ノ記録」より（昭和十七年二月 役場提出記録）

踊城ハ牧園村宿窪田ノ西端ニ在リ、地勢ハ東方入口附近高峰ヨリ漸ク西北ニ傾キ尚東方ヨリ西北ニ蹠カマル峰筋引キ続キ突角ニ及ブ、其ノ低地ニハ数ヶ所頂鑿セル跡存ス。此レハ左右來ニ便シタル如キモノナリ。峰ノ西側ハ地形自然ニ起伏シ、奇觀ノ現状ヲ呈ス。南方ハ東西ニ亘リ鹿兒島城下ニ通ズル旧往還道今ニ尚存



踊 城 址



改 田 城 址

ス。西方ニ新川上流、之ヲ回り河面ヨリ巖壁直立ス。地形自然ニ城廓タルノ形状ナリ。往古横川氏、北原氏等ノ所管セシ城址ナリト云ヒ伝フルモ記録残存セズ、尚此所ヲ以テ古戰場ノ区界ト定メ難キニ依リ、其ノ形状見取図ヲ左ニ掲リ

説明、但古来伝承ノ地名

- 一、東方入口附近ヲ野口ト唱フ
- 二、南方旧往還道ヲ城山道ト唱フ
- 三、新川ノ廻ル川辺ノ□□ヲ城ノ谷ト唱フ
- 四、東方入口ニ連ナル附近ノ深谷ヲ内濠ト唱フ
- 五、右ヨリ引続キ新川ニ至ル深谷地ヲ外濠ト唱フ
- 六、城址内中央部ヲ中ノ丸ト唱フ

七、右ヨリ奥地ノ方ヲ奥之院ト唱フ
八、奥之院中央ニアル平地ヲ馬乗馬場ノ跡ト唱フ

(2) 改田古戦場址

右ハ牧園村下中津川中樞改田口ノ前方橋立ノ高陵ニ在リ、北ハ中津川ニ臨ミ西南東ノ三方ハ深キ濠谷ヲ以テ回ラス、其ノ形状ハ中央高地ハ其ノ本拠ニシテ右ニ連ナルハ右翼タリ。左ニ連ナルハ左翼タル陣形ヲナセシ如クナリ。往時同地豪族改田妥女守ガ管理城址ナリト云ヒ伝フ。諸々堀鑿ノ跡存在ス。其ノ段階ノ高地ハ三ヶ所共ニ平地ヲナス、其ノ形状ニ依レバ古戦場址タリシハ尚見認ムベキモ記録残存セズ、其ノ古堡ハ尚南方ニ互リ広大ニシテ比処ヲ以テ城址ノ区界ト定メ難シ

(二) 踊(牧園)近隣の古戦場址(資料・三国名勝図会)

(1) 横川城

地頭館より末方、十三町余、中之村にあり、長尾城ともいう。按に旧記に、当城は承久の比、横川藤内兵衛尉時信、此邑を領して治所とす。時信は、平姓にて、左馬頭行盛子、肥後守信基の三男、藤内左衛門信行の息男なり、時信より第六代を、河内守種氏という。種氏以後、菱刈氏、北原氏の領地となり、沿革一

ならず、永禄五年北原氏に内乱あり、其一族諸臣多く我麾下に属す、時に北原伊勢介、飢肥伊東氏に応じ、子新介と共に当城に拠る。是年五月、大中公溝辺に軍だちし、伊集院大和守忠朗、樺山安芸守幸久をして、伊勢介を招降せしむ、伊勢介肯んぜず、六月三日、松齡公及び又六郎歳久、兵を督して当城を攻む、新納刑部大輔忠元、伊集院源助久春、是に従う。歳久は大手より松齡公は搦手口より攻め給う、北原父子壁を開て逆へ戦い、強く拒く、歳久奮い撃て是を破り、敵の逃るを追て城に入り、自ら先登す、北原父子勢い窮り、城中に自殺す、是に於て横川を菱刈大和守重猛に賜う、重猛其属菱刈中務をして当城を守らしむ。永禄十年、菱刈大膳亮隆秋(隆秋は、重猛が弟なり、重隆が嗣子鶴千代幼し、故に家事を摂す)球麻の相良義陽に与して復叛す、是年十一月、大中公隆秋を征し、馬越城を陥る。菱刈中務横川を棄て大口に奔る。城北大口の前に、金山川流通り、其辺を大手川と呼ぶ、夫より二町許下流、丹後が潭という所あり、北原伊勢介家老迫田丹後守、戦死の場なり、野首の方に搦手口あり、搦手口より南の方、軍配ありし所なりとて、今に

大松あり軍配松という。

(2) 松尾城（栗野）

地頭より丑寅の方、六町余、小羽村にあり、栗野城ともいう。此城山平地に屹然として峙ち、四面の敵壁險峻にして千台川の上流を北に帯ひ、其高さ二十丈許外塹の周廻一里三町余あり、故に天險の名城と称す。

按ずるに、建久八年、大隅国凶田帳に、栗野院六十四町、正宮領とあり、又栗野郡司守綱と記せるあり、中古以来北原氏所領なり、其間沿革一ならず、永禄五年北原氏に乱あり、飢肥伊東氏、真幸院及び栗野、横川を取る、北原又太郎兼親、球麻に出奔し、相良氏に依る。大中公兼親を球麻より召して、真幸院に還す、真幸復北原氏が邑となる。然るに宮路某、栗野に抛り、北原伊勢介（北原氏の支庶）横川に抛る。皆伊東氏に応ず、六月栗野北原氏に降る。兼親当邑を藩朝に献ず、天正十八年六月二十六日、松輪公飯野城より此城に移り給う。文禄元年、朝鮮の役にも当城より発し、肥前名護屋に至らせらる。文禄四年冬、当城より帖佐に移り玉う。当城には、凡そ七か年の御在城なり、今は松杉の林となる。本丸、二丸及び諸曲輪、堀切、又

護摩所、礮屋敷、射場地、用水場等の跡、歴然として猶存せり、公帖佐へ御移りの後、川上参河守入道肱枕、御城代として爰に居る。

(3) 龜鶴城（吉松）

地頭館より北方十三町、中津川村にあり、本丸を鶴城といい、高さ八十尋あり、二之丸を龜城という。高さ六十尋あり、当邑往古は愛甲氏所領なり、其後北原氏世々伝領す、其間沿革一ならず、永禄五年、北原氏に内乱あり、其諸臣居城を以て、大中公に帰降し、当邑我に属す、先是北原氏が宗統、掃部介兼親、故ありて肥後州求摩に寓居す、是に至て、公兼親を召して、真幸を賜う。兼親飯野城に居る。同七年十一月兼親が叔父左兵衛尉当城に在て密に伊東相良に通じ、兼親を撃んことを謀り、求摩の兵を城内に納んとす、其事発覚せるを聞いて出奔す。

(4) 看初城（溝辺）

地頭館より巽方、一里八町余、溝辺村にあり、心慶寺の後山にして、四面峻崖、西方殊に岨しく、寨柵を待たずして頗る登るべからず、本丸、二丸、壕塹等の跡、現存して樹木森然たり、按ずるに看初城の名義考

がたし、諸書に溝辺城散見す。今土人に問うに当初別に城蹟二つありといえども、かかる名なし。されば、みずべ、みそめ、訓の近きを以て、溝辺を訛りて看初と呼べるならん欺。旧記を閲するに、延文三年、二月、畠山国明、加治木邑土器園に居る。其執事野元藤次秀安、帖佐邑萩原城に在りて、首尾相援う、畠山進て、齡岳公の執事本田信濃守重親が守れる溝辺城を囲む、公も亦萩原城を囲み玉う。二城互に危き事旦夕にあり、国分邑宮内正宮の社人、和を畠山に求む、是に於て公と約して、共に囲を解けり、其後文明十八年、肝付氏支裔、肝付兼固城主たり。

(5) 高松城（溝辺）

有川村にあり、高松は即ち其地の字名にして、昔、北原氏これに居れりといひ伝う。西南北の三方は、穹谷にて、東方一線路を通ず、射場、馬場等の故蹟遣れり。

(6) 玉利城（溝辺）

崎森村にありて、東の一面曠野に続き、其他の三面は峻谷なり。

(7) 日当山城

地頭館より戌亥の方十町、西光寺村にあり、貞鑑公の御時（貞久）中津川勘左衛門之を守る。天文の初、清水邑主本田紀伊守薰親所領なり、十七年三月二十四日、北原兼守、日当山城を陥る、兵を置いて之を守る。

時に本田薰親不仁にして部下及び諸邑主多く叛き、隅州乱る。大中公即伊集院忠朗をして兵を督し、国分宮内に至らしむ。薰親渋谷氏と連和して、忠朗を謀る。

八月晦日夜、忠朗日当山城を攻む、城兵堅く守つて下らず、忠朗衆を勵まし鼓譟して城に登る。北原兼守が将平良尾張守白坂助左エ門等百余人を切る。遂に城を抜く、その後我軍進て薰親が清水城を攻む、薰親庄内に奔る。城址山上にありて、本丸、中之丸及取添城等の跡あり。四方絶崖にて、今林藪生茂れり、本丸、中之丸に宅地の跡あり、当城より玄子の方、大谷を隔て陣之尾といえる所あり、之より五町許玄の方軍ヶ場迫という所あり、其事跡詳ならず、平良尾張守、白坂助左エ門墓城下にあり。

(8) 茶臼ヶ城

東郷村（日当山東郷）にあり。

(9) 角井ヶ城

西光寺村にあり、其事跡伝らず。

六 踊郷（牧園）所領の変遷

「薩藩沿革地図」戦国興亡図によると、大永六年（一五二六）に「踊」の名が出てくる。そして踊・横川・栗野・吉松・吉田・馬関田・加久藤・飯野・高原・山田は北原祐兼の領土としてある。このころの始良郡内の所領関係をみると、隼人・清水・姫木は本田薫親。上井（国分）は上井氏。敷根（国分）は敷根頼愛。廻（福山）は廻久元。生別府（隼人町長浜）は樺山氏。加治木は伊地知重貞。溝辺は肝付兼演の所領となっている。

曾於郡・日当山の領主は記載がなく、図記に「十一月北郷忠相與本田薫親春山原斬捕五十余人」とあるから、攻防定りなき戦乱の時代であったので、定着したものはなかったであろう。（地図参照）

◎天文四年（一五三五）

北原兼守Ⅱ踊（牧園）・横川・栗野・吉松・吉田・馬

関田・加久藤・飯野・三山（小林）高原・

山田・志和地・財部・日当山（大半）

「薩藩沿革地図」
戦国興亡図（大永六年）（1526年）



本田薫親Ⅱ新城（国分）・清水・姫木・曾於郡・霧島
樺山善久Ⅱ生別府（長浜）宮内



上井為秋 || 上井 (国分)
 敷根頼愛 || 敷根 (国分)

肝付兼演 || 加治木・辺川・溝辺
 廻久元 || 廻 (福山)

◎天文十二年(一五四三) 地区

北原兼守 || 踊 (牧園) 横川・栗野・三山・高原・高崎
 本田薰親 || 新城・生别府・宮内・日当山・姬木・曾於

郡・清水

上井為秋 || 上井

敷根頼愛 || 敷根

廻 久元 || 廻 (福山)

肝付兼演 || 加治木・溝辺

祁答院 || 祁答院・山田・帖佐・平松

※図説に見る北原・本田氏の敗退

公遣レ将討ニ本田薰親復ニ生别府ニ而復賜ニ之榊山善久ニ。
 廻、敷根、上井、新城咸降、四月肝付省鈞攻ニ取恒吉
 邑、薰親省鈞牛根反辺田ニ川邑而求ニ臨ニ急其来援ニ
 也、五月我軍進攻ニ陥隼人城ニ八月陥ニ日当山城ニ。於是
 北原氏戌兵退ニ去踊邑、九月姫木城出降……略

◎天文十九年(一五五〇) 地区に見る所領 (地区参照)
 北原兼親 (兼守の子) || 踊・栗野・吉松・高原・高崎
 榊山善久 || 生别府

右典廐忠将 || 新城・清水・姫木

肝付兼盛 || 加治木・辺川・溝辺・日当山

上井量兼 || 上井

敷根頼愛 || 敷根

北郷忠相 || 曾於郡・山田(北諸県)・志和地・野野美

谷・高城・安永・山之口・都城・勝岡・柅

山

◎永禄十年(一五六七)地図に見る所領

松齡公(第十七代)(島津義弘) || 踊・吉松・吉田・馬関田・加久

藤・飯野・(松齡公、伊藤氏を破り以上を

領す)

菱刈氏 || 栗野・横川・湯ノ尾・大口・山野・羽月

右典廐以久 || 上井・新城・清水・姫木

樺山善久 || 生別府

敷根氏 || 敷根

新納武久 || 日当山

平田氏 || 嘉例川・松永

北郷氏 || 諸県・山田(北諸県)・志和地・野々美谷

安永より東。

◎天正元年(一五七三)(地図参照)

「薩藩沿革地区」
戦国興亡図(天正元年)(1573年)



肝付兼盛 || 踊・加治木・溝辺・日当山
樺山忠助 || 栗野・横川・山田・帖佐・蒲生

松齡公（島津義弘）Ⅱ飯野・加久藤・馬関田・吉田
 右典廐以久Ⅱ新城・清水・姬木・曾於郡・上井
 敦根氏Ⅱ敷根・長浜・宮内

北郷時久Ⅱ山田（北諸県）志和地より東。

◎天正十四年（一五八六）

肝付兼寛Ⅱ跡・柁城・溝辺・日当山・三代堂凡五邑・

田禄凡一万五千八十四石

七 中世における牧園の古石塔

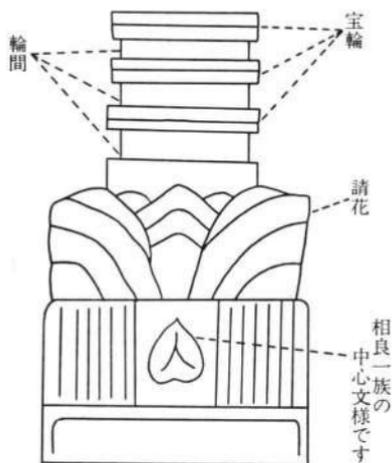
南九州古石塔研究会長 黒田 清光

県下各地に散在する石塔の多くは、なまなましい中世の歴史を物語っている。これを歴訪して一万基の目標を達成できたのは去年の正月だったが、謎につつまれたものや、日の目をみないで埋もれているものが、まだまだあると考えられるので、その後も引き続き探し求めてきた。四月二十日牧園町の古石塔の探訪にでかけてみた。

（一）三体堂中福良七八四、刀迫勇雄さんの山にある石塔について

標柱には、室町時代に建てた曾我兄弟の墓と記されて

いるが、一見して判ったのは、中央に位置しているのは人吉（熊本県）相良氏の庶流であるが、永留氏が生前に造立した逆修の宝篋印塔であり、その両側に混成の石塔があることだった。注意して目をくぼると、石塔の残欠もあることで、当然十数基の逆修塔が同時に造立されており、かつ、その後も一族郎党が造立したということが判かる。たぶんその中には板碑も共存していたことであろうし、この近くのどこかに一字一石経の納経塚もあるのではあるまいか、整備したらすばらしい遺跡として、史料性の高いものとなることであろう。



先づ中央の宝篋印塔について、その特徴をのべてみる。

宝輪に一条を刻出したのが、永留氏の特徴で他家のものには一切みられない。相良一族の中心文様の両側に、縦の条線六条を刻出されているのが、永留氏三代目を示すものである。初代頼明が四条、二代頼常が五条、四代長滋が七条、五代頼均が八条である。

◆永留氏系図



この宝篋印塔には刻銘はないが、これらの文様で相良一族永留氏三代頼積の石塔であることがわかる。このように宝塔や宝篋印塔や石塔の相輪は、それぞれの家号や必要な条件を示す重要な役割を果すものでありながら、不用意に他の石塔に充当されたり、或いは残欠であるからと放置されて粗末にされている例が各地にみられるが

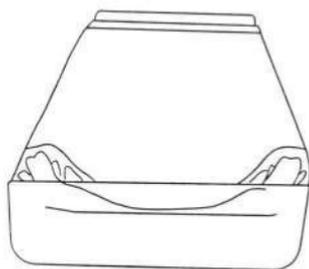
最も重要な部分であることを理解してほしい。

相輪の宝輪数は、平安末期から吉野の極く初期までは九つで、上代ほど輪間の刻出が明瞭で深く広くなっているが、相輪全体から見ると、上部細く下部太くかつ長大であるが、吉野期に入る頃は明瞭ではあるが浅く狭く、全体が短大になっている。従ってこの相輪は鎌倉末期の造形物とみることが妥当と考える。このことは永留氏三代頼積の生存中をよく説明していることになる。

次に笠石に注目してみよう。

一般には笠石の上面と裏面に数段乃至十二三段の切段がみられるのであるが、相良庶流の室町までは全く見られない。隅飾も一般のものより低目で目立っていないが、波形文様が刻出されているだけである。これも永留氏特有の形状で相輪と必ず対応して注目すべき隅飾文様である。

塔身の形状は、さほど遠くない横川町城ヶ崎磨崖仏前にある宝篋印塔と極めて近似しているが、相輪伏鉢の縦条痕が七本あるので、四代長滋の逆修塔で、造立はやはり鎌倉末期の元弘年までのものである。これに近似しているながら塔身の高さが少々低く四方に金剛界四仏を梵字



歴代は大口市を根拠として、永仁七年（一二九九）には東郷町南瀬に慈母の供養塔と自ずからの逆修塔を造立した初代を始めて北隅北薩の各地に造立しており、初代から三代までの納骨宝塔を大口市内に造立されている。その後造立されたのが四代五代六代の逆修宝篋印塔や歴代の逆修塔が横川町中尾田や、溝辺町十文字や隼人町宮に四基、内山田に一基、蒲生に一基、吉田に一基、郡山に一基、確認されて天正年間に至っている。

遺憾ながら肝心の稲葉崎供養塔群内には、城ヶ崎磨崖仏前にある宝篋印塔と同じ刻出の笠石隅飾文様と相輪の上部請花文様と中間に当る宝輪を残欠として確認できるだけで、その笠石と台石から永留氏四代長滋のものであ

で刻出したものが、栗野町稲葉崎供養塔から西方川を渡った二渡部落の孟宗竹林内に一基ある。この相輪の

縦条痕は八条であるから五代頼均の逆修塔で造立は、吉野期の初期ということになる。このように永留氏の

るということだけが判明し黄金塔の主人公沙弥道性が、永留氏四代長滋であったという証拠となったのは、誠に幸いであった。

(二) 持松・中津川の宝塔

持松の白崎にある中世石塔群の残欠累積であるが、刻字のある台石の全文の判読が十分にできないが、一面は金阿弥陀仏の時衆宗の法号と、康安二年（一三六二）三月、孝子施主敬白の刻字が確認された。台石上面の反花蓮弁の刻調を検討すると、これは人吉相良氏のものである。多分八代実重の父前頼の夫人ではないだろうか。前頼の法号は時宗衆の立阿弥陀仏である。

次に、中津川改田口の下中津川一〇五七、有村政行方の畠の上にある宝塔を検分した。その塔身の類系からも塔身の弥陀三尊像の刻出からも、明らかに永留氏の宝塔であることが鑑識された。このような塔身の弥陀三尊像は、県下の如何なる他家にもみられない特徴である。もちろん相輪も、その大樹の根幹に挟まっている笠石から永留氏のものであることが理解され、相輪の数から吉野末期の造立であることが判然としている。

次に、犬飼の畦地観音の石塔も検分してみると、その

中にある稍々大きい宝塔の相輪はやはり永留氏のものであり塔身の類系からも永留氏のものに相違ない。他に小型宝塔の塔身が数個あるが、何れも逆修宝塔である。

黒田氏は、先の系図について次のように試算し、その活動した十八才ぐらいからの年代を次のように示されている。

初代	頼明	観元	文永元(一二六四)……徳治元(一二三〇六)
二代	頼常	西安	文永七(一二七〇)……応長二(一二三二二)
三代	頼積	道忠	正応五(一二九二)……建武元(一二三四)
四代	長滋	道性	正和四(一三一五)……正平一八(一二五三)
五代	頼均	叔元	暦応元(一三三八)……康暦三(一三八一)
六代	頼道	道心	正平一六(一三六一)……応永一一(一四〇四)
七代	頼連	不存一物	元中元(一三八四)……応永三四(一四二七)

八代 実重 道有 応永一四(一四〇七)……文安四(一四四七)

三代頼積が、いつまで人吉にとどまり山田域に在城したか、建武元年十二月その子長滋が尊氏から左近将監に補されており、その後一時南朝方に占領せられたものの正平二十年(一二六五)には再び奪還しているので恐らくこの頃求麻を去り、いずこにか出向いた、長滋以後には求麻郡誌に伝えるところなく、史書によれば嘉禎二年(一二三六)和泉政保を攻略した後、牛屎高元を攻めるとき求麻勢と合流している。この軍勢に含まれているものと解せられる。

永留家は長滋以後三代に涉って、求麻郡内には墓跡もみとめられないから、南北朝より室町初期(応永)にかけて約百年間、北隅に行動したことが考えられる。この観点よりして北隅を探れば

1 蒲生応永三十五年六月の五輪塔は、頼連のものではあるまいか。頼連の供養塔は求麻郡須恵村にあるが年号なく不存一物と記されている。

2 栗野町田尾原稲葉崎の供養塔銘にある沙弥道性は、長滋、比丘妙性はその妻と思われる。頼明の従弟は迎

蓮寺に葬られたが、頼俊の子長氏はその法号を道運といい、その妻は妙円というなど、永留氏の事跡と考えられる節が多い。

すでに相良家初代の頼景は、建久五年(一一九四)菱刈氏と協力して、牛山城に赤田氏を亡し、その歿年安貞二年(一二二八)まで三十二年間伊佐地方を領有していた史実もあり、南北朝時代の歴史の随所に相良勢が来援していることが見えるのも、牛山城を中心として求名など、その周辺の地区に進出していたことを示している。

(文化牧園二号より)

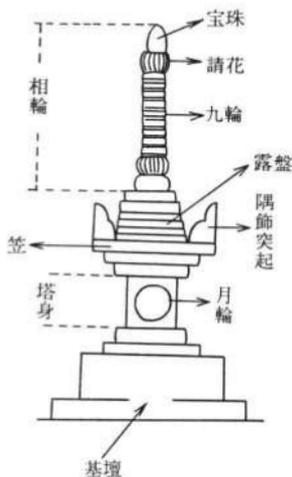
◆参考!

1 逆修塔(ぎやくしゅうとう)

このころ全国的にみられる宗教的風習として「逆修供養」または「予修供養」といわれるものがあって、このころの人たちは上下ともに死ぬまでの間に、かならずなさねばならぬものと信じ、こぞってその分に応じて、その逆修供養を行なったものと推定される。全国的に室町期約十六世紀ごろまで、盛んに行われたと推定される。そこでこのころ行われた仏教供養の、行なう者と思われるものとの関係を整理してみると、

①、生きている人が死んだ人のために、②、生きている自分が、自分の死後のために、③、生きている他人が(子ら)生きている自分の死後のために。

以上三つの関係があり、①は「追善供養」といわれるもので、現在も盛行されており、②と③が逆修供養である。現存する逆修供養の資料のほとんどは②で、自分が自分の死後のために供養を行なうもので、③のごとく自分以外の人が、生きている自分の死後のための供養を行なったことを確認しうる資料は、全国でもほとんど摘出しえず、確認しうるわずかな資料が栗野に現存していることは、まことに重要である。(栗野町誌より)



宝篋印塔の各部名称

2 宝篋印塔 ほうきやくいんとう

過去・現在・未来にわたる諸仏の全身舍利を奉藏するために「宝篋印陀羅尼經」を納めた供養塔を宝篋印塔とい、石造は鎌倉中期から造立された。基本的には基壇上に、基礎・塔身・笠・相輪をつみあげ、塔身の四面に梵字を彫る。五輪塔と共に、石塔のうちでもっとも普遍的である。鎌倉時代後半、宝篋印塔は大形でかつ整美な安定感がみられるようになる。このころから関西型・関東型とよばれるような地域による形状の相違がでてくる。塔身の輪郭をつけ、基礎の下にはっきりした反花座を加えるのは関東型の特徴である。



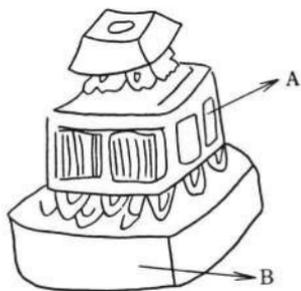
宝きょう印塔 (伝曾我どん墓)

3 宝塔・多宝塔
下層平面を四角にとり、円形の下層に



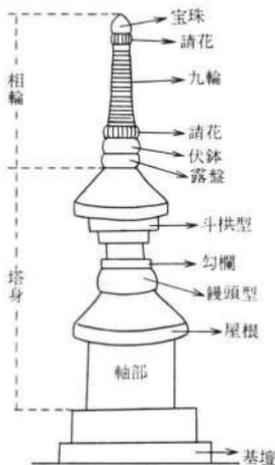
持松白崎の宝塔

持松白崎の宝塔

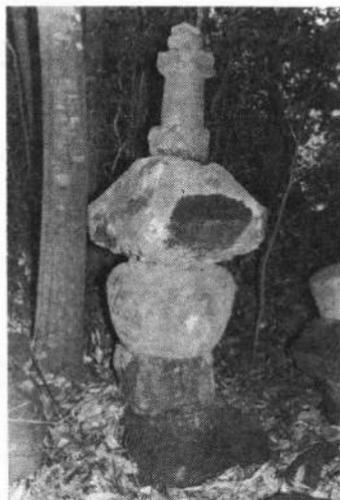


Aの銘文 金阿弥陀仏
Bの銘文 康安二年三月十七日孝子口

四角の屋根をのせ、相輪をたてるのが多宝塔。塔身の平面は円形で、上に首部をつくり、四角の屋根の上に相輪



多宝塔の各部名稱



畦地観音の塔

をたてる単層のものを宝塔とよぶ。(図説・歴史散歩
典より)

4 板碑 (板石塔婆)

鎌倉時代におこり、室町時代には形式化しながらも量的には増加をみ、ほぼ中世にかぎって造立された特色ある石塔に板碑がある。板状の石を用い卒塔婆の一種として発生した供養塔であるが、副次的には墓石の意味をもつようになつていく。五輪塔が簡略化したもの、山伏のもつ碑伝の系統をうけたものと、その成立に二つの見方がある。浄土教・密教・禅・日蓮宗関係のものとは内容はさまざまであるが、簡単な形であることから従来の石塔にくらべて、一般の武士層でも造立されるようになり、鎌倉新仏教の興隆ともかわる点もうかがえる。

板碑の石材は、凝灰岩、緑泥片岩が多用され、中世の石造物、仏教信仰の内容、豪族や武士の展開、河川交通のあり方などをさぐる上で重要な役割を果たしている。

板碑をはじめほとんどの石塔に、仏教上の権威ある象徴として梵字が刻まれている。梵字は梵語を表記するために用いられた古代インドの文字であるが、中国・日本では梵字のもつ呪術的威力が強調されて、あらゆる仏教遺物に氾濫するまでになった。板碑などでは、梵字一字をあてて一定の仏菩薩をあらわす。この場合、その一字

が限りない仏の恩恵をうけるものとみる密教観から種子とよんでいる。

板碑は、良質で厚みのある石材に種子や、銘文の彫刻が深くのびのびした薬研彫りであれば鎌倉時代のもの、薄い石材に浅い彫刻を施したものは室町時代の製作と判断できる。

現地調査で町内各地を廻って探し出した板碑は

。三体堂、三角堂の下の畑の隅に倒れているのは、元禄六年（一六九三）の銘があって、今のところ一番古い板碑である。（二八八年前のもの）

。宇都口部落、上井氏宅の山林中にある板碑は

享保十三年（一七二八）。（二五三年前）

。三体堂、永岩氏宅下の田の畦の板碑は

明和四年（一七六七年）の銘がある。（二一三年前）

第九節 豊臣秀吉と島津氏

一 島津氏の三州統一

(一) 島津氏の内紛

元中九年（一三九二）將軍足利義満のときに、南北朝合一という形で南朝が降伏した。

島津氏にとっては、今川了俊の執拗をきわめる薩隅経營が、大きな外敵として存在していたが、九州探題の職をやめさせられ、東帰したので、危うく島津氏は安泰をうることができた。総州家伊久と奥州家元久は、これまで歩調をあわせて、今川氏の南進をこぼんでいたが、応永七年（一四〇〇）以後に不和を生じ、島津一族も戦乱にくれる禍乱の時代にはいった。

島津氏の内紛を年代順に略記すると、

応永七年（一四〇〇）この年伊久と元久と不

和となる。

応永八年（一四〇一）伊久・大村・清敷・柏

原・東郷・高城氏らと鶴田城を攻め

おもな梵字

種子	読み	主尊
花	バク	釈迦
蓮	アインク	大日
蓮	パーンク	大日
蓮	バイ	薬師
蓮	キリーク	阿弥陀
蓮	サク	観音
蓮	マン	勢至
蓮	アン	普賢
蓮	カ	地藏
蓮	カーン	不動
蓮	ユ	弥勒

る。

元久は鶴田氏を援助するため、市来忠家を攻める。

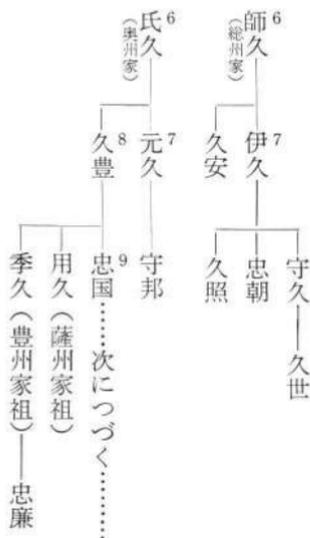
応永十一年（一四〇四）幕府、島津元久を日向・大隅の守護に補する。

応永十六年（一四〇九）元久、薩摩守護職に補せられる。

応永十八年（一四一一）久豊、兄元久の後を継ぎ、清水城に移り、守護職となる。

応永三十二年（一四二五）島津忠国、薩・隅・日三国の守護職に補せられる。

◆島津家略系図 (一)



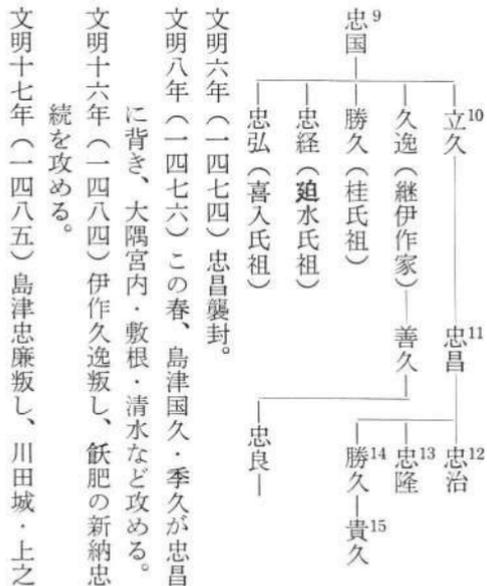
永享二年（一四三〇）忠国、真幸院徳満城に島津久林を殺す。総州家滅亡。

永享四年（一四三二）このころ、国一揆激しくおこり忠国、弟用久に守護職を代行させ、これを平定させる。

嘉吉一年（一四四一）忠国、弟用久を逐う。

文安五年（一四四八）忠国、用久と和解。

◆島津氏略系図 (二)



原城を攻略。島津国久、忠廉を説き従わせ
る。

永正五年（一五〇八）島津忠昌が自殺。

永正七年（一五一〇）このころ以降、薩・隅・日三国
おおいに乱れる。

（資料・鹿児島県の歴史）

（二）島津氏の三州統一

以上長年にわたる島津氏の内紛と、多くの豪族たちの
争いの連続の中に、十一代忠昌が死んだ後の、十二代忠
治、十三代忠隆、十四代勝久の三代十八年間は、国内の
動乱がますますはげしさを増し、守護職の幼弱などもあ
って、島津氏の暗国時代であった。十二代忠治は二十七
才、忠隆が二十三才の短命であり、勝久は学問好きでは
あったが、不幸にして乱世の雄たる器量ではなく、とも
に三州を統一するまでには至らなかった。

十五代貴久（忠良公の長子）は、父忠良とともに、つ
ぎつぎと内敵を押さえ、天文十七年（一五四八）には大
隅を、翌十八年には大隅中部を経略、同十九年二月十九
日には伊集院から鹿兒島に移り、内城を築いて居城とし
た。

乱れに乱れた三州を父子協力して統一したのは、この
貴久である。貴久は十四才で勝久の嗣子となり、忠良
（日新公）の後見を受けながら、国内諸族の反乱を次々
に鎮圧し、元龜二年（一五七一）五十八才で没するまで
にほぼ三州全土を統一した。薩摩では貴久を「島津中興
の英主」とよんでおり、貴久の子第十六代義久、第十七
代義弘も、智勇兼備の名将として、よく父の遺業をつ
ぎ、近世島津氏の基礎を築いた。

二 島津氏の九州制覇

島津氏が三州を統一した頃、九州にあつて島津氏と対
抗していたのは豊後（大分）の大友氏（義鎮^{よしのぶ}、宗麟。一
五三〇〜八七）と肥前（佐賀）の竜造寺氏（隆信）であ
つた。一五七〇年代から八〇年代にかけてはこの三者の
対立抗争の時代であつた。

「島津中興の英主」貴久の死（一五七一年）の翌年、
その子義弘は日向の木崎原に伊東義祐を破つた。ところが
が、大友義鎮は義祐を助けて旧領に復帰させようとした
ので、ここに島津氏と大友氏の争いがはじまつた。一五

七八年（天正六）十月、大友の兵十方は日向の高城をおそった。また、伊東氏の旧領と連絡して島津氏にそむかせた。そこで、義久は大友氏の南下を食い止め高城を救おうとして出兵し、十一月大友軍を高城に破った。こうして、大友氏と島津氏は日向において勢力を接することになった。翌年には織田信長が両者の和解をすすめている。また、竜造寺隆信は島津氏と手を結んで大友氏を討とうとした。

一五八一年（天正九）には肥後（熊本）の南部にいた相良氏を倒し、島津氏は九州制圧の歩をすすめた。翌八二年には、竜造寺隆信に攻められて島津氏に援助を求めてきた肥前の有馬鎮貴を助けるために肥後に出兵し、十二月には肥後の豪族甲斐・合志・阿蘇の各氏を降し、いよいよ竜造寺氏と雌雄を決することとなった。一五八四年（天正十二）義久の率いる精銳三千余騎は隆信の大軍六万余と島原に戦いみごとにこれを打ち破った。島津軍が常に小勢をもって大軍を撃破する戦法は、島津の「穿抜法」といって今日なお語り継がれているものである。

穿抜法とは真一文字に敵の旗本を切り抜ける戦法で、竜造寺攻撃の際島津家久の命令は、「一番鎧、一番功名を

用いず、左右を顧みず、真一文字に掛るべし。一太刀切って捨て、一鎧突いて倒し、首を取らず他の敵に向かうべし、組打ちすべからず、一団となって切り抜けよ。」というのであった。しかも敵兵一人も討てなかった者は、戦後の論功行賞で死罪に処されるといふ敵しさであったという。

一五八五年（天正十三）八月、大友氏は阿蘇氏と連合して島津氏を討とうとしたので、義久は直ちに出兵し、まず阿蘇氏を降伏させ、大友討伐の時期を待っていた。同年十月秀吉は義久に書を送り和解をすすめたが、義久は自衛上やむを得ないと返書を送り大友征伐を決心した。

三 秀吉の全国統一

戦国時代の群雄の中にあって、まず全国統一の先がけをなしたのは織田信長であり、その遺業を完成したのが豊臣秀吉であった。

信長は一五六〇年（永祿三）の桶狭間の戦いに今川義元を破ってから急速に勢力をつよめ、一五六八年（永祿十

一)には京都に入つて全国統一の糸口をつくつた。一五七三(天正一)には足利將軍義昭を京都から追放して、着々と統一事業を進めていった。しかし、中国の毛利氏を攻めている時、京都の本能寺に家臣明智光秀のために殺され、全国統一の夢はならなかった。

信長が殺された時、秀吉は中国にあつて毛利氏と對戦中であつたが、変をきくや直ちに毛利氏と和し、京都にひきかえし、山崎の戦に明智光秀を倒した。ついで、一五八三年(天正十一)には賤ヶ嶽の戦にライバルの柴田勝家を破り、翌年の小牧・長久手の戦に徳川家康と和し、信長の後継者としての地位を確立し、四国や九州・東北地方を平定しついに全国統一に成功した。

四 秀吉と島津

これよりさき、一五八六年(天正十四)四月、秀吉は両者を調停して「筑前(福岡)は秀吉、肥前(佐賀)は毛利氏、筑後(福岡)・肥後(熊本)・豊前(福岡)・大分」の半分は大友氏、その他は島津氏に分割する」と命じ、七月以内にこの命令に従わなければ、秀吉自身出兵

して薩軍を討伐すると警告した。しかし、薩軍は秀吉のこの調停案を拒否しあくまでも大友氏との決戦を主張して豊後に侵入した。島津軍は各地に大友軍を打ち破り、同年十二月には家久は大友氏の本拠府内(大分)に入った。大友氏は秀吉に援助を求め、秀吉もこれをいれて大軍を率いて、自ら大坂城を出発した。ここに九州をめぐる秀吉と島津氏との一大決戦がはじまるのである。

秀吉の軍が九州に入ったのをみて、それまで島津氏に服していた大友氏の諸豪族はことごとく反乱を起した。

義弘も大分にやつてきて薩軍を指揮した。その時秀吉の使者がきて和解をすすめたが義弘はこれを拒否しあくまでも戦うことに決した。秀吉軍と薩軍の決戦は一五八七年(天正十五)四月十七日、日向の根白坂において行なわれた。薩軍は義久・義弘が陣頭指揮にたつて二万の精銳をつぎこんだが、羽柴秀長の率いる二〇万の大軍の前にもろくも破れ、義久は秀吉に書を送つてわびを入れ、義久は鹿児島に、義弘は栗野に帰った。五月、秀吉は薩摩に入って川内の泰平寺に本陣をおいた。五月六日義久は鹿児島を出発して川内に向つた。途中伊集院の雪窓院に立ちよつて頭を剃り名を竜伯と改め、五月八日秀吉に

会ってこのたびの抗戦の罪をあやまった。

しかし、島津の諸豪族の中にはあくまでも戦を主張する者もあった。その中でも特に強硬だったのは大口の地頭新納忠元で、秀吉が薩摩に入る時、薩軍が一つも抵抗しなかったのを残念に思い、あくまでも秀吉と勝負をしようとした。秀吉は川内から帰路につき、大口の対岸の曾木村の天堂ヶ尾に陣をかまえた。

この形勢をみて、義久と義弘は秀吉と忠元の衝突を非常に心配した。そこで、使者をなんども忠元のところに派遣して思いとどまるようにすすめた。これによってさすがの忠元もついにあきらめて、秀吉と会い、両者の間に和解が成立した。

この時の宴会で、秀吉の家臣の細川幽齋が忠元のひげをみて、

「鼻のあたりに鈴虫ぞなく」
 というと、忠元はたちどころに

「うわひげをちんちろりんとひねりあげ」
 と歌いあげたということである。

秀吉が島津に出した講和の条件は

1 義久の娘亀寿とその養子久保を人質として秀吉に差

し出す。

2 義久は薩摩一円、義弘は大隅一円、久保は日向諸郡の一部、佐土原は島津家久が領する。残りの日向は伊東氏の所領とする。

3 都城を中心とした大隅、日向は伊集院忠棟に与える（忠棟は最初から秀吉との講和論者であったので、秀吉が特にこのように命令した。）

4 秀吉は出水を中心の北薩地区と加治木の一帯を領有し、石田三成、細川幽齋は大隅にそれぞれ知行する。というものであった。

島津氏の九州制覇は、結局は各地に点を得たにすぎなかった。点を得たのちは、その点と点を結びつけて面に拡大する必要があった。しかし、島津氏はそれができないうちに秀吉に討たれた。時期が悪かったともいえず。しかし、所詮は薩・隅二国の軍事力と経済力をもってしては点を面に拡大することさえ困難であった。ましてや政治力にまさる秀吉を向うにまわしては、勝つことなどとうてい不可能であった。島津氏は辺地において中央の動き、時代の流れに対する理解力がなかった。島津の九州攻伐は敵のみをつくって強固な連合軍・同盟軍を作

ることがなかった。これに対し、秀吉は九州平定に際して、毛利氏の水軍を動かす、堺の商人の協力を求めた。このちがいが勝敗のわかれめになったといえよう。

五 秀吉の刀狩と検地

秀吉が後世に残した事業の中で最大のものは刀狩と検地である。刀狩は兵農分離を目的としたもので、諸国の百姓から武器を提出させ武装解除したものである。一五八八年（天正十六）七月、刀狩令が出されて実施したがそれは三ヶ条よりなっており

- 1 一揆防止のためすべての武器を百姓から没収する
- 2 とりあげた武器は京都の方広寺の大仏建立の釘やかすがいに使用する

3 百姓は耕作に専念すれば子孫代々幸福に暮せる
 ということがのべられている。

検地とは文字通り土地を^あ検めて測量することである。土地の面積を測り等級を決め収穫高を決めて課税の基準とするのである。もちろん、そのような目的の検地は秀吉がはじめてではなく、戦国時代の大名たちは自己の支

配権を徹底させるために領国内の検地を行っている。しかし、秀吉の検地が特に意義を持つのは、それが全国的な規模で行なわれ、複雑な中世の土地所有関係を整理したことである。秀吉の検地は天正の石直し、太閤検地、文祿検地などともいわれる。

島津に対する太閤検地は一五九三年（文祿二）に準備が始まり、九四年と九五年に大々的に実施された。すなわち、石田三成の指揮で薩摩・大隅・日向の三班に測量隊が編成され、九月十四日、新納忠元の大口から検地が開始された。そうして、島津側の責任者には、伊集院忠棟・長寿院盛淳^{もろあつ}がこれに当り、翌年の文祿四年二月二十九日に測量を終了した。その内容は次の如くである。

1 面積の決定

はじめのうちは一間の長さが一定していなかったが（六尺Ⅱ一八〇センチ、六尺二寸Ⅱ一八六センチ、六尺五寸Ⅱ一九五センチ）、一五九四年（文祿三）以後の検地では六尺三寸Ⅱ（一八九センチ）を一間とし、五間（九米四五）に六十間（一〇八米八〇）を一反（一〇二六平方米）と定めた。この場合畦・溝は除くのである。

2 田畑の等級・石高（収穫高）の決定（一反当）

	上田	中田	下田	上畠	中畠	下畠
上の村	石斗 一・六	一・四	一・二	一・二	一・〇	〇・八
中の村	一・四	一・二	一・〇	一・〇	〇・八	〇・六
下の村	一・二	一・〇	〇・八	〇・八	〇・六	〇・四
下々の村	一・〇	〇・八	〇・六	〇・七	〇・五	〇・三

3 枅きざりの決定

従来は同じ石高でも使用する枅がまちまちであったが、太閤検地では使用する枅を京枅に決めた。京枅は内矩うちまど広さ四寸九分、深さ二寸七分の現在われわれが使用している枅である。

4 検地帳の作成

村々によりて、土地の種類・等級・場所・石高・所有者を記載したものが検地帳である。別名検注帳・算用帳・坪付帳・水帳などともよばれる。

5 薩・隅・日の石高

検地の結果、一五九五年（文祿四）六月二十九日、義弘に対して検地目録が与えられ薩・隅・日の石高が決められた。

薩摩 二八万三千四百八十八石七斗四升

大隅 一七万五千五十七石二斗三升

日向 一二万一千八百七十四石四升

計 五十七万八千七百三十四石一升

このうち島津氏の所領は約五十六万石となり、出水の約三万石は秀吉の直轄地とされた。ただし、この石高は粃くわで計算されたようである。

六 朝鮮の役

(一) 文祿の役

全国を統一した豊臣秀吉は、つづいて遠く明国みんごくをも従えようとし、征明せいめいの道を朝鮮にとり、朝鮮王李昭を先導役としようと計画したが、李昭は明国の強大さを恐れて応じなかった。秀吉は憤ってまず朝鮮を討つことにし、天正十九年（一五九一）西国海岸の諸候に命じ船舶を造らせるとともに、肥前名護屋に築城して兵器をととのえ外征の準備をした。これが文祿の役である。

島津義久は所労の故、朝鮮出陣を辞し、代りに義弘・久保父子が参戦することになった。義弘は文祿元年（一

五九二)子の久保とともに栗野において募兵し、まず二十三騎を従え、松尾城(栗野)から出陣した。秀吉の島津攻めからまだ数年しかたつておらず兵、武器、糧食も思うにまかせず、貧困のどん底にある時であった。

諸將におかれて釜山に上陸した島津軍は、日夜先軍を急追して京城に着き、さらに年末には義弘、久保は京城の東の金化に、豊久は春川城に在陣した。その間講和が成立したが、たちまち破れてしまい、島津軍も諸將と共に南下し、唐島に滞陣中、その子久保も二十一才で病没した。

(二) 慶長の役

慶長元年(一五九六)秀吉は再度の対明派兵を決めた。これが慶長の役である。

それより前、義弘は秀吉の檢地による知行割りのため、文禄四年四月陣中から召還され、同七月大坂から栗野松尾城に帰り、同八月二十八日帖佐に移城した。

秀吉の命により、慶長二年三月二十一日帖佐から出陣同二十八日川内久見崎から五十余隻をもって渡海した。

義弘が一人、豊久が八百人ほどであったといわれ、四月末加徳島に上陸した。七月巨済島海陸戦・八月南原戦

に勝ち、征明軍は一旦南下して朝鮮南岸の諸城に布陣、島津軍は泗川にあつた。明けて八月三日、秀吉は征明なかばにして卒然と死去、その遺言により全軍の引き揚げが決められた。十月一日敵の大軍が島津軍を攻めてきたが、島津軍は力戦してこれを破り明軍は敗退した。明人の間に「鬼石曼子」と恐れるほどの大活躍をした。

(三) 踊(牧園)の士、福永助十郎の虎狩

福永助十郎の虎狩りの武勇伝について、「虎狩」「虎狩物語」島津久通著。「朝鮮国征伐記摺撫抜萃」によると、

「文禄四年(一五九五)在朝鮮国守唐島營之際、十二月二十五日奉書到着。則チ虎ヲ捕リ一疋分肉賜等ニ至ルマデ、塩ヲ能ク沙汰シテ可致進上、皮ハ無御用之旨有之因テ茲ニ、三月八日解纜ヲ於唐島ヨリ渡昌原、同十日登太山、為符獵ヲ、幸ニ阻邊ノ中実見三虎……」以下略。

「帖佐六七、走前シテ虎頭ヲ三刀キルトイヘドモ、不痛シテ其ノ股ヲクハエテ不許ナリ。

福永助十郎直ニ前シテ虎ノ尾ヲトリ、松ノ木ニ引カケテ以テ大脇指ニ腹ヲ刺ス。又永野勘十郎(溝辺町)進ミ寄り脇ヲ刺シテ斃ル、牡虎也。帖佐六七ハ三日アツテ死、

年廿二ナリ。」また「虎狩物語」には、

「……(前文略) 牙にかけて五間ばかりが程抛ち落し、弥々威を振ひ山に靠って嘯くを、帖佐六七捕へんと勇みかかれば、忽ち向い逢ふ。頭を三刀切り直に喰ひかかって股に噛みつかれ、已に危く見ゆるを、福永助十郎虎の尾を捕えて松の下枝に引懸くれば、時を移さず永野勘十郎続き合ひ切り殺しぬ。誠に彼の人々の働きは、子路が(姓は仲)勇をも欺くべし」と記されている。

また、隅州清水城主島津征久の世子彰久も、この虎狩りの壮図に加わり、その臣安田次郎兵衛(国分市清水の士)、衆に先んじ虎を追跡したが、虎は躍進して牙を磨して返してきた。安田は刀で口の中を突き、背中へとおし虎を倒した。とあり、これは外の一頭のことであるが、この虎狩りの豪傑、福永・永野・安田の三人は、いずれも始良郡出身であったというのも、また痛快である。

四 陶工の渡来

慶長の役、なかばに秀吉は死んだ。ここにおいて秀吉の討明の雄図は空しく終った。前後七か年にわたる戦いの影響の一つとして、薩摩においては工芸等の発達があった。

島津義弘は、文祿の役の帰陣にあたり(慶長の役との

説もある)、能川、金海(朝鮮)方面から陶工を連れ帰って、栗野・串木野に居住せしめ陶器をつくらせた。そのうち、金海、芳仲、朴平意はもともと有名で、義弘は栗野から帖佐へ、帖佐から加治木へ居城を移したが、そのたび陶工を伴った。江戸時代にはいって串木野、鹿兒島の陶工を市来の苗代川に移し、一方また加治木の竜門司には芳仲の系統があり、薩摩焼は苗代川焼と、竜門司焼の二系統に分かれ、そのほか義弘の死後、金海は家久の命によって鹿兒島に移り、堅野(冷水町)で開窯した。これが島津藩の御用窯として有名な堅野焼で、薩摩焼の中枢をなした。

朝鮮人の薩摩文化に対する貢献は、高麗焼のみならず樟脳製造や土木技術の移入もあった。

(鹿兒島県の歴史より)

第十節 中世の農民

南北朝時代のころから、農民はたえない戦乱の中で生産にはげんでいた。農業の発達につれて、手工業や商業もさかんになり、新しい都市が各地におこった。

鎌倉時代の農民は、荘園領主と地頭のきびしい二重の支配にたえかねて、かたかなで訴え状を書くまでになっていた。しかしまだ、「泣く子と地頭には勝てぬ」世の中であった。

やがて室町時代になると、農民は領主が気ままに付けてくる夫役を拒否したり、重い年貢をまけさせるためにたちあがるまでになった。

このようにして、農民は賦役労働から解放され、農民の負担は、おもに米やその他の現物納から銭でおさめる代銭納になった。このことは、かれらが自由に自分の考えや計画によって、農業生産をおこなうことのできる道をひらき、生産力を高めようとする農民の努力と創意を上げし、農業技術をいっそう進歩させた。

農民たちは熱心に堤や用水路をつくって耕地をふやしたり、二毛作や間作をおこなうようになるが、こうした農業の進歩の背景には、農民たちの団結があった。

農民たちは、かんがい用水の管理など、村の生活を守るためにも、たがいに結びつかなければならなかった。農民の団結のしくみを「惣」といい、おもに近畿に発展をみた。

新しい村は、農民たちによって自治的におさめられ

た。用水や年貢のことなど村の重要なことは、すべて「寄合」という村の代表者たちの会議で決められた。年貢なども、荘園領主や守護大名の干渉をしりぞけ、百姓請(村請)といつて村全体でまともにおさめるようになった。

このように団結がかたかったので、封建領主の支配に對して、士一揆という武力的反抗もできたのである。

中世にはいつて農業技術も著しく進歩し、米の反当収穫も増大していたことが知れる。稲の品種としても、早稲・晩稲・多収性のものがあり、畑作には、瓜・ごぼろ・なす・かぶ・子いも・柿・栗・柑橘類・桑・麻・うるし・あい、などがあつた。

このように、農業の生産力が増加したのは、鉄製の農具が一般農民の間に普及し、牛馬の使用とともに犁が用いられ、耕作が著しく能率的になったこと。牛馬の飼育によつて、厩肥を使えるようになり、草木灰以下多種多量の肥料の使用とともに、二毛作や多種の作物栽培を可能にしたことなどがあげられる。

稲刈りはすでに根刈りをするのが一般的になっているが、そのあとで特に挽き臼を用いて脱穀することが広く行われたこと。また灌漑設備が整つて用水・排水が自由になったため、このように生産力が増加したのである。

第三章 近世

第一節 幕藩体制の確立

一 江戸幕府の成立

関ヶ原の戦いから三年後の一六〇三年（慶長八年）二月、家康は宿望の將軍職につき、江戸に幕府を開いた。「鳴くまで」待ったほととぎすが、ついに鳴いたわけである。しかし家康はたった二年で將軍職を子の秀忠にゆずった。このことは、「天下は廻り持ち」の思想をはきり否定し、天下は徳川氏が、子孫にいたるまでこれを独占することを宣言するためであった。

幕府の成立は、徳川氏の全国統一者としての地位を合法化するのに役立った。大名統制もその一つである。徳川氏は、関ヶ原の戦いの直後、論功行賞に名をかりて九一家をとりつぶし、四家を滅封し、約六四二万石を没

収、これを徳川氏の直轄地にしたり、大名に配分して幕府の力を強化した。

また同時に秀吉の時よりさらに徹底した大名の国替えを断行し、おひざ元の関東はこれまで通り、直轄地とし、旗本、譜代の小藩でかため、東海道、中山道、近畿などの要地もそれに準じ、外様の大名は奥羽、四国、九州などの辺境地帯にうつすという方針をとった。それは親疎、大小を入り組ませ、たがいに連合しない体制をつくるのが目的であった。こうして諸大名は、幕府によって将棋の駒のように動かされ、領地との古い結びつきを絶たれ、「武士を鉢植えにする」しくみができあがっていった。

二 幕藩体制

武士を「鉢植え」にする事で、すなわち、国替えや武家諸法度の制定、参勤交代などにより大名をきびしく統制し、一方、諸藩においてもその家臣団の知行権が藩の統制にしたがうようになった時期以後の武家政治のしくみを、武士による農民支配との関連において幕藩体制と

呼ぶ。

將軍の代替りや国替えのたびに、將軍の朱印状と領地目録を交付する事で、全国の土地は將軍のものであり、それを特別の御恩で分けてもらっているのが大名であるという事で、大名の領主権は独自の根柢を弱められ、領主権の処分も許されないものとなった。個別領主の人身の支配は弱められた。地方知行（ある地域の土地とその耕作農民との支配権を知行として渡すこと）が俸禄制へと移行していくなかで、幕府を頂点として全国を二百数十の大名が支配していく政治のしくみは確立していったのである。

第二節 薩藩とその成立

一 開藩の事情

慶長五年の関ヶ原合戦以来の島津氏は、慶長七年四月、家康の安堵状が届けられるまで、合戦のつづきであり、敵中突破の姿そのままの連続であった。

関ヶ原を脱出した義弘は、海路細島に到着、居城であ

った粟野城には帰らず、桜島や帖佐に、隠退の日々を送り、ひたすら恭順の誠を示した。そしてこの度のことは藩主忠恒みずからの出陣でもなく、義弘だけの、事情やむをえざる成り行きであったことを理由に京洛の間にその調停に努力した。そして石田三成と親しかった伊集院忠棟を誅し、その勢力を庄内の乱によって一掃し、はじめて島津氏の領国の安堵を許されることとなった。島津氏が、引きつづき琉球征伐を敢行し、慶長十五年七月、その王尚寧を同伴して將軍秀忠に謁したのは、この間の事情を物語るものであり、家康もまたその一字を与えて、忠恒に「家久」と名のらしめたのも両者の関係を示すものである。

慶長八年二月、家康が將軍に任命せられたことは名目上新しい時代を画することとなり、その三月には江戸の町の建設がはじまり、また逃散していた百姓たちの帰村、直訴などを規定する郷村掟などが作られて、薩藩の大勢もまたこの趣旨に順応して進められたものと思われる。県史に

「島津氏内部の秩序に関しては、藩成立の画期とすべきものはないが……」

と記されており、事実上外城制にしても、門割制度にしても、既にその源を戦国時代におくものばかりであった。けれども本質的には漸次中世的なものから、近世的なものに移行して行ったことは否めない。殊に島津藩はきわめて最近に（文禄四年）秀吉の、いわゆる太閤検地が実施されたばかりであり、すでに太閤の直轄地と、石田三成の支配地がおかれた例もあり、その家臣に分配し得る土地についても、中央の意向がかなりに反映されており、いままさら近世的要素を追加する必要も考えられなかったであろう。

鹿児島に鶴丸城が完成したのは慶長七年であった。これより先、肥後の加藤や飢肥の伊東の来攻を覚悟して、領内の随処に築城を進めて、士民もいささかその課役に耐え得ないほどの状況でもあり、鹿児島島の築城は最少限度にとどめられたものようであるが、安堵状の出たこともあり、この年をもって幕藩体制の近世に入ったものと見てよからう。

二 当時の風潮

この頃は薩藩ではなくても、戦国の遺風が残っていた。

例えば慶長十八年（一六一三）十二月十九日、徳川家康父子は小田原城主大久保忠隣ちかの追放に踏み切った時のことを考えてみたい。

忠隣ちかは三河以来の徳川譜代の士であり、ことは全くの無実であった。家康たちは周囲のざん言に負けてしまっていた。油断はならないとも考えた。忠隣ちかは京都のキリシタン征伐を命ぜられ、体よく小田原から追い出され、家康たちはただちに小田原城の破棄を命じた。

この時忠隣ちかの留守家老天野金太夫は

「公儀の命令とあれば致し方なし。なれどわれらはいまだに大久保の家臣。主君の命なくば動きがたし。」

と、忠隣ちかの命をもらって欲しいといつて一歩も退かず、最後の戦国武士の心意気を示した。

忠隣ちか改易の報が、その出張先に届けられたとき、京の市民は「戦争！」と直感したという。戦国の緊張がまだ

解けていなかったからである。

だが忠隣は、平静に、武士は一旦臣従したからには、あくまでも礼を尽くすべしとし、齋戒沐浴、使者を迎えて、不平を口に出そうとはしなかった。

無実を訴えよという声に対して、もちろん無実ではあるが、訴えれば、それだけ、お上の非を鳴らすことになる。それでは以後の幕政が信頼されなくなるであろうと云って、死ぬまで沈黙を守りつづけたという。

二百年も続けられた戦国の風は簡単には亡びなかったであろうし、江戸の街頭には太平記読みや軍談師があふれていた頃である、その上薩藩は、関ヶ原合戦の後始末、庄内の乱の内戦と、ぎりぎりの線で迎えた元和偃武であつてみれば、にわかに刀の置き場所にも困るような体たらくであつたのであろう。

従つて義弘の時代につくられた政治の姿勢は、「祖法を守る」という方針のもとに、その風習は墨守せられ、朱子学や禅宗を尊重することは忠良の「いろは歌」を誦すること、習慣として伝えられ、武芸や体力の養成は「山坂達者」の励行となり、誠実一途、民政にはげむことが郷士の本分として伝えられた。合理主義に徹する今

日の考え方からすれば到底考えられない風習も多く、その齊一の気風が二百五十年もの長い期間、そのままの姿に伝えられたことは、今日の日新月歩の世からすれば想像を絶することかも知れない。

鎖国という思い切った政策すらこれを断行し、その余力を駆つて二百年もの太平が維持せられたことを考えれば、この鎖国の遂行もそうせざるを得ない何等かの要請があつて断行せられたことではあるまいか。今日、とかく安易に鎖国を失策と断じ、愚策とみるむきが多いが、ヨーロッパにおいても、この時代以後長い間新旧両教徒のあつれきがつづき、血を血で洗うあくなき宗教戦争がくり返えされ、ナントの勅令以後ようやくにして信教の自由を政治的に保障しようという決着が計られ、ようやく平静を得たものの、いまだに新旧相対立する地域も少なくないのである。

あくなき合理主義の西欧の考え方が当時の日本人にとつてふさわしくないとみとめられたこともあるであろうし、二百年もの戦国の世を経てきた日本にとつて平和こそは何ものにも換えがたい要請であつたこともあろう。こうした要請に応えるものが鎖国政策であつたと考えら

れる。こうしてキリストンの禁庄は当然の第二の政策であつたと思われる。こうした施策の行われた結果、日本の産業経済乃至文教は相当の渋滞を来したに違いないが、それでも、幕末開国を迎えた時にはさまでの遜色をみない状態に発展を上げていたという。これは日本人の持つ固有の発展性によるものであろう。ただ、わが薩隅の地はその余りに西陲に位置するがゆえに、産業経済のみるべきなく、極端なる風俗、言語、民習の懸隔を来していたことは否めないであらう。

三 領域と人口

薩摩藩は普通に「島津七拾七万石」と称せられるが、くわしくは正保三年（一六四六）十一月十五日つけの「薩摩大隅日州諸郡琉球知行方目録」に次の如く記されている。

薩摩	三十一万五千五石
大隅	十七万八百三十三石
日向	十二万二千四石
琉球	十二万三千七百七十石

計 七十二万九千五百七十六石

この石高は検地の度に変化があるが、そしてその人口も

貞享 元	五十五万七千余（内琉球十二万）
明和 九	八十八万三千九百六十九人
寛政十二	八十五万三千五百九十一人
文政 九	八十六万五千四百一十一人

と増減している。全国一般の藩において武士の数は領民の約六パーセントにすぎず、ほとんど城下に住み、藩主より支給される知行（主として米穀）によって生活した。しかし薩藩は武士が人口の三〇パーセントを占めたために、武士の多くはいわゆる百二外城とじょうに分れ住み、農業をいとなみながら給地を受ける、いわゆる外城制度を形成した。島津氏のいわゆる「城をもって城とせず、人をもって城となす」方法がこれで、武士は忠を尽し、軍役に応ずるものであった。これを補足する兵糧の根幹となるものは門割制度であった。

四 身分制度

江戸時代は、身分制度を固定させた時代であった。基本的には、支配階級である士と、被支配階級である農(百姓)工商である。それぞれの身分は世襲的に定まっており、自由に他の身分にかわることはできなかった。

家格も世襲であった。

一門家というのは島津本家の世つぎのいない時に襲封する家柄をいい、加治木、垂水、今和泉、重富の島津の支族をいい、給地一万石以上であった。

一郷(一外城)をたまわっている家格を一所持といい、一村または数ヶ村をたまわっている家格を一所持格といい、それ以下に寄合、寄合並など組頭、番頭などに任ぜられる家柄があり、いづれも上士であった。平士といわれる階層には、小番、新番、御小姓、郷士、与力などがあり、士に准ずるものとして足軽があった。

その外に一門、一所持、一所持格などに仕えている家臣団があり「家中」とよばれ、武士としては軽いものと見られていた。

武士は原則として給地高を持っており、苗字を名のり、両刀を帯びる特権が与えられ、他の身分のものとはとりわけ丁寧な礼を必要とすることが定められ、欠礼のもの

のは打ち果たすことさえ許されていた。

百姓は領民の大多数を占め、在郷において農耕に従った。諸郷には、通常「門」の組織があり、百姓は数戸毎に門を組織した。門には名頭、名子があり、名頭は門内の一家部の戸主であり、これが門を統率して門に割りつけられた門高Ⅱ作職地を門の連帯責任において耕作した。

百姓は所屬の門に定住し、郡奉行証文を以て鹿兒島士の年季抱者として出る事その他には、他地方に出ることを許されなかった。その反面、鬮取を以て、百姓のすくない地方へ移住を強制される事もあった。

百姓が他の身分に変る事は禁制であり、それは時代がさがるにつれ厳重となった。又、出家する事も他の身分には許されながら、百姓には許されていなかった。

百姓にはすべて苗字がなく、又平常山差といえども帯刀は禁じられ、わずかに人馬主取となった時及び他国領へ出る場合にのみ脇差を帯びる事が許されていた。

五 藩の職制

藩主不在のときの代役は城代であった。(守護代、留

守居役・軍代ともいう)家老(老中ともいう)は執政総務の役に四乃至七人、評定所又は家老座といった。その下に側詰、若年寄(側まわり・儀式を司どる)大目付(仕置、吟味をつかさどる)などがあり、山奉行、郡奉行、宗門改役あらたなどいろいろの役職が設けられ、それぞれに応じた家格の人が任命せられた。これらの役職者がまたは無役の人でも家格に応じて外城(郷)の地頭に任命せられた。地頭は平素郷にはいないが、一旦事あるときには衆中の頭となり、これらを率いて軍役につく定めであった。

第三節 薩藩の地方制度

一 外城制度

一所持や一所持格という家格は封土が一定し、一定した家臣をもち、理想的な方法であったが、かつて九州を制はせんとした島津氏は、その数おおい武士を收容するために平素は武士にも農事にたずさわらせる屯田兵式の方法でこれを解決せざるを得ず、幕府もまたこれを黙許

せざるを得なかったものと思われる。

その武士の集団を外城とよび、天明四年四月から郷と改称したがこれが城下外の行政区域となり、これは単に所ともよばれ直轄の地頭所もあれば一所持の私領も含まれていた。外城とは、本城に対する外衛のための支城という意味であったが、実際には慶長二十年閏六月、一國一城令が出されたために城郭はなかった。しかしそれでも、この外城の政治の場所は地頭かみ飯屋又は屋方とよばれ、郷士や家来の大部分が住む所は「麓」と呼ばれ、(府本や府下とも書く)普通城山に接続していた。外城あるいは郷の数は寛永年間八十七ヶ所で、その後分合廃置が行われ、ほぼ百十三ヶ所となったが、普通には百二外城と呼ばれた。外城に住む武士は衆中又は郷士とよばれ、あつかい(暖)、横目、組頭の三役によって政事が推進され、城下に住んでいる地頭の指図に従った。

1、暖(あつかい) 後に郷士年寄ともよばれ、定員二名ないし三名であった。

2、組頭かみ 与頭とも記される。郷内の武士を三または五組に分ち、組ごとに組頭がおかれた。風紀上の取締りをするのが主で、文武両道に対する勤怠の状態

を監視するとともに、その奨励につとめた。俸禄のない名譽職で、これに任ぜられる家柄はきまっております。たとえ英士があっても任じがたいきまりがあったという。

3、横目 定員数名。郷中有為の人物が推挙され、諸務取次、檢察訴訟のことに当り、商品の売買についても下知をくだした。

○地頭横目 地頭に附屬して、所役の監督に任ずる役。二人をおかれることもあった。

所役人

三役以外の所役人はあつかい（郷士年寄）の人選上申により地頭所から任命されていた。

(1)行司（ぎょうじ）

最も古くからあった役で、山の取締りを掌る重要な役職とされた。普通一、二名。

(2)竹木見廻（ちくぼくみまい）

竹木等立木のことを掌る。普通一名。

(3)郡見廻（こおりみまい）

コレンメとも云う。諸役中はげしい職務。道路、橋梁の修理から田畠破損の修築に至るまで、農業に關す

ることなど一切の仕事、賦役の割当から公文書の發送まで掌る。通常二名。

(4)牛馬役

牛馬は封建社会では最も重要な生産用具であり、また兵馬軍事の大切な存在であった。通常二名。

(5)衆中触役（しゅじゅうふれやく）

衆中及び軍役に関する触役を主管し、通常二名。古くからあった。

(6)溝見廻

後に用水掛と改称され、通常一名。

(7)普請見廻

建築修繕の事務を担当。普通二名。

(8)柝見廻（はじみまい）

はぜ、こうぞ、うるし木の植え付け、收穫を掌った。のち柝楮掛と改名。

(9)書役（かきやく）

毎日、地頭仮屋に出勤。事務を担当した。この外社寺方などもあった。

(10)庄屋

庄屋は郷士の中から選ばれてその村に居住し、諸般

の令達及び上達の取次をして、村の全責任を負っていた。そして農耕、貢租、夫役等の指揮監督に当った。

格は高くはないが、一般庶民と直接関係をもっており、いわば百姓に対し生殺与奪の権を持ち、従って庄屋の人格識見は直ちに農民に影響し、百姓の苦楽も多く庄屋によって左右された。

そのほか鍛冶、石切、木挽、大工、染物、桶結くづなどにそれぞれ主取（しゅどい）がおかれていた。

これらの所役人は農耕その他の仕事をしているものもあり、事件の起った時に地頭仮屋に出勤して事務を執るか、または自宅で事務処理をした。ただ仕事はかなり忙しかったが無期限無俸給であったという。

郷士

かくて郷士は給地を受けながら、自らもまた平素農業に従事したが、ことあるときには、地頭の家来として軍役にしたがうものであった。そのためには農民自体がある程度の自治的統率のもとに産業に従事しうる組織力を持たなければならなかった。こうして編成せられた組織が門割制度である。

二 踊の地頭

踊郷の幕藩体制下の地頭は次の人々があげられる。

川上助七久なほ如 寛永の初めより、一六三一年（寛永八年）十月まで。寛永九年の御人数賦に

は阿多掃部助忠秋が、踊郷の地頭ともある。

川上助之助久盛 川上久如の弟で、兄の死後、番代となり地頭に補せられた。

川上左京久尪 一六三九年（寛永十六年）、久盛の後を継いだ。

黒葛原左近 一六六八年（寛文八年）九月十日就任。

土持城之助信全 一六七八年（延宝七年）正月二十七日就任、土持家の系図には延宝六年十二月二十九日とありという。

川上仁右衛門 一六七八年（延宝七年）六月十七日就任。

伊勢六郎左衛門貞秋 一六七九年（延宝八年）十月九日

伊集院半兵衛

就任。
一六八三年（天和三年）五月十三日就任。

新納左京久敦(2)

一七〇七年（宝永四年）就任、但し新納家系図によれば一七一三年（正徳三年）三月二十六日より一七二四年（享保九年）正月十一日までとありといふ。

伊集院蔵主(3)

一八〇〇年（寛政十二年）頃。

高橋勘五郎兵衛

森氏系図にみゆ。

上野善兵衛(4)

一八二五年（文政八年）のころ。

石神万兵衛(5)

一八六五年（慶応元年）居地頭として就任、日当山郷と兼任、この年より諸郷にも居地頭を置くことになる。

菱刈麥之助隆徴(6)

一八六七年（慶応三年）国分郷居地頭と兼ねて就任。

頭と兼ねて就任。

椎原権兵衛(7)

一八六八年（明治元年）曾於郡居地頭と兼ねて就任。

と兼ねて就任。

肝付郷右衛門(8)

一八七〇年（明治三年）

江夏喜蔵(9)

一八七一年（明治四年）

註(1)川上助七久如より新納左京久敦までは「桑原郡地誌備考」による。

註(2)森家系図による。

註(3)「薩藩政要録五」による。

註(4)―(6)「平山泰介事績」所載の森良邦時代變動記録抜萃による。

註(7)安栖奈津全袈裟太郎孝子褒賞状写による。

註(8)「牧園村史」による。

三 門割制度

郷はいくつかの村に分れる。一つの村を、さらにいくつかの門に分ける。各門の戸数その他を考慮して、各門に対する土地の割当面積を決定し、交付した。一村内の門数は一定しないが、通常二十ないし五、六十門で、多い村では百余門、少ない村は七、八門にすぎなかったという。

門を構成する単位は家部である。家部は「十五歳未満の生子や六十歳以上の老人、疾病その他公役を免除せられた、いわゆる「用夫のがれ」を除いた用夫で構成され、その代表者を名子と云った。通常四、五家部によって一門となり、この門は方限、または組という数個の群にまとめられ、集落を形成した。その耕作は方限にとら



われないで、村内に分散交錯していた。

村政支配の庄屋には郷土が任命せられるが、方限の長である名主も、門の長たる名頭も、家部の戸主である名子も、すべて百姓であった。門に割り当てられる土地すなわち門高は二十一—四十石で、名子には大体平均にわり当てられた。これらの耕地のほか薪材、建築材として山林原野も各門に若干づつ配分されていた。各門割当ての耕地は、一定の年限をもって割り換えが行われた。割りかえは原則として検地の際に行われた。検地は文禄三年の太閤検地のあと、慶長十九年、宝永十年、万治二年までほぼ二十年ごとに行われたが、享保七年以後百四十年間に行われなかった。

第四節 踊郷の成立

一 踊郷の境域

安楽の温泉神社は熊野権現といわれる古社であるが、文政七年に写された古文書が伝わっている。その中に元禄十一年御造営の時、当初勧請の天正十年より数えて百

十八年を経たが、この間次の「名頭」の人たちによって
伝えられて来たことを示す文書である。

年来は元禄十一戊寅年まで百十八年にまかりなり
候

その時の名頭は 九郎左エ門

右の子 権 兵衛

右の子 九郎左衛門

右弟 五右衛門

右の子 五兵衛

までにて 四代なり

この文書は「名頭」すなわち門という形式がすでに天
正年間に始まっていたことを示し、おそらくは永禄四年
北原氏の家臣白坂美濃守兼頼が島津氏に降った時点にお
いて他の島津氏の領国と同じように編成、組織せられた
ことを示すものであろう。そして踊城を拠点とし、いわ
ゆる居地頭の姿でこの地を治めたものは梅北一族であっ
た。梅北氏は足輕大将を仰せつかるほどの豪の者も出、
また後に梅北の乱を起し、佐敷で殺されるという事件の
主でもあった。こうして梅北氏のは伊集院久道、三
原永安などの居地頭を経て、川上久如（ゆき）が寛永初年より八

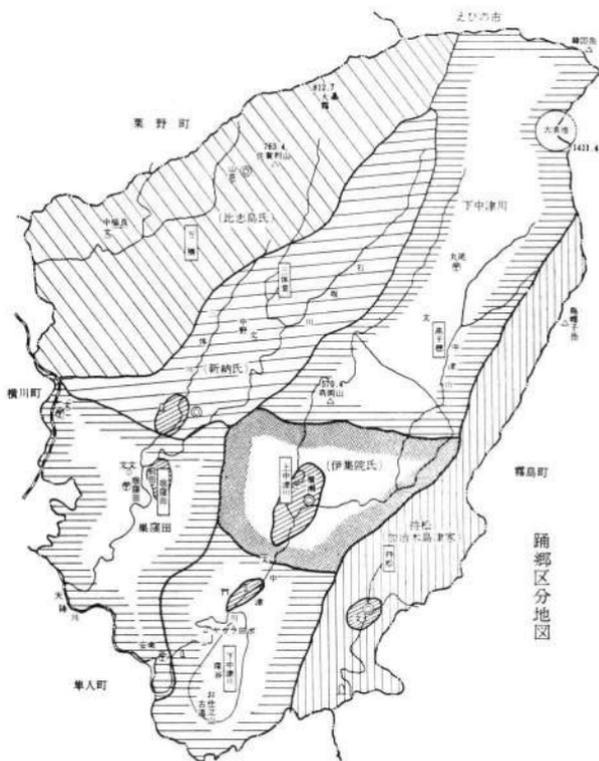
踊郷年寄（あつかい）組頭1らん表

	組	頭	名	頭
慶長 8	津曲	兼値		
元禄 8	森	良清		
寛文 3	〃	良行		
宝暦 9	〃	良重	森	良次
			〃	良芳
天明 5	森林	右エ門		
明和 3			森	良寿
寛政 12	森	良親		
文化 5			森	良依
文政 2			松下	孫兵エ
文政 5	森	良泰	森	武右エ門
天保 7	森	良寧	森	良寧
	森	良易		
元治 1			平山	泰介
明治 4	森	良邦、松下恕輔、森直右エ明、津曲市兵エ		

年頃まで掛持地頭をつとめた。
 はじめて「あつかい」に任せられた津曲兼値が肝付郡
 高山より移ったのは慶長の頃といわれ、明治の初めに編
 さんされた桑原郡地誌備考には元和元年踊郷創設とされ
 ており、北原氏の拠点とした踊城をよりどころとして、
 馬場（榊山氏宅のあたり）に屋形を設け、麓（ふもと）



安楽文書



としたものと思われる。
 但し持松は加治木島津家の給地となり、加治木島津氏
 は財部の猪俣、曾於郡の野方とともに一万九千石もの給
 地を持ち、持松に庄屋を送り、歳末には役人來村の上収
 納のことを取り扱った。

万膳は加治木郷の組頭の家柄である比志島家の、三体堂はやはり加治木のあつかい（郷士年寄）の家柄である新納家の所領であったので、それぞれに飯屋が設けられ、正租収納のものを取扱った。したがって踊近郷からは加治木との往来が多く、また加治木島津家からは本家を継いで藩主となった人もあり、従って新納家などから寺社奉行や若年寄に取立てられた人もあり、全藩的視野も案外に広がったとい得られよう。

然し一方、こうした一所持などの給地があるために踊郷の行政範囲はせぼめられていた。おそらくその耕作地はほとんど巢窪田に限られ、これを取囲む山林地が「下中津川」となって、伊集院所領の中津川の、川の下流はもちろん上流までを包含することとなっていたと思われる。

中津川を領していた伊集院氏は

久族——久立——久弘——久矩。

とつづき、大目付や家老職をつとめた家柄であった。

久立は十八代の藩主家久の嗣子であるから、その格式も高かったであろう。踊の森家の系譜によればこの地から嫁とりをした例も少くないので、お互いの交渉は近隣関

係にあったものと思われる。

また芦谷原村は若年寄頼娃家の所領であった。

調高石家諸持一所

	村	石	高	備	考
比志島範雅	万 膳		370.67		天保弘化の頃
伊集院(庶流)	中 津 川		259.3		(伊集院家系図)
			114.99		寛永年間より
新納家	三 躰		350.		
加治木島津家	持 松		195.38		
頼娃家	芦 谷 原		417.		

(薩藩政要録) 及び (薩隅武鑑)

二 踊の郷士

薩藩の外城制度は、徳川幕府の出現という中央情勢に対応する応急所置であったため、踊郷に定住することとなった郷士たちは、戦国の世に、島津氏のために身命をかけて戦った勇士たちであった。「あつかい」の家柄の津曲家は高山郷から、同じく森家は始羅郡（今の始良郡）山田から移封を命ぜられたもの、同じく平山家の祖

忠統は文祿慶長の間、全国の軍事探偵役を、大口の堀之内日睦坊とともに果した修験者を祖とした。町内に散見する系譜の中には「もと国分に住す」とか「何の戦に功あり」など、義久、義弘の頃の軍功が数多く記されている。

藩政要録によれば、門割の用夫の数とかわりないぐらゐの数の郷士であるから、郷士たちはみづから鍬を持って日夜励精を余儀なくされたことが考えられる。郷士たちは役目に応じ、また家系を辿って適宜居処を定めたであり、また平素農業に従事し、自給自足し得る場所が選ばれた。家居は身分相応のものとし、屋敷内にウツガンサアを祀り、木戸をつけて敵襲に備えた。最近まで維持せられた、やや上級の郷士の家居の一例を述べておきたい。

平素武具馬具の準備を怠らず、農事の際にも脇差は常時これをはなさなかった。早寝早起早くそ、これが生活のモットーで、「チエスト関ヶ原」の元気を平素の山坂達者のランニングできたえた。武運の長久を祈っては神々を敬い、朝飯だけは暖いご飯を早くたべておく心得

は、いつでも出陣できるようにという心遣いからであった。郷士たちの寄り合いなどに斉唱されたという島津日新斎の二歳咄格式定書にも

一、第一武道をたしなむべき事。(中略)

一、咄相中、何色によらず、入魂に申し合ひ候儀、肝要たる事。(中略)

一、第一は虚言など申さざる儀、士道の本意に候条、専ら、その旨を相守るべきこと。

一、忠孝の道、おおかたこれなきよう相心がくべく候。然しながら、逃れざる儀到来候節は、その場をくれを取らざるよう相働くべきこと。

一、山坂の達者は心懸くべきこと。

と記され、少年のころから鍛練につとめた。

十歳より十五歳までを小二歳、十六歳より二十五歳までを本二歳といい、いずれもそれぞれの組の組織に入らなければならなかった。こうして郷士は子供の時から軍役を目標とし、武芸の練達を計り、これを支えるために漢学を学び、禅を修めた。今日牧園町の随所に武芸の極意書や、大学、論孟の「薩摩府学板」という木板づくりが残されているのはこうした事情を物語っている。

この御奉公にこたえて郷士は、家格に応じて知行が給せられた。いわゆる食禄である。二石以上は高持士、二石以下の一ヶ所士と、無高の無屋敷士に分れ、地頭の所領、すなわち郷に居住しなければならなかった。

この知行高を、各人の「持高」といった。薩藩では、百石取りの士とは粃百石を生産する門地かどをもらって、そこから納められる上納米を収入とする者のことである。上納米は一石について三斗九升の定めであったから、百石どりの士は、他藩の士が玄米百石もしくは六十七石の収入を得ていたのに対し、せいぜい四十石足らずの実収しかなかったことになる。とともに、百石取りも、そのうち九十石ぐらいが、その支配する門高であり、後の十石は浮免うきめん、抱地かかけ、永作、溝下見掛たぐみかけ、大山野などという名目で、郷士にのみ許された自作地や開こん地から自力で作りに出す仕組があった。

▽浮免(うきめん)

郷士の自作地。そこからは反当九升二合の玄米を納めればよく、他の一般の田畑のように高い租税を納めないでもよい土地である。

▽抱地(かかけ)

郷士が許可を得て、自費で開墾した土地で、浮免と同じく九升二合の租ですんだ。

▽永作

郷士や百姓が自分で開いた開墾地であるが、これは普通の田畑と同じく租税を納め、そのかわり永久にその人の耕地となった土地のことである。

▽溝下見掛

山野不毛の土地を開墾して、これは十年位無税で、あとは少しの租税を収めるもの。

▽大山野(だいさんや)

原野、藪地のことで、ここから田畑堤防用の資材、牛馬の飼料などを得る土地のこと。

三 踊の給地高

衆中屋敷総帳によれば(1)(一七八二)踊は

蔵入高 六一九石八斗七升〇合三勺六才

給地高 三七五石七斗二升〇合〇勺一才

とあるから、藩の一般行政費となる蔵入高はきわめて乏しく、郷士または一所持並に納められる正租が多かっ

項目 年代	高	郷 士		高 石	狩 夫 人	所 載 書 名
		家	人			
1700後半	4,375.05936 (給地3,755 蔵入 619)					
1782(天明2)	4,699.41234	119	404	468.13279	284	諸 郷 便 覧
1826(文政9)	5,331.2987 3,761.1		401	639.24328	298	政 要 外 録 城 附 地 考
1857(安政4)	5,340.0	59				

た。その中外城
付帳には郷士高
として六三九石
が上げられ、こ
れに應ずる郷士
人口は四百人前
後と考えられ、
したがって郷士
一人の給地高は
一石五斗位とな
る。

四 貢 租

郷士は日常行政に当たったが、軍役への心構えを要した。それに対し農産を支えるものは用夫であった。したがって門割制度もまた封建制度の所産で、門を対象として課せられる貢租の方法は実に巧妙に考えられていた。

正租は石高一石に対し三斗五升と定められていたが、その外に、これをおぎなうものとして欠米二升、代米一升、賦米一升五合、口米七合、あわせて三斗九升八合が加徴せられ、その率は、おおむね八公二民といわれた。

①口米、欠米、年納米の輸送途中ぬれくさったり、こぼれたりを補充するとともに、輸送途中の賄飯料にあてる。

②役米

普請に対する代納米。蔵入地では城塀、囲、諸道具などの修理工事、給地では領主の屋敷、堀、野敷まわりの修理工事などに課せられる夫役の代納である。

③代米

盆・正月、節句などに用品を納めるはずのところ、遠

方であるから代りに米で納めるといふもの。元禄十一年に例がみえる。

② 賦米（賦役米）

諸奉公人、送人、馬賃用に使われたもの。殿役とは殿様の参勤交代や諸役人の出張などについて駅丁、輜重高などとして代納したもの。

③ 三合米

寛政十一年（一七九九）以降、蔵入、給地ともに一律に課し、元治元年まで実施された。これらは主として米で納めたが、時には米以外の現物納、あるいは代銀納もあった。

畠高に対しては高一石につき雑穀一斗が課せられ、そのうち、二十分の一は大豆で、残りは粟納、通例は代銀納であった。その他に上木高があった。

うえ木高

桑一本につき、真綿一匁五分、茶百匁に対し三分の一、唐苧からそ、楮こ、棕櫚しょうしゆ、椿、密柑などの現物か、代銀が求められた。

以上は門毎に与えられた田畠高にに応じて課せられる高掛賦課であったが、用夫いの数に応じて課せられる人別賦

課には年十二日前後の夫役があった。その日数は一定せず、随分と苦役となることがあったらしい。その外狩夫として地頭狩などに使役せられたり、代納は一日五分を要したという。

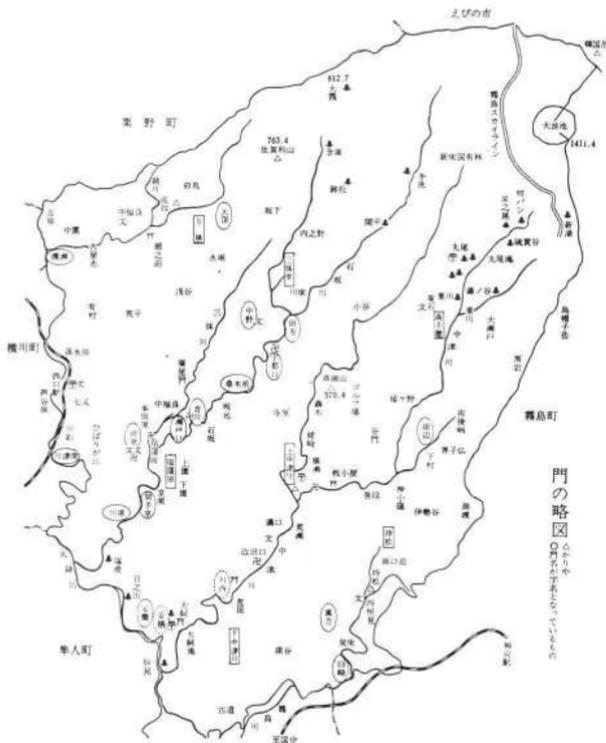
女子は門の十五人で木棉一反を織って納めるため下地綿七百匁、または代銀三匁一分五厘を給せられた。牛馬改めの費用として出銀を課したこともあり、臨時に人別出銀を徴せられたこともある。

五 門の配置

門の配置については既述したが、踊郷の門については今日地名または苗字として残されているので別掲地図を掲げた。一所持または一所持格の給地にはそれぞれの要地にカリヤを設け、領主又は殿様お通りの休憩所に充てられたこともあったという。別掲地図にカリヤも表示した。

お寺は寺請制度の実施にともない庶民生活にとって重要であったので、大小にかかわらず卍印をもって表示した。切支丹の信者でないことを証明するために、人はす

べてお寺の檀那となり、お寺はその人が檀那であること
を証明し、それをもとに造られる人別帳は戸籍簿と同じ
役割をするものであった。薩藩においては一向宗も同時
に禁制とし、他藩では村役人の自主にまかせられていた
のに対し、薩藩でこの取締は武家の役であった。



薩摩藩の略図

六 野 町

薩藩の各郷には一つづつぐらいの野町があったといわ
れているが、実際には「百二の外城中、野町これなき郷
が五十二ヶ郷」も存在した。薩摩見聞記の中

に

商人は世間のいわゆる商人に非ず。全く
士族の御用足しにして、その一定したる必
用品を調達するにすぎず
といっている。

城ヶ後部落の四元、脇岡、黒木、引地、山
口の各家は、藩政時代における野町人の子孫
に当るといふ。これらの各家のあるところは
は、現在の城ヶ後部落の北端に当るが、ここ
は、藩政時代の飯屋のあった麓、現在の牧園
部落に近接しており、ここが踊郷における唯
一の「町」であった。

塩などの生活必需品の販売、「おかべ屋」
としての豆腐の製造や販売、「あめ屋」とし

てのあめなど駄菓子の販売、簡単な旅宿としての「はたご屋」などを営んでいた。

一方、郷の役人の一つである横目の配下に属し、十手をあずかる捕手としての仕事も分担していた。なお、郷より藩庁あたりへ提出する手紙等の搬送を行なった。

踊郷に野町の存在したことは薩摩見聞記の著者自身が安楽に来て、「亀安」に泊り宿には米がなかったため、一里半もはなれた踊の麓まで人をたのみ、黒米を買って来た記事があるのでその様子を知ることができる。

○系譜

△新納家 本領日州新納院救仁郷院

島津忠宗四男

時久

下野四郎 四郎左衛門尉

近江守 入道祐齊

建武二・十二・二十二

補日向國新納院地頭職

家久—忠臣(久臣)—忠治—

—忠統

—是久—友義

忠祐—祐久—忠元

武威守 拙齊為舟

慶長十八・辛(八十三)

—忠澄—康久—長住

休閒斎旅庵

慶長七・十二二十六

辛(五十七)

忠明—忠武—忠勝—忠茂—武久—

忠真

四郎

寛永十四・七・十八辛(七十三)

久元(忠正)

新八郎 近江

守 実島津忠

長二男

忠彰

又助 近江守

実島津忠清二男

久辰

千代菊 四郎

近江守 左衛門

若年寄

久珍

徳千代四郎

四郎左衛門

美作市正

御家老

久邦

満八千代発千代

助四郎

四郎左衛門

久謚

四郎 波門

若年寄

久宝

織部

大目付格寺社奉行

久成

四郎 波江

久世

波門

久

四郎

久

壮八郎 波門

島津豊前久本二男

第3章 近世

高三百五十七石一所持切村大隅桑原郡三休堂村

以上は「薩陽武鑑」及び「三州諸家史」による。「薩摩銘鑑」によれば、久宝までが記されており「高三百五十七石大隅桑原郡三休堂村持切」とある。

△頼娃家 本領指宿山川郡守

十代目に

△伴兼牧

久甫

久明

左京 島津忠三郎三男

久周

久快—久篤—久馮

左京内膳 島津中久
久輝四男 御家老

久武

主膳 織部
大目付 若年寄

高四百七十七石一所持切村大隅桑原郡種彦谷原村

以上は「薩陽武鑑」による。「薩摩銘鑑」には「高三百六十七石余、持切大隅郡日当山之内東郷村」とあり

△比志島家

この間二十四代

頼重

範雅

源為義三男志田三郎義憲ノ

二男 村上三郎左衛門尉下

薩州満家院住居

高三百七十七石六斗七升一所持切村大隅桑原郡種万輪村

以上は「薩陽武鑑」による。天保弘化の頃の記録らしく巻末に「天保弘化の交謄写をしたものと相見候」とある。

△伊集院家

島津忠時七男忠経八男

俊忠—久万(久兼)—久親—忠親—忠国

侍従房

久氏—頼久

熙久(為久)

資久—久雄—忠増—忠能

経久

久兼—松千代丸—久朝—久弘—久矩

久馮—久通—久房—久甫—久彬

倍久—忠公—忠朗—忠倉

忠棟(忠金)

忠真

源大右衛門大夫

源次郎

入道幸胤

頼娃一万石領主

慶長四、三、九於伏

慶長七・八・十八

見城被誅

被誅

久照

源助 静馬

嘉永九甲八月降寄合為寄合並安政

六未再復寄合

高百十四石九十九升持切大隅藩原部踊中津川村

以上は「薩陽武鑑」及び「三州諸家史」による。

△森家系図

一、黒島大明神 有始羅郡山田

一、若宮大明神 有踊郷

初・森五郎左衛門、号良清

家之字良、自始羅郡山田、踊ニ移之願言上ス

直子無之故、踊衆中目山崎氏致養子之契約、元禄八年乙亥八月

十三日卒去、法名祖翁元心居士鳥越ニ葬ル

二代○良行

森兵右衛門、号良行、自山崎家為養子、享保四年己亥十一月十日

卒ス。法名切奄家徳居士、東光寺殿ニ葬ル、①正徳元庚寅春ヨリ

同年夏迄下牧ニ於テ自身ニテ田地ヲ開墾シ、以テ貫ヲ通ス

三代○良重

森五郎右衛門、号良重

吉貴公御代奉行役相勤ム、②宝曆九己卯二月、暖役ニ入ル、享保

十八年癸丑七月廿五日卒ス。法名一道宗雲居士、鳥越ニ葬ル、行

年七十五

二男初家

△良政

森勘右衛門、号良政、別家ス、元禄十五年壬午暖役相勤ム

(中略)

△平山家系図(抜萃)

豊州島津家に出ず

島津家8代

○久豊

久豊三男

季久

修理亮 豊後守 越前守

応永廿年癸巳誕生、母上原某女也、居帖佐瓜生野文明九年丁酉八月六日卒、年六十五法号桂道題橋

季久二男

忠康

号平山次郎 九郎右衛門尉、越後守

近久

又二郎 越後守 法号空山道翁

女

忠統

源六 作右衛門尉

文禄元年壬辰之春 朝鮮国征伐之時從于又市郎久保主、渡彼国、勞軍務之際

久保主權瘡痍、翌年九月八日卒於唐島、為死骸之供奉、十月八日帰朝、葬礼

既終矣、法号一唯忍參大禪定門云々、為尊夷後世頓証菩提、企回国為山伏、

各一忠房、掛尊隨於首 催同行十二人、文禄三年二月進発於我因、経歴日域

六十六州 奉納一國三部經、同四年乙未所願成就而帰因、則奉修供養塔婆於

大口小苗代原 請テ大守使牛屎羹刈兩院真幸院人夫築十間四方塚、建三十三

神之塔婆、國中貴賤無不嘆美其功德也
慶長五年九月十五日、於澗州関ヶ原、遂戦死畢

忠次

主馬允

忠道

備後守

(下略)

第五節 郷士とその生活

一 武術とその稽古

戦国の世の武芸の修行とことなり、近世の郷士はその封土を出て廻國修業をすることが許されず、自給自足の農業に従事しながらの修練であるから、年を経て城下士との格差も生れて来たものと思われる。ましてや幕府の監視のものとの戦備であるから、いろいろの着意が必要であった。したがって、その体力調整は、もっぱら山坂達者にしかも士気の保持を計るものであった。太鼓踊もそのために組立られたし、棒踊りもその趣旨にそったものであったという。

土踊まわらじは俗に踊といったが、藩主世を継ぐときの祝いにこれを舞う舞楽である。舞楽には左右の二種があったが、右舞とよばれるものは武の舞といい、昔から武具をつけて舞うために、軍装の破傷を検し、乱を忘れないために舞われた踊と伝えている。

踊郷における剣術は示現流であった。示現流は東郷重位かたが天正十六年、義久にしたがって上洛したとき、京都天寧寺四世善吉につきその皆伝を受け、その後藩主忠恒かた(後の家久)が、体捨流と比較検討の上、藩の流儀として採用したことに始まり、以後東郷家が師範家となり、寛永廿年重位かたの没後は子孫代々その家をついだ。

示現流はもと自顕流といったが、文之和尚の着意により法華経の「示現神通力」のことはにもとづき示現流兵法と改められた。このことは当時の風潮に順応して、剣禅の一致がとり入れられたことを示している。

「強い」上に深味を加えようとする風潮は当時の一般であった。その晩年を熊本に送ったという、宮本武蔵はこの頃の人であり、一介の剣客であったが、吉川英治全集の売り出し広告には、次のように表現している。

「青春は飢えている。吠えることしか知らない野獣の

時代だ。だが、そこに、ひとたび知の光が当たると状況は一変する。宮本村の一匹の野獸武蔵。この異常なほどのエネルギーを秘めた肉体と魂は決意した。俺は剣で人になる。しかし、それはただの剣の道ではない。煩惱と闘い、恐怖と闘い、いかに生きるかを模索する人生の道だ。

野獸はいつか、最も強い人間になっていた。日本人は吉川英治によって初めて人間武蔵を知った。と。

武蔵はその晩年に「五輪書」をあらわしたが、いわばこれが剣道の倫理化を意味し、劍禅の一致を説くものでもあった。

この頃、日向鶴戸山にこもって、一意専心、劍の極意を追求し、これを体得していた人もあった。陰流の愛洲移香亨徳のことである。

薩摩の示現流はその後、田中雲右エ門の太刀流、その子田中喜之助の傑山流（国分鳥越に住んだので鳥越流ともいう）その門人小野昌明が継承し、飛太刀流と称し安永四年に死んだ。こうした絶えざる発展の途を、わが踊りでも研修してやまなかったものと思われ、平山泰介事蹟には、毎年正月、一〇名ぐらいが選ばれて東郷家に集ま

り、試合に参加したことが記されている。

今日町内の随処に、「示現流比喩」「兵術察見」などの極意書類が伝えられているからその一つを例示してきた。

示現流次第秘法

示現燕飛之次第（但先代松下佐次右エ門相継人有郷所蔵ヨリ技差）

夫当流者上エ成故表極位極位ヲ表トシ浮沈高下早静遠近ヲ能心得分可為稽古者也

一、初手 万里立行起一步先身持ヲ直にして腰高心持を廣大ニして木刀之切崎をちと右ノ方ニよせて下段に持て、少急クあひ討太刀をにらんで打太刀の振りかけてひよりと上る時無心にて、はたと打太刀ノ左ノかいなをうつなり

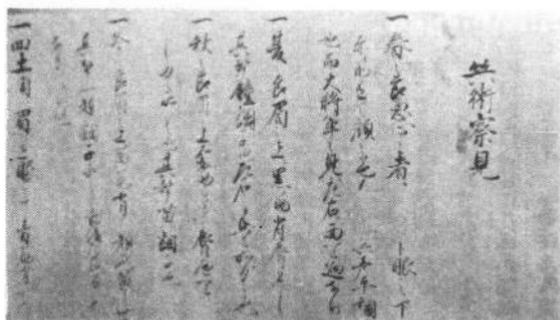
一、切枝 万事無心一釣竿

左之臂を打たる木刀を未来の所に上るとあけさるとの間に腰をそりて引打に無念むさらにはたと打也、其後打太刀のかつきあへぬほとに早く打て未来之所におさむるなり

一、蜻蜓 虚空紙須弥筆般若両放字擬書

未来の所に木刀ヲ取、引のき腰高くして討太刀うつ其たどちにかにも心を取定めてつよく腰をすま／＼ち

兵術察見



(冒頭)兵術察見

一、捨之起 心生方法モ生ヌ

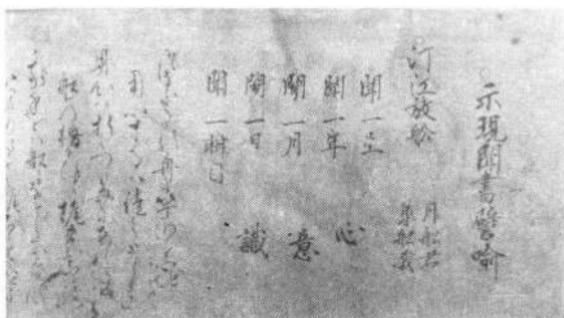
やうと打なり、打所へうち太刀の木刀の柄漕三四寸の間を切とどむるなり
 とんぼうに切かひたる太刀ヲ中段にかすみて下段にはたと捨て腰を屈て身を動かさずして打太刀のこぶしに目をつけて切出すを待つ也

鈔他見他言或或聞
 教作後生共法思量
 人於有之者誓效
 上心總共請在存信
 如併
 享保六年五月十日
 古川喜右衛門
 中末吉右衛門

(巻尾)享保六年とあり

一、三切 如夢幻泡影 如露亦如電
 討太刀の切出を木刀の柄きは三四寸の間を心さしてはたと、切かひ次ニ左切にても右切にても右のかいなを一
 段はやく打べし

一、払打 衆星拱北無不朝水東
 討太刀ノ方へかうべの高さに我手を持かすみて敵の切



示現流比喩

時わかかうべの上をふりまはして一刀両断を心かけべし

一、重切 軽前筋重後筋

うち太刀のかづきたるをいかにもはやく打て身を引、腰をそりて心を取しつめて切かひ討太刀の太刀ひまりとあかる時左のかひなを早く打なり

一、追籠 発意留心

討太刀の引しざるを追籠左のかひなをはたと打、過去の所に木刀を残留ながら討太刀をにらんですこし我木刀を指ゆるす、其時討太刀が切出すをつよく切留めて大かまへにとるべし

一、留打葉□不堪枝

打太刀を下に見て取って懸るを右の手をはたと打て、うち太刀の木刀をしかゝりてふみこみ打太刀をにらんで一刀両断に留る也

木刀之寸尺之事

一、ミの長さ二尺五寸三分

一、ツカの長さ九寸三分

メ 三尺四寸六分

以上

右巻巻雖為秘密任御懇望進献之努々他言他見有間敷者也

宝永十一年甲戌八月吉日

弥阿弥

藤原国房

日野国房

松永五兵衛殿

此書面田中弥阿殿ヨリ伝授其後同性全良談教貴殿於同席かゝる／＼相統置也

延宝二年甲寅四月吉日

松永五兵衛平武油花押

鳥居監助殿

以上



蜻蜓構姿



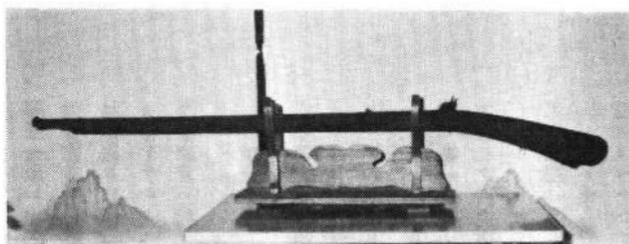
捨之起構姿



示現流には、立木打ちの基本練習があるので、郷士たちは朝未明に起きて、その習練に入った。そして一、五、十、十五、二十、二十五の六日は一定の場所に集って夜、その習練を重ねたが、下僕や百姓、町人や婦人はその稽古場を覗きみることも許されなかったという。

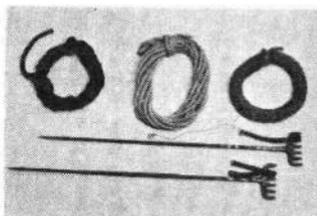
当時の郷士たちは弓か鉄砲かのいわゆる飛道具も必修とされた。安政二年に松下佐次右衛門の受けた秘法書には稲富流一夢斎の名があり、種子島次郎左三門時貞の流派時習の処名捺印がある。稲富流は甲州の井上新左三門が、天文二十三年種子島に来て習得した砲術と伝えられ、種子島時貞は示現流の東郷重利の門人であるから薩摩一円に伝えられていたものであろう。

この頃の鉄砲は、いわゆる火なわ銃である。まず銃口から黒色火薬をカルカとよぶ棒で、奥底まで詰め込む。黒色火薬は煙硝といったが硝石七〇%、木炭粉、硫黄一五%を混合した粒状の火薬であった。硝石を中国から輸入できなくなつてからは、国産品を大事にし、塩分を含んだ土のできる便所、古家の床下、台所、馬小屋などの土を大事にするように命じ、その土をかき集め、水に溶かし、アクを加え、上ずみを煮つめて、硝石（不純なが

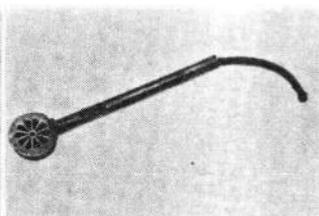


種子島火縄筒 (海江田氏蔵)

らも)を採取した。便所を屋外に造る風習が踊郷にはじまったのはこの理由に依るのであろうか。銃身の先端から煙硝を入れたあと、同じ方法で球形の鉛弾を入れ、銃身の外側にある火ざらに、黒色火薬の純度の高いものを



火縄と火縄掛



火縄筒

入れ、引き金を引くと、火挟さみにはさんである火縄が、火皿に落ちて点火せられる。火は穴をつたわって、銃身に詰めこんだ火薬に点火せられ、爆発する。銃弾の発射にこんな面倒があるので、一分間には四発ぐらい打てたという。

火縄はキンチク竹を灰汁あかじで煮て、そのセインをよぢちて作った。これをつくる技術なども郷士日常の仕事であった。一メートルもあれば約十時間保ったが、雨に弱く、火皿の部分にカサをつけるなどの苦心もした。家の周囲にキンチクを植えたり、霧島で硫黄を採取することが重視せられたのもこうした砲術に由来してのことであった。

砲術修行についての踊郷所在の文書に次のようなものがある。

鉄砲身構秘法

(但本書ハ先代松下佐次右エ門相統人有郷威書ヨリ抄差)

一、第一身構之事

立物ニ我カ身ヲ三角ニ当テ左ノ臂ヲ筒ノ下ニ押コミ右ノ臂ヲシメ付体ヲスエテ放ス也

一、第二四寸之金之事

左右ノ手ハ其ノマ、ニテ上ケ下ケ左回モ右回モ腰ニテ

仕事ツリ合ノ金ノ要ナリ、平地ノ物ヲ射ル時ハ後エ四寸程腰ヲスエ候へハ平地ノツリ相能有之故此金ヲ四寸ノ金ト名付ル也、此道相伝ナキモノハ筒ヲ下ヨリ上ル放スニ依テ越下リヲ後ニ当候故筒ノツリ相アシク成ナリ

一、第三一尺ニ寸之金之事

此金前目当之事ヲ言也、先ツ前目当ヲ真直ニ指アツル時ハ筒モ真直ニ先日当モ真直ニ付テヲソツト前ノパンニツレテロクニ成也、此金ハ第一心得有事也、然ルニ不鍛練者ハ前ノハンロクハ当テスシテ左右方ヲ見アハセテ星ニアテント計心ヲ付ル故筒モヒツミ物アイモ遅ク成也

一、第四躰之台之事

身ノ金ト筒ノツリ相ラシツカト当ル事ヲ言フナリ或ハ筒ノ矢ヲ左ノ手ニ取りヘ帯ニサシ発シ或ハ□薬ノ緒ナトヲ左ノ肘ニ貫テ放シ候、惣テ躰ノヨハミヲカタメテ放ス事ハ皆躰ノ台也

一、第五心之台之事

心ヲシツメ氣ヲ重クモチテ身ニソエテ放スヲ言ナリ第六四双一遠離之事

星ト筒ト身ノ金ト目ト此四ツハ一ツニ合テ引金計右ノ四ツニハナレヲチル事ナリ、此引金ハ習ヒカタキ物ナ

リ、能クハナレテ落ツル時ハ当ラスト云此ナシ事四双
一 遠離之外ニ箇ノ仕様無之最秘伝タリ

一、稲留竅金之事

物アイホトカケン迄ノ事也、委細書面ニ難伸有口伝

一、後之位之事

後之位トハ放テ後ニ前ノイキヲイノ位カハラスイキト

アリ有之事ヲ言ナリ

丸かれや たゞまるかれや人心

かとのあるそはものゝかゝれる

丸かれとおもふ心のかとにこそ

よろづのものゝかゝるなりけり

此歌ヲ見候へハ前ト後トニ角ノナキヤウニ放スヘシト
ナリ。又後ト言字ニ計ナツム時ハ前ト後トニ段ニナリ
故玉ノ出功アシシ、前ノ位ト後ノ位、ヒトツ成時ハ角
モキハナシ。ソレヲ後ノ位ト名付ケタルナリ。中略
稲留流小箇数年不怠稽古有之熱心之程不淺誠ニ郷内門
弟中指南行届一統競立此上備又被引進度專要ニ候。依
之此ニ卷致伝授候。行年執行之上三卷可致相伝候、仍
如件。

稲留一夢斎

北郷次郎兵衛久利

種子島次郎右エ門 時貞

種子島次郎右エ門 時春
右同代々

時房、時方、時中、時典

種子島次郎右エ門

時習

印

安政二年三月朔日

松下佐次右エ門殿

弓については文化五年、手島森右衛門が受領した東郷
家よりの秘伝書が伝えられている。

弓道口伝秘法

但先代手島森右エ門相統人重義藏書ヨリ抜萃

結ヒ卦リテ口伝

九足

梓弓射サムル袖ノケシキカナ又踏足者神垣名

梓弓奉射リシ武士ノ心ハ神モ口伝

的ヲ射貫

封シ弓ノ事口伝

右条々、可請師伝者也

右一軸者当流射手方神道秘伝之雖然多年信仰ニテ今度令伝
授置候乎能、落着可有之者乎。聊畏ニ執行有間敷者也、此
道他言ニ於テ者天罰神罰則也、仍て如件

但御方一世差免置事

文化五年辰 正月吉日

東郷四郎左エ門實香卿

夢的

東郷長左エ門

御 御

矢とかけて引しほるゝハ覺るゝそ

放つ時には無念無想到

雨水のやるせなければくるゝと

行々沢辺に濁り果けり

梓弓引も放も千早振

神にまかせて名こそ高けれ

右巻者当流極位ノ気味也、雖然信仰ニ付今度令伝授候

乎、能々工夫修行肝要乍此上落着モ相見得候ハ重テ引渡可

申者也、可秘々々云々

但御一世相渡置者也

文化五年辰 正月吉日

東郷四郎左エ門夢的卿

東郷長左エ門

笑友 御

二 朱子学と禅

明治初年の調査によれば大庭正庵（医師）森良邦、永田与右衛門、平山猪右衛門、森直右衛門（以上郷士老寄）、山下利平太などの人々が、近隣親戚の幼年子弟を教育し、朝七時より九時頃まで習字、素読、作文、算術を指導して、それ以上は鹿兒島城下に出て習ったことを加えてある。しかしその外にも論語、孟子、易経、詩経などの遺品を今でも散見する。農事に定住したこの時代には、地方文化の温存は必要かつ本質的衝動であったのではあるまいか。

とかく、今日の見を以てして、武士は百姓を苦しめ、郷士と同居した百姓は苦しかったであろうと推測をたくましくするが、当時の武士がよりどころとした儒教政治には高潔な、精神的な理想があり、自然法的、合理主義的な、西欧英米的今日の法体制とは違った別のよさもあったのではあるまいか。今日のな見解をもって簡単に同一視することの危険さを、歴史の上では忘れてはなるまい。

馬上に天下をとった家康は、漢の武帝にならって文治の方針を定めた。そのためにこの頃ようやく勃興した朱子学の哲理を取り入れ、当時すでに相当の域に達していた産業金融交通を犠牲にする形であったが、国家平和のために、鎖国と寺請の策をとった。いわば国家百年の対策に向って平和への途を選んだのである。

それよりも前に朱子学を人生哲学として採択したのは島津氏であった。宋学の一つ朱子学を日本に将来したのは禅僧であり、南北朝時代、後醍醐天皇がすでに着目されているが、この朱註を日本語に読みなおし、解釈する仕事は島津氏に杖をとどめ、福昌寺の開山となった玄樹桂庵にはじまり、島津氏の庇護のもと、また島津氏が九州統一という大事業をしとげる原動力となり、その内容は島津日新斎のいろは歌に盛られた。いろは歌は郷士の会合の席に二三づつ斉唱され、その生活の指針とされたというから、郷士たちの信条は朱子学によって示されていたことにもなる。

郷土制度の母型が義弘の時代とすれば、その義弘の時代文化外交にもっとも貢献し、活躍した人は文之和尚であった。義弘の没する前年九月に加治木の安国寺に没し

た僧文之は隼人の正興寺（今はない）の住職であったが鹿兒島からの帰途であった。幼なくして南郷の延命寺、福島の高源寺などの禅寺で学問を学び、十五才にして京都の東福寺に学び天正元年（一五七三）日向に帰り、義久に招かれて隼人に移り、政治・外交の顧問となったのである。

慶長四年義弘とともに上洛した時には五山の学者に四書新注を講じ、後水尾天皇にも御進講したという。慶長七年家久、鹿兒島定住ののちにも、召されて四書を講ずるとともに、新しく曹洞宗のために建てられた大龍寺の開山となり、朱子学とともに禅宗は、薩藩教学の主導力となった。

朱子学はこれまでの漢字と撰をことにし、仏教哲学に対応して宋時代に開発された中国哲学というべく、この発明は日本の思想界にも大きな転機を与えた。人の道として義の理念が提起されたのである。義は宜である。思恵に対して相応の御恩報じをする。それが理である。精神力を信ずるところに理気の説が生れる。そこに武士道が生れ、正気の尊とさがある。臣は君に、子は親に、そこに忠孝が重んぜられる。

この朱子の性理の説はこれを裏がえせば禪に通ずるものであった。道元はいう、「仏道をならふといふは、自己をならふなり。自己をならふといふは、自己をわするなり。」(正法眼蔵) 名利のために見失っている真実をとりもどすために座禅を行うが、それは捨身の行を實踐することである。「うゑ死にもせよ、ここゑ死にもせよ、けふ一日道を開きて仏意にしたがひ死せんと思ふ心を、まづ発すべきなり。」といひその絶対の境地を現実においた。絶対の实在とは、じつは時間にはかならず、変転しよく生滅する無常の世界がすなわち仏の姿であるとした。

こうした禅意をくむものにお茶や庭園(特に枯山水)などがあるために、こうした風流をたしなむこともまた武家の大事として、近世武家にとり入れられた。郷士の生活にもこうしたものを忘れてはならないと思うのである。

西郷隆盛が郡方書役助のはじめての役職についていた頃、上司であった迫田太次右衛門は強欲非道な郷士を罰したことが伝えられているが、非道への反省が存していたことの証左であろう。迫田太次右衛門はその後

虫よ虫よ五ふしの草の根を断つなたたばおのれも共に

枯れなん

という歌を書きのこして辞職したと伝えられている。

虫は藩庁をさし、五ふし草は稲のことで、この辞職は西郷に終生の影響を与えたと伝えられるが、いはば儒教的な正義感に燃えていたことを示している。

隆盛が大島に流されていた時には後に東大教授となつた重野安禪と接触して詩を談じ、川口雪篷に字を習っているが、この頃に筆写した「野芹」が自筆本として残っている。「野ぜり」は米沢の上杉鷹山の政道顧問となり、海内一の治績をあげ、享和元年に七十二才で没した細井平洲(1)の著述で、儒道の真髓を和文にしたためたもので、隆盛自身いかに善政を真剣な問題として捉えていたかを如実に示している。儒教にとって政治とは誠心誠意、みずからの姿勢を正しくし、よく家を治め、その心を拡充して天下を治めようとするものであった。

注(1) 詩人高橋新吉氏は歴史上好きな人物のアンケートに答えて、「細井広沢」を上げ、性格寛厚、志操潔白であつた理由をあげ、その書は豪壮であると述べている。

したがって隆盛は、その多彩な活躍ぶりにもかかわら

ず、常に誠実を守り、善政を施すことを所企して、今日流に社会の変革や革命をこころみようとほしなかつた。そのため近頃発行される隆盛伝にこうしたセンセイシヨナルな面をさぐり当てようとしているけれども、それは朱子学世界に介在する理念ではない。

近世、踊郷の郷士たちもこうした朱子学の世界に精進していたことは数々の観点から見出し得ることである。忠義の道をすすめて、この時代になってはじめて和氣清麻呂の遺跡の顕彰がはじめて企だてられた。数々の武勇譚の中に福永某の話は特に有名な話として伝えられており、郷土修養の場として数々の禅宗の寺院も存在していることが伺われる。それらの点について、いささか知り得られることを述べておきたい。

1 東光寺

三国名勝図会踊郷の仏寺の欄に、慈峯山長久寺真福院と、いま一つ日峯山東光寺の名をあげ、

巢窪田村にあり。本府福昌寺の末にして曹洞宗なり。本尊薬師如来（座像、長二尺三寸、定朝作。文禄四年乙未九月安置）を安じ、開山を喜冠和尚（福昌寺十六世）といふ。開基年月詳かならず。当邑の菩提所

なり。寺内に貫明公の御霊牌あり。施主の故なりと記せり。

と記している。貫明公とは島津義久のことであり、本尊の銘に文禄四年と記され、文禄の役に韓国に渡っていた義弘が、太閤検地施行のために帰国した頃に当っており、島津氏の事業が緒についた頃である。ちょうど島津忠直が三体堂に移り住む以前のことと思われる。本尊を定朝作というのは勿論付会の説と思われるが、今日寺址を検するに円頂墓五基が認められ、その師資関係は次のようになっている。

享保十三、四、二九 享和二
 ④大州真中書記禅師——当寺前住良温明首座
 正面 玄積和尚弟子
 裏

寛政四 文政二、12、23
 ⑥禅林愚教和尚——喚応前三和尚

東光 八世 天祥寺麟大和尚禅師
 永泰

天祥和尚に「東光八世」の字があるから、玄積和尚は四世と推定せられ、それ以前すでに約百二十年も続いていることとなるが、果して確証といひ得るか否か。そして昭和十三年に森市介氏のものせられた宿窪田界限之記によれば

一、東光寺ハ今ノ産業組合石蔵ノ処……大小多数ノ仏

像安置アリ。遠近広ク参拝アリシガ、明治二年ノ排仏ニ皆破毀或ハ焼棄サレタリ

(後略)

一、東光寺ニハ大撞鐘吊シアリ。朝六ツ、夕六ツ二打鳴ラン、時刻ヲ放送アリシガ、文久三年薩英戦争直後大砲製造ノ為メ藩庁ヨリ徴発セラレタリ

と記して、今の牧園小学校の下の地に、今も残っている墓地群を擁して、かなりの敷地に、禅寺を構成し、郷士たちの文化教養の場として、藩よりも寺田一石が給せられていたことが考えられる。そしてその境内に梵鐘があり、その幽遠な余韻が郷中にひびき渡っていた頃は豊かな、小農世界の楽園の中心とし

て栄えていたことが想像される。

こうした麓をとりかこむように、各村にそれぞれ、小さな寺院が、それも禅宗のお寺が存在していたことが考えられ、それが村々の文教の中心、郷士たち修練の場となっていたと思われる。これらの土地土地にはそれぞれ大禅門、禅師、などの称号を記した墓碑が数多く残さ



れ、それぞれに、いろいろの口碑、伝説が語られてその跡を明らかに示している処が多い。

郷中よく大黒天を祀っていたのも（大黒天像は南伝仏教と共に拡まった）観音信仰が旺んであったのも禅宗の影響と思われ、廁を「雪蔭」とよんだのも禅宗の呼唱が一般化したものと思われる。

2 音川山玄龍寺

今でも音川田といわれる田地が残っているのは当時の寺田の跡と思われ、かなり裕福な寺であったものと思われる。この辺りは穩神社に隣りし、飯富神社も近く、屈竟の文化の中心であったと思われるが、何時の日か山の崩壊のため随所に墓碑をのこすのみとなっている。その中

(1) 卧雲玄竜大禅定明

寛永十三年七月十八日

(2) 踊三体堂領主

新納市正久珍

先妣大口村自□大姉

□音川山玄龍寺

□大姉延宝三乙卯 日逝□徹叟

の碑銘はこの寺が寛永の頃には、すでに存在したかと、そして領主新納氏関係のものであり、はじめ居地頭的存在であり、のちには掛持となったことを示している。墓石はかなり離れた永岩氏の田の隅にも放置され、これにも大禅定明の字がみえ明和四年（約二〇〇年前）の頃のものと思われる。いま、飯富神社に通ずる路傍にみえる首なしの仁王像も、恐らくこの寺の入口のものと推定されよう。

3 富尾寺

この寺は上三体堂、宇都口にあったと思われる遺跡は三箇所に分れている。

(1) 上井三畝宅の後ろ山には享保十三年七月六日没の墓、高さ一m余の板碑、宝塔などの古いものが多い。数百mを隔てて

(2) 墓地群 の中には寛保年間（一七四二）の禅定師などの名もあり、昔は大きな櫛の木があり、宇都口、上井を隣する地であったという。坂道を下りる途中には

(3) 地藏さあ

と呼ばれていて、昔は耳だれを治して下さる神様として信仰せられていたといわれる碑があり、この辺りには

五輪塔も埋没している事が認められ、古い由緒を物語っている。

その他

中津川の横瀬にテランサカという呼称が残っていることは、聖神社の移建事跡とともに領主伊集院氏の、その領地統治策としての足跡を印するものと考えられるが、その寺院の詳細については十分に知り得ない。

持松にも、下中津川にも、テランヤシキとよばれるところが残っており、その詳細を明らかにすることはできない。何れにしろ、牧園の麓を中心として、それぞれの村はそれぞれの領主経営のもとに、その武芸の奨励と



もに、禅宗的教養の機会を与えるべく努力せられたことが伺われよう。

禅宗の寺院は郷土を対象とするところであったために、郷土の教養の移質化とともに、一般民衆になじまないままに先づ衰頹の傾向となり、幕末島津氏が独特の戦備強化のための一役を買って、取毀しの対象となったことがこれらの寺院の存在が明治の廃仏毀釈以前に姿を消し、今日謎の寺院となつてまづその姿を消した理由であろう。



もと東光寺

白尾国柱の「しづのおだまき」は童蒙一般のために書かれたものとはいうものの、実は当時江戸の町に流行した黄表紙の流れを汲んで、挿絵入りの読物の最たるものであった。この意味で、著者の態度としては当時一般庶を対象として書かれたものと云い得られるであろう。その「倭文麻環」の栄之尾温泉を記した段に次のような一節がある。



もと玄竜寺

三 踊と本府

霧島可愛峽の湯に入っては
夏しらぬ山のかひある出湯には
身のいたつきも洗ひすてけむ
ここに踊郷の福永助十郎が子孫、そのかみ家の縁に
しを慕い、いろいろの土産ども手ずから持ち来って訪
ねたので

むかしをば思い越路の家づとに

心をかけて 問はるうれしさ

と述べて、国柱は福永家の祖先と親しかつた由を明記している。この時の国柱は成形図説のうつけし絵にする木や草の、珍奇なものを採って来いと、霧島を訪れ踊郷の金右衛門という翁がよこされた。この翁は、霧島山に二十年あまり起臥している山人で、山中の、ありとあらゆる本草は勿論、禽獣までも知っている翁であった。そこで御嶽人参や烏鳥蘭などという草など採って来させた事情も述べているが、これらによって、踊郷と本府との間には深い交渉のあったことを伺われる。(本府とは鹿児島のこと)

踊と本府との密接なつながりを感じさせるのに画家宮

地惣右衛門の事蹟がある。薩藩画人伝に

宮路物右衛門

踊ノ士ナリ元禄九年四月二十三日鹿児島御屋形回禄シ寛永四年新ニ御造営アリシ時虎ノ間御床後並椽ガワ鴨居ノ上ノ絵並ニ帖佐ノ土養田伝兵衛ト共ニ杉ノ間菊ノ間鴨居上ノ絵等ヲ描ケリトゾ

と記し、本府のお城が焼けたとき、虎の間、杉の間の絵を書くために召された画人が実に踊の郷士であったというのである。元禄九年（一六九六）はまだ踊郷の成立後八十九年という頃であるから、その頃移封になった郷士は二世三世という頃である。福永家がかくれもない武勇の家として知られていた文化年間はそののち二十年ぐらいの後である。

万膳にある一りん塚は、最近ほとんど忘れられていて知る人もないが、文化十一年に書かれた称名墓誌にこの墓のことを詳述し、この墓を詠んだ吉蘭阜の詩をかかげている。吉蘭阜とは吉田蘭阜のことで、この人は安楽の温泉神社に残されている碑の碑文の作者でもある。

三国名勝図会によれば、栄之尾温泉の条に

「邦君の浴池並に行館あり。其設け硫黄谷に比すれ

ば、頗る宏大なり。」

とあり、天保年間霧島に本陣が設けられ、藩主の往還には古道、荒田、横瀬を経てかごで往来せられた由、今も云い伝えられている。

第六節 踊郷の産業

あらまし

以上、薩藩特有の郷士制度と門割制度を骨組としてなりたつた近世踊郷の主要を述べて来た。元来、外城の制度は戦国時代の分国制の一つとして構成されたものであったが、それがそのままに固定して、「いざ鎌倉」の日を期待しながら、結局二百年間の太平をすごしてしまつた、それが近世幕藩体制時代の踊郷の姿であった。

戦国末期の薩摩の姿を描いて作家川田順は次のように述べている。

国土の三方は海濤に洗はれている。もし戦ひ破れて、侵略を被つたならば太平洋に追ひ落されねばならぬ。行くべきところを持たないのだ。此処に蟠踞せる薩摩

武士はおのづからにして後退を知らざる猛者なるべし。この薩摩武士を主力として造られた營農集団としての踊郷には近世を通じて上方や江戸にみられるような変化はほとんど見られなかった。他の地方での近世は、産業、経済ともに発展し、金融、交通、文化など開国になっても困らないだけの進歩をとげ、明治になっても読み、書き、そろばんに他邦に劣らない実力を養っていた。けれどもそういう発展の誘因に乏しかった薩隅の地は、為政者の努力もあって、農業による自給自足の体制が醇化涵養せられ、その極点に達していたものようである。

しかし農業といえども単なる自給自足に終ることは許されなかった。今にして思えば大坂の地に米相場が形成せられていったのは寛永の頃のことであるから、その発展につれて米の銘柄が相場の高下を誘起し、薩摩米の品質を向上させるためには、品種、肥培、収納すべてに涉って綿密な研究を必要とし、農民の関心、資質の向上にたえざる努力が要請せられたと思われる。

こうした努力がその緒についたのは、開幕の後およそ百年を経過した元祿、享保の頃であったのではないか。

この頃、さつまいももほぼ普及し、田の神像も初現の頃であり、講がはじめられ、墓石が立派になって残っている。この頃は幕府の体制からみても一つの転換期で、武断の風ようやく収まり、武家も経済を考え、文弱太平をたのしむの気風ようやく起り、幕府でも享保、寛政の改革を余儀なくされたが、薩摩では重豪の文化政策を採るまでその変化の動きは全く見られない。その文化政策も束の間で、間もなく開港、維新の争乱のまっただなかに推し出される。その原因となったのが霧島の霊地観であり、示現流であったが、踊郷はいわばその主流の役割にまわったということができよう。

そして明治維新のあとはその目標とされた富国強兵を推進するため数々の戦場は、農村牧園と直結されていた。その度に幾多のぎせいが海外の異域に骨をさらした。その間およそ百年、農村はその戦斗力のよりどころであった。第二次世界大戦の終局は、いわばこの近世的農業集団の終えんであり、今後再び生き生きとした、完全に自給自足しうる楽園は生れて来ないであろう。明治、大正の頃、兵士の家庭では二十三夜待ちを年中行事とした。ちょうど庚申待のように近郷より集まり、二十

三夜の月の出るまでは寝ないで、入隊している武運の長久を祈った。軍隊はこれらの行事を通じて、農村に実在したのである。終戦後若者たちは、新しい教養を身につけ、巣立って他県で就職した。若者のいない農村は過疎の一途をたどり、爾来三十年、町村は新しく生れ変わろうとしている。この時期に当り、明治、大正までつづいた農事、農村を振りかえり、そのありのままの姿を記述することは、近世二百年の姿を想起することにつながり、三百年前の踊郷を明かにすることとなるのではあるまいか。

一 畑 作

踊郷の耕作地は畑が多い。ハイ(原)とよばれる台地は利用できる限り利用せられていたらしい。今の造林地は昔の畑と思って間違いない。傾斜地も段々畑も利用できる限り畑として焼畑やまばたやむし野で利用せられた。

春は野焼きの好季節である。冬の枯草が火つけ役になり燃えやすい。焼いて耕したら、豆が植えられる。数月たって豆が成長すると、うね間にあわをまく。あわは種

子が小さいから、蒔きすぎる。苗ほどになったら間引きをする。お盆の前後になると大豆がとれる。ゴ汁といつて取り立ての大豆を粒にくだいて汁にして食べる。

大豆を収穫した畑にはあわが伸びて行く。あわのうね間にそばを蒔かれる。あわが収穫された後の畑にはそばが残る。そばは秋一面に白い花を持ち、やがて黒い実になる。霜の降る前に刈り取る。そばを刈り取った後には、あわを蒔くとき一しょにまいた大根が太って来る。

いわゆるあわん中デコンである。こうした一連の農作業は適当に上手に次々につづけられるので、畑の草とりの必要は相当に省略せられる。こうして一度焼いて準備した畑は、三年位は休みなく、そして周年栽培せられた。

豆は畑作の代表的な作物であり、貢租にもみとめられていたが、農村生活には欠くことのできない蛋白源でもあった。主食の補充として適当なのはあわで、七〇%のライイモを混じっても庶民の主食として重宝がられた。

(一) カライモ

ひろく農民の主食となったのはカライモであった。カライモの伝来については一七〇五年説が有力視されるが、焼酎の存在が永禄年間に裏づけられる資料が大口で

発見されたために、そのより有力な原料であるイモの伝来はもっと早い時期ではないかとも考えられている。わざわざカライモとよばれるのは、鹿児島市にある唐湊トモか、「唐の湊」といわれた坊ノ津に伝わったせいではないかと考えて、こうした土地が盛んであった、もっと古い中世に伝来したのではないかという説は考慮に値する説といえよう。昔は縞しまの織物を、「シマモノ」と呼んだ。この種の織物が、島々を経て伝わって来たからであるという語源説は国語学で了解済みであるから、カライモの名称も、もっとその起源と関係づけて考えられてもよからう。

そう考えると、カライモも、もっと古い世代に海外から伝えられ、長い間に篤農家たちによって研究栽培せられ、示現流のように、他藩のものに知られることなしに秘密裡に栽培せられていたものとも考えられよう。農作物について子細に調査研究し、藩でまとめた成形図説にも、その伝来の時期について記すところはない。が、カライモの種類についてくわしく列挙していて、それぞれに違ったルートで伝来したことを示唆している。すなわち、カライモに似たものいろいろあり、蕃藷、硫球

芋、赤芋、凡許ぼけ、はこす、二皮などよばれるものは、それぞれ、いろいろの経路で伝わり、安南から伝わったものがカライモであるとしている。若し、しいて一七〇五年説にしたがうとすれば、青木昆陽の着目を受けるまでの間に、藩はその拡布によほどの努力をつづけたものといわなければなるまい。拡布していないとすれば、昆陽はその拡布状況をみていなかったといえるであらう。

藩の伝来は地味のやせた、シラス台地の多い薩藩にとってかっこうの備荒植物で、これがあるが故に薩藩の基礎が確立したのだと唱える歴史家もあり、成形図説にも、藷を「穀物に入れるべきや」と問いかけている。カライモこそは実に肥料をほとんど必要とせず、いかなる土地にも栽培可能な作物として、まことに珍重すべき植物で、踊地方にとっても、また重要な作物であったと思われる。

(二) カブときのこ

「国分大根、横川大根」と呼ばれて、横川や国分が大根の産地であったのに対して、踊は「オドリカブ」と呼ばれて、蕪の名産地であった。蕪も大根も生食して可、また干して保存食として珍重された。三国名勝図会、踊

郷の項には、物産の蔬菜類として

△踊蔓菁

当邑の蔓菁は、形状菜菔の如くにして長し。大きさも亦菜菔に類す。其の味甘美にして、俗に踊蔓菁と呼びて賞翫す。当邑の名産なり。

と特記している。この記事にあるように、なるほどオドリカブは大根のように大きい、どこかにカブの味があった。また成形図説の蕪の項には

- 1 焼酎に酔って死せんとするときは、蕪の生汁を
- 2 名も知れぬ腫瘍には蕪の根を飲み
- 3 そして犬の咬傷には、蕪の葉に米すこし入れ、これを煮て患部につけるとよい。

など、その用法を詳述している。当時の庶民生活にどうして如何に重要な役割を演じたかを知ることができよう。成形図説の筆者は文化四年栄之尾温泉に来て、踊郷の金石衛門に、霧島の植物について取り調べていることは既述したが、案外このような説明が、踊の辺りの常識を書き記したものであったといえるかもしれない。この時調査して成形図説続篇をものしたものに踊郷の林産物、特に菌部以下の部門があった由である。が、この続

篇は板にならないうちに文政十三年の江戸の大火で藩邸も焼け、原稿も焼失してしまったという。そのあらましであろう三国名勝図会の中に次のように収録せられ、霧島の山地の山の幸がいかに豊富であったかを示している。

蔬菜類 香蕈 △丁蕈 △松蕈 △天花菰 △かふ

蕈(方言)

凡そ、この諸蕈は、深山のうちに産せるゆえに、その形巨大にして、その味絶美なり。松蕈は上方諸国には多く産すれども、本藩に産すること少なし。故に本藩にては、これを珍とす。

二 山 の 幸

きのこも山の幸であるが、日本歴史用語辞典によれば薩摩藩の特色の一つに門ごとに与えられた「門付山」がある。門付山は、門ごとに与えられた山林のことで、田畑作職、水路普請などに必要な竹木などを、門のものが自由に伐採できるという仕組みであった。その外、土壁や炭俵の材料を採取する「萱野」もあり、また本途本成

の低率の貢租義務しかない「萱畑」もあった。

こうした共同の山地が、明治以降の地租施行にともない、租税関係のみで個人的所有になったり、区の共有となつておりその後町村有に名目が変わつてしまつて地域住民とのかかり合いが滅殺されたところが多く、近世のこの制度の妙味が消滅した。山林を中心に門毎に助け合うことによつて、よりよい農村活動が形成せられ、ここから得られる山の幸は、単に農業をおぎならばかりでなく、他国にみられない特徴として、立派な山村が形成せられる因由となつたことが考えられる。

(一) 炭 焼

その一例として、先づ炭焼きを考えてみよう。所在の樹木を伐採して、峽間はさまの傾斜を利用して炭を焼く。この木炭は常時欠くことのできないエネルギー源であつた。

木炭自動車などかずかずのエネルギー源として脚光をあびた第二次大戦中、町内は殊にその生産が盛んで、横川町の産業組合と増産競技をこころみたことがあるが、横川は一万俵、牧園は一万三千以上でなければ優勝とはみとめない契約を結んでいる（昭和十六年）。そして昭和十七年五月の全県木炭増産共進会には牧園町が県優勝

旗を獲得している。増産の努力もさることながら、この事業に対する立地条件のめぐまれていたことがこれによつても実証されよう。

(二) 茶

鹿児島県史によれば都城茶のことを述べて、海岸より遠く、霧深く、溪谷地が茶の名産地であると述べ、かずかずの産地をあげているがその中に踊郷もあげられている。元来この地は中世に栄えた吉松の般若寺が茶の木を早くから植栽して有名であつたことを受けて早くから茶の名産地であつたといわれている。

(三) 樟しょう

くすの木から樟腦しょうのうを製造することは寛永の頃、苗代川の鄭宗官が発明し、藩の免許を受けたのち、近村に伝えられて有望な事業と目され、その製品は大坂、長崎の会所の取引品となつた。ことに長崎ではその主要取引先となりヨーロッパに使用せられる樟腦はほとんど薩摩樟腦であつたという。くすは南国にことに適しており、温暖多雨を必要とし、南九州では殊に栽培が容易で、樹幹のみでなく、根や葉まで捨てるところがないことから珍重せられたらしい。明治三十六年高等小学校一年生であつ

たある少年の日記に

二月十四日 曇天 樟脳の葉取り 二十輪あり

収入 壹円四拾銭

支出 五拾貳銭 荒粟一斗代 貳拾銭 藁代

という一せつがある。少年であってもくすの葉を集めて若干の収入をあげることができたのである。

(四) いすのき

薩摩のイスの木について中陵漫筆に次のような記事がある。

薩州の山中蚊子木多し、その老樹の心は皆黒し。とつて諸方へ出す。是をイスとて櫛、箸等につくる。橋材に用いて千年朽ちずといふなり。この蚊子木の大樹を焼いて灰となし、九州の地方に出して酒造家の用に便す。又肥前にてこの灰を淋して土器の薬をとくなり。この灰汁を用ひる時は、はなはだ潤滑にして光沢あり。山茶花の灰もこれに次ぐなり。杵ははき(こなら・くぬぎ等)の灰は輝入をなすなり。灰に焼いてなお木の形を生み出す。薩州にて此炭を出さざれば、紀州の土器なしがたし。

また橙樹の一種に「やしや」と呼ばれる木が、霧島山中に産し、織染屋が黒を染めるのに珍重したと名勝図会に見えるが、おそらく薩摩緋の生産に必要であったのであろう。

(五) 陶土・明ばん

苗代川の陶器生産に必要な陶土も霧島山に産し、苗代川の納品先は麓の種子田家であったという。また明ばん(硫黄)といおうは霧島山で産したもつとも有力な山の産物であった。

明ばんは要用集抄、政要録、歴代制度中の寛政上使答書に

曾於郡そのく 一
栗野 一
踊 五または六

をあげ、年産額七八万斤に上ったという。

三国名勝図会には踊と栗野の二郷のみをあげ、西嶽(韓国)下の山ノ城、湯ノ池、上湯池、新山などが挙げられている。なかんづく上湯池に最も多く、古くは手洗藪山にも産出安永の頃、豊後の市平というものが創業したという。天保の財政改革の際、調所広郷は、いち早く

これに着目し霧島明礬山のことを桐野孫太郎に命じ、湯ノ野の採掘所を開いた。弘化三年より嘉永二年まで大坂仕登斤高は次の如くであったという。

弘化三年 三七、五〇〇斤

〃 四 二〇、〇〇〇〃

嘉永元 四七、五〇〇〃

〃 二 一〇、〇〇〇〃(但し閏四月まで)

明ばんは白石粘土に硫酸を作用させて硫酸アルミニウムを作り、硫酸カリウムを加えて蒸発濃縮し、冷却して粗製品とし、得たものを再結晶させるというが、霧島での工程まで進められたかは分らない。収斂剤として医薬に用いられるほか、水処理の凝結剤、媒染剤、防水加工、皮なめし、写真の硬膜剤など、いろいろの用途をもっていた。

その純度の進歩に推されて、見離され放置されるようになったのが硫黄である。元来火山や温泉地には緩下剤、防腐剤のいおう華があるが、いおうは古代から燃えるふしぎなものとして儀式などに用いられていた。西洋中世の錬金術でも、水銀、塩とともに三元素の一つとして考えられているが、工業的には十八世紀の末ごろ、イ

ギリスではじめて精製せられたというので、歛産としてのいおうは特筆することはなかったらしい。

(六) その他

三国名勝図会には踊の物産として、なお次のようにあげてある。

果実類 △柿 △栗 △梨

花卉類 天之梅 △梅花草 △鳥蝶蘭 △婆羅樹夏名楸

△嶽つじ △黒金葛訪 馬鞭に用て上品なり △

松葉蘭

樹木類 もみ △ひのき △つが △榿 △甘榿 △

くす △かや △椎 △赤松 △青岡樹 △桐

△嶽杉方言。この樹もみに似たり
曲物をつくるに上品とす

飛禽類 きじ △山鶏とら △仏法僧鳥

走獸類 鹿 △野猪 △猿

鱗介類 亀 △鼈

薬品類 柴胡 △茯苓 △紫根 △枳殼 △和人參

△靈芝

この外、家の周りには山茶花キダマカ注黄楊ワウヤウ注梔シ、桐キリ注めご竹、金竹などを植えるのがならわしとなっていた。

注(1) 娘の生れた時植えるとき嫁入仕度に間に合うと云われた。

注(2) さつまは楠(くし)材が主産地であった

注(3) これから採れるかてしの油は良質油として珍重せられた。

三 稲 作

もちろん、封建制社会の中心となったものは稲作で、中世以来用具の発達と相まって、専心稲作の出来るようにと工夫されたのが領国制であり、両者は唇齒の關係に立つと思われていたのであるが、今日の歴史では実態が見失われてしまっているように思われる。しかし少くとも封建制は小農制のなかでもっとも集約的であり、合理的であり、生命力を養い育てる農業を、もっとも尊重し、大事にしていた。そして少くとも明治、大正から昭和初年までは温存せられていた。第二次世界大戦から終戦時にかけて、農業第一と叫ばれながら、実は急速に衰退の一途をたどり、農具保管に最も肝要な鍛冶屋やタンコ、染屋などの姿がまずその姿を消して行った。大正頃

のこうした農業関連の工人たちの調査結果は次のようである。

農具の修理には鍛冶屋の専門職人を必要とした。柄木もいきおい近くの山から調達された。家の建築には大工を必要とした。村落にふさわしい程度のカガイデツがあり、屋根フキもかやの調達から世話をした。カヤや薪や一寸した所要の木の切り出しは部落の誰でもが容易に利用できる入会いっかいの山があった。こうした山が個人所有に姿を消して行く明治の地租改正から、農村崩壊のきざしはあったと云えよう。

染織を一手に引き上げる染物屋があるうちは農村の麻や木綿も役に立ったが、その姿を見なくなった頃から不便がふえた。焼酎屋も統合せられて数が減り、紡績工場に女工が出かせぎに行く明治の頃から、自給自足が苦しくなった。左近太郎や水車の動力が忘れられ、板で造ったタンゴやオケの修理をする西目たなものが次第に姿を消し、畳たたや箆織たなのアマクサモノの足が遠のいて小農的生活が破たんし、農村の型態も無味単調に変わって仕舞った。これらは今日民俗学の形で珍有がられているが、実は近世農村社会の残留分子であることに注意したい。

交通路の異常なまでの発展が、こうした社会状態をす
 っかり変えてしまったことも、農業村落の姿をかえてし
 まった第二の理由といえるかもしれない。道路が造ら
 れ、鉄道が敷設せられたことに端を発して、発電事業に
 水路が激減し、水路の利用も全然無力になった。国立公
 園という国家的ポイントが確立されるにつれて、自動車
 の時代、航空機中心の時代が開き、田園中心の視
 野もまた変らざるを得なかったのであろう。

稲作を主体とした農家が史上にあらわれて来るのは、
 荘園制が薄らいで惣村制が近畿東国を中心として勃興し
 て来た頃からで、今日の稲作の器具、技術、社会構造は
 この頃から漸次発展して来た。畑作収穫の器具、方法は
 比較的容易であったが、稲作は大量でもあり、栽培方法
 も複雑であったために、農民のこの方面に要する労力は
 莫大なものであった。殊にその稔熟には一年の大部分が
 必要であるために年中行事として定着したことも多い。

早春の頃神社で行われるカヒツ、太郎太郎祭りなどは
 五穀の豊穰をいのる予祝の行事であった。元治一年（一
 八六四）藩庁の達しによれば

一、茅下し 正月二十日限

一、田地打ち起し 正月二十五日かぎり

一、田地一番打起 二月二十九日限

一、田地二番打起 三月二十日限

一、同三番打起 四月十日かぎり

一、種子おろし 三月二十日かぎり

一、山弘溝弘 三月十日限

一、田麦中打 二月朔日かぎり

一、牟田鍛入 四月朔日かぎり

勿論、ここには旧暦のものであるが、三月二十
 九日までには深耕を終って、この日は「かしきよみ」で
 泥おろしの作物を実施した。三月下旬から四月までは苗
 床の準備である。

苗床には水をため、牛馬ですき返し、マンガでヨむ。

そのあとにタゲタでカシキを踏み込む。刈敷かじきとして大根
 草が用いられる。大根草は一畝に十八把ぐらい入れられ
 た。その外、取り草やかしきを入れる。取り草というの
 はセンダン、アオギリ、ニワトコの葉、タバコガラをい
 い、かしきとは、くぬぎ、さくら、ほさ、むくのき、は
 ぎ等の若葉、その他一切の草木であった。

(一) 苗 床

水をためて二日ぐらいして水を落す。土塊を平にしな
がら溝を作る。溝でかこまれた矩形のわく内に、モミツ
ケをして芽を出した籾を、一反に五升ぐらいの割でま
く。モミツケには地火の目を忌む。また主人の生まれ日
から五日目をゴトツニツといって最もよいとされ、六日
目はソソビと云ってこれをきらった。種籾をまいた後は
鍬で軽くおさえて作業は終る。

この日、オトシグチ（水の流出孔）の方に、一月十四
日につくった田の神様を立てて、シトソギを供える。

(二) 田の仕度、田植

五月になれば、鋤カタ、打起し、荒くれ割、より方な
ど下地拵えなどに忙しくなる。

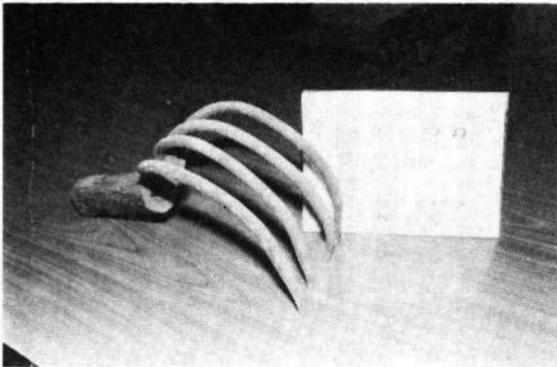
六月に入ればそば大豆が踏み込まれ、月なかば田植が
はじまる。本田準備の旺季には畑作の仕落としもあり、
猫の手もかりたいという忙しさになる。田植は七月中旬
ごろまでつづけられた。

これとは別に昔は赤籾の実植えが行われた。五月中下
旬から六月上旬まで、大根草をはめ、田作り、浸種、実
植作業を実施して、田地に水がふくまれる。六月下旬に

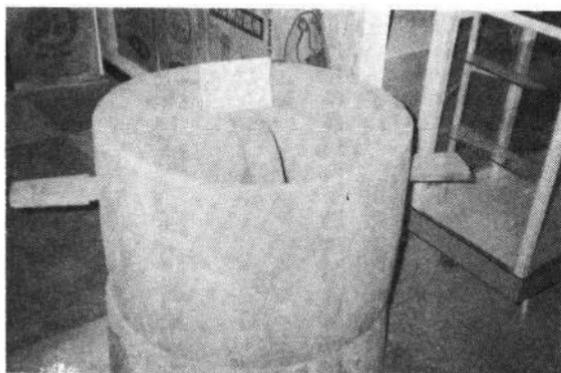
は一番草をとり、あとは除草のみですませる。

(三) 草 と り

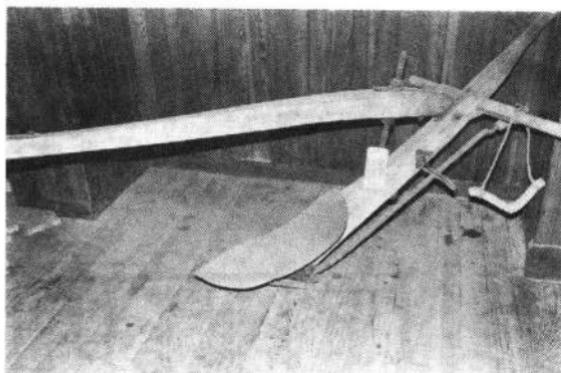
- 一、山 払 溝 払
- 一、田 地 仕 付 五月晦日かぎり
- 一、一 番 草 か き 六月十日限
- 一、二 番 〃 六月二十日限



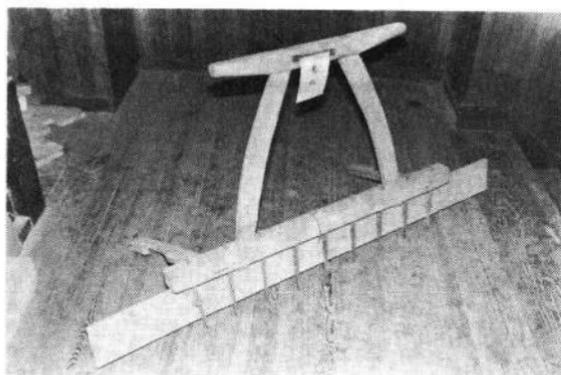
雁 爪



もみすり臼



す き



ま が

一、三番 〃 六月二十九日 〃
 一、四番 〃 七月十日かぎり
 一、五番 〃 七月二十日 〃
 一、六番 〃 七月晦日 〃
 一、稗ぬき^{ひえ} 〃 七月 〃 かぎり

除草についてはやかましいきまりもあり、村では庄屋

などがかけ廻^{こまわり}って督促し、郷では郡見廻^{こまわり}が不断の監督の手をゆるめなかった。

旧八月十日ごろには八朔の落水をした。九月下旬から十月下旬までに赤靱のしおとしが行われ、十月中旬から十一月上旬には普通田のシオトシが行われた。

一年一回の稲の取り入れは農村にとって大きな行事であ

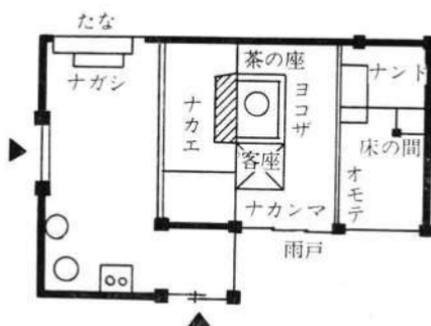
った。田の神をまつる田の神講は勿論鎮守の祭りも村をあげての豊祭も、形式や日日はちがっても、村に共通の行事であった。

第七節 踊の農民生活

一家 居

近世の農民の家居は、古河古松軒の「西遊記」にもみえるように、二間程度の掘っ立小屋と馬屋だけという粗末なものが多かった。それでも一般農民の家には、明り障子や床、床壘、屋庇、長押しや床など一切造らせず、ただ住めるだけの家作に止めるよう、たびたびのお触れ書が出てゐる。挿図はその一例であるが、縁側もなく、ヨコザ(横座)とナカンマ(中間)との間じきりもない構造で、苦竹の床にカヤムシロ(茅筵)をしき、壁も茅でふいた茅壁であった。

家を建てるのには一般に南向きや東向きが多く、水の便のよい所がえらばれた。田畑の面積をへらさぬよう、崖下でも山手によせて造られ、屋根山をうしろに、水田



を前にみおろすところが選ばれた。屋敷の周囲には、きんちく、いぬまき、きり、つげ、さざんかななどの樹木を植えまわすか、竹いらさの垣根をめぐらし、屋敷内に鶏を飼いこんだうちもあった。

ウマヤ

オモヤ、ナカエに並べて馬小屋、堆肥小屋を建て、庭をへだてて倉や風呂、便

所、カマヤ(釜屋)などが建てられ、ナカンニワは農作業の場として広くとられた。便所はセツチン(雪隠)とかチュツドコイ(手水所)とよばれ、附近には老人がころんだときのためといってナンテンが植えられた。(1)本家筋の屋敷には西北隅の大木の根もとにウツガンや地の神がまつられている。小便所を外に造るのは、その土

から煙硝が作られ、きんちくを植えるのはそのセンイが火縄筒の火縄になり、一旦の急に備えるためといわれた。

ナカエはいろりの間とミズヤ（水屋）とドツニワ（土庭）に分れ、ドツニワの隅にはクド（竈）がつくられた。クドは粘土を固めて築き、日常の煮炊きに用いられた。いろりは三尺（約九〇、九cm）四方、入口に向つて戸主の座るヨコザ、その右に主婦の座るチャノザ、左が客座、そして入口側をトジイとよんだ。日常の食事はここですませ、四周のへりを粘土で固め、板の枠をのせ、膳のかわりにした。中央にデデカキ（自在鉤）をしつらえ、チョカをかけて湯を沸かしたり、鍋をかけて汁ものを煮る用に供した。傍らにゴトクヤクドをおいて飯もここで炊く家もあった。イロリは唯一の照明の主役でもあった。

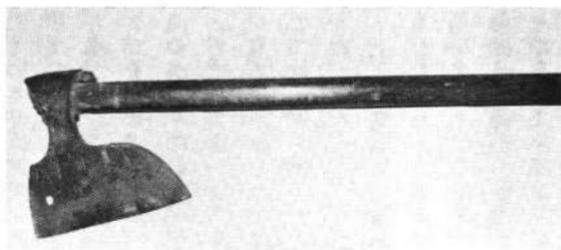
上三体堂などでは水が乏しく、深井戸が多かった。雨水をたくわえて飲用にすると場所もあれば、共同井戸を利用するところもあった。万膳や中津川のように木戸口を流れる溝から飲用水まで汲み取る処も多く、こういうところではきびしい水管理が行われた。

武家屋敷は百姓のそれと異なり、家格に応じて建築、庭、木戸に変化が見られ、オモテを別棟とし、棟と棟が竹瓦などで連絡されるならわしがあり、まがきとして山茶花やイヌマキ、つつじなどが植えられたようである。

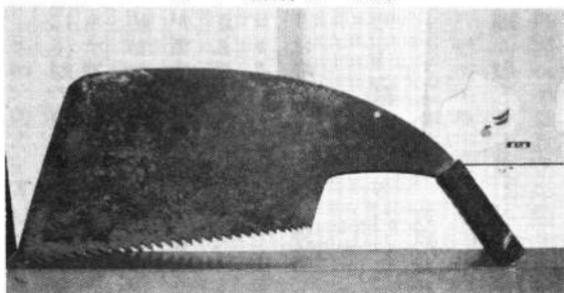
二 家を建てる

設計がきまると木挽が材木の準備にかかる。山から木を切り出すと木挽はハツイという大斧で丸木を削り、角柱を作る。チョウナで素材を仕上げる。板は挽き鋸で一枚づつわく。できあがると柱に切り込み、組立てると部落中の人達が集つて茅で屋根をふく。地鎮祭、地突き、棟上げ、ケンジ（床献酬）ジヌエ（成就祝）などの行事を行いながら工事が進められる。地固めには、ドンヂ（地突き棒）で家の礎石をすえこみ、焼酎を地面にふりかけ、地固め歌をうたいながら地固めをする。一番むつかしい所は木戸口であるという。

この後大黒柱を立てる。棟上げは山の神様を祭るためといわれ、棟に板を渡し、ホイサーが上に登り、大工がカンマタン（雁股）矢と弓を鬼門に向けて立てる。これ



はつい (素材をつくる)



挽き鋸 (板をわく)

㊦ はつい柄の長さ一m六五cmもある斧に類するもの。素材に登ってこれを削り、板をわく準備をしたり、柱をこしらえる。

は親類と神社の方向には向けないという。祭が終わってシトギ(桑)を家の四周にまく。

こうして昔はすべて茅ぶきの家であった。お寺でもかやぶきがあった。部落にカヤタテノがあり、茅のぶきかえはすべて共同仕事であった。カヤの希望者は申込の順番とし、十軒になると翌年まわしになる仕組で、だいたい三年に一度ずつ廻って来た。十軒がきまるとカタジゴト(共同仕事)でめいめいカヤ切りに行く。茅が集まると部落のうち誰でもヤネフキを六人たのむ。ハリサン(梁刺し)は二、三人。ヤネフキは四側同時に仕事をすすめ、四方とも終ったらトツノコ(桑)を投げて祝う。ハリサンは軒の側線をヤネバサミで切りそろえる。ヤネフキは下から茅をおいたら竹でおさえ、ハリサンのさし出す竹針の縄で結えてふき上げ、屋根のイラカ(上棟)は三か所ぐらいイラカ竹でおさえ、ネコをさして縄でくくる。

この軒端の切り揃え方について昔は流儀もあったといわれる。

家の周囲に、川の丸石を拾ってきて、きれいに石積みをする方法は山村にのこされた城の手法として面白い。

注(1) ナンテンは難転の気持で植えるという説もある。

三衣

仕事着は男女とも木綿や麻の生地で、丈は腰までの筒袖——シゴッダナシまたはコダナシという——を着た。

黒か紺ぞめ、縞柄が多かった。下はヘコ（褌）女子は腰巻きにメダレ（前垂）をつけ、モモヒキやモンペは用いなかった。

冬はハンテンといて、シゴッダナシに裏をつけたものか、綿入れを着、男はバッチカ、股引をつけた。端布をつづり、刺子にしたドンザには、長短の二様があった。

帯は縄紐のこともあったという。のち布に変り、女は色物を用いた。テヌキ、テッコウ（手甲）脚絆は、山行きのほかはつけなかった。女は普通手拭をかぶったが、男は鉢巻をし、冬は頬かぶりすることもあった。

草履はゾイとよばれ、手造りが愛用せられた。ヤマゾイ、竹ン皮ンゾイ、また竹皮ぞいを杉下駄にとつけた栗野下駄（下駄は杉材）とよばれた下駄も愛用せられ、「薩摩風流」によれば町に流行していたセツダ（雪駄）

は使用されなかったという。下駄は男女とも正式の服装の時にしか用いられなかった。

普段着はナガイショとよばれ、ジョジュギ（常住衣）ともいわれた。普通仕立てで、麻、木綿で緋や縞柄が多かった。冬は綿入れに、ハンテンなどを羽織った。

昔は麻も綿も畑に植えられた。麻は畑の隅のヤセゴロバタケ（瘦せ畑）で間にあい、盆の頃刈り、オイデ（麻茹で）とよばれるたけの高い桶でゆで、川でさらしてせんにを解いた。木綿はサネ（実）くりをして、棉打ちに頼んだ。

養蚕をすれば絹もとれたが、一般の着用は禁止せられており、カンネ葛を七月頃とって、打ちつぶし、さらせば美しいせんいがとれた。

染色はほとんどクヤドンにたのんだが、機織りは女の大仕事で、ヒの運び、オサのたたき方で嫁が批判された。仕事がひどいと、ヘツがデロといわれた。機はほとんどデバタで、大工にたのんで松材でつくった。

着物の裁断は、巳の日やトシツ（自分の生れた日）にはいけないとか、三人がかりで縫うなどということがいわれた。

物堅い家では着物の着付けもやかましく、スケエリ(襟をはだける)カタメスタダイ(前裾がそろわない)、肌ぬきなどだらしがなくときらわれた。

四 食

昔は米だけ食べることはなく、唐芋、粟、麦など混ぜたカライモンメシ、アワンメシ、ムギメシか、だんご、などの形にしたり、ソバキイ、シメモン、ゾウスイ、アサツヒヤスイなどの形にして、いろいろばたか、上がり口のところ腰かけたまま食べられた。

ヒヤスイ(冷汁)はさつま独得の夏の風味といわれた。味噌を水にとかしすり鉢ですり、トイモガラという芋がらを生のまま刻んで、しそやいり胡麻をそえて入れる、生のまま麦飯にかけてたべるのである。

仕事の関係でチャノコ(午前五時ごろ)朝めし(午前八時ごろ)ハザクイ(午前十時)チュウハン(午後一時ごろ)ハザクイ(午後三時ごろ)などといって夕食までには何回もたべたが、いつもイモを主とした間食であった。また夜なべ仕事にするときにはメザマシといって夜

食をたべた。

副食はカテモンといい、朝昼は味噌汁(干し魚、鰹節のだしに野菜、大根の干し葉、切り干し大根などを入れる)漬け物(大根、らっきょう、高菜、菜ッ葉など)程度で、干し魚、なますなどは夕食のときに特別に食べるぐらいのものであった。

こうした日常食を補うものとして調味料として味噌、醤油が自製せられた。保存食品として漬物、寒さらしの粉や飯、ゆべし(一種の味噌だんご)くず粉(かんねの根を叩きしびいて、溶液を干しあげた粉)などがあり、救荒食ともなった。

日常食の食器、かまど、鍋、羽釜は、竹製のメゴに収納せられ、水はハンヅ(半胴)に夕方くみ込んでおくのが女の仕事であった。作業遠出にはガエに飯を入れ、シヅクに水をいれた。普通は改めて御膳につくのは晴れの食物をたべる時だけで、年中行事にはそれにふさわしい食品をそろって食べるのであった。

この頃の用具で竹の用途は大きい。ことに平らな板から曲線を削り出し、竹輪をとんとんと叩き込んで造るタンゴや一つで削りあげる木臼の技法は、この時代独特の

いりて詳細に記されているが、この病気を研究して治療に努力された結果鹿大医学部でヒラリヤの全滅宣言が出されたのは昭和五十二年であった。天然痘の全滅世界宣言と共に郷土史にとっても画期的のでき事といえよう。



お膳と茶碗

工作法と
いい得ら
れよう。

カライ

モ焼酎過

用の害と

して風土

病の多か

ったこと

は、すで

に鹿児島

風流の中

にも挿絵

第八節 信 仰

武家と庶民との間は身分格式の差、指導者と被指導者という差はあったが、踊郷に住む人たちは、ともに農民であり、同郷のよしみがあったのであるから、部落共通の行事もあり、また家だけの行事もあった。けれどもいづれも信仰を中心とするものが多かった。

一 ウッガンマツイ(氏神祭)

ウッガンは屋外に祭られることが多く、屋敷の裏山の木の根元にシベを立てただけのもの、五輪塔や石を立てて祭るもの、祠は特別にはなくて、藁つとをかぶせただけのものや、竹瓦屋根だけのものもあれば、多種多様であった。神体は、シベだけのものもあるが、真石や軽石が多く、二三体で、神体を紙衣や真綿でおおい、お厨子のほか、木桶や藁製の桶形の入れ物や舟形の入れ物などに神体を納めた例もある。



ウッガンサア

ウッガンの祭はカンマツリ（寒祭り）霜月祭りとよばれ、イツケ（親類）のものが本家に集まり、太夫さんがシベを変えたり、神の衣を着せかえたりして祭る。供え物としてはシトヤ、赤飯がつきもので、ソバの新しい製品をそえる。門割制度の昔は名頭の家で行われた。

二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

踊のホゼは「後ン九日」といわれ、霧島は「中ン九日」で十九日に行われたので部落と部落の交流の機会と

なった。赤飯をたいて、甘酒を作り、神に供し、親類縁者にも供するならわしであった。

三 田の神講と庚申待

栗川の田の神像には明和六年の紀年銘があり、横瀬の田の神像は文化十二年の作である。その他約五十体もあり、中津川八、麓三、万膳二、持松、三体、芦谷原各一を数えるところから郷内あまねくこの信仰が行き渡っていたことが考えられる。元来田の神は全国的な現象で稲を守り、稲作の豊かな実りを祈って祭る神で、一般に田の稲作の開始終了の時に去来するものと信じられていた。春には田に下って田の神となり稲作を守り、秋には山へ上る。その時を定めて田に下り豊稔をもたらす神は家々の祖神であると考えられている。

田の神像にはいろいろの形態があり、この製作には山伏が関与しただろうとか、江戸初期以来、藩の行った開田の記念として、むしろ藩のほうからその建立をすすめたのであろうとか、その形態が、背後からみると男根の形であるから、素朴な性器崇拜にもとづくものであろう



庚申講で建てた六地藏(西口駅前)



庚申碑(万膳)

とかいわれるが、どの像にもカゴシマ特有のおおらかな笑いがみとめられ、他に類例のないところから鹿児島島の神像は特に有名になった。他のどこにでも見られる地藏の像がこの地方には皆無であるから、地藏信仰の南国的な姿勢ではあるまいかともいわれる。

田の神様像は部落の順次廻りになっているところもあり(横瀬、小屋敷)、くじで廻すところもあり(荒瀬)保食の神として祀られているものもある(城後)祭りは火の神と一しょに行うところもあり、(犬飼)より月のある年(三年に一回)千度祓をするというところもある(浅谷)。

田の神講は田の神の信仰を介して、農村部落の融和交歓を計りながら、一年を要した稲作の慰労をはかるもので、カンマツリが一族の、ホゼが親戚へのものであるのに対して、これは部落が出合い、部落が融和する機会であったと思われる。

田の神講に対してコシンマツ(庚申侍)とよばれた庚申講もあった。庚申侍のことは島津義弘の木崎原合戦の夜のこと及早く史書にあらわれているが、すでに享保十四年にたてられた六地藏塔が芦谷原に現存しており、

万膳の池田家に遺されている庚申碑も延宝四年とそれに近く、田の神像よりも古い信仰であることが伺われる。

がんらい庚申待は古くから農民の大切な日とされたい。柳田氏によれば精進して夜を徹し、謹慎して祭祀を行う日本固有の行事であった。が、中世すでに「結衆」という名で、江戸時代には「講中」の名で庚申碑が残される例となった。江戸時代以降、全国的に庚申待が行われるようになり、信仰には関係なく飲み食いを催し、宴会をすることまでを庚申待と称するようになった。上述のように踊郷ではその碑も残され、今もそのならわしが残っている部落もある。

こうしたドシドシで行う行事には縄ない講のようなものまで講の字が用いられ、頼母子講（モエ）伊勢講（文政十三年には薩摩藩より伊勢に集団参詣したことがある）楽器や火ノ神コ、薬師コ、無心コなどにも使用された、飲み食いの席で、ゴツタンをひいたり、歌ったりもした。

四 早馬うまサア

田畑の作業のない手でもあり、軍陣のための軍馬の用意のためもあった畜産は大事な分野を占め、一軒で数頭を、農作業の仕事のかたわらに養い育てねばならなかった。畜産の技術の向上も、したがって重要な課題であり、そのすこやかな安全を祈ることは更に大きな関心事であった。これを早馬サア又は観音サアと云った。

地図で示すように、郷内のどの地区にも、早馬サアの祠や碑はのこっており、その畜産への意欲のほどがうかがわれよう。事実、昔は一軒で、六頭七頭をやしなう農家がざらにみられた。毎年四月八日の祭りの頃には絵馬をしつらえ（パッチという）てお詣りし、その産馬を感謝し、又お守りを受けて帰るのが常で絵馬描きの専門家が存在したほどであった。

中津川改田口にある早馬サアの御神体は首がかけられているが、これは、お祭りのために川下りの行事があり遂に摩滅したのであるという。その境内に建てられている石燈籠には「宝曆八年海田口二才衆」の刻がみられるか

ら、その古いことが知られよう。

しかし、それでも大正になってから寺原に六観音が勧請せられている。えびのにある六観音は平安のむかし、性空上人のはじめられた古刹と伝えられるが、その六柱の中に、馬頭観音が混じているところから遠路わざわざ参詣するものが多かった。その難儀を救うためにここに祀られたと伝えられている。

五 石 敢 当

セッカントウとよむのが普通であるが、シッカントウとも読む。交通の要点に立てられ、旅人の安全を祈るといっているのであるから、一種の道祖神と考えられる。中陵漫筆には次のように記している。

九州に入って猿田彦大明神の塔のみ多し。薩州の辺は石敢当なり。昔琉球人、薩州の城下に借地をなし、館を立つ。その館の西南に京橋といふ橋あり。これを渡って見当の石垣の中に、高さ五六尺の石を切入て、石敢当の三字を刻みいる。是の故を尋ぬるに、衆人の気の当るところ必ず妖怪のあつまる事あり。この石を



石敢当 (中央公民館下)

立つる時は必ず、その害に逢ふものなしといふ。これより諸方の街に当るところにおいて、立つる処は更にその妖を見るものなし。これによって僻邑に至るまでこれあり。

とあり、次のようにつけ加えている。

薩州の僻邑に至って見れば、伝え誤って石散当、石当常、石載堂に作るものあり。余かつて曰く、「その効、更になかるべし。」と。今、牧園町に残る石敢当には

1 宿窪田 中央公民館下

当時の道路は道幅がせまいが、傾斜を問題としなかった。水力発電所のなかった河川は水量も豊富で、筏が利用せられ、魚べつも豊富であったと思われる、橋の数は少なかったが「〇〇飛び」という石をとぶ方法も利用せられた。

六 その他の信仰

浅谷には阿弥陀像と伝えられる仏像が残っている。余り大きくはないが、見事な彫りで、昔の作品たることを示し、当時の信仰を示している。

宇都口にも、浅谷にも「いぼ地藏」とよばれる地藏木像がある。同じようなものが犬飼にあったといい、板小屋には天明記念の神像がのこっている。いぼは子供に多い病気であったが、この地藏様に、いぼの数だけの豆を供えてお願いをすれば治るといふ信仰で、治ればお線香などあげてお礼を申しあげればよいというのである。「歯の地藏」とよばれる地藏さんはやはり宇都口にある。歯のいたむときにお詣りをして、団子などのお供えをすれ



いぼ地藏浅谷森氏蔵



浅谷下脇氏蔵阿弥陀像

ば痛みがとれるというので、附近の信仰を得ていたものといわれる。この地蔵も、いぼ地蔵も、前の述べた富尾寺（禪宗）の附近に集っている。

中野には薬師堂が縮少されて残っている。昔は椎の木の太いのがあり、堂宇もその庭も広かったし、まつりの時はかなりにぎわったという。



蔵氏都口宇都都宇蔵地ぼい

下三体堂には先般復活された三角堂があり、その下に釈迦堂が、そのかみに観音堂があったという。三昧堂の名はこれから起ったともいわれる。三角堂は霧島のお使いで、猿を大事にすると伝えられた。すぐ東に隣

つて昔は憶神社おぼきがあった。憶は古事記の神話の中でも筑紫系神話に出て来る地名であるから、霧島との所縁がふかかったものと察せられるが、治安の必要上飯富神社に合祀せられ、その時田の神も移されたという。

三国名勝図会には三つの神社があげられている。その一が飯富神社である。

飯富大明神社 三体堂村にあり、祭神倉稻魂命を崇む、社説に延喜応和の頃建立すと記す、天正二年の棟札なり、
 祭祀二月中酉日、九月二十九日、社司谷川市正と云ふ、
 三昧堂村、莫窪田村、中津川村、万膳村の内に、諸神社凡十四あり、皆飯富神社の末なりとぞ、其由緒詳ならず、

中津川には郷の惣社として妙見神社があった。名勝図会には

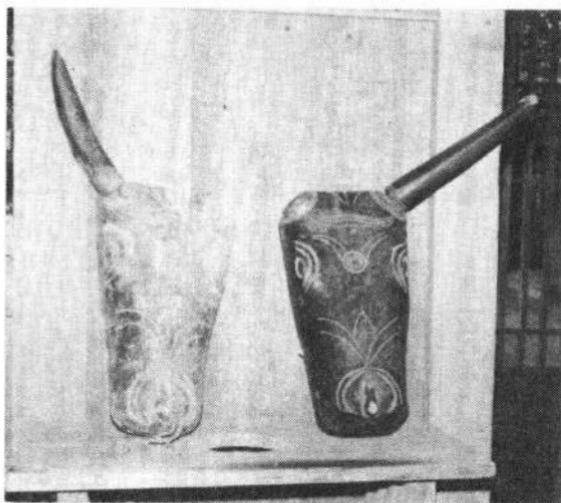
妙見神社 中津川村にあり、祭神北斗星を祭る、勸請の年月詳ならず、永享九年丁巳、税所介教武、新建の棟札あり、又元亀二年、修營の棟札には、地頭伊集院下野入道久通と記す、昔時莫窪田村と、中津川村との境に、鎮座なり、今に妙見崎と云ふ、其後今の社地より、未申の方一町許に遷座せしに、天正十三年六月七日の夜、大雨降りて、山崩れ、社殿砂石に埋まる、因て今の地に社を造

妙見神社



營して、是年八月十五日、遷宮すといふ、祭祀九月廿九日、当郷の惣廟なり社司上原氏、
 ○本地堂 当社の境内にあり、釈迦、弥陀、観音、毘沙門の四軀を安す。
 ○宝物 鎧一 △太刀一 二品共に由緒詳ならず、

とのみあって、
 今残っている寛文八年の銘のある仁王像については記されていない。
 持松には堅大明神、万膳には大平良八幡が信仰の中心で、万膳には泉水池、地獄池の名が中津川の犬飼滝とともに挙げられている。



カヒツの面

堅大明神 持松村にあり、霧島の末社の一なりといふ、祭祀九月十五日、十二月中酉日なり、天文廿一年、北郷讃岐守忠相、尾張守忠親、造立の棟札あり、△大平八幡祠
 大平良八幡 万膳村にあり、旧記に建仁年間、源氏の家神、岩清水正八幡を、大平といふ所に勧詣すと見ゆ、

万膳と中津川の神社の祭礼には二月にカヒツの行事が行われた。皆で木の鉤かぎにみたててシイノキの葉づきの大枝を引いて境内を回る。テチヨ(父)が太郎に牛をとりに行かせて牛が登場。簀笠姿に木楯をもった父子に、牛の面をかぶってマンガを引かせるシグサを、面白、おかしく演ずるのである。

七月にはナゴシマツリが行われた。七歳児の持ちよつた茅で輪を作り、歌に合せて、輪をくぐり、すこやかな成長を祈った。この神事にうたわれる歌

水無月の夏越の祭する人は

千歳の命伸ぶとゆうなり

思ひごと水無月ねとて

やくさの葉時に聞いても被ひつるかな

清み川思ひごととして

水無月の茅の輪くよりて増鏡なる

(高橋 才二提供)

(茅の輪を三回くぐるので其の度に一つずつ歌を唱る) 中津川の妙見神社には春祭の、社頭でドケといつて、二才衆が大津絵ぶしを奉納したと伝えられているが、その書きものには「寛延元年八月十四日」の年月が記され

ている。これはこの歌のよりどころとなった仮名手本 忠臣蔵が竹本座に初演された年月日である。この頃でも中央文化圏からの伝播は案外早かった証左とみられるのかも知れない。

(資料 文化牧園第四号)

七 寺と寺請制度

禅寺については既に述べたが、藩の菩提所とならんで祈願所として真言宗の真福院が今の牧園小学校の下にあったので、名勝図会には次のように述べている。

慈峯山長久寺真福院 巢窪田村にあり、本府大乘院の末に

して、真言宗なり、本尊聖観音、土原周助入道作、慶長六、日州佐十一

面観音、新作、両軀を安置す、開山忠実法師、應化年月、伝はらず、松

輪公の開基なるよし、云ひ伝へあり、本邑の祈願所なり、

幕藩体制下のすべての寺院は、本山末寺の關係に統一せられた。この頃から藩では証文寺と称してこれらの寺は公的にみとめられ、寺田を給せられた。踊については次のように記されている。

祈願所 大乘院末寺

真福院

菩提所 福昌寺末寺

東光寺

第3章 近世
切支丹について幕府の禁制が施行せられて宗門手札改めが始められ薩藩でも寛永十二年に五人組連判により実施せられた。これまで転びのときだけ必要とされていた寺請がはじめて全住民に適用されることになり、単なる信仰としてはない寺院の権力がこのとき発生した。宗門改めは毎年行われた。藩には慶安二年(一六四九)専任の役人が任せられ、宗門人別帳がつくられた。人別帳にはいろいろの形式がみられるが一人ずつ、宗派・生国・年令・名前・続柄・檀那寺名がしたためられ、家ごとにとまとめ、巻末に寺名と一村ごとの総人数や男女の内訳が出されていた。この人別帳を作るために、このものは、この寺の関係のものである旨の証文が必要であった。いわゆる寺請である。完全なる檀家制度は元禄の頃になって形成せられる。お寺を中心として崇祖の実をあげようとしたのである。今日のこざれている墓石を立派にしようとする傾向がみられるのは、こういう理由による

るのであるまいか。特に薩摩藩においては、この切支丹改めに附随して、一向宗の改めも行われ改帳は戸籍の役割をはたした。
寺院のこうした権力化に対して、山嶽神道の流れをく



御状



お書物

他の一向宗とともに地下にもぐり、かくれ念仏の姿を呈していた。

八 かやかべ

中津川の吉永親幸を中心として栄え、有名になった信仰に、「かやかべ」がある。この信仰は、口で伝えられて、一切筆にしないという慣わしであったから、長い間、世間にも伝わらなかったし、私たちも書くのを遠慮して来た。けれども、世の心ない研究者たちはむりにもこれを研究の対象として引おろし、学術研究の名のもとに、これを公にして、すっかり有名にしてしまった。しかしお蔭で、信仰自体は、むきだしにされたモルモットのようになり、すっかり批判され、荒らされて、無力化してしまつたのは事実である。この公開調査以来十年目、現地をおとずれた研究者の一人は次のように述懐している。

「……昭和三十年をピークに町の人口は減少しはじめ、十五年間に三千人に達した。今の人口は一万二千。流出の大半は若者だ。霧島国立公園は観光企業のメッカである。目ぬきの場所は都会並みに地価が急騰し、壮麗

なホテルが続々と建ち、町は開け、かつ変わった。今では一戸ごとにテレビ、二戸に一台の自動車をもつ。カヤカベ信徒の里にもビニールハウスが目立つようになった。

十年前にそんな光景は見られなかった。信徒の中心である「親」の家もかやぶきで、当主は裸で竹かごを編んでいた。口の重い、人のよさそうな農民だった。今度訪れてみると、その主はすでに亡く、萱ぶきも瓦ぶきに変っていた。それだけではない、世代交替と共に「親」の役目も他家へ譲ってしまっていた。」(中国新聞五〇・五・二六所載)

「かやかべ」において筆記しないというならわしは、もともと修験道の一般的な伝統であった。修験道を奉ずる山伏について義経記には、

「山伏の勤めには、懺法ざんぽう、阿弥陀経をだに詳らかに読み候ひぬれば、堅固かたくしくも候ふまし」

と弁慶が語っているように、法華経読誦のうちに罪障の懺悔を行ない、あわせて現世の安穩を祈り、後世の菩提を願うのみで、煩瑣な教学を必要としなかった。南北朝の頃になって、修験道のグループが編成される時代に

なっても、山伏についてはこれという解説書も見えない。新参の山伏たちは、先達が口づから教義を説明し、指導する。修験道自体は、江戸時代になればこの伝統が破られるが、わが「かやかべ」の伝統においては、すべて口述に止め、外部に物語らなかつた。この伝統を維持していたので、「かやかべ」の一切の文書は存在しない。これが今日まで「かくれ念仏」と同一視されて来て、その特異性があきらかにならなかつた理由である。

かやかべは霧島の修験信仰の遺物と思われる。薩藩では、江戸時代に入っても一向宗に対する禁圧が強行せられたために、信徒は地下にもぐって「かくれ念仏」とよばれた。霧島の周辺に今も残っている信仰の団体、それを「かやかべ」と呼んでいる。その名称は、かやかべの中に像を秘匿し、秘かに集合して信仰をあたためたところから出たといわれるが、最近になつても、その形態のかわらないところから、一般の関心をよぶことになつている。

ある仏教学者は山間僻地で、世の進運に取り残されたものであらうと述べて、これを雑誌に紹介せられたことがある。果たしてそうであらうか。私はこれを否定する。

山間僻地ではあるが、明治八年、一向宗の解禁によつて、部落をあげて真宗の檀徒となつた例があるからである。安楽は柳田国男氏の「祭礼と世間」にも特記された熱心な、かくれ念仏の村であつた。

部落のほとんどの姓が、安楽と安栖で占められていることでも凡その事情がうかがわれようが、ある時期には、殉教者も出したという熱心な信仰の村であつた（安楽仁四郎という）。けれども、明治以後はそろつて真宗に帰依している。にもかかわらず、その隣部落は依然として昔ながらの信仰形態を変えようとしていない。おそらく、それは隣する両部落の信仰が、異質のものであつたことに原因しているものと思われる。

したがつて、両部落はともに「かくれ念仏」と目されていたのであるが、前者は全くの一向宗徒であつたけれども、後者は、阿弥陀仏を、霧島の神におきかえてもよく、むしろ阿弥陀即霧島の神を信仰の対象とするものであつた。じじつ、「かやかべ」の「お伝え」では霧島の神は阿弥陀仏と同居している。彼等の信仰の道場は、純粹の仏寺を必要とはしなかつたのである。

「かやかべ」の宗祖のシュウキョウ坊は、京都本願寺

において二十二年修業したとはいふものの、それは伊集院生まれのヤンボシであったとも伝えられている。信徒が極度に清浄を重んずること、生活の指針として特に曆を重視して行動すること、神棚を大事にし、護符、特に熊野の護符を重んずること、とりたてて寺や仏像を必要とせず、集合の場所は山や洞窟であっても意に介しないこと、「お伝え」であっても、教養であっても、これを筆録することを嚴重に禁じていることなどは、いかにも修験道を取り入れた節がみえる。

この点、いわゆる「かくれ念仏」といわれた広義のものに一応はふくまれ、また一応一向宗に属するものでもあつても、その本質的なものに相違するものがあり、修験道、神道的な要素が多い信仰であると、いわなければならぬ。修験道が真宗信仰仲介の役割をした例は、鳥取の大山にも存している。

明治初年に川辺より霧島地方へ移住した人たちのことばの中に、霧島附近はかくれ念仏の取締りがきびしくないといい、このことから移住を思い立った(窪田甚太郎米寿記念パンフレット)ことが記録せられているのは、或いはこうした異質の一向宗の存在が、取り締り当局の手ご

ろを加えさせていたのかも知れない。

かやかべの信徒は、霧島の神の信仰に徹し、「六所権現」を拝することが仏をおがむことであり、「阿弥陀如来様の御助け」を受ける機縁であると信じていたから、他のかくれ念仏のように藩外のお寺に参詣したり(それを「さつまつ寺」といった)、特定のお寺に所屬して檀徒となることを必要としなかった。中秋の月の夜、旧曆九月十四日、(霧島神宮秋の大祭)に彼等は年中最大の行事として、神宮前の旅館で集會を催すのを例とする。

これは別に神宮の主催する行事ではない。信徒は、それぞれ目立たぬよう、三三五五集まって来て、その會同に参加するならわしであった。

居常、彼等は「南無阿弥陀仏」を唱えながら、特に仏壇をしつらえず、神棚を大事にし、先祖の靈をまつるとともに、熊野のお札などを貼って、同様に崇敬する。

信者の日常生活で最も大事なこととして守られるのは物忌である。これは「精進」とよばれて、毎月十一日(蓮如さまの日)、十三日(親幸さまの日)、十六日(御開山上人さまの日)と祖先の日に、一切の肉食をつしめ、これらの日には鶏卵すらなまぐさものととして食べ

ず、清浄を守り、祈念を強めるために一番の大事として、どの家庭でもよく守られている。学校給食が信仰の邪魔になるといって、部落の問題になった例はそう古いことではない。これらは特に清浄を重んずる神道、修験道の性格を示すものといえよう。

精進日には鶏卵すら食しない彼等は、平日においても鶏肉を食することはタブーとして固くこれを守っている。これは鶏が霧島の神の使であるという「お伝え」に原因する。また、次のような話もある。

極楽へ行く道に大きな血の池があり、衆生往生の道がふさがっていた。そこで阿弥陀さんが、四十八の願をたて、その血の池を呑みほしてしまわれた。そして池から上がって、天に向かってパッとはいいたのが夕焼けで、地に向かってはいいたのが、椿やつつじの花である（椿は血バキ、つつじは血ツジである）。だから、血を連想させるような赤い花を仏にお供えしてはならない。願が成就して池からあがられた日が元日（願日）であるから、元日は特にめでたい日である。

と、特に暦日を大事にする態度が、説話の中にうかがわれる。このような信仰が、霧島の神をめぐるって作られ

たところに、修験道が特に霧島の辺りに盛んであったことがうかがわれるとともに、霧島をめぐるって神話の伝統がことに活潑に語りつがれ、云いつがれて来たことが想察せられる。

最初にかやかべに關する記録はないのであるが、たまたま、この組織の紐帯として、子方の人々の頼みに応じて、郡親こいじんが死んだ子方の親たちと語ったことを記した文面が、「御状」とよばれて残っており、弘化二年（一八四五）の日付が残っている。

田原郡惣兵衛子おゆみより、娑婆世界の、ととさん（父） ははさん方へ、御状つかわされ候。さて、我々ハ あみた女來（如来）様の御前にまへられ給ひて、お薬師様の御側役（側近）につとさせてくださいされ、難有事は限りなし……おまえもなかはおりやらんことなれば、よくよく御恩ノよろしくふて下され、かへすかへすもお頼み申しこし候

文中、「郡」とあるのは、集落ごとに結成されていた信者の組織で、それぞれに郡親こいじんというものがあって、信者を、子方こがたとして統率していたことを示す。「田原郡惣兵衛子方おゆみ……」というのは、田原の郡親である惣兵衛の子方である、おゆみというものが、あの世から

この世に生きてゐる両親に御状をよこしたといふのである。

カヤカベの教主である親幸は、御状という名の冥界通信をとりつぎ、「郡」ことに信者たちに廻読させていたが、その場合、親幸の妻の鶴亀や、別に「杓取り」とよばれた教団内の特定の女性たちが巫女（霊媒）の役をつとめていたようであり、信者たちは、こうした秘儀を共有することによって、外部に対して、信仰と組織の秘密性を保持した。したがって、御状は単なる仏オロシの一種として死者の消息を伝えるにとどまらず、「お前様たちも、いつまでも娑婆世界にいるわけではないから、如来の御恩をよろこび、信心に励んでほしい」などと、この世に残ったものに信仰をすすめるという形をとっている。

また、文政七年（一八二四）九月二八日の御状には浄土真宗第七世本如の死去を報じたものであるが、それには

御上人 釈本如様 御往生 御年八拾七歳

文政七年きのへ申、閏八月廿三日午の上刻、往生し給ふ。

一時の内に浄土決定せしめ給ふ。此事、阿弥陀如来様より

御伊勢様へ御知らせありて、御伊勢様より霧島六社権現様

へ御知らせ、権現様より親幸様へ御知らせあり、此事、末世のため書置よふにとの権現様より被仰付、かよふに書留置候

とあり、阿弥陀如来—伊勢の神—霧島六社権現という、カヤカベ教における冥界の構造が明示されている。こういう時点から考えても、カヤカベ信仰の人たちの、霧島の神の、霊観が明らかであり、そしてまた、霧島を霊地とみる伝統の古くかつ篤いことを示している。

第九節 霧島と明治維新

一 霧島霊地観

(一) 霧島崇拜

江戸の人東随舎が出版した「想出草紙」は天保十一年の版行であるが、この人は小身の武士らしいから、この時代的一般的見識を示していると思われる。彼はその随筆の冒頭に、「日向国高智穂峯の事」の一項を設け、この人の接したある若者の実見談として、次のような霧島登山の想い出を語っている。

金の如く見ゆれども、青さびにして、長衣丈計りなりしが、大竹のごとき鉾逆さまに立たり。人作にあらず。是神代の儘にて動ざるよし也。書生等立寄て、いざや引抜んとて、かの鉾に手を掛け押動せ共、少しも動かず、とかくする内に、さしもうらゝかなりし空も、俄に黒雲四方に満覆ひ、風も強く吹落て、雨は車軸を流しつゝ、雷鳴の働する事、夥しく、只今落かゝる如くなり。此者共大に驚き、魂も天外に飛び、只茫然として前後を失ひ、俄に諸神をねんじ、いざ先、下山せんとて道を探るに、初めの道も見へ分らず。岩石のそびへし計なり。かの者共、山かげにこぞり居て、あらゆる仏神を祈念し居けるに、漸々雨やみ風たへて雲をさまりぬ実にふしぎいふ許りなし。扱三人、下山せんとて、爰かしこ道を探るに、忽ち足元に雷の鳴をとおびただし。また驚て岩石を伝ひ見るに、雷にはあらず。山川へ落る滝有て、岩根の間より流れ落る滝ありけるが、大石わくがごとく浮み流るゝ此ひゞきなり。見るもの毎におそろしからざることなし。からき浮目に逢て、麓に下り休らひて此事を語るに、当所の人々がいわく、去ばこそ神跡あらたか、人々斯る目に逢て辛ふじて助る人もあまたなりとぞ語りけ

り。かの書生の内卷人、江戸に來りて、必ず必ず神威をば蔑にする事なかれ。我らかゝる浮目に逢たりとて語りしとかや。実に神国のしるしとこそおぼゆ。

この頃實際に薩州を見聞した佐藤信淵の中陵漫筆には
(文政九年板)

余が経見したる古社の中には、霧島社を第一とす。
(中略)と記し、延喜式、倭名抄の伝等を記してのち、
此社の後に一峯あり。天御柱と云あり。皇族天降りし時に建てられし処のものなりと云。

と述べて霧島神宮をたたえ、そしてそれにふさわしい高千穂の峯に言及して、当時のひたむきな信仰の様子を簡潔に述べている。

この本の出版せられた文政頃には、「かやかべ」の信徒たちの信仰の唯一の記録である。「御状」が数多くのこされた時代である。恐らくはぼう大なものがあつたものがあつたのであろうと推定される。

第一法規出版の

日本の民俗(鹿兒島編)に次のように述べている。

ところで霧島山は天孫降臨のとき、稲一〇〇〇穂をもつて雲霧を散じたという故事によって高千穂峯ともよば

れたが、「三国名勝図会」によると、この山に登る人は必ず稲穂を持参し、霧がでたときにはこれをまいて雲を払うとか、山中の溪流のほとりに自然の稲をみるとか、西霧島権現の御手洗川などの山井に自然の稲が流れて来るとか、現在霧島糯という陸稲の種はこの峯から出たものだとか、稲にまつわる伝承が多い。

なお、瓊瓊杵尊が稲穂にのって川内川を下り、薩摩郡樋脇町倉野の地にとどまったという伝説によって、稲穂神社がたてられ、そのゆかりで、川内市の新田八幡宮の御田植祭りに倉野の人々が奴おどりを奉納するというのは瓊瓊杵尊と稲の由縁を説くもので、こうした稲の山としての霧島信仰は、代参講としての霧島講、あるいは霧島神社の勧請へと発展し、庶民信仰に大きな影響を与えている。

また、性空上人が霧島社を創建したとき示現したという六観音はいつのころか牛馬の神として庶民の信仰をあつめ、えびの市では、六観音参りには、今日でも牧神のバゲ（馬形）を持って行き供えている。

いっぽう、税所氏のところから浄土思想が入ったらしく内陣に阿弥陀三尊の掛け軸がかけられていたというが、

税所氏滅亡のときに持ち出され、それがいまめぐりめぐって始良郡霧島町田口の龍泉寺に格護されている。霧島の山中に神仙郷があるという伝説は、八田知紀の「幽郷真語」をまつまでもなく、その以前にこの山を一種の浄土とみる信仰がひろがっていたのである。

(二) きりしま霊地観

この霧島への信仰は幕末に汪然たる霧島霊地観を惹き起した。そして世にはこれをもって薩摩人が勝手に、何か故意に、神代三代をこの地に関係づけようとして言い出したことのように考えているが、その間の事情を次のように解明したい。そして、その張本人はまったく本居宣長の純粹な、学者らしい、ひたむきな信仰にはじまったことと私は解している。このことが若しその門人平田篤胤にはじまったとしたら、それはげん学と誇張の見解として、これほどまでに大きな結果をもたらさなかってあるうが、学者として純粹で、信念にひたむきな本居宣長が、その大著「古事記伝」に、天孫降臨の地は霧島山であると大結論を下したことが、いままで地方の霧島であったものを大きく日本の霧島へと位置づけたといえよう。霧島は天孫のあまくだりたましし霊地という考え

が、修験者たちにより霧島の山にこもって修行し、或は島津氏の九州統一事業に功を立て、或は村落に出て農民の生活の指導に参画している間に逐次やしなひ得た霧島の信仰で、私はこれを霧島の靈地観と名づけ、いわゆる霧島信仰と区別したい。

天孫降臨や、その他神話、神々に関連のある靈地であるという伝えは、山伏に関係のあるところにはよく口づてに伝えられている例は少なくない。たとえば九州の北部に位する英彦山や、求菩提山には次のように伝えられている。

彦山権現は、天地開闢のとき八角三尺三寸の水精石の上に天降りました。三社とはイザナギ、イザナミ、天忍骨の三神、天竺（印度）より渡来、先ず第一に彦山に示現され、その後熊野に示現されたというのである。熊野は和歌山県にある。

彦山につづく大分県と境の山に求菩提山がある。豊前市宇島駅から南西一七^{km}、標高七八二^mからなる円錐形の山であるが、明和元年（一七六七）の図によれば当時五百の僧坊があったという修験者修行の山であるが、昭和四十年の調べによると、その文書の中に天神七代、地

神七代の信仰のあったことを説き、また次のような文句がある。

大隅ヲハ西方浄土ト云フナリ。サレバ阿弥陀薬師ノ合ヒ玉フ所ハ日向ノ国六寺ト云フ所アリ。

これによれば、この英彦、求菩提と霧島との間に特別に深い関係のあることが察せられるが、実際英彦山に生きた山伏たちの所縁関係に鹿兒島が多いということも聞いている。

かかる事情のもとに、この修験者たちの間にもまた、天神地祇の伝え、天孫降臨の靈地として霧島の地をなぞらえる靈地観が伝承されて来っていたことは、前掲想出草紙にも、中陵漫筆にも、ともに天の逆鋒伝説が記されていることから想察される。

修験道は一種の熱狂的な、そして全国的組織にひろがった信仰団体であった、その勢力のいちじるしく結果されたのは平安末期から、鎌倉初期の頃で、独自の風体と修業意識を特色とする、仏教と神道を習合した信仰団体で、社会的に大きな勢力となったのである。彼等は先達の口による指導のもと、京、大坂を経て熊野に詣るか、金峯吉野その他の山々にこもって山の修行を重んじた。

いきおい火を珍重し、不動明王を拝し、心経などを唱え修行の験げん(法力)によって人の病を癒し、曆日を教え、諸国へ廻るようになった。ホツシヤ(法者)どんと呼ばれたり六十六部とよばれたり(諸国を廻りながら一国に一部写経を奉納して歩いた)聖ひじりとよばれた(高野聖の略)。吉野山には、彼等の持ちよった石塊の山がうす高く残っており、中世彼等の本拠となった吉野の蔵王堂が桜の木で作られていたことから、桜の木を持ちよったのが、あの桜の名山のものであるといわれている。義経伝説はこうした信仰活動にささえられて人口に伝わり、日本的風土を形成して来た。同じ風潮が九州の英彦山に伝わりまた本土最南端に位する名山たる霧島に波及したことはきわめて当然のことで、山頂に石が寄せられ、天の逆矛が立てられるとともに一層一般民衆の興味と関心を招くに至ったものと思われる。それは中世四〇〇年のいっつかに始まると思われるが、近世にはじまったとしても幕末(前記著書版行の時代)には数百年を経っていたものと思われる。

日本のいで来はじめの信仰は、「かやかべ」の「お伝え」にもあることを忘れてはならない。「かけい」の中

に次のように語られる。

そのとろ(泥)うの海の波の上に、たった御一仏様がこうめい(光明)のひかりをおんさしなされ、きめように御出生なされたというございもす。そげなところーにたった御一仏、おでけなされたことなら、だいぞ名をつけっあげあい、諸ぶつあございませず、わが様心のうちに意をおさといなされっ、こらほどなんじゃいねーこっとはむー(無)といわねばならん、はっと思召して、むーの字をおかたどいなされっ、又こげなところになっただ一仏出来ても、奇妙なこっと思召して帰命無げ光菩薩とわが様、わが名をおつけなされたーというございもす。

(中略)

伊勢の神明よい神武天皇といやる国王にいつて人性をひきなされもしたっこっなら、妻子もございもした時、お子さん達をきよで(兄弟)でいよったいおやつしやげやたというございもす。

(昭四〇刊「カヤカベ」資料篇)

「カヤカベ」のこんなお伝えは、中津川の文化の伝統を物語るもので、古事記の神話を換骨脱胎したものと思われる。

こうした歴史の産物から霧島に神代よりの遺芳をもとめる研究が起つたとしても何等のふしぎでもない。こうして霧島に興味を抱き、これを研究して、最初のみごとな成果を示したのが、前にも述べた白尾国柱であった。

国柱は霧島百科全書ともいふべき「巖峯一覽」を書きあげ、また三神陵はすべて薩藩の中にあるという意味の神代山陵志をあらわした。国柱の霧島の研究は、「成形図説」編纂の途次、おどりの金右衛門を召したことなど既述の通り相当の年月の成果であったか、この「神代山陵志」がはしくも当時古事記研究界というよりも、否むしろ学問研究の最高と目せられた本居宣長の目にとまり、その研究の中に全面的な信頼を拍したことが、霧島と神話世界を結びきずなとなったのは全く偶然のことではしかなかったと思われる。

その平和政策のために幕府が朱子学を奨励したために日本歴史の新しい探求がはじまったことは既に述べた。その鎭矢としてはすでに林羅山の「本朝通鑑」があったが、その徹底的な研究は多年にわたる水戸学の成果としての大日本史の板行にまつところが多かった。尊氏や道鏡が乱臣賊子となり、楠正成の「嗚呼忠臣楠氏之墓」の

碑が建てられたのはこうした事情によるものであった。

古文辞学の方法に準じて、日本の古典を研究する方法はこうして元禄の頃から起つた。万葉を研究して、古事記の研究を宣長にすすめたのは賀茂真淵であったが、こうして本居宣長は、もっとも精細な研究眼をもって、当時もっとも渴仰せられた古事記の研究に着手したのである。古事記の天孫降臨の条について宣長の研究は頓座した。この時登場したのが白尾国柱の研究であつて、「さて、大隅薩摩に在ルベしとは、人もをさをさ心につかず、又かしこは、他国の人の往クことなども稀なる国なれば、おのづから埋れて、世に識人もなくなれるなり。

己レはやくより此ノ事をうれたく思ひて、いかで、大隅、薩摩に、いにしへをしたふ人にあひてしがな、くわしく尋ねてば必ず語り伝へたところのあるべきと願ひわたりつるに、近きほど、白尾斎蔵国柱と云フ薩摩鹿兒島の人の書ける神代山陵考といふものを得て、見たるに、果してみな彼ノ二国にありけり。いま、この御陵どもの注の中に薩摩ノ国人の云りとて、しるしたるはみな彼ノ説なるぞかし」と述べて、前述の山陵考の所説を摘要して、三神陵について詳しく説明している。

古事記伝十七の巻には、

「かかれば神代の三の御陵は、大隅と薩摩に在りて、日向の国にはあらず。然るを、諸陵式に何れも在り日向国と記されたるは、書紀に日向とあるままに記されたるものにて、後に国わかれては日向の国にはあらず大隅・薩摩の域に在ルことを考えられざりしなり。」

歴代の御陵、みな其の郡をも記されたるに、此ノ三の御陵のみ郡を記されざるにても、日向ノ国とあるは、ただ書紀の文に依れるのみなること知ルべし。さて、世々の人もみな、ただ日向ノ国にのみ尋ぬるから、彼ノ国にいま、某ぞ彼ぞとて、神代の御趾どものあるは心得ぬことなり。」と述べている。

第3章 近世
「がんらい宣長は、きわめて細心綿密な学者であり、慎重周到であった。いかなる学説に対しても、簡単に同調したり、容易に妥協したりしなかった。彼が国学研究の先駆者として尊敬し、常にその学恩に感謝してやまなかつた先覚契沖に対してすら、その古事記伝に引いた二百九十八項もの意見のなかに、

「非なり」

または、

「誤なり」

ということばで所説を否定し、従わなかった箇所は五十もある。なかには、

「ひとわたりはさることなれども、なおよく思ふに、さはあらず」。

などという語調によって、結局は否定の立場を取った箇所も少なくない。にもかかわらず、こと天孫降臨という古事記の記事中でも、庄巻の重要箇所解釈に当たっていささかの不満を示さず、国柱の説をそのまま紹介したのは、宣長がいかに国柱に共鳴したかを物語っており、反面またいかに国柱の所説が卓抜したものとみられていたかを示している。

二 霧島温泉考

(一) あらまし

三国名勝図会は天保十四年(一八四三)の板であるから、維新よりも三十年ぐらい前、今から百四十年ぐらい前の実情を伝えて呉れるものといえよう。その「山水」という項目に、虚国嶽、金山川、石坂川、犬飼瀑布、大波池、泉水池、地獄池などを述べた後、硫黄谷、栄之尾、明ばんの各温泉を次のように説明している。

。硫黄谷温泉

中津川村にあり。霧島山中、谷間に涌出す。此の山中温泉はすなわち、霧島山西南の嶽面にして霧島山の霊泉と号す。硫黄気ありて、よく湿瘡を治す。

四季ともに浴客の絶ゆることなし。温泉涌出の勢い壮なる故に、かけいを設けて、数十の飛泉を作り、入浴の者、その下に在りて、おのおの痛所を湯瀑にうたしむ。

これを俗に打たせと呼ぶ。

また方一丈余の浴池を、天然の岩石をうがって造り、おおうに屋をもつてす。これを俗に湯坪と称す。温泉清

潔にして濁りけなし。故に浴池のうち清澄にして、砂を数ふべし。

谷の左右に、茅舎をつらね結び、入浴の者止宿の館とす。これを湯木屋と名づく。常にここに居住のものありて浴客の逢迎をなし、諸用を弁す。これを湯守と称す。また温泉のところには、邦君の浴池、ならびに行亭を建つ。諸人雑浴池は別に設けたり。

これによって殿様の湯ぶねは別にあり、一般浴客はほとんど自炊客の、いわゆる湯治客の形であったことがうかがわれる。図には川の片側だけが示されており、荷駄をつんだ馬などが当時を物語っている。

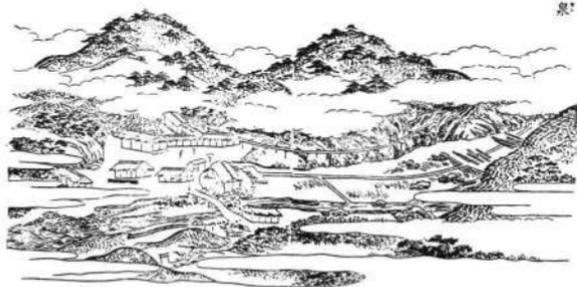
この地は昭和二十四年八月の台風に伴った豪雨のために崩壊し、移転を余儀なくされたが、霧島館の営業のはじまったのは明治二十三年(一八九〇)といわれるので、発見(正徳四年—一七一四)以来五十年の間、湯治客のメッカであったわけである。

。栄之尾温泉

中津川村にあり。前条硫黄谷温泉をへだつること山路五十町(三K)ばかり。隔岡の谷間なり。この温泉硫黄気多く、その溪間出泉の勢い、及び湯瀑浴池の設け、大

よそ硫黄谷温泉と同じ。その諸疾をいやす効能も硫黄谷と相類し、浴客の多少も共にひとし。しかれども硫黄谷は湯性やや猛烈にして、虚弱の病人は、或はその湯に激することあり。栄之尾を、湯性少し柔和なり。故に病を激することなし。その病に応じて、各々治病の益ありといへり。

榮之尾温泉



硫黄谷の湯は、湯源より浴池の辺まで、皆硫黄水槽にこりつきたるに、栄之尾は、湯源のみ硫黄花こりつきて、浴池の辺はあることなし。これを以て硫黄花の強弱を知るべし。これ兩所の異なる所なり。

邦君の浴池、ならびに行館あり。その設け、硫黄谷に比すれば、すこぶる宏大なり。この硫黄谷、栄之尾の温泉は、本藩の人皆通して霧島の温泉と称す。その霧島山にあればなり。(下略)

。明ばん湯

中津川村。前条硫黄谷の上頭三町ばかりにあり。その温泉のみなもとは明ばん山より出づ。故にその名を得たり。眼病に効験あり。近來入浴の徒ようやく多しといふ。栄之尾、硫黄谷に来る者、また兼ねてこの湯に入浴す。この地、また湯瀑若干を設く。

明ばん山



この記述によれば、明ばんに設けられた施設は乏しく、邦君の浴池なるものもなかったようである。しかしこの記事とほとんど同じ頃、天保六年に、霧島を訪れた江戸の軍談師伊東草臣は

それより（高千穂から）下りて明ばん湯に行く。（中略）硫黄の谷に四丁ばかり、栄之尾に八丁ばかり、当所はよろしき所也。



と述べて二日滞在している。そして一夜は、湯治人の望みにまかせて「高田の馬場の仇討」の一席を演じ、喝采を拍した。この時の宿場の模様を次のように述べている。

米は左近太郎（迫ん）にてむけ申すといふ。焼酎を呑みおるうちに飯でき、その夜おしまき（うすべり）四枚に四人、油なく、松（たいまつ）をつけ、暗隅くらすみに寝る。醬油もなく、味噌と豆腐ばかり。

耐乏生活ぶりであったらしい。彼が軍談を演じたという本陣は、或は明ばんにあったのではなく、硫黄谷あたり

にあるものを使ったのではあるまいか。

漢学者として名高い安井息軒は父に伴われて、宮崎の清武から湯治に来ていた。文政三年（一八二〇）には栄之尾に泊り、鹿兒島をまわって帰宅した紀行文もある。

この頃の人らしい、ゆったりとした面が味わえるし、一般農民社会にとっても毎年の十日ぐらゐの「湯治」の自炊生活はこたえられない喜びであった。こうして中津川近在あたりから、はるばる野菜などを売りに行くこともはじまった。息軒が加治木の東良助なる友人にはじめて接したのは天保六年、栗川温泉においてであった。二人の交遊の続いたことを私の旧著「神話と霧島」に記しておいたところ、最近更に、東氏が江戸から帰郷して自適の生活に入った時「耕読堂記」という長文を作り、扁額として贈っていることを知らせていただいた。温泉のとりもつ縁をいままさらのように感じさせるような気がする。

栄之尾の御本陣は文久元年（一八六一）に改築せられたらしい。島津久光在世の頃である。その七月九日に中津川の田島嘉藤次という人が棟上げに使用したという槌が今も残っているという。一方宿泊施設も明治十二年頃

に整備せられて、大正十四年に来鹿した若山牧水夫妻は一週間の間ここに止宿していた。その時の歌

有明の星は冴えつつきりしまの

山の谷間に霧立ちわたる

が昭和十六年頃、林田のあたりに歌碑となった。その時は既に「ありあけの星」が「月」にかわってはいしたが……。

昭和四年、与謝野晶子が来遊した時の宿も栄之尾であった。いわば当時の栄之尾はこの地域の主体となっていたようであるが、昭和十年頃、林田の域内に吸収される。

栄之尾温泉の初見は延享元年（一七四四）で安藤忠兵衛という人が山中、途に迷いこみ発見したと伝えられているが、明ばんは更に古く、寛永元年（一六二四）と伝えられる。明治二、三年頃宿泊施設ができ、多数遠足旅行の学童も収容できる広さであったが、その後土砂の崩壊によってこの辺りに住んでいた人達も四分五裂になっている。しかし今も残っている温泉神社の神像には「宝永二年（一七〇五）の紀年が刻せられており、八田知紀の著「幽郷真語」に出てくる神の世界にみちびかれた久保園郷半兵衛の三男善五郎がつとめていたのが、この明

ばん温泉で、天保領のことになっている。

善五郎は実直な男で、今の霧島神宮にあった花林寺に、五年ほど勤めていた。明ばんに移って三年ほどたったある夜、五十あまりになる山伏にさそわれて明ばん山に登って行くと、松皮葺きの大門があった。馬や鶏百羽も飼っている佇まい、むく犬の出できたところ十七、八の女人五六人が出て来て、神々の隠れ家とおぼえたという内容であるが、八田知紀は平田篤胤の激賞を受けて刊行した。神道の理想郷というユートピアの展開であつた。現在のユーホーに匹敵するものであつたと言えるであらう。

当時薩藩では神代三代の遺跡がすべて藩の内であり、天孫降臨の霊地二上峯は高千穂の峯であるという事実をためらうことなく信じていた。ユーホーの实在や、宇宙人の存在を、或は靈感を肯定する人が今でもたえないことと少しも変わりはなかったであらう。ことにこの三国名勝図会の出来上った頃は宣長没後五十年に当り、前述の八田知紀や山田清安などの碩学が活躍を始めた頃であるから、霧島の温泉を見る目も、おのづからまた特異なものがあつたのであらう。

凡そ本藩のうち、温泉の名品多しといへども、硫黄谷栄之尾の両湯より善きはなし。その温泉清潔にして、かつ効驗あること、霧島嶽靈秀の氣より涌出せる故なるべし。摂州有馬の温泉、伊予道後湯、但馬城崎曼陀羅湯、その名天下に高し。今この霧島の温泉の如き、西海の偏隅にありといへども、その名また四方に聞こえ、他邦の人までも入浴の徒多し。

霧島は皇祖ニギノミコトはじめてもあり、本朝かいびやくの靈山なるに、その山の靈氣より生ぜる名湯なるを以てみれば、前文に記せる有馬道後等の諸湯は、その下風に出づべし。とも記している。

この見解は単に霧島の説明のみに止まらず、序文のはじめにも次のように述べている。

海内の勝概、けだしわが薩をもつて最と為す。何を以て之を言ふや。荒こうの世、天孫襲神代に降たり、

三聖の皇都、山陵みなわが封城にあり云々(原漢文)と記し、その巻数六十のうち、実に二巻をあてて全霧島の説明にあてているのを見ても、編者の意図するものが

奈辺にあったかを容易に推察することができるであろう。すなわち、五十年前に出された宣長の「古事記伝」と当時一世を風靡した平田神道の説くところを粗述して、いることが考えられる。

平田派の考え方に、八田知紀の信ずる考え方が同調するところがあつたことは、前述の幽郷真語の例によつてうかがうことができるが、それも含めて古事記伝を抛り所としたことが言えるであらう。このことは、霧島山を説明した二巻を読めば、直ちにはっきりすることである。

(二) 温泉の起源

霧島の温泉の起源を見るかぎり、前述の通り江戸時代以降に限られ、いかにも新しいという感じを持つ人が少くないようである。もっと古い時代はどうであつたのかという疑問が起こってくる。江戸時代をさかのぼるものとしては薩藩旧伝集に(1)「踊の湯治に御座被成候」とあるのを初見にわずかに神龜三年鉾投温泉が見えるのみである。これは島津義弘が霧島を越えて飯野城におもむく際にたまたま囁目したものが伝えられたものであらうか。温泉の存在について秘密秘法として容易に公開され

なかったのではなからうか。実際に存在しなかったのか、山の噴火が厳しくて容易に近寄れなかったのかとも考えられるが、この点について一考する必要があるように思われる。

義弘の頃、霧島をめぐる、修験・山伏の多かったことは木崎原合戦記にもうかがわれるし、踊郷の平山氏の祖先が山伏であったことは系図にも明記され、大口の堀之内日眼坊とともに全国をめぐり、軍機にも参画したことが伝えられている。山伏は修行のために、野に伏し、山を越えて野戦に有利な情報をもたらしてくれ、また、武士と違って通行自由であったために、各地の情報が容易に蒐集できた。そのために戦国の風雲に参画し、随分と功名手柄を立てた人たちが多かった。平山氏はその一例であつたらう。

牧園町万膳の路傍には、法名も記されないまま無造作に建てられた一基の墓石がある。人呼んで「一りん坊」といって、その伝えもほとんど消えてしまおうとしている。恐らくこれは「称名墓誌」の中に伝えられた淵脇一殿院の墓石に違いないと思われる。「称名墓誌」には、踊、万膳村にあり。自然石にして卒没年月および法号

を記さず。里人俗にいちん塚と云ふ。山伏にして年十八、武者修行に出、甲州武田信玄に事ふ。時母氏を冒し宇山無辺助と称す。諸所の功名少なからず。案するに明暦板の甲陽軍鑑巻第八、二十三丁、穴山梅雪の手勢に小身なるおぼえの者六人の中に見ゆ。死去年月法名伝失す。

とあり、吉蘭阜の詩を添えてある。この作者はおそらく藩学造士館の教授であつた吉田蘭阜であろう。

この無辺助の名が義弘の築いた栗野の松尾城の哀史にてくるのである。義弘は薩隅日の三州をほぼその傘下におさめ、兄の死後しばらくは当主となつたことのある戦国大名で、長く宮崎県えびの市の飯野の城にいたのであるが、ほぼ伊東氏や大友氏の角逐の終わった段階でその場所移動の必要に迫られたのであろうか、それとも研究者のいうように豊臣秀吉来襲の際の万一に備えたのであろうか。詳しく言えば天正十四年頃栗野城を築いた。

「城よりも人」と徹底的に精神力を重んじた島津氏にしては珍しく時代の感覚を取り入れた、山城にしては石組みを整えた城郭であるから、恐らく甲州流の軍学を取り入れたのであろうといわれる城構えである。「栗野由来

記」という本によれば、この城の縄張りをしたのは太田道灌の子孫無篇之助で、武田信玄に仕えていたが、信玄亡落のあと浪人となり、隅州曾郡ソウシュソウゴ（今の国分市）に下着、兵法に通じていたので義久・義弘に奉公し、栗野にも居たことになっている。そして、義弘の軍配を批判したことから、栗野町木場うんばら上之原の葛掛、通称坊主待ぼしまでうずら狩りに誘われて殺されたというのである。

栗野築城の研究者はこうした機密に通じた他国者が殺される例はよくあった話だと、この無篇之助の問題をとりあげているが、栗野と万膳は地続き、二人の無辺助と無篇之助が同一人物と見ることはできないであろうか。

彼もまた山伏であり、義弘の時代に山伏の存在はめざましいものがあつた。「日新菩薩記」の中で、井尻神力坊は功を立てた故に、働いた加世田ではなく霧島の麓に賞賜させられている。霧島の山麓には内小野寺（吉松町、今の熊野神社）をはじめとして、修験者たちが自由に寝泊まりできる寺が神仏習合の形で数多く散在していた。

小林市の夷守神社、高原町の狭野神社、霧島岑みね神社、霧島東神社、高崎町の東霧島神社はすべてそうしただお寺を兼ねた形であり、山伏たちはこれらの宿所をより所とし

て山に入り、修行に専念し、また人里に出て民衆の指導にあつた。

彼等は曆法に詳しく、正しい農業の時季を知らせ、また薬事に通じて病疫の手当てをした。グループで山に入るのは病魔退散の験力を体得するためであった。霧島の山はそうした修行指導の場であつたと思われる節が多い。例えば温泉の神様は牧園町安楽の場合のように熊野神社である。熊野は山伏の本拠であるからである。先般、今はない明ばんの温泉神社を拝んだときに見た神像は明らかに衣冠の神像が蓮座に結跏趺座する像であつたが、その傍には「野間口吉左エ門宗象花押」という、山伏の家系の名前が刻されていた。昔はよそよりも山伏が多かつたと土地の人はいう。ドクツドン、ヤンボンシア、ホッシュアドンなどがいわば愛称になつていた。今でも霧島一带に田の神が少く、山の神と言わないまでも薬師講が多いのは、やはり修験の影響なのではあるまいか。薬師信仰は天台宗に関係が深い。天台宗の中から山の修行は始まつた。その比叡山で修行した性空上人が年若かつたとはいえ一寺を建立し、性空の行くところ、背振山でも書写山でも、その周囲に天台の寺が開建された

ことが伝えられているが、わが霧島にも同じ現象がうかがわれる。修験の伝統の古く広い由来がこれによってもうかがい知られるであろう。

大正の頃、亀園湖の川原でもよおされた火渡りの行事は修験の山伏たちのよくやる悪疫退散、無病息災のまじないであった。

修験と天狗との縁は深い。先般牧園町三休堂の民俗調査を試みて、世に多い「ガラッパ伝説」がなく、「天狗ドン」が多く話題になったことに驚いた。天狗は元來仏道を妨げる外道であるといわれていたし、一種の物の怪であるとも言われ、鎌倉時代に自慢くらべの僧侶たちの姿を描いた「天狗草紙」という絵も現れ、飛行自在で山に棲み人を悩まし、通常は鷲の形であるが、人間に近づくと時には鬼の形になると考えられている。それが室町時代に入ると山伏の姿になった。義経のような英雄でも、世を忍ぶとなると山伏の姿になる。山伏はこういうふう

に世を捨て、身一つになって廻国修行をする。それが戦国時代に遭遇した頃の姿である。霧島にそうしたより所が生まれた。

そうした修験者たちが温泉の存在を知らなかったとは

考えられない。むしろ温泉はその仕事を助ける秘法であった。彼等を知るところをそう容易に教えたり、吹聴したりしない。たとえ口で教えることがあったにしても、決して文字にはしなかった。牧園近辺に残っている「カヤカベ」という宗派が長く秘匿されてきたのは全くこの一事にあったようである。

天狗の鼻が高いのは自慢するところから出たとか。山伏たちの言うところは大きなほらが多いという。日本国中をめぐり、一処不住の身には思いもよらぬ誇張と感ぜられる節があったであろうが、その調子で歴史にかかわることも多かったであろう。乏しい修験関係の文書の中に求菩提山中から発見された「天神七代、地神七代」という古文書がある。

阿弥陀ノ御生所ハ日向ノ国、西方浄土ハマタ大隅ニテ
イツキタマフ。故ニ大隅ヲハ西方浄土トイフナリ。

と記して、西方浄土の阿弥陀の住み給う所として大隅を賛えている。求菩提山は北九州にあった修験僧の本山であるから、彼等と大隅との関係の浅くなかったことを物語り、従ってまた霧島の温泉はそれ故に特別に世に伝えられることもなく、山中の神泉として山伏たちへのみ知

られていたのではあるまいか。火山の噴出著しく、人も近づき得ないほどの観を呈していたとは到底考えられない。義弘の頃、永祿九年（一五六六年）には四月七日、九月九日に多数の死者が出たほか、八月九日には霧島参りの一向宗信者三百人が出たということが伝えられているから、登山の盛行はむしろ今に劣らずと考えるのもよいのではないか。

芭蕉などの紀行文学が盛んになるにつれて、霧島が文学の上に現れてくる。しかしいずれも時代的には元禄以後のことで、霧島の全貌が明らかにされるのは、やはり前述の白尾国柱の「襲峯一覽」である。これは稿本のままであったのを、八田知紀が改訂し出版している。従って、白尾国柱の「山陵考」も全くこの霧島研究に負うところ少なしとしなかつたものと考えられる。前にも述べたように国柱の研究態度は地理・伝説を慎重に考量するところに始まる。その霧島研究が「山陵考」となり、彼の「山陵考」の考え方が宣長の記伝となり、記伝の考え方が三州人の思想となつて、「三国名勝図絵」の温泉観となつたと考えるのがちすぎであらうか。世には、三神陵の設定は幕末の雄藩意識で捏造したと見るむきが

筑紫温泉



が見落とされていることを痛感するのである。

三 夜明け前

(一) 和氣清麻呂の顕彰

平安時代の辞書である倭名類聚抄に「仲ツ川」という

「三国名勝図絵」参照といえよう。また三神陵の設定は誠実な学問研究の態度から生まれたものであり、薩藩が王事維新に尽くした熱意の源泉がこうした間に温暖されていた事実

あるが、上述のいきさつと年代から考えて、それは僻見である

地名が記されており、のちの中津川であると考えられているが、犬飼滝の文献に記されたはじめとなるものは、戦国時代（天正年間約五〇〇年前）に島津家の家老上井覚兼のよんだ次の歌であろう。

曇りなく光うつろふ晴間にも

さみだれ増すな滝の白糸

おくれつる友まつかたに一声を

聞くもうれしき犬飼の里

（覚兼日記）

犬飼滝の周辺が、「大隅」に流された和氣清麻呂の遺跡であろうという伝えは、近世以前にさかのぼることはなかるうか。わざわざこうした覚兼が歌をよんだことも一証といえようし、河伯かほまつりの伝説（別載）を伝える圃老巷談という書名は、近世のはじめ頃の作品によく見られる仮名草子にみられる書名である。昭和十年頃、観音瀬戸（畦地観音）で発掘された碑面に記されていた「清丸」という名前は、中世の史書にはよく記されている和氣清麻呂の名称である。「清麻呂」の名称は正式のものであるが、この正式の呼名がふしぎと中世の史書にはみえないのである。

清麻呂の評価は時代によって大きな変化が見られた。

忠義や孝行の理念の埋没した第二次大戦後は勿論その崇拜熱がさめ、折角造りあげられた壮大な社殿をすててかえりみない風潮がつづいたが、昭和四十年ごろから、改めて清麻呂の偉業を見なおす気運が起って来た。中世の史書において清麻呂はきわめて平凡に記述せられていたが、近世に編纂せられた大日本史以降楠公におとらぬ大忠臣として特筆大書せられ、幕末勤王の志士の理想の大人物として一世の賛嘆を集め、藤田東湖はその正氣の歌に

世汚隆なきにあらざ

正義時に光を放つ

（中略）

清丸かつて之を用い

妖僧肝膽寒し

と詠じた。武士社会において義は社会倫理の中核であった。一身をかえりみず宜しきにしたがう、そこに忠義の誠があり、孝行の途があった。したがって君臣父子の名分に応じ、己の進むべき道をすすむ人物が理想とせられた。和氣公の遺跡の碑に「忠烈和氣公之碑」と刻せら

れた理由はそこにある。

明治二十年版、『小学校歴史』（辻敬之・福地復一編）には、

清麻呂性忠直ニシテ、毫モ威權ヲ畏レズ、帰リテ神語ヲ奏シテ曰、天ツ日嗣ハ必皇緒ヲ立テ、無道ノ人ハ速ニ誅戮ヲ加フベシト。……道鏡遂ニ逆意ヲ達スル能ハザルモノハ、実ニ清麻呂ノ忠烈ニヨル。（傍点筆者）

とあり、昭和十五年発行、『小学国史尋常科用』（文部省、国定教科書）にも次のように記されている。

道鏡は称徳天皇の御代に朝廷に仕へて政治にあづかり、勢を得ると共に、だんだん増長するやうになった。たまたま道鏡にへつらふものがあり、宇佐八幡の御告であるといつはつて、道鏡を位に即かせれば、天下がおだやかに治るであらうといふことを、天皇に申し上げた。道鏡はこれを聞いて心に喜んだが、天皇は和氣清麻呂を宇佐にお遣はしになって、これをおたしかめになることになった。清麻呂が都を立つ時、道鏡は、「自分のためにはからへば、高い官位を与へよう」とも言つて、清麻呂を味方にさそひ入れようとした。しかし、清麻呂はあくまで忠義の心が深く、出世のために志を動かすやうな

人ではなかった。宇佐から帰った清麻呂は、天皇の御前に、うや／＼しく進んで、「わが国は、国初以来、君と臣との別が明らかに定まつてゐる。どんなことがあら

大鏡巻布



「三国名図繪」所載

うとも、臣たるものを君とすべきではない。無道のもの早く除き給へ」といふ神の御教を、少しもはばからず、きつぱりと申し上げた。道鏡は大いに怒つて、清麻呂を大隅に流し、しかもその途中で殺させようとはかつたが、たま

高千穂は牧園で「大天道獄」とよばれた

くはげしい雷雨が起つて清麻呂は危いところをまぬがれ云々

和氣公顯彰の議の起つた事情について「島津斉彬公伝」は次のように述べている。

島津斉彬は、嘉永四年二月襲封、江戸より国に帰るの途次、近衛忠潤卿を京の桜木邸に訪れた。三月二十四日のことで、三条実萬卿も来り会し、鼎坐して国事を論じたる時、兩公より大隅国における和氣公謫居の遺跡調査を托せられた。それは現下の時勢にかんがみ、忠臣義士の遺烈を顕彰せらるべく、公が着京の旬日前、三月十五日、和氣公に護王大明神の神号を授け、その神位の正一位を贈られたからである。

(昭八刊「島津斉彬公伝」)

公はこれを諾して、帰国ののち儒臣八田喜左衛門知紀に命じて和氣公謫居の遺跡を調査せしめたるに、喜左衛門は之を犬飼瀑布の辺りに発見して復命し、且嘉永六年東目巡狩に際し、犬飼瀑を訪れた。

盛夏三伏の候ならば観瀑に適しているが、厳冬十二月の観瀑は意味ありげな次第である。然り大いに意味があった。それは、この稲積の里が、忠烈無比なる和氣

清麻呂公の配所なることが分明となったから、公はその謫居の遺跡に臨みて、千歳の知己の誠忠を偲び、記念の松樹を手植えたのである。

この記念の手植えの松は終戦まで亨々としてそびえ、その枝間に高千穂をのぞみ、南はるか桜島をみはるかす景勝の地であった。この地を遺跡の地と定めるに当って



照国公手植の松
(右下が犬飼滝)

知紀は一応公式の調査を命ぜられたという以上、公式の調査に來たであろうが、三国名勝図会に記載されている説明とほとんど同一の説明が薩藩名勝考にも記されている。名勝考は安永五年(一七七六)白尾国柱の著であるから、三国図会よりも相当早くからすでに定説としてみ

とめられていたことが伺われる。が、とに角、これによって和氣公の遺跡の地が公式にもみとめられることになった。

慶応二年の春塩浸温泉に療治した幕末の志士坂本龍馬は流石にその滞在中にこの地を訪れ、その模様を次のように報じている。

前略

霧島山の方へ行く道にて、日当山の温泉に泊り、又しおひたしと云温泉に行く。此所はお大隅の国にて、和氣清麻呂がいおりむすびし所、蔭見の滝布は五十間も落^おて、中程には少しもさわりなし。実、此世の外かとおもわれ候ほどのめづらしき所ナリ。

「この世の外かとおもわれ候」という気持の表現、龍馬ならではの表現であるが、この頃犬飼という漢字に順応してイヌカイと呼ぶむぎの多い中に、土地の人の呼び

名であったインケンタキという音を写して蔭見の滝布と記しているのは絶妙の表現といえられよう。
朱子学は封建制を支える教学であったともいわれるが、君に忠と対照的命題は親に孝であった。家族集団の亡びない限り、このモットーに変化はあるまいが、数ある薩摩府学



る薩摩府学板の漢学書の中に「孝經」一巻もよく読まれたものと思われ、踊でも諸家に遺品が残されている。

孝經の徹底とともに為政者は民衆への滲透をはかるた



めに、孝子を表彰し、これを奨励した。次はその一例を示したものとえよう。

(二) 孝子の表彰

森良孝氏の明治初年の記録の中に（昭和十二年稿）

一、孝子トシテハ高橋万左衛門、明治九年四月大山県令ヨク孝子トシテ表彰サレタリ。其ノ褒賞状ハ牧園村持

松ノ相続人高橋栄次郎保存ス

二、孝子トシテ安栖奈津、袈裟太郎ノ姉

弟、明治三年九月旧藩知政所ヨリ表彰

サレ、尚且ツ、地頭副役高田平二郎、

半隊長平山泰介ヨリ加賞サレタリ。右

褒賞ハ牧園村宿窪田後継者安栖新太郎

保存ス。

三、嘉永二、三年の交、牧園村三体堂、

永岩次郎、親孝行者トシテ、藩庁ヨリ

表彰サレタルハ明カナルモ、今ニ褒賞

オヨビ記録存セズ。昭和三年五月、郷

社飯富神社境内入口ニソノ事由彫刻ノ

孝行建設シアルノミ。

と記録され、あまり古いものは伝え



孝子、永岩次郎碑

られていないが、「しづのおだまき」の例にみられるように野に埋没されたものが多いことが伺われるので、後考をまちたい。

孝子の褒状は今も伝えられている。

覚

金子百疋つづ

宿窪田村

安栖門 名子

新太郎 娘

当年二十二歳

孝女 奈津

右同人男子

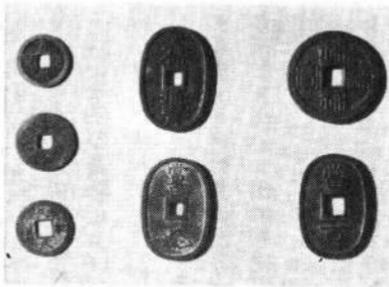
当年拾八歳

孝女 袈裟太郎

(以不畧)

金子百疋とは錢一箱、天保通宝にして一〇枚、(一千文)寛永通宝に当る。(十文を一匹という。)銀およそ一分、四分の一両に当る。

寛永通宝は寛永以後二百四十年も同名で鑄造され、使用されたので、百文錢の天保通宝とともに明治三十年頃



まで使用せられた。ことに鹿児島独特銅錢に琉球通宝と文久通宝とがあった。琉球通宝は琉球のみ使用させる目的で、幕府から鑄錢の許可を受けたが(文久二年)文久通宝や天保通宝も密造せられたらしい。

(三) 夜明け前

閑話休題、島津斉彬の襲封は、まことに薩藩の将来に對して画期的な運命づけをしたことは、単に清麻呂顯彰にとどまらなかつたことはいうまでもない。誰よりも斉彬の襲封を待ちのぞんでいたものは、近思録くづれと称せられる実行派であり、お由羅騒動に挺身した人たちであつた。

けれども、その襲封が実現しての藩の方針は必ずしも一党一派に偏しようというものではなかつた。「何学風にも立入って研究候えは、朱子学のすぐれたるところも分明いたすべきことに候」として、海外への留学の実施ともなつた。これが薩藩の藩風をして攘夷一辺倒に走ることのない捨石ともなり、やがて造士館にも国学館設立の議が上進せられた。

国柱の当時にはいまだ造士館が存せず、公的な文化施設はなかつた。しかし後に思想的方向づけに寄与した八田知紀すら香川景樹に学ぶまでには一通りの和学を身につけ、若くしてすでに高千穂の家苞、幽郷真語などの著述をもつており、当時の薩藩の学問の高さを示している。しかしそれは孤高の高さであつた。もっと実践的

有馬新七は十七にして古事記伝をよみ、二十一才江戸、京都に活躍、やがて造士館に助教として国学を講じた。安政の交、再び京に出て、水戸藩に下された密勅をわたす大役につき(都日記)後には精忠組の一員として常に指導的な立場に立って働いたのであるが、公武合体論を固持する藩主と意見の一致をみぬままに伏見の寺田屋騒動のぎせい者となる。西郷隆盛は後にそのあとをと

齊彬出府の安政一年以後のことであり、大久保一族の罪の許されたのはその後のことであった。篤はその前年江戸に出たが、隆盛が入水蘇生した安政五年にはその看病に当った。大久保らと精忠組が組織せられたのは、翌六年である。

大島に潜居中の西郷に情報を提供し、沖永良部遠島中の西郷赦免を願ったのも篤であった。寺田屋の兇変に有馬新七が仆れたのは文久二年であるが、それから以後の勤王党の最年長が西郷であり、寺田屋で一旦かい滅した

あり、草莽の志士の形を呈して来るのは有馬新七である。

幕末の動き	
1851(嘉永4)	和気公顕彰
1853(「6)	6 ベリー来航
	7 ブッチャーチン来航
1854(安政1)	3 日米和親条約
1856(「3)	7 ハリス着任
1858(「5)	6 日米修好通商条約
	9 安政の大獄(~59年)
1860(万延1)	1 遣米使節出発
	3 桜田門外の変
	閏3 五品江戸廻送令
1861(文久1)	10 和宮、江戸にくだる
1862(「2)	1 寺田屋事件
	8 生麦事件
1863(「3)	5 長州藩、外国船砲撃
	7 薩英戦争
	8 八月十八日の政変
1864(元治1)	6 池田屋事件
	7 禁門の変
	8 長州征伐(~12月)
	8 四国艦隊、下関砲撃
1865(慶応1)	4 長州再征発令
	10 条約勅許
1866(「2)	1 薩長同盟、竜馬塩浸へ
	6 長州再征(~8月)
1867(「3)	5 兵庫開港勅許
	10 大政奉還、討幕密勅
	12 王政復古の大号令
1868(明治1)	1 鳥羽伏見の戦

むらい、その墓碑銘を書いたといわれている。「薩摩の三傑」といわれた西郷隆盛、大久保利通、税所篤らの行動はこの時に始まったといっても過言ではない。

しかしその動きは急ではなかった。西郷が江戸に出て、天下の志士と気脈を通ずるに至ったのは

かにもえた勤王、討幕の方向は、むしろ京都の藩邸をあ
ずかる小松帯刀や西郷たちの手にあやつられ、久光の保
守的意見である公武合体の方向は、だんだんその光を失
って行った。

こうした方向づけの時代を描いて鳥崎藤村は「夜明け
前」を著している。薩藩の夜明け前の転機となったもの
が霧島山であり、三神陵であり、白尾国柱であったこと
は既に述べた。そして、その思想、行動の代表的人物と
して有馬新七と西郷があったことも述べた。その方向は
常に純粹日本の追求であり、天朝中心の政治の実現、不
抜の皇国を打ち立てること、王政復古であった。

(四) 国学への傾倒

熊野信仰に代わる伊勢信仰の興隆、神儒仏相互の自覚
とにより、必然的に将来せられるものが神仏の分離であ
ったことは、以上説き来たところによって明らかであ
ろう。

それは、決して世上に伝えられるように、「ためにす

る排仏毀積のみではなかった。明治維新そのものが、封
建政治を払拭するためのものであった関係で、それにと
もない、経済文化などあらゆる方面にわたって封建的体
制を脱却しようとする革新であった。信仰文化の面につ
いて、行きすぎた宗教への是正がなされたとしても、そ
れはこの頃よくいわれるように、政治権力の不当断圧と
いうことには当たらない。

薩藩における寺院勢力の排除は、維新をまたずして開
始せられた。有馬新七が、伊集院に南木神社をまつた
ことなどは、反面神道を興隆しようとするものであった
が（祭文遺存）、安政五年七月「朝廷の御仰されし、梵
鐘を以て大小砲铸換云々」の鳥津斉彬の計画は、その後
頓座したが、とも角、報時鐘を除く領内大小寺院の梵鐘
は、ことごとく藩庁に引き上げ、武器製造局に収集せら
れた。

その後、慶応元年の春、藩内の有志は、水戸藩の例に
倣い、廃仏断行、僧侶還俗を家老桂久武に建議、賛同を
得、忠義、久光の伺を経て寺社奉行鳥津主膳以下を中心
として、寺院処分取調を行なうこととなった。

その結果によると、藩内の大小寺院千六十六、寺社の

所領一万五千百十八石余、各寺の僧侶の目見え以上の資格あるもの九百七十七箇寺、僧侶の総数二千九百六十四人、これらに要する藩費およそ六万五千余石に及んでおり、それらの敷地、その所有の田畠山林等は免租で、およそ十万余石に上ったという（市来四郎氏談話）。

この寺院整理の方針に対して、蒲生では郷内二か寺を整理し、代わりに文武の二館を設置する願が出され、加治木では永興寺のあとに砲術訓練所設立の動きもあった。しかし、この後、内外多事のうちに王政復古を迎え、神仏分離は維新政府の重要政策として、広く全国にわたって断行せられることとなった。

〔参考〕鹿兒島風流

「薩摩見聞記」

凌舎主人 伊 東 草臣述

前客一、七月廿三日より霧島参詣いたし候、鹿兒島を出立ち吉野の牧内を通り関屋の七曲りより白銀坂を一里下る。薩摩の箱根と云う。御領国第一の難所なり。この坂上に薩摩、大隅の境木有あたり

從是東島津山城殿鷹場

かくの如く棒杭あり。重富の町に出で旅人問屋にて中

喰、渡瀬川を渡り帖佐の松原長く別府川船渡り、加治木の郷に入り。郷士多く刀を打つ。程なく加治木網掛橋際旅人問屋佐藤助右衛門方に着く。網掛橋は橋杭、木後みな石なり。大手の唐銅ギボンは鹿兒島と加治木ばかり也。ギボンの銘、慶長十一年とあり。

翌廿四日晴、滝口の坂より国府也。ところ、都の城の人二人、腰に十手を指し捕縄を付け、二人「早速乍ら御尋ね申す。年の頃四十三くらい、山伏鉢の男、女を連れ荷物も余程有りて通り申さず哉。昨日福山にて舟に乗り候つもりのところ船出でず候間、陸を参る由承り来り候、吉利の者にて候。亭主」改め申さず候

斯くて加治木、国分の境より国府に出る。平川広野の地なり。宮内正八幡宮に参詣、当所の僧は片精進なり。魚を食する者は妻帯せず、妻帯の僧は魚を食せずと云う。別に社家は西遊記に出し如く、桑畑（幡）氏、留守氏、宰相（税所）氏、司源氏なり。桑畑氏八十余代に及び康頼が妻を止め置きし家なり。当所辻の堂という堂は御領国の正中なりと云う。

斯くて八幡宮の坂下の川に添うて行くに、国府の浜の市より二里の所、安楽川という川上を割り別けて水道を

引く。或は山の下をうがち石を切通し二里半に及ぶところを通し、六千石の新田を作る。則ち川上に碑あり、銘に云う。郡奉行汾陽四郎兵衛盛常、年ごろ工夫して此の水道を作らんことを願うに、国老、民の苦勞を厭い、且つ大に土地の驚かんことを思い更に許さず、盛常の心服に土師経貞と云う人あり、経貞も大に国の益あらんことを知りて強いて国老種子島久基にその仔細を告ぐる。爰に於て蒲生清賢を使として終に許し、盛常、経貞を奉行として正徳元年より同六年に及んで、則ち成就せしと也。

この所を過ぎて日当山の地に入る。元来不知案内にて只通行の人に道を問いて行くなり。それゆえ行き当るところ川ありて渡し無し。川向うの人を呼んで半切（底の浅い桶）に入りて谷川を渡る。このところ安楽の湯治場也。亀安という方に着きしところ米無し。一里半踊の麓まで人を頼み黒米を買ひ来りて喰う。鴈半を犬が引き申し候。翌日草鞋無し。霧島まで案内四百文、つま先登りなり。道に犬飼の滝あり、高さ三十三尋、滝壺また三十三尋。かせきの原二里の間水なし。曾於郡（重久、東襲山のこと。贈於郡ではない）に入る。安楽より四里にて

霧島山花林寺寿福坊に宿る。座敷よろしく、尤も十二坊これあり候坊、この節七坊これあり五坊は大破に及び候由。

翌日廿六日登山、霧島まで案内貳百四拾八文。山中に分け入り萩、薄茂りし中を押し分け、あるいは木の枝や竹藪を切り開き道なき所を行くに、三光という鳥の唱うを聞く。月に日星々と唱う。そりや山積枝、馬の葉、そりや猪の通った跡、大猪の寝た跡、そりや神のくそ、竜の滝水はなし。この谷に入る水を呑み候事。爰へ水を呑みに来るところをニタ待（ニタとは猪の背をすること）をする。赤松原、桜多し。萩、女郎花、男郎花、藤袴、桔梗、かるかや、葛、虎の尾、尾花、檜扇、あざみ痛し、足は血だらけ。都て事は無し。

是より三里、それより不動の所。それより上り禿山そりりそりり。焼石にて馬の背まで急に五町ほど上りて馬の背六町ほど。右は焚跡摺鉢の低（底か）、左は日州高原の方をはるかに見る也。実に魂も消ゆるばかりの所なり。尤も今日晴天ゆえに心安く上るなり。また寺町ほど下りて西の原という平地也。此所にて必ず石を一つ持ちて頂上へ上る例なり。兵子二才などは大石背負うて上る

もあり。

(本書の刊行者・接天堂主人山崎景義曰く、馬の背越九丁これ有り候由、それより一端(且)下り候て頂上に登り候由、凌舎より承る)

十町ほども急に上りて頂上なり。御てん上と云う。この道霧島つつじ、覆盆子(キイチゴの漢字)多し。いちごの実にて渴を凌ぎつつ上り見れば、兼て聞及ぶ天の逆鉾あり、側に石多きはみな参詣の諸人持ち上りし也。鉾は実に神代の器なりと云う。左もあるべきなり。

〔天の逆鉾の説明〕此所より折れ候此上に柄これあり候、脇に相見え候

△此鉾手を掛け動かし候えば動き候

それより下りて明礬製湯に着く。米は左近(迫ん)太郎にて今にむけ申すという。焼酎を呑み居る内に飯出来、その夜おしまき(薄縁)四枚に四人、油なく松をつけ暗隅に寝る。醬油もなく味噌と豆腐ばかり。

翌廿七日雨、四時ごろより相続○○(原本のまま)面々持ちて行く。琉璜(硫黄)の谷に四丁ばかり、栄之尾の湯に八町ばかり、当所は宜しき所也。且つ湯守安藤栄次郎を兼て噂いたしおり、末吉の人は日州あたりの者に

て有べき哉など。……栄次郎は元来鹿兒島の者にて、聞き及び候凌舎にては無き哉と申し居候由。依てゆるゆる滞在致すべきの由申し聞かせ、随分よ、かものもあげ申すべしとの事にて、宜しき座敷を借り申し候。一昨日難儀ゆえ作平などはやはり明礬湯に居り申すべき哉など申し候を大笑い致し、二日滞在、一夜、湯治人の望む所ゆえ本陣にて高田馬場の仇討を読む。

迄という字をズイ、鶏頭をマンダラ、鳳仙花をトクシヤゴウ、むくげ(木槿)をボンデン花、また、百合のごとく咲く花にヒガンソウと云うを多く墓所に捧ぐる。おやおやと云うをハラヨウ、石灯籠をインゾロ、気が利いているをタマシキキ、またタマシガキイチョルと云えり。ひゆ(萇、ひょうな)を仏の耳と云う。思うて居るをカンガエテオル、残らずをネツカラ、白状をアヤマル、牢屋をズヤ、どうもならぬをドジャコジャンナラス、すばしり(洲走)、ボラの幼魚をエブナ(エツナ)と云う。

廿九日出立、道に迷い、横瀬というところより其郡(曾於郡)、国府新川の上を歩行渡りいたし清水に出で、用水の際を通り国府本町に着く。今日七里、道に珍しき

岩に松有り。

晦日、国府より新川を渡り、浜の市より加治木に來りて足を休め、夜四ツ時、船に乗合せ五里の海上は靜かに、船頭越後節または川舟の唄を諷う。曉に鹿兒島上築地薩摩屋のがんぎ（雁木）により上り帰宿に及ぶ。

〔霧島神社之図〕文中には霧島神社参詣については何も見えないが、絵は大杉に囲まれた奥床しさの見える大きな神社が描き残してある。霧島山花林寺というのが神社の寺号で、それに宿泊しているから、心行くまで参詣したのだろう。

第四章 近代

第一節 明治維新

一 維新の推進と坂本龍馬

由来、薩摩藩は、將軍家茂に入内した天璋門院の縁籍ということもあり、朝廷と幕府の両存を計る公武合体論を進めて来たのであるが、やがて討幕に転じた。

一慶応元年四月、幕府が第二次長州征伐を決するや、當時京都にあった西郷隆盛は藩論を定めようとして、坂本龍馬とともに帰鹿したが、翌二年一月、長州との盟約が結ばれた。幕吏におそわれた坂本龍馬が、妻おりょうとともに西郷にすすめられて、塩浸温泉に治療のために滞在したのは、この年三月のことである。この時のいきさつを、司馬遼太郎の「竜馬がゆく―怒濤篇」から抽出しよう。

西郷のいう「傷にきく温泉」とは、霧島山の山ふところにかこまれた塩浸温泉しほひたしのことで、

「薩摩者で傷をした者は、医者どんにはかかり申さん。塩浸に行きもさ」

といった。

西郷はさらに、塩浸とは、山深い溪流のほとりに湯が湧き出でいて、あたりの景色も桃源境のようだ、といった。

「ぜひ」

と、すすめた。西郷がこうも薩摩への湯治旅行をすすめたのは、竜馬を一時、風雲から隔離したかったのである。このまま世間に身を曝さらさせていると、いつかは幕吏の網にかかってしまう。

一方、竜馬は別のことを考えていた。

新婚旅行

である。この男は、勝からそういう西洋風俗があるのをきいている。いっそのこと、風雲をそとに、鹿児島、霧島、高千穂と、おりょうを連れて新婚旅行にまわるのも一興ではないか。

そうきめた。

早速、おりょうを呼び、そのことを宣言した。なおおりょうよ、と竜馬はくすぐったそうにいうのである。

「縁結びの物見遊山だぞ」

この風俗の日本での皮切りは、この男であったといっている。

竜馬とおりょうが京を発ったのは、慶応二年二月二十九日の夜である。

西郷らも、同行した。

かれら薩人は、薩長同盟について国もとを納得させ、かつ、革命戦への軍備をととのえるため、この藩を京都で動かしている重要人物はことごとく京を去った。

西郷吉之助、小松帯刀、桂右衛門、この三人の重役のほか、吉井幸輔、伊地知貞馨などもこれに従い、京に残った重要人物といえは大久保一蔵ぐらいのものであった。

長州へ帰る三吉慎蔵も同行している。慎蔵の日記の記述を借用すると、

一時に薩長和解、弥よ王政復古の為尽力、兵備の手当をなすに決し、西郷・小松を初め、一と先づ帰國の事と定め、二月二十九日夜、京師立に付、坂本氏、おりょうとも同船にて、拙者（慎蔵）は馬関へ、坂

本氏は鹿児島へ同行するとの事なり。

「傷によか温泉がごわす」

といって竜馬に薩藩ゆきをすすめた気持の一端に、薩長連合の月下氷人役の竜馬を鹿児島城下に連れかえって、保守派説得の一戦力として役立たしめようとしたこともあったであろう。

一行は京を去り、伏見に着き、そこから夜船で淀川をくだり、大坂に入ったのが三月一日である。大坂土佐堀の薩摩藩邸で船支度を待ち、天保山沖から薩摩汽船三邦丸に乗ったのが四日。

「瀾漫の春じゃな」

と、竜馬は甲板上から、大坂湾の沿岸の山河を染める桜を遠望していった。竜馬にとっても、その生涯における手はじめの大事業である薩長連合が成就し、しかもおりょうを得、このさき、遊覧の旅に出ようとしている。瀾漫の春であつたらう。

六日の夕馬関（下関）につき、そこで長州人三吉慎蔵と別れた。

竜馬とおりょうが行った塩浸温泉とはいったいどういう土地であらう。

竜馬自身は、その温泉から故郷の姉乙女へ送っている手紙に、

実、此世の外かとおもわれるほどのめずらしき所ナリ。此所に十日計も止りあそび、谷川の流にてうお（魚）をつり、ヒストラル（短銃）をもちて鳥をうち、などと、まことおもしろかりし。と、書いている。

筆者は、この稿を書くにあたってこの地に行かねばならなかった。鹿児島県の観光案内書などをみても、竜馬が「此世の外か」とおもったほどに風光明媚なはずの塩浸温泉は、その地名さえ載っていない。

やむなく新日本分県地図の鹿児島県全図をひろげて、たんねんに地名をさがしてゆくと、霧島国立公園の圏内から西南へ離れた茶色っぽい山中に、「塩浸」

という地名がある。こんにちでは町村合併で牧園町という自治体に属しているらしい。

そこで鹿児島へ出かけ、空港で出あった知人の二、三人に、

「塩浸温泉はここからどれほどあります」

ときくと、みなげげんな顔をした。そんな温泉は聞いたことがない、という。

宿は、桜島がよくみえる鶴鳴館にきめ、そこへ入るなり、塩浸温泉を知っていますか、ときいたが、知らない。ずいぶん不安になっていたときに、やっと宿の若い専務がやってきて、「私は鉄砲猟にゆくので、その温泉は知っています」といつてくれた。しかし行ったことはないという。

「大変な山中です。いまは宿が一軒か二軒でそれも湯治宿云々。

竜馬が逗留したのは、塩浸温泉のなかの鶴ノ湯という湯壺である。

断崖に杣道がかかっており、その道の下、溪流の瀬に熱湯が湧いている。泉源はそこひとつしかない。

湯壺には、屋根をふいて四本柱をたてただけの小さな小屋がかかっている。

塩浸は、古い温泉ではない。

一八〇六年に猟師によって発見されたという。温泉の伝説では、足に弾傷をうけた鶴が、溪谷にとびおりてき



てはこの湯に浸^ひつていた。それを猟師がみて、鶴に効くなら人にもきくだろうと思ひ、自分の傷療治をこの湯でためしてみたところ、大いに験^{けん}があった。

非常な評判になり、大いに栄えた。藩ではこの温泉を藩の管理にし、その収益で藩士の子弟の教育費にしたぐらいで、竜馬が入湯した当時は、宿の数も多かった。

いまも、牧園町の公営になっており、落札で公営宿の経営者をきめている。

「ここに相違ない」

とおもわれる宿が一軒あった。なかに入つて、ここが

塩浸温泉ですか、ときくと、若い女が、そうです、といった。

「この温泉についていろいろたずねたいのですが」というと、われわれは何も知りませんと、宿の人々はいった。落札になっているため、いまは埼玉県の方が経営者で、土地のことはよくわからない、というのである。

「吊橋のそばにすんでいる加留部^{かろうべ}という年寄りが土地では古いですから」

と、よんできてくれた。

やがて、真白な無精ひげで顔半分がうすまった頑丈そうな老人がやってきて、

「このさきの吊橋のそばでタバコ屋をひらいている加留部昌^{あきら}でございます」

と、名乗ってくれた。

「この湯もむかし栄えたものでしたがあな」

老人の記憶では、五十年前は、宿が七軒あったという。ぜんぶ二階づくりで、七軒で二千五百人は収容できた。それがさびれたのは、

「いい傷薬ができるようになったからでしょう。ことにペニシリンからこっちは、がったりとさびれました」

明くれば慶応三年、薩長の盟約に対し討幕の密勅が下された(十月十四日)。薩藩は西郷を参謀として、藩主忠義みずから三邦丸にのりこみ、三千の兵が軍艦三隻に分乗し、鹿児島を出発した。この時踊郷からの従軍は次の五名である。

春田幸蔵、平山泰介、池田武二、新納波門、大塚矢之助
 しかし將軍が進んで大政を奉還したため十二月九日王政復古が宣せられた。そのため薩軍は無用かのようにみえたが、將軍に対する辞官納地の要求が示されるや佐幕派を刺戟したため翌慶応四年一月鳥羽伏見の戦がおこり、薩長両藩を中心とする新政府軍との間に、いわゆる戊辰の役がはじまった。(慶応四年は明治元年と改元)

この戦いで旧幕府軍を打ち破った新政府軍は、江戸へ引きあげた慶喜を追って征討の軍をおこし、江戸に攻めくだった。しかし、すでに慶喜は戦意を失って恭順の意を示し、同年四月新政府軍は戦うことなく江戸城を接収した。しかし、会津藩をはじめ東北地方の諸藩は、なお、新政府に反抗する態度を示したので、新政府はこれを攻撃し、激戦のすえ、同年九月会津藩を降伏させて東

北地方を平定した。

二 戊辰の役従軍記

この戦役に出軍した平山泰介の従軍記がある。

時 明治元年九月

所 新潟県新発田市附近。

当時新発田に東征大総督府の本営があった。この日記の日付に前後した頃西郷隆盛のひきいる薩摩の兵も新潟に上陸(八月十一日)しているが、これは新発田には行かず、二三里はなれた松ヶ崎に陣したが、すでに長岡城は陥落しており、九月十四日米沢に進駐(降伏後すでに十日)二十四日会津降伏、二十七日庄内の接収に当った。二十九日庄内をたち、江戸経由、十月中旬京都に行き数日滞在(相国寺)十一月に鹿児島帰着。ゆえに、平山の隊はこれとは行動を別にしており、さきから、さきに正規出陣した部隊に属したのであろう。

(1) 明治元年九月朔日、晴天。今日村上と申す所エ差越候様先日ヨリ向遠回又相回明六ツ半時分出立ニテ差越

候、此町ヨリ五、六町許モ有之候「志なの川」ト申老里ノ渡シ有之右ヲ渡リ夫ヨリ中途エ滯茶呑イタシ夫ヨリ越後ノ内柴田本城ト申所エ立宿イタシ夫ヨリ直ニ、三丁許ノ川渡シヲ歩渡リ夫ヨリ木崎ト申所ニテ昼飯、夫ヨリ新前橋ト申所ニテ立宿イタシ此所前ニ大池有之脇回松原有之夫ヨリ直ニ赤松原老里許有之朝相通柴田ノ内真野村ト申所エ暮六ツ時分着イタシ一宿ノコト、今日道乗七里許差越候事

一、全二日、雨天、今日直野村明六ツ半時分出立ニテ中途エ町三ヶ所有之、あら浜ト申所ニテ昼食、夫ヨリ荒浜渡シト申三丁許モ相見得渡シヲ渡リ暮六ツ時分、村上町エ着ニテ一宿イタシ候、今日道乗九里許差越候事
一、全三日、雨天、今日明六ツ時分村上出立ニテ柴川渡シト申ス川渡リ夫ヨリ猿澤ト申所立宿、夫ヨリ塩町ト申所ニテ昼飯夫ヨリ無間大坂有之誠ニ大雨降りニテ大儀有之、七ツ時分武童ト申所エ着ニテ一宿ノコト、今日道乗五里許差越候事。

一、全四日、半天、今日武童ヨリ六ツ半時分出立ニテ九ツ時分、中村ト申所着、尤武童ヨリ中村迄道乗二里八丁許有之由、右ノ内平地少シモ無之都テ大坂、石原ニ

テ誠ニ大儀ノ事

一、全五日、晴天、今日小隊長、田畑貢輔殿並監軍、東正之進殿、分隊長高山、外山源吾殿、外ニ小頭兩人、川辺隊監軍老人、小隊長、一人、小頭三、四人、右同道ニテ敵地要害見分トシテ、被差越我共儀ハ中村ニ滞在イタシ候。夜五ツ時分、右人数中村在陣迄被罷帰候夫ヨリ、九ツ時分夜回イタシ候事

一、全、六日、半天、五ツ時分迄大雨四ツ時分ヨリ相晴今日敵地見分トシテ、監軍中村嘉笑殿並半隊長西郷助八殿外ニ小頭三人川辺隊監軍一人半隊長一人、小頭三人許モ右同道ニテ出羽境當時ヨリ四里許有之候、半晚七ツ時分出立ニテ被差越七ツ時分被罷帰候。尤外ニ小队ノ儀ハ滞在ノ事

一、全七日 半天、今日右当村帰在ニテ無事

一、全八日 雨天、今日右同断当夜九ツ時分夜回イタシ候事

一、全九日 今日右同断ニテ夜九ツ時分夜回イタシ候事

一、全十日 半天 今日九ツ時分小根占有富雄四郎殿、吉松中村健介殿、高岡落合友次殿、曾木中原次右衛門

殿、大崎、伊集院閔藏殿、拙者右人数衛小隊長田畑貢殿方ヨリ御用有之差越候処、出軍先ニテ斥候役被仰は難有御請仕候。

八ツ時分中村出立ニテ七ツ時分中次ト申所エ着イタシ九ツ時分迄泊リ夫ヨリ当村頭扶四、五町許モ有之由宿直シイタシ候事。

当夜四ツ時分、伊集院閔藏殿田上宗一郎セキ川ト申所エ被差越候事

一、全九月十一日、半天、今日暁七ツ時分当村繰出ニテ小島少シ手前中次村ヨリ、七合許ノ処、官軍ふせき場迄差越候事、岩国一小隊、福知小一小隊、我隊一小隊加治木金砲隊二丁、右同道張出相成候事。七ツ時分セキ川出張者兩人罷帰ラレ候。

備考

岩国隊（周防国）福知山隊（丹波）此ノ二小隊会イ此ノ一戦ニ落合イ僚軍ノ故力ヲ合セタルモノナリ。

一、当夜右隊一分隊ツツ相残り其外之儀者総テ引取相成候。隊彼処ニ繰出相成五ツ時分小島ト申宿エ繰込ミ五ツ時分第二戦争相始リ大金（黄昏ノ誤ナランカ）時分引取相成夕晩迄我隊被仰付候当日戦死山野白石清之丞

手負かの屋竹下五兵衛殿、加治木大砲隊戦死一人、福知山手負一人、右之通当戦死手負有之事

一、全十三日、雨天、今日右せき場エ五ツ時分交替イタシ夜五ツ時分又々交替ニテ中村陣地迄引取イタシ候事
一、全十四日、雨天、今日九ツ時分賊兵官軍せき場エ斥候トシテ押越候処直ニ官軍方ヨリ砲発打掛候。賊兵一人即死相見得手負両三人相見エ直ニ遁去候事

一、十一月八日、雨天、今日ヒウチ銃袖老枚右同老枚右朝廷ヨリ頂載被仰付候事

一、全九日、半天、今日五ツ時分、於城内打玉有之四ツ時分罷帰リ八ツ時分ヨリ田上宗一郎殿川崎郁助殿宿陣エ差越候所中原次右衛門殿、中村健助殿、村上藩高岡鎔殿、長谷川金之助殿、宮川金之丞殿右同道大さんくわいたし夜五ツ時分ヨリ右人数同道ニテ彼座式（敷）エセンベ多クツミ立ソレヲタベテ楽イタシ四ツ時分罷候事

一、全十日、雨天、無事

一、全十一日、雨天、今は四ツ時分ヨリ城内ニ於テ訓練稽古九ツ時分罷帰事

備考

後信州地方ヲ回り善光寺へ参詣、十二月二十八日江戸ニ到ル。

一、明治二年正月二十日、晴天、今日芝居見物トシテ田上宗一郎ト右同道ニテ五ツ時分両国橋迄出張、六ツ時分罷帰

今日川辺隊一番兵隊一小隊岩川隊一小隊一小隊加治木大砲隊右半隊帰国ノ御暇、九ツ時分被仰出候事

備考

其後一列東海道中

一、全正月二十三日、雨天、今月九ツ時分東京出立ニテ七ツ時分品川宿へ差致シ青屋衆一郎エ前田休左エ門殿組同列七人夫卒一人宿之事

道中二里。

備考

二月十五日、大阪川口ヨリ乗船

一、全二月十八日、半天、今日九ツ時分前之浜エ着イタシ。八ツ時分、上陸七ツ時分ヨリ、南天寺ノ内八番寮へ我隊同宿ノ事、御賄御着屋ヨリ被成候。拙者儀六ツ時分問屋下り候事

一、全二十日、雨天、今日森孫左エ門殿、森直次郎殿、

平山正一殿、津曲新左エ門殿、村回ノ次兵衛、下人ノ牛太郎同道、七ツ時分、むかひとして出府有之事。

〔参考〕この部隊の編成表

全隊ハ六組ニ分タレ其ノ人名住所左ノ通り。

小隊長田畑貢輔半隊長西郷助八、監軍東正之進、右同中村嘉笑、分隊長(高岡)外山源吾、教導(高岡)神崎二十右エ門、小頭(高原)丸山十郎左エ門、小頭(穆佐)前田休左エ門右同(加久藤)西田市右エ門右同(栗野)時任宗之丞右同(末吉)川添陸左エ門(住所ナキハ鹿兒島ナラシ)

田畑貢輔組(小根占)有富雄四郎。(大根占)神川彦十郎(佐多)真崎彦十郎。(田代)岩下伴次郎。右同村

田源七。右同佐伯積藏。右同向江真治(栗野)川地次

郎左エ門(小林)永野早之亟(高岡)別府清太郎。

(高岡)落合与藤次。(高城)新徳積藏。

外山源吾組(飯野)肥田木弥左エ門、右同横山助太夫右

同松田市左エ門。右同山形直之亟 串良小原直次郎、

右同野村東左エ門(福山)篠原善左エ門。右同松下織

之助(緩)石尾長左エ門右同野村十右エ門(高岡)大

野方助 右同岩崎伝左エ門。(百引)竹井彦六(高

岡)三石善藏。右同井口長右エ門。右同柚木崎甚兵衛

(鹿屋) 前田佐エ門「右同戦死竹下五兵衛」

丸山十郎左エ門組(高山) 安庭八郎左エ門(小林) 高岩

弥六。(高山) 柿元伊右エ門。(大崎) 上床慶一郎。

右同、伊集院閔蔵。(湯之尾) 田上宗一郎(馬越) 川

崎郁助。(曾木) 中原次右エ門。(末吉) 落合熊五郎。

(高崎) 永友鏡寿院(高原) 永田円森院(野尻) 川村

弥一郎。

前田休左エ門組(勝岡) 二宮渡右エ門(穆佐) 山口源治

(高城) 税所彦作。(倉岡) 緒方吉左エ門(本城) 市

来英一郎。(溝辺) 宗像蔵右エ門。(横川) 月野木七

左エ門。(踊) 平山泰介。(馬関田) 宇都源之丞(吉

田) 浜崎七郎太(加久藤) 奥郷左エ門。(山野) 戦

死、白石清之丞。(吉松) 中村健介。(栗野) 池田次

左エ門(勝岡) 草苗裁右エ門(高隈) 鮫島吉左エ門。

川添陸左エ門(内ノ陣) 前田振之助。(財部) 瀬戸口

伝四郎。(右同) 小島良吉(右同) 吉井嘉七郎(末

吉) 黒原七郎(右同) 平田源太左エ門。(右同) 堀熊

助(右同) 入部市十郎。

西田市左エ門組(志布志) 長谷直十郎。(右同) 石川軍

介(右同) 若松二之助(松山) 川野仙左エ門。(敷

根) 指宿藤之進(嚙喉郡) 小川嘉平次(右同) 本田与

藤太(日当山) 古川八郎左エ門。松下祐治。野村八郎

兵衛、藤元源太郎。益山龍兵衛。日高彦五郎。井畦嘉

右エ門。永井助八郎

備考。以上住所ナシ。大口ナランヤ。

合計 九十五人。内小頭十人。監軍二人。戦兵八十人

楽隊三人。

備考

尚小隊長、半隊長、監軍等、将校資格者ハ全員鹿児島

城下士デアッタ。

從軍手当金

一、銀三両 右十月二十日越後村上ニ於テ被下候事

一、フランケツト 巻枚

一、ゴロンバッチ 巻枚 右十月二十八日右同所同断

一、ダンシャンクハンハ 巻枚 右十一月二日於同所同断

備考

『ダンシャンクハンハ』ハ黒地厚織物陣羽織仕立、裏小

紋片付原織物、雨露浸キ用ニモチフルモノナリ

一、ヒウチ銃袖 巻枚

一、フランス銃袖 巻枚 右十一月一日於右同所同断

一、一両札 五枚 右十二月四日於同所被成下候事

一、ゴロバチ 巻枚 右十二月四日於同所被成下候事

一、金札 三兩

右巳正月九日東京ニテ被成下候事

一、金一札兩二分

右一行正月二十日程ヶ谷ニテ相受

取候事

一、金札十四兩壹分三百文、右一行正月二十二日仕舞銀ト

シテ被成下候事

一、同 二十兩一分

右一行巳三月十四日於大阪仕舞料

トシテ被成下候事

一、金八兩ト錢二貫四百文、右一行巳三月被召下候ニ付牛

山井畔喜右エ門方ヨリ被差遣候事

右ニ依レハ金、銀合七五十四兩四分、錢二貫七百文外

ニ諸品六点

一、二年正月二十三日東京出発一列東海道中昼飯ト草鞋其

外自己用品ハ各兵員ノ自弁。朝夕二回食費ト大阪ヨリ鹿

兒島迄ノ乗船賃ハ藩費支弁ト思ワレル。

註 帰国後藩庁カラ米四石給与ガアッタ。之ヲ金禄公

債ニ替エ百二十五円デアッタ。

(以下省略)

平山泰介のがいせんは明治二年の二月になつてからで

ある。その時には踊郷から森良春、森直二郎、平山正

一、津曲新左エ門の諸氏、村廻りの次兵衛、下人の牛太

郎など、わざわざ本府(鹿兒島)まで出迎えに出ている。

こうして戊辰の役の無事な結着をみた段階で、すでに東京へ遷都、諸藩は藩籍を奉還し、国民は公地公民としての自由を保障せられていたのである。

第二節 戸長制

一 踊の常備隊

(1) 常備隊

薩藩の内政改革の一方便として、それまで設置されていた藩の知政所の変革を行った。そのために新職制を明治二年六月に設けた。

それまで百余りの諸郷は地頭の下に暖(あつかい)組頭(くみがしら)横目(よこめ)といった民政の色合いの強い制度であった。これを常備隊様式の軍政に改めた。地頭とそれを補佐する副役の下に小隊長、分隊長、半隊長の三官をおいた。任期は二年でところによっては選挙制もとっていたらしい。

一郷一小隊(約九十人)が普通であったが、大郷は五小队もある所があり小郷は一分隊に止まるという不ぞろ

いであつた。訓練は英式を採用したが、これはのちに日本陸軍の歩兵操典のもとになった。隊員は十八才から三十五才まで。

(2) 踊郷常備隊

踊郷においても明治二年六月頃設置されたと思われる。ここでは半小隊(約三十人)の編成で隊長は永田与右エ門、分隊長は平山泰介であつた。小頭は津曲兼治、山口兼光の二名。踊郷での訓練方法はフランス式をとり(平山泰介事蹟)使用兵器はミニヘル銃裏込め式で、火道はヒス打ち仕組といわれる。

服装は「平常は筒袖に細ばかま、ただし色彩は自由」とある。武器も自前で買い弾薬も分隊毎に製造し半農・半兵の郷士兵であつた。

訓練日は毎月一日、五日、十日、十五日、二十日、二十五日の六日間の定めで場所は最初は宿窪田正福寺後方カクンダン(茶碓城址)であつたが全所は実弾射撃が民家に危険であるのと場所が狭ますぎるので更に宇田原西方に土地を選んで整地した。

一方行政の方も隊長がその頂点に立ち全くの軍政でこれは明治五年まで続いた。

高同隊では軍楽方として山崎六郎(太鼓)池田壮一(笛)堀口休之丞(ラッパ)の三名が選ばれ鹿児島島の御馬屋(今の県庁後方)で講習があり大隊訓練は鹿児島練兵場(今の県庁)で行われた。牧園からは合計三十名が出張している。

明治四年九月十五日吉野原頭で諸郷の全常備隊一万三千人を集めて十個大隊を編成し空前の合同訓練が行われた。

その時の一番大隊の指揮官は踊の平山泰介だったという。伝記に「一番大隊はことさら見物人の注目するところにして隊伍堂々他の大隊にまされり」とある。小郷の牧園から大隊指揮官を出すとは意外だが之は最初郡長の梁瀬善左エ門が決つていたが彼にはその能力も経験もなく国分に代つて貰うよう頼んだが前から梁瀬の評判が悪かつたので困らせぶりに之を断つた。困り抜いて平山泰介に頭を下げて代つて貰つた次第。後で国分の二才連中は「牧園の如き小郷に引率され指揮されるとは何事か」と幹部は突き上げを食つたと云われている。

(3) 踊訓練人数名付帳

明治五年申八月八日 持松居住平山藤兵衛

半隊長 永田 与右衛門

分隊長 平山 泰介

小頭 手島 藤助

右同 春田 幸藏

右同 津曲 新大夫

調役助 山口 直左衛門

半隊兵士 平山源七郎 早水四郎助 春田 栄七

永田 定介 池田市郎左衛門 山口直市郎

松元 研治 森 直次 大平祐左衛門

小谷吉太郎 種子田雄介 前田 十郎

宮田 馮輔 富田次左衛門 松下輔右衛門

山口 次郎左衛門 田島 次郎左衛門

池田徳兵衛 平山 正市

太鼓 山崎 六郎

笛役 松下 壮一

喇叭役 十河伝兵衛

予備隊兵士 津曲新左衛門 重久矢九郎 森 四郎次

種子田次郎太 湯前四郎右衛門 瀧脇市次

福永 伊右衛門 前田 覚左衛門

井手上長右衛門

三鉢堂村居住

大塚矢之助 鎌倉熊次郎 永野 正市

上井常次郎 前田善右衛門 城口助之丞

市来長次郎 川畑善兵衛 大山 ○○

原田源左衛門 ○○ 栄助 市来巽市郎

万膳村居住

木佐貫 七太郎 木佐貫 新右衛門

岩城伸八郎 木佐貫権之丞 唐仁原七次

池田金次郎 岩城 彦七 池田仲右衛門

嘉茂 半七 宮原矢之助 池田清次郎

芦谷原居住

山口源太郎 山口源四郎 隅元栄之進

隈元市郎次

中津川村居住

木佐貫源太夫 高木 強助 田島十次郎

田島嘉平次 田島次右衛門 末原孝右衛門

田島 源八

上中津川居住

野間口十左衛門 寺田 龍助 立山宗之丞

野間口源八 中村善右衛門 大当庄太郎

竹下金太郎
持松村居住

平山藤兵衛 広瀬清太郎 木佐貫利左衛門
池上源次郎 満田郷太郎 徳田市之進

小原木二左衛門 岩下利三太 厚地伝左衛門
萩原嘉平次 有馬武太夫 岩山新作
高橋万左衛門 天辰孝右衛門 松下源市郎
(九三名)

二戸長制

(1) 廃藩置県

一八六九年(明治二)の版籍奉還によって形の上では中央集権の体制は強化されたが、実際にはその効果はあまりあがらなかった。その上藩同士の対立や新政府への反抗的な風潮もしいにあらわれてきたので、政府は藩の廃止を計画した。まず、薩摩・長州・土佐の三藩から御親兵として一万の兵力を東京に集めて変革にそなえ、一八七一年(明治四)七月十四日廃藩置県の詔を発し

て、一挙に藩を廃して県を設置した。そして、これまでの知藩事をやめさせて東京に住まわせ、代りに新しく政府の官吏を派遣して県知事に任命した。

廃藩置県当初は全国には三府三〇二県がおかれたが、その後大幅な分離統合を行って同年十一月二十二日には三府七十二県となり、その後も次第に統合されて一八八八年(明治二十一年)には三府四十三県となった。

薩摩・大隅・日向の三国には、はじめ、鹿児島・飢肥・佐土原・高鍋・延岡・人吉・日田の七県があったが、一八七一年(明治四)十一月十四日これを廃して、新たに鹿児島・美々津・都城の三県がおかれた。

この時踊郷は都城県に属した。明治六年一月十五日都城美

藩	明治4 11.14	6 1.15	9 8.21	16 5.9
鹿児島	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
飢肥	都城県	宮崎県		宮崎県
高鍋	美々津県			
佐土原				

々津の両県は廃止せられ、あらたに宮崎県がおかれたので大隅国一円は鹿児島県に編入せられた。その後一時は宮崎県全体が廃止され、日向まで鹿児島県に編入されたが、明治十六年五月九日現状のように改編せられた。

その頃新湯の所屬について一寸した紛争がおこった。この問題解決の鍵となった縄入帳なるものは中津川の名物男といわれた迫金次郎の提供したものであるという。

当時問題の実相を明らかにするために来村した鹿児島県知事（渡辺千秋）が到着する日、到着日時の行き違いから、役場の出迎えが全然なかった。折よく聞きつけた迫氏は、知事が和氣公の遺跡に到着したところに、瘦せ馬にむちうってかけつけ、逐一を説明した。このとき書かれた渡辺知事の揮毫が、今もゆかりの某家に蔵せられている。

(2) 戸長制

明治四年の廃藩置県に伴ない、同年暮から翌年二月にかけて諸郷の常備隊を解散し、郷村行政組織の改変が行われた。

すなわち、諸郷に郡制をしいて、ほぼ十郷ぐらいを管理する郡治所をおき、それに郡長（地頭にあたる）・副

長、里正・副正・戸長・戸長助を置いた。踊（牧園）の郡長には、国分・清水・敷根・襲山の各郷と一緒に国分の築瀬善左衛門が任命された。

明治の新政府は全国の人口を調べるために戸籍の編成を必要としたので、戸籍の長として戸長を置き（一郷に数人、士族平民別々）、新しい戸籍をつくり（一八七二年）明治五。壬申戸籍という）番号をつけて何番戸と呼ぶようにした。一八七二年（明治五）の九月には地方を大区、小区とよぶようになり（普通郷を大区、村を小区とする）、郡長を大区戸長に、副長・里正・副正を大区副戸長に、戸長はそのまま、戸長助を副戸長と改めたが、さらに一八七三年（明治六）大区ごとに戸長役所をおき郡治所・大区戸長を廃して、県下六ヶ所に支庁がおかれた。

第一支庁 加治木 第二支庁 隈之城

第三支庁 垂水 第四支庁 知覽

第五支庁 種子島 第六支庁 大島

踊は加治木支庁の管内にはいった。

その身分は未だ官吏に準ずるものではなく、給与その他の経費はことごとく民費をもって賄っていたが、七年

三月はじめて郡長五十石、副長三十石、里正五十五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石が定められた。

今一八七九年(明治十二)二月十七日の調べによると踊(牧園)は第六四大区であり、その中に第一小区から第六小区まであることになっている。つまり踊郷が大区であり、宿窪田・三体堂・万膳・上中津川・下中津川・持松の六村が小区をなしていたわけである。

(3) 踊郷地頭郡長(平山泰介事績より)

- 一、慶応三年(一八六七) 地頭 石神万兵衛
- 一、慶応四年(一八六八) 〃 菱刈麦之助
- 一、明治二年(一八六九) 〃 椎原権兵衛(後の国幹)

- 一、明治三年(一八七〇) 〃 肝付郷右エ門
- 一、明治五年(一八七二) 郡長 築瀬善左エ門

(4) 踊郷役職氏名

1 明治八・九年の頃(一八七五・六年)(村誌より)

- 戸長 平山泰介 山口直左エ門 森良邦
- 副戸長 松下登郷右エ門(上中津川) 早水登左エ門
- (宿窪田) 種子田十兵衛(万膳) 春田幸蔵
- (三体堂) 有馬栄之助(持松) 池田武二

(下中津川)

戸長寄 小谷吉太郎 永田
地祖改正方 永田与右エ門 津曲兼治 山口兼光

第三節 諸制度の改革と廃仏毀釈

一 諸制度の改革

明治新政府は旧制度を打破するためにいろいろな改革を
実行したが、次にその主たるものを列記してみよう。

(一) 軍制

政府の強化のため、これまでの諸藩士を中心とした
軍隊に代って徴兵制による国民を基礎とした近代的な
軍隊をつくりあげる必要があった。この方針は長州の

大村益次郎によって計画され、彼が一八六九年（明治二）に暗殺されたのちは、同じ長州出身の山県有朋を中心に具体化された。一八七二年（明治五）三月には御親兵を近衛兵と改め、同年十一月には徴兵の詔を発し一八七三年（明治六）一月には徴兵令を公布して、士族・平民の別なく満二十才に達した男子を兵役に服させるという新しい軍制をうちたてた。しかし、この徴兵令は戸主・嫡子・官吏・学生など大幅な免役の規定があつて、当初の目的の国民皆兵の実はあがらなかつた。そこで、その後いくどか改正を加えて、免役規定を縮小して国民皆兵の義務を強化した。

はじめの頃は、徴兵令に対して、士族は武士の特権を奪うものとして反対し、平民は税負担を重くするものと反対して各地に暴動も起つたが、次第に軌道にのり軍国日本の支柱となつて、一九四五年（昭和二十）の敗戦までつづいた。

(二) 身分制度の撤廃

政府は版籍奉還に際して封建的な身分制度を大幅に整理した。まず大名と上級公家を華族とし、一般武士を士族として、封建的な主従関係をいちおうなくした

同時に農工商民を平民とするとともに、賤民の呼称も廃止してすべて平民に編入した。平民も苗字をつけることを許され、華族・士族と平民との結婚もできるようになり、また移転や職業選択の自由も認められた。こうしていわゆる四民平等の世の中となつたが、こんどは士農工商にかわつて、華族・士族・平民が身分をあらわすようなものとなり、国民をしばりつけた。特に一八八四年（明治十七）には華族令が公布され、爵位が制定されて公・侯・伯・子・男の五爵とし世襲制とした。華族は特権の身分になつたのである。戸籍などにも華族・士族・平民の別を書く欄があり、士族は平民を一等下の身分として軽視する風潮があつた。戸籍から平民の呼称が抹消されたのは昭和十三年であつたが、華族・士族はそのままであつた。これらの族称が全面的に廃止されるのは昭和二十二年になつてからである。

(三) 秩禄処分

士農工商の撤廃によって武士のいろいろな特権もなくなつたが、最大の特権である俸禄の支給は依然としておこなわれ、その総額は国家財政の約三十%を占め

る大きさであった。そこで政府はこの整理、いわゆる秩禄処分に着手し、これを公債に代える方針をすすめた。まず、一八七三年（明治六）、公債及び現金と引きかえに自発的な俸禄の奉還をおこなわせ、ついで、一八七五年（明治八）にはこれまで現米で支給していた俸禄を貨幣で支給することとした。さらに、翌年、家禄制度を全廃し、金禄公債証書を交付して俸禄の支給を打ちきることとなった。（公債の交付をうけた人数は約三十一万三千人、公債総額一億七千三百万円、一人平均にすると、華族が六千四百円余だったのに対し、士族は四百六十円であった。なお当時の米価は一石約五円であった。）

本県における秩禄処分は、全国と比べるとややその進度をおそくしている。これは、西南戦争前の県政の実権が中級・下級の士族に握られ、その方向はもっぱらこれら士族の特権の維持に向けられ、士族の特権をなくそうとする中央政府の政策に抵抗したからである。しかし、少しずつではあったが、士族の身分は变革され、秩禄も処分されて、西南戦争後一八七八年（明治十一）からは金禄公債証書も交付された。

秩禄処分によって、経済上の特権を失った士族は、農業をはじめたり、公債をもとでに商売をはじめたりしたが、いわゆる「武士の商法」で多くは失敗し、生活に困るようになった。こうして、士族たちの間には政府に不満を抱くものが多くなり、士族の反乱・自由民権運動に走る者もあらわれた。これに対し、政府はこれら士族の救済、いわゆる士族授産に力を注いだ。特に西南戦争後はこの士族授産が政府の重要な課題となった。

本県においても、各種の士族授産の事業が起され、鹿児島授産場・蚕糸講習所・農事社・産馬会社・そのほか開墾・養蚕・棉・糖業・塩田等の諸事業が行なわれた。

（四）一般制限の撤廃

イ 往来の自由

一八七二年（明治五）九月出水・野間関その他の番所が廃止され、永い間厳重な制限の下にあった薩隅の地と他地方との往来がここに始めて自由となった。同年十月には、従来藩主や諸郷の私頭主たちのためのものであった漁獵区域が解禁されて諸人に開

放された。

ロ 公定価格の廃止

従来米・酒その他の日用品については公定価格が設定されていたが、一八七三年（明治六）十二日「物の値段は、不作・豊作、品質の優劣により上り下りがあるのは当然で、それを一定の値段にすえおくのは、却って、商品の流通を妨げ、人々の不自由を招く原因になる」との理由で、公定価格を廃止し以後適当な値段で売買してもよいとした。しかし、不当に高い値で売った者には相当の処分があった。

ハ 真宗の解禁

藩政時代、薩藩は厳しい真宗禁制を行なったが、明治になって信仰の自由も認められた。そこで、本県においても真宗解禁の気運が出てきた。一八七六年（明治九）八月、宮崎県が鹿児島県に併合されたが、これが一挙に多年の禁制を解除せしむる契機となった。すなわち、日向の地方では旧藩以来真宗の信仰は自由であった。今一つの県となつては、一方の日向にのみ真宗信仰を許し、他方の薩隅は依然禁制をつづけるといふのは不合理となつたのである。

そこで同年九月布告がでて、真宗の禁制は完全に解除されたのである。

(五) 学制

島津重豪藩主のころ創設せられた造士館は、明治一年三月から五月にかけて開成所を合併、館内に和学（後に国学と改称）―漢学、洋学の三学局がおかれたが、明治四年一月、洋学局を廃し、そのあとに本学校を建て、またもと島津隼人の屋敷内に小学第一校を、生産方隣に小学第二校をたて、城下土の子弟のうち八才より十八才のもの、定員四百名を収容することとなった。これは明治五年八月発布の学制にも準じたものである。

これに準じて、踊郷でも明治四年二月、時の年寄津曲市兵衛、松下恕輔等が発起人となり、国分より池田武左衛門を迎え、昼児童、夜青年を対象として、その役宅（今の農協倉庫のあたり、締方地方巡回使の住宅に充てられたもの）で、大学、中庸、論語、孟子、五経、国史略、左伝、史記等の初歩を教授して踊郷の正則学校とした。明治五年八月に頒布せられた学制は

「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんこ

とを期す」

という趣旨で、学区を定め、就学義務を課するものであった。約一年を経過して真福院に移転（今の老人福祉センターの辺り）、校名も文武館と改めたが、後に時の地頭高田平次郎はこれを学館と称した。

しかし、これとは別に、都城県では県官池袋伝が、厚地某とともに正則学校設立の準備をととのえ、仮屋跡地に学校を建てて都城県第廿五郷校と称した。

明治六年のことである。その頃の指導者は

漢学―荒竹馮輔 春田齊 池田武右エ門

〃 兼算術―松元研治、森 市介

習字―種子田雄介 松下恕輔 等であったが、明治七年、第廿七郷校と改称、八年の正則教授法の講習を経て、翌九年春、正則教授法が採用された。

都城県はのち鹿児島県の管轄となったため、第四十六郷校と改称せられ、ついで牧園小学校と改称せられた。

二 廃仏毀釈

維新そもそもその原動力となった討幕の密勅を受けて西郷隆盛は、その御請書を朝廷に呈出した。その書面に

当節容易ならざる御危急の砌、皇国のため、忌諱を顧みさせられず、御内々御尽力確定 云々

と記しているが文中「皇国」という文字に、西郷隆盛全集には

「天皇が統治する国という意味で、わが国の異称である。」

と注を施している。

「皇国のために」尽したいというこの一語は、幕末志士たちの一貫した願いであり、そのためには天皇親政の大宝律令の昔に復するという、いわゆる復古を目標とした。大宝律令は唐の律令を模したものであったが、政治の中心官庁である太政官より上位の官庁として神祇官がおかれていた。この趣旨をうけて、慶応三年十一月十七日には律令の昔にかえる旨が示され、翌年三月には神祇官が復興され、つづいて三月十七日、神仏分離の方針が

公示せられた。神前の祭祀には仏式を排除すること、神社をとりまく一切の仏像、仏具を取払うことが示達せられ、菩薩・権現などという仏式の名称を一切排除するようにとというのが神仏分離令である。

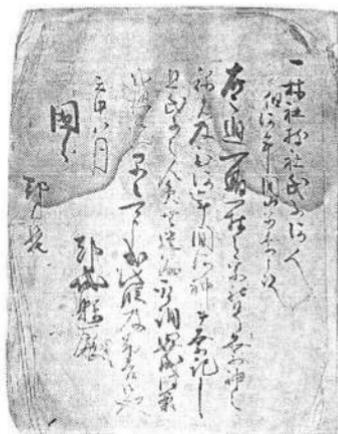
しかし復古を主張し、皇国を説く、いわゆる平田派や儒者たちの中には外来を排し、仏教を撲滅しようという過激な傾向も多かったので、水戸や薩摩はそのあおりを受けたようである。

元来江戸時代の仏寺は信仰よりも人民の統制の一機関にすぎなかった。寺請制度がこれである。人民は必ず仏寺の檀家にならねばならぬ。寺院はおのれの檀家の一人であることを証明し、そして切支丹宗徒ではないということが証明してもらうために宗門の祖師忌、盆、彼岸、先祖の命日には必ず菩提寺に参ること、葬式や仏事は菩提寺で行うべきこと、菩提寺の伽藍修復、新築、仏像の修理などには身分相応の喜捨をつとむべきことが元禄四年宗門檀那請合之掟以来行われて来たことであった。しかし、これはいはば人民統制の手段の役割であるから、一種の権力者であった。「猫、馬鹿、坊主」の語はこの種の不勞所得者を誹謗したことばであった。従ってこ

うした武家政治の片棒となることをきらう寺院もあり、自然に衰退したのもあった。こうしてこの頃脱落衰頹した寺院も多かった。

一方、石見浜田藩で、すでに天保十年に口上寛えが提出されたように神職で神道の遺法により葬祭ができなかった矛盾も指摘せられていた。

薩藩でも神社の体裁をととのえるとともに、お寺の中でも神社として祭るにふさわしいものはお寺でも神社としてお祀りするという方法がとられた。ことに従来藩の方針として禅宗を基幹として進められていた宗学の方針により繁栄していた薩藩内の禅寺は、皇国意識のさかんになるにつれて藩の支持も減退し、各郷ともまず衰退し廃寺となるものが多かった。その後、外来思想排除の形勢がすすむにつれて排仏の方向にすすんだので、洋学のさかんになるにつれて、旧来の仏教はますます関心をうしない、政府は神仏分離の施策を取らざるを得ない趨勢であった。明治になって約二十年は、とうとうたる欧米心酔のいきおいからも仏教は一般にかえりみられないままに仏寺は放棄せられ、伝統ある寺院も衰滅の一途をたどったのである。



郡社調布告一(都城県庁)

しかし、この後、内外多事のうちに王政復古を迎え、神仏分離は維新政府の重要政策として、慶応三年十一月十一日の太政官通達によって神仏分離の方針が、翌四年潤四月に、家老座より神社奉行に達せられ、広く藩内の各寺各社に達せられた。こうして神社にあった木像、仏典は焼却せられ、神社に奉仕していた僧形は復飾がすすめられた。と共に、先に述べたようないきさつによって、薩藩では神仏分離に一步を進めて、廃仏毀釈の形をとることとなった。

すなわち、神宮寺は統廃合せられて、統廃合せられた寺院でも、仏像は一寺一体を限りとし、寺領があれば藩

に没収し、一寺につき二人分、一人一日米五合だけが代わりに給せられることとなった。この制限せられた収入の途では、到底生活が不可能であるところから、一般寺院の僧侶の還俗するものも多く、事は案外平穩のうちに進められた。

別当寺に多かった両部修験道については、この年十月、京都三寶院より、余儀なきものは、すみやかに復飾、神勤すべしと達せられた(川辺村郷土史)ため、そのまま復飾、社家となったものが多かった。

寺院住僧も、その実意に任せて還俗を許し、還俗または廃寺の僧侶の老身、病身のため托鉢かなわざるものは一世養料を給すること、改宗も自由たるべきことを定め、加世田の日新寺、常潤院、淨福寺、伊作の多宝寺、西福寺など藩主の菩提寺を除いて修理は一切寺持ちとし、廃寺の建具、家財、竹木類の処分についても方法が講じられた。

翌明治二年三月、藩主忠義夫人の逝去に際し、神式の葬儀がいとなまれたことよって、一そう徹底せられる方向に進み、やがて城内にあった護摩所も取り除かれ、その六月には歴代藩主の霊位は、菩提寺福昌寺から城内

の神社に移された。一般士庶も中元、盂蘭盆会など一切の仏式の行事を取りやめ、仲春、仲冬（三月四日、十一月中の卯の日）に、祖先の祭祀を取り行なうように達せられた。

その十一月には、島津家ゆかりの一乗院、福昌寺などの大寺名刹も廃止せられることとなり着々実施せられた。それは想像せられるように、ただ興奮に燃えた一時的の暴挙ではなかったことは注目せられてよからう。そして、この廃仏毀釈によって特に困窮を来した人はなく、多くは他の方面で活動したし、また本寺、本山に訴えてこれを阻止しようとした例もなく、藩はこれによって相当の旧寺領を収め、梵鐘、仏具、仏像などを鑄つづけて兵器、通貨を製造して経済的に得るところも多かった。ただ文化的にみて貴重な史料、美術上得がたき秀作を散逸したのであった。

この大事業を完遂するためには、寺院取調べにも挺身した後醍院真柱は、慶応二年九月十七日、仏法僧侶の非を難じ、由緒なき寺院の整理と神道の宣揚を告げた祭文を霧島の神の宝前にささげ、この挙は容易ならざる大事業であるから、神明昼夜の守護を仰ぎたき決心を述べて

いる。

その後、仏寺の撤収を進める一方、神道の宣揚に努力し、明治三年二月には、鹿兒島藩布告として敬神説略を出版、同年三月、鹿兒島藩国学局板により「神習い草」が、戸毎に頒布せられたのは、こうした心遣いのあらわれということができよう。

この大方計が踊に示されたのは翌年四月、次のような回文によってであった。

別紙の通り太政官仰せ出でられしに従い、ご家老ご添書をもつて細々渡され候あいだ、謹しんで承知したてまつり、ご簡条書にもとづき早々取調べ一帳をもつて、何分申し出づべく候。さ候ふて鰐口等これある神社は早々とりおろし、社人宰領にて大宮司役所へさしたるべく候。

一 権現号又は大明神号 この節相改めらるべく候間、諸社の額字勅書又は上様方御筆も候はば御名相記し早々申し出づべく候

一 仏具仏像その他梵鐘等これあり候はば早々除き届け申し出づべく候

その外の儀はご本文にもとづき心得ちがいこれなき様社家中へ申し渡すべく、左候ふて、この書付郷頭に相廻し留より来月十五日かぎり、役所へ返納これあるべく候

以上

辰潤四月

大宮司役所

重富より踊まで

諸所中

役人中

この時機に

(一) 「妙見神社」が「イザナギ神社」に

(二) 三角堂が「霧島神社」に

改称せられ、各神社にあった仏像、仏具が廃棄せられ小仏堂の廃止、整理がすすめられ神社としての体制が整備せられたものと思われる。

第四節 西南戦争

一 私学校

征韓論にやぶれて帰国した西郷隆盛は武の邸たけに落ちついて本当にくつろいだ。この時に詠じた詩は

我家松籟塵縁を洗ふ

満身清風身仙ならんと欲す

あやまつて京華名利の客となり

この声聞かざることすでに三年

というので、これが西郷のいつわらざる感慨であった。

西郷に従って帰県した青年子弟を教育指導して、一定の方向を与え、将来に備えようと、一八七四年（明治七）私学校が建てられた。場所は現在の県庁北側で西郷の書いた次の綱領がその本旨であった。

一、道みちを同おなじし義相か協なうを以て暗に聚合せり故に此理を益研究して、道義にあえば一身を顧りみず、必ず踏み行なうべき事

一、王を遵び、民を憐むは学問の本旨、然れば此天理を極め、人民の義務に臨みては一向難むづかしあたりに一同の義相立つべき事

指導者には桐野利秋、篠原国幹、村田新八などがあたり、戊辰戦役戦没者を祭り、妙円寺もうでを行なうなどして精神修養につとめ、学校というよりも、団体というものに近く、また政治結社の傾向を帯びたものであり、市内各方面をはじめ諸郷に分校をもっていた。

踊でも改称したばかりの九年十一月牧園小学校が閉鎖せられ、戦後一年を経て明治十二年八月まで復校することとはなかつた。

二 開戦前後

征韓論分裂後の西郷らの動向は政府にとって不気味な存在であつた。西郷や桐野らは「今に必ず外患が起る。その時鹿児島人は起ち上つて日本人としての義務を果たすのだ」と言っているが、それはまた政府を無能とみるものであつた。このような不穏な空気を払いのけるために政府は妥協統制の両面作戦をとつたが、一八七六年(明治九)熊本神風連の乱、秋月の乱、萩の乱など各地に不平士族の反乱が起ると、政府は鹿児島に火薬をおいておくことの危険を感じ、その搬出にかかつた。これを伝へきいた私学校派は一月二十九日から五日間にわたつて草牟田や磯の火薬庫を襲撃して小銃、弾薬などを回収した。また政府は鹿児島出身の警視庁警部中原尚雄らを派遣して西郷らの動静視察と私学校派の分離を画策させた。この二つの事件は大いに私学校派を刺戟しついに西

郷らは政府に事の真相を問ひ正すため明治十年二月十三日一万数千人を率いて鹿児島を出発して熊本に向つた。

この戦は、城下はもとより外城の、私学校の徒はもとより、各郷の常備隊の訓練に行を共にした同志もあり、私学校徒の区長のあつた蒲生、国分などは郷ぐるみ戦にまきこまれ、また西郷さんに率いられる以上戊辰の役の時のようにためらいもなく勇んで出陣したもののようである。踊郷の出軍者は、公民館前に従軍碑に記されて、次のような名簿が残されている。

○一番立 二月十五日出発

平山泰介(肥後植木戦死) 大平祐左エ門(同上) 山崎六郎(同上) 田島壯一(同上) 手島藤太(同段山戦死) 前田十郎(同上) 高木強助(同上) 有馬栄之助(同千反畑戦死) 平山堅次郎(同上) 山下十蔵(同田原戦死) 富田七次郎(同上) 山口源太郎(同上) 山口源四郎(同御舟戦死) 原田孫左エ門(同上) 有馬作哉(同熊本城下戦死) 前田一郎(同田原重傷日州高岡卒) 森林次郎(日州三田井戦死) 山口兼光(豊後武田重傷自宅卒) 池田新太郎(肥後田原戦死) 荒武馮輔(本営付城山落城迄従軍) 森直次、永田定介、平山正一、松下源七郎、種田雄介、津曲兼治、春田幸蔵、富田次右エ門、池田武二、山崎次郎太、山口次郎右エ門、松下四郎

次、池田壯一、森市介、山口雄一、橋口孝一、宮原矢之助、田島源八、谷川金一郎、隈元一郎次（春田齋、有馬武太夫は医務）池田祐次郎、木佐貫新右エ門、松元研治、木藤善助、池田兵馬、池田徳之丞、前田源次郎、隈元榮之進、湯前彌五右エ門、宮野榮助、小谷全、松下輔左エ門、唐仁原壯吉、早水四郎助、木佐貫七太郎、井手上万次郎、淵脇一六、津曲新左エ門、堀口助之丞、岩城彦七

○二番立三月二十八日発

春田吉二（小隊長）眞田太八（半隊長）平原平五左エ門（肥後拔鳥帽子戦死）前田源太郎（同上）谷口藤助（同上）小原七郎左エ門（同上）谷口清太郎（肥後長六橋戦死）早水源左エ門、山元萬左エ門、池田彌一、嘉茂半七、床波研介、永峰龍之助、井手上林之助、吉永源次郎、上井新左エ門、蜂須賀一郎、福永伊右エ門（糧食係）重久福二（同上）田島十次郎、市來堅一郎、田島嘉平次、小原麦右エ門、高橋善助、上井常次郎、富田和助、唐仁原源次郎、田中浪次郎、宮原吉次郎、嘉茂祐一、大平勇之助、野間半次郎、木佐貫權之丞、池田壯吉、大當正太郎、重久彌九郎、池田松助、尾上覺太郎、池田金次郎、山口熊太郎、堀口八太郎、府島岩助、木下直次郎、山元磯右エ門、橋口嘉之助、古江次左エ門、市來精介、宮原藤四郎、厚地仁平次、池上熊次

郎、窪田榮二、宮原藤五郎、末廣熊助

○三番立 四月八日発

松下榮吉（分隊長）（鹿児島甲突川戦死）小谷生之丞（同上戦死）手島藤助（城小戦死）池田十太郎（同上）梶原矢太郎（同上）岩下利三太（武岡戦死）平山藤兵衛（同上）海江田直彦（肥後佐敷戦死）松尾金之助（日州佐土原戦死）刀迫勇助、隈元市次郎、前田喜之助、木佐貫喜次郎、野間口十左エ門、恒吉孝左エ門、白石勘左エ門、萩原嘉平次、立山宗之丞、厚地善兵衛、西畷太郎、坂口藤兵衛、隈元勘左エ門、三宅七郎兵衛、木場仲之丞、折田十郎、田島仲兵衛、池上矢次郎、帖佐矢之助、野間口彌八、橋口伊八、重信佐太郎、木佐貫嘉左エ門、鎌田郷太郎、天辰孝右エ門、伊瀬地熊次郎、嘉茂有右エ門、岩元市助（都城方面戦死）山口新助、中島源太郎、池田矢之助、嘉茂源五右エ門、高橋甚兵衛、馬場源太郎、竹下金太郎

○四番立 五月十二日発

松下恕輔（小隊長）西宗右エ門（日州犀川戦死）迫田宗之進（同上）上原猪之助（同上）前田喜右エ門（加久藤越戦死）大山休太郎、山下金矢、福原万助、別府畷太郎、木佐貫嘉太郎、音川次兵衛、寺田龍助、黒江善平、岩崎堅藏、永野正一、川野藤助、上原久之丞、永田財七、上原源太

郎、高橋榮次郎、松下嘉左エ門、平山源之助、貴島彦二、大山喜右エ門、福永初次郎、木佐貫新太郎、徳田市太郎、廣瀬々左エ門、廣瀬良吉、松下仲左エ門、尾崎喜兵衛、池田利右エ門、田島藤八、木原四郎助、田上駈右エ門、溝口伊三次、有村小次郎、青山源太郎、花木清太郎、眞方五兵衛、中村十郎、竹迫喜助、下原音助、原田末吉、恒見藤助、永岩三太郎、前田太左エ門、木佐貫源太夫、宇都矢之助

以上

しかし現存する高橋善助氏の日帳によれば、この人は二月十三日にすでに立出しているので、二番立てではなかつたらしく、多少の疑問が考えられる。

こうして西郷の名のもと旧薩藩の各地よりの出軍は三万、風をきいて他府県より集つたものは前後 一万を数え、空前絶後の内乱として、家郷の地を血にいろどり三番立ての兵が出て行つたのはすでに熊本城や田原坂に敗れ、人吉での再編の終つた後で、西郷の本営は人吉から、えびの、小林を南下して都城を保たんとしていた。

三 踊の戦闘

走行千里熊本を抜き得ず、田原坂にやぶれた西郷軍は、全軍人吉に撤退、気分を転換し、士気を鼓舞するため正義、振武、干城、破竹など九個大隊を編成し、さつま、大隅、日向の三州各地に気脈を通じ、機をみて攻勢に転ずることをきめた。

辺見十郎太のひきいる雷撃隊はその他の隊とともに大口出水口を扼したが、五月十日山野、五月十四日より十六日深川、六月十四日山野大口の戦を経て、七月一日横川にやぶれて、踊を拠点とすることとなり、次の廻文を各郷の諸隊に送っている。

横川軍務所の儀、昨一日より踊郷麓へ仮に引き移し相成候条此段相達し候こと

七月二日

溝辺 加治木 襲山 清水 国分 敷根 福山 末吉
財部 高原 都城 庄内 野尻 小林 飯野各郷宛

六月二十九日横川の戦闘中に弾薬等はすでに踊に送られ(5)五月に久木野での負傷者も踊に来て三十余日も滞在

している。

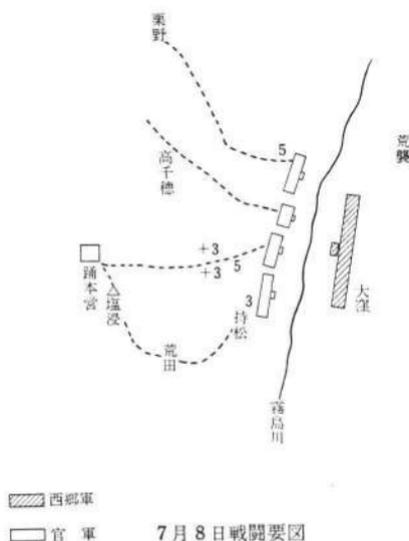
これを追撃する官軍は、横川の戦勝後戦略配備、連絡などにひまどり、第三旅団が進撃することに決したのは六日になっていた。七日払暁、官軍が踊に入った時に薩軍はすずでもぬけの殻であった。

三浦少将統率の第三旅団は、古田少佐及び参謀勝田少佐をして、部下五箇中隊（竹田、杏野、山村、矢上の四大尉引率）を、霧島山神集館に、他の三個中隊を塩浸、安楽等に派遣し、要害の箇所をえらんで踊の守備体制を固めた。すでにして大窪にむかいたる五箇中隊は持松において戦闘に入り、薩軍の精銳にして当るべからざるが故に川村少尉以下二箇中隊（下村、滝本両大尉の指揮）を持松に増援、又防禦線にあった内藤少佐をして、その三個中隊（安満、犬西、横地三大尉引率）をあげてことごとく集中、苦戦、夜を徹したという。

この日三浦少将は牙營を踊に移し、かつその戦状を加治木にある大山少将に報じ第二旅団の襲山に進入するよう求めた。

八日、薩軍は植松（持松のことか）の台に来襲したが、前面の諸隊しきりにこれに突撃し、塩浸よりする川村、

西両少佐の隊はその右側に回り、大島少佐の三箇中隊はその左翼に迂回し、また踊にあった砲工各一個分隊（三宅中尉および内藤少尉）も戦線に加わり、斉しくこれに逼り、薩軍ついに退き、大窪村背の山土を保った。



7月8日戦闘要図

官軍は上中津川の一つ中隊（井上大尉）を植松に収め、大島少佐の一個中隊を下中津川に遣り、横川屯在の一個中隊（栗橋大尉）を踊に移動した。この時大山少将の兵も（六個小隊）別動第三旅団と合し、大窪の南、春

山に進出した。薩軍がその左に通りしを第三旅団の右翼を張り、これと連絡してその守線を警備した。

九日、午前四時官軍齊しく進みしに、各地の薩軍はすでに大窪方面に退き、田口及び霧島山に若干の残兵あり、撃ちてこれを退け、田口、大窪、神集館等、要地を占領、守線を確保した。

この官軍の記事に相当する戦況を今村了介氏は次のように描いている。抜萃して参考に供しよう。(西南戦争始末記)
この日の戦鬪を雷撃隊八番中隊長綾部直景が記録している。それに依ると、六日に大窪に退ったところ、雨がひどく、明日地形を定めて壘を築こうということで、その夜は休息し、翌七日早朝、辺見をはじめ各中隊長と地形を調べているところに官軍が襲撃してきたので、兵を山の手引いたというのである。官軍の追撃がこのように急だったとは辺見も思わなかったのであろう。

翌八、九日と辺見十郎太は大窪を攻撃した。

『我隊大久保(大窪)村に退く。同七日、未だ壘を築くに暇あらず、敵兵大挙して襲う。我干城一番中隊は右翼の敵兵を拒ぐ。此時辺見十郎太、憤激刀を揮て指揮す。驀然敵軍に進入し砲墩(砲台)を抜く。

敵兵潰散尾撃すること三三町、日既に暮るるに会う。爰に相持す。翌八日、敵の弾薬数駄駈側を運輸す。我隊之を要撃し、針打弾薬三万発余、其外物品若干を得』(干城隊一番中隊長重久敬一戦闘手録)

辺見十郎太の奮闘したことが良く判る。

九日もまた早朝から激しい戦鬪が続いた。薩軍は優勢に戦いを進めていたが、横に廻った官軍から射撃を受けて苦戦に陥ろうとした。その時、協同隊は三十人程で、この敵を攻撃して敗走させ、なおも追撃したところ、広い所に出てしまった。官軍は協同隊の人数が少ないことを知って猛然と反撃してきた。協同隊は辺見十郎太に使いを出して「今こそ勝機であるが、兵が足りない。援兵を出してもらいたい」と告げた。この時、辺見の周囲にも余分の兵はなかった。辺見は周囲を見廻し、丘の上にいる薩軍を認めると、にこっとして言った。「よろしい、あそこの兵は半数あれば足りようからあの兵の半数を貸そう」

伝令がその丘に走り、「全員山を下りろ」と告げた。山を守っていた隊長は怒って、「今この山を捨てれば敵に占領される。そうすれば味方はたちまち苦戦になるぞ」

と言った。伝令はなおも全員下りろと言って戻り、山を守備していた隊は山を下りた。伝令が辺見の命令の半数を全員と聞き違えたのであった。この伝令の聞き違えが戦いを勝ちから負けへと変えた。ついていないといえ、それまでであるが、運命からさえも薩軍は見放されたといえよう。

辺見は間もなくその事を知り、伝令を罵って怒ったが、その時はもう官軍がその丘に登っていた。辺見は直ちにその山の奪還を企てたが、山頂から銃弾を烈しく浴びせられて果たせず、ついに霧島に退り、次いで高野まで退った。

「西南之役懲役人筆記」を読めばこの戦闘に参加した人達は多い。それらの記録を一、二かかけてみたい。

○七月五日川内河ヲ渡リテ我左翼ヲ破ル、乃チ湯尾(大窪、霧島町)・横川等ニ転戦シテ踊ニ退キ壘ヲ築テ守ル、居ル七八日、議アリ大久保ニ退キ未タ備ヘサル内官兵来攻ム、防戦支ヘス霧島ニ走ル、翌日進撃シテ之ヲ逐フ事二里余丸竭テ退ク、官兵返シ来リ死傷五六名、又霧島ニ引ク、翌日來攻、退テ千多羅志村ニ止ル、又菫浦(船橋木町)ニ至ル、同日進撃シテ終日大河原ニ戦ヒ勝負決セス、暮ニ至リ元ノ線ニ引

揚ケタリ、翌日又大河原ニ出張敵左翼ノ備足ラサル処ヨリ潜入シテ遙ニ背後ニ出ツ、拳隊顧テ走り十文字ニ拒キ戦フ、此地ニテ病起リ入院、癒ル時我隊佐土原ノ河上ヲ守ル、八月二日官兵味方ノ守ナキ処ヨリ進入ス、背後ノ山ヨリ雨射ス、拳隊之ニ応シテ戦フ、敵衆ヲ以テ之ヲ包ム、全隊散乱ス、其ヨリ各処ニ潜伏シテ、九月十日大口警視出張所ニ自首ス、

(熊本県原水村出身真勢一次)

○踊ニ三四日此時國府(国分市)ニハ鹿兒島口ノ敵線込ムニ付振武隊ヨリ進撃スルトノ報知来リ、我隊并外三中隊國府ノ背ヲ撃ント七月六日各隊ヲ繰出シ、敵ノ形状ヲ伺ヘハ早クモ引払ヒタル由ニ付我隊ハ大久保ト申処ヘ引上ル、同七日午前六時頃踊リ口ノ敵襲来シ尽日戦闘勝敗ヲ分タス、翌八日未明ニ我ヨリ敵ヲ襲ヒシカハ敵五六丁引退クウチ、敵ノ応援来リテ盛り返シ劇シク戦闘ス、味方又利ラスシテ漸ク防戦スルウチ敵又國府ノ本道ヨリ攻来ル、其ウチヘ切入リタル者ハ常山ニ番小隊長有屋田利成ニテ竟ニ此敵中ニ戦歿セリ、此死骸ヲ引取ル間モナク味方敗レ夫卒一名討レ兵士五名負傷シタリ、此死傷ヲ引取テ莊

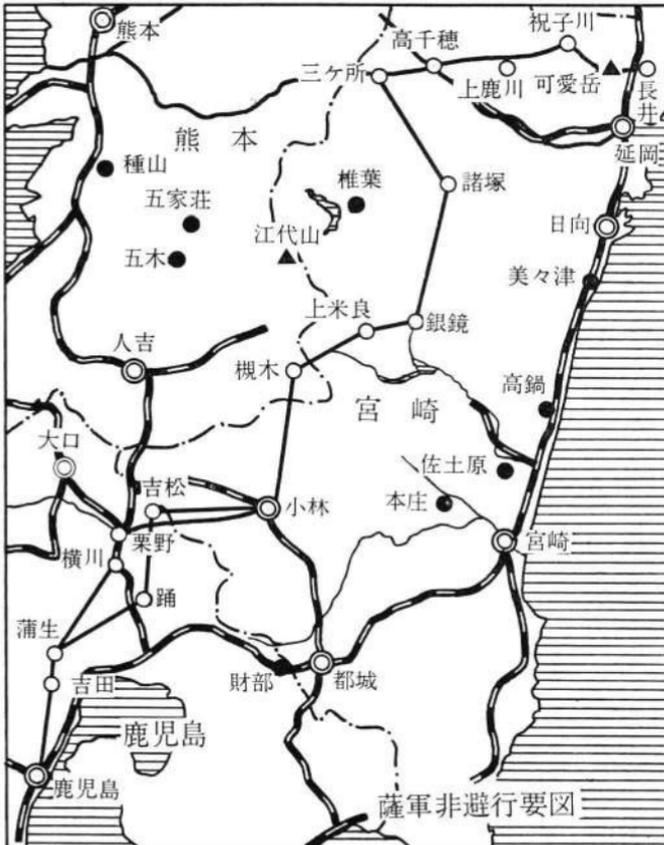
内ノ西武村ト申処へ引上ケ爰ニ本營ヲ据へ所々ニ砲臺ヲ築キ云々 (鹿兒島西田出身干城半隊長知識友次郎)

○山潤ヲ遶リ湯之尾ニ合スル者衆シ、栗野ノ本道ニ退

キ戦ヒ且拒キ守事二日、官軍潛ニ左翼ヲ襲ヒ亦敗走ス、而シテ横川ニ扼守セント欲ルニ尾撃ノ勢洪スル洪河ノ如ク、此ヲ守ル能ハス専重スル二硝庫運輸ニ隙無ク空ク焦土ニ属ス、退テ踊ヲ保ト雖、百引ノ方線破レ、官軍既ニ我背ニ在ルト聞、兵ヲ引テ襲山ノ大窪ヲ守ル、翌払曉官軍來攻邀戦之ヲ走ス事里許、大兵再ヒ掩撃遂ニ支フ能ス、上莊内ノ鷹野ニ退キ、霧島山ノ径路及ヒ数所ヲ拒守ス、而シテ進戦数次スレトモ機ヲ失ヒ徒ニ兵ヲ勞スル耳、一日攻撃本路ノ一壘ヲ拔キ戦フ頃刻、又一隊霧島ノ山脚ヲ繞リ襲テ乍チ一寨ヲ拔ク、後隊繼カス官軍包撃遂ニ追却セラ

ル、故ニ益本路ヲ拒キ戦全ク利アラ

ス、退守日アリ、時二十郎太令ス、志布志方面ノ敗報至ル、速ニ兵ヲ退ヘント、日没ヲ俟軍ヲ収テ上莊内ニ達ス、(伊作出身常山小隊長宇都為秀)



四 西郷、踊の一夜

都城に集結した形になった雷撃隊と本隊とは追撃されて佐土原。延岡へと北上し、可愛岳から九州脊梁山地の山中を通り、再び鹿児島へ帰ることを志し小林に出た。この包囲脱出の作戦を大西郷突圍戦史に次のように伝えている。

その後、大西郷は鹿児島県始良郡吉松村中津川小字柿木なる、山口重保方に八月二十九日の夜、宿せられた。柿木は現在吉松駅の東南数町に過ぎない。恐らくは小林を発せられた大西郷は飯野、西川北を過ぎ、水流岡松を経て日隅の国境を越えられたものであらう。その翌三十日午前十時前後に於いて、現に栗野町なる郡山三次氏は、栗野を通過せらるゝ大西郷の輿を拝したといふてゐるから、その日の早晩に柿木を発せられたことを知り得る。

先に細島より廻航せる三好少将の第二旅団は、二十九日鹿児島入港とともに、直ちに牙宮を重富より加治木に進め大久保大尉を竜門司坂に栗田大尉を小田越に、予備

隊を帖佐、麓及びその附近の要地に抛らしめてゐたか、その日の午後に及んで、「薩軍今夕將に栗野を發せんとして、先鋒すでに横川に出づ」との警報に接し、三好少将は直ちに伊藤大尉をして一個中隊を苦平山の守線に増援せしめたのみならず、水野大尉の一個中隊をその両翼に抛らしめ、なほ、工兵をして夜に乗じてその本道及び左右の山上に、胸壁を作り、竹柵を繞らさしめた。

かくて三十日午前四時、野津道貫大佐自ら、竜門司坂、小田越の守兵を掲げて横川に向つた。同時に加治木を發し溝辺を経て横川に向ひたる、第二旅団の野崎中佐の一隊は横川の南方一里なる深川に達し、二石田より進出し来れる二百余名の薩軍先鋒と遭遇して激戦を交へ、勝敗容易に決しなかつたが、薩將貴島清は、その部下なる小久保新助に一隊を附し、迂廻して、その背後に出でしめたので、官軍遂に支へ難く数町を退いたが、而かもなほ附近の山上に抛つてその行を拒み勢ますます盛なるものがあつたので、その方面よりの突出を断念し、問道より植村を経て、踊郷芦谷原なる前田万兵エ方に入られたのは三十日の暮方であつた。而かも横川附近の戦鬪は終日止まず、三十一日午前二時半までつづいたといふ。

官軍の死傷四十二名、薩軍二十余名で薩将山田泉之介が戦死した。大西郷がまさに危く、辛うじて官軍の重囲を脱出せられたのはこの際のことであった。

さきに横川に向った、大久保、竹中両大尉が二個中隊を率ゐて、踊郷の南方約一里なる笠取峠の險要に拠つてゐたが、三十日午後二時にいたりて、薩軍の先鋒二百余名が横川より突進し来り、官軍殆んど敗れんとした。當時野津道貫大佐は急警に依りて、増援せんとして余兵なく、両大尉は僅かに地方駐在の巡查を召集して、漸く急に備ふることを得たのであった。はじめ薩軍は踊より南方海岸なる浜の市に出でんとしたが、官軍すでに笠取峠の險要に拠りて、これを阻止せしのみならず、国分には新撰旅団、加治木には第二旅団はすでに來つて占拠せるを知り、此方面よりの突出を断念し三十日深夜に乗じて、ひそかに踊を發して、踵を西南に転じ、赤水、岩穴、三繩を経て山田村に向つた。

第五節 牧園村の発足

一 始 良 郡

一八七九年（明治十二）二月の郡制では、今の始良郡は始良・桑原・噲啖の三郡に分れてゐた。

始良郡 加治木・重富・蒲生・山田・溝辺・帖佐

桑原郡 横川・栗野・吉松・踊（牧園）・西襲山

噲啖郡 敷根・清水・東襲山・福山・牛根恒吉・財部

市成・末吉・岩川・国分

ところが、一八八七年（明治二十）噲啖郡が東と西に分

り
西噲啖郡 敷根・清水・東襲山・福山・国分

東 〃 恒吉・財部・末吉・市成・岩川

同年五月に、始良・桑原・西噲啖の三郡は加治木の郡役所の管轄となり、一八九六年（明治二十九）四月にこの三郡が統合されて始良郡となつた。

行政区域としての郡はその後、府県や町村の権限拡充独立性維持などにおされて、浮き上つた存在となり、行

政単位としての郡制は、一九二三年（大正十二）に、郡長は一九二六年（大正十五）に廃止され、郡役所は完全に閉鎖された。

歴代始良郡々長

1 平田宗高

明治十二年——同十七年八月

2 小浜氏興

明治十七年八月十九日——同三十年四月一日

但し明治二十九年四月一日まで始良・菱刈・桑原・

贈察の各郡の郡長を兼務

3 二階堂智行

明治三十年四月二日——同三十三年十二月二十七日

4 佐藤長之助

明治三十三年十二月二十八日——同三十八年七月六日

日

5 岩脇武男

明治三十八年七月七日——同四十年七月二十二日

6 大山綱任

明治四十年七月二十三日——同四十三年十二月

7 肝付勇吉

明治四十三年十二月——大正八年十一月

8 楠田正義

大正八年十一月——同十四年

9 平山喜市

大正十五年七月一日郡役所廃止の残務整理を完了。

二 県会と村会

(1) 県会の成立

廃藩置県によって府県が国の行政区画として成立すると、一八七三年（明治六）以降多くの府県に自主的な民会、県会が設置された。しかし、まだ一定の法律がなく議員の選出方法・議事の内容等各府県によって、まちまちであった。そこで、政府は一八七八年（明治十一）七月、太政官布告第八号を以て府県会規則を公布して府県の性格を規定した。それによれば、議員は郡区の大小により五人以下の定数となり、議員になる資格は満二十才以上の男子でその府県内に本籍があり、かつまたその府県内に満三年以上居住し地租十円以上を納める者と決められた。又選挙権を有する者は、満二十才以上の男

子でその郡区内に居住し地租五円以上を納める者であつた。

議員の任期は四年で二年毎に半数改選され、議長、副議長の任期も二年であつた。府県会は毎年一度三月に開かれ、会期は三十日であつた。

この府県会規則によつて本県でも第一回の県会議員の選挙が、一八八〇年（明治十三）一月五日実施されたがその員数は次の四十人であつた。

鹿兒島・谿山・熊毛・馭謨四郡	四人
日置・阿多・額島三郡	四人
給黎・指宿・頴娃・川辺四郡	五人
高城・出水二郡	二人
薩摩・伊佐・菱刈三郡	三人
始良・桑原・噲唵三郡	三人
大隅・肝付二郡	三人
宮崎・那珂二郡	四人
諸県郡一郡	四人
吳湯郡一郡	二人
臼杵郡一郡	三人
大島一郡	三人

選挙の結果、始良・桑原・噲唵の三郡からは野村郷兵衛・黒丸市助・荒田興平次の三人が当選した。

その後県会は議員定数、選挙資格、立候補資格等にいくどかの改正が加えられたが、牧園からこれまでに県会議員として当選した人々は次の通りである。

森市介（桑原郡選出）

明治二十三年四月—同二十七年三月（一期）

永田貞雄（始良郡選出）

明治三十六年九月—同四十四年九月（二期）

永田安愛（同前）

大正十二年九月—昭和六年九月（二期）

森山重志（同前）

昭和二十二年四月—同三十年四月（二期）

(2) 村会規則（明治十三年十一月制定より）

第一章 村会の事

第一条 村会は公共に関する事件及其経費の支出徴収方法を議定するものにて他事に議し及ぼすを得ず

第二条 この議会は各村開会すべし

但各村聯合会を開くときは別に規則を設け

令の令の裁定を請うべし

第二章 会頭及諸役員の仕事

第三条 会頭専員会員中より公撰す。会頭は会議規則を掌り且つ其議場を整理し衆議を判決し会員若し規則に背き会頭の命に順ざるときは退場せしむるを得べし

第四条 主事二員会員中より公撰す

主事は会頭の命に従い本会の庶務を整理し兼て記録費用等の事を掌る

但し議事に於ては会員と同じ

第五条 会員は戸数百戸未満は十員百戸以上は二十戸毎に一員を増加す

第六条 会頭主事会員は給料なし

第三章 会議の事

第七条 通常会は一月、七月の両度に開き期日は三日以内とす

但し至急を要する事件あるときは郡長へ届出

其時々開会する事あるべし

第八条 開会の期日は戸長に於て相定め遅くとも三日
前会員へ報告し郡役所へ届出べし

第九条 会員半数以上出席せざれば延会すべし

但し至急を要する事件あるときは衆議により
発会する事あるべし

第十条 議事は衆庶の傍聴を許す

但し会場の都合に依り人員を限り或は禁ずる
事あるべし

第四章 撰挙の事

第十一条 撰挙人及被撰人たるを得る者は現に其村に住

居する丁年以上の男子にして土地及家屋等の
不動産を所有する者に限る

但し左の二款に触るる者は撰挙人及被撰挙人
たるを得ず

第一款 白痴風癲の者及身代限りの処分を受け負債の

弁償を終えざる者、租税其他の課出に滞納あ
る者

第二款 盗罪及懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上の

実刑に処せられたる者

但し満期後七ヶ年を経たる者はこの限に非ず
左の職務ある者は会員たるを除く

第十二条 一、官吏、戸長、用係、筆生

二、学務委員、衛生委員

三、教導職、学校教員

四、県会議長及議員

第十三条 各村に於て毎二年一度一月を以て撰挙人を召

集し撰挙会を開き更に互撰の法を以て定員の

如く会員を改撰す

但し右場合に於ては前任者を再撰するも妨な

し

第十四条 投票は小半紙に被撰人及撰挙人の住所身分姓

名を詳記し自己の実印を押し糊封の上差出す

べし

但し投票は代人に托するも妨なし

第十五条 投票は多数の者より順次定数に至るまで取り

同数は年長同年は抽せん法の法を以て之を定む

第十六条 戸長は予め撰挙人名簿を制し置き撰挙会の日

投票と照合衆人の面前にて開札すべし

但し開札既に終えしは当撰人へ通知して請書

を出さしめ、其姓名等を村内へ公告すべし

尤当撰の者は病氣等不得止事故にあらざれば

其撰を辞するを得ず

第十七条 任期中他の町村に転居するか又第十一条の

二款に触るるか又は第十二条の職務を受く

るか或は死亡する等の如きは其都度代員を

公撰すべし

但し欠に当る会員の任期は其代る所の会員の

任期に止る

第五章 議 則

第十八条 会員たる者は村人民の名代なれば会議に於

て公平中正を旨とし充分討論の権を有すと

いへども第一私心の議論に涉ることなきを

要す

第十九条 議案は戸長之を原按し先ず会頭へ差出すも

のとして若し議案の外会員中より会議に附

せんと欲する事件あれば発令前会頭へ差出

すべし

第二十条 会頭は議案を取まとめ其最も急務と認める

事件より順次議事を始むべし

第二十一条 会頭主事会員病氣等不得止事故あり欠席す

るときは書面を以て其事由を本会へ申出す

べし

但し欠席する者は後日其議決につき異議を唱うるを得ず

第二十八条 議事の可否は多数に依拠す、若し同数なる

ときは会頭之を決するものとす

第二十二條 会頭若し前条の事故あり欠席するときは会

第二十九條 本会に於て決議の事件は戸長認可の上之を

員より主事の内を其日の会頭に公撰し定む

施行すべきものとす、若し戸長其議決を認

第二十三條 会場の着席は抽せんを以て番号を定め毎会

可すべからずと思慮するときは其事由を具

必ず其席につくべし

し郡長を経て県令の指揮を請うべし

第二十四條 會議は午前九時に始め午後四時に退散す

第三十條 一旦決議せし事件は妄に変更すべからずと

但し議事の始終は撃析げきさき(拍子木をうつこと)

いへども若し不得止事故あれば其事由を戸

を以て通報すべし

長へ申出許可を得て更に議すべし

第二十五條 議事を始むるに当りては先ず主事をして議

但し戸長変改すべからずと認むるときは第

案を朗読せしめ、若し了解し難き廉あれば

二十九條の手續きに依るべし

原按をなしたる戸長若しくは會員へ質問す

第六章 雜 則

第三十一條 會員の人名及開会の期日は其都度戸長より

べき旨を演説し會員をして充分其意味を解

郡役所へ届出べし

せしむべし

郡役所へ届出べし

代 第二十六條 戸長は会席に列し議案の旨趣を答弁するの

第三十二條 本会に関する費用は戸長に於て一ヶ年分の

みにして決議の数に入るを得ず

予算を立て會議へ附し相当割賦すべし

近 第二十七條 衆員若し同時に發議せんとするときは会場

但し年限精算の上郡役所へ届出其村へも公

の番号を以て其順序を定むべし

告するものとす

但し一員發言中は衆員黙聽し決して他より

第三十三條 会席には日誌を製し置き議案及決議の始終

發言及私語すべからず

且つ會議に関する事件は総て記載し置くべ

第三十四条 議事所には尋常弁当の外妄に飲食すべからず

(3) 会頭、主事会員（明治十三年度）

○万膳村

会頭 宮原善左衛門

主事 木佐貫新右衛門、高橋善介

会員 木佐貫七太郎、山下孫五右衛門、有村金次郎、

神田善太郎、宮園善太郎、仮屋金左衛門、山下

金之進、渡瀬次郎助、塚田仁之助

○三体堂村

会頭 大塚矢之助

主事 音川太郎、本村仲之助

会員 中野善助、南七兵衛、宮野栄助、刀迫勇助、田

上仲之助、大山休太郎、山元万左衛門

○宿窪田村

会頭 種子田十兵衛

主事 春田幸蔵、池田武二

会員 堂園袈裟市、間手原袈裟太郎、中村三太、下園

伊三太、平山仲左衛門、平山正一、隈元栄之進

○中津川村

会頭 田島源八

主事 貴島彦二、福村新太郎

会員 堀之内辰之助、岩元伝助、川西権四郎、田島嘉

平次、田島十次郎、鶴野五兵衛、畦地五右衛門

改田藤助、正市甚右衛門、辺田伝右衛門

○上中津川村

会頭 梶原箭七

主事 野間口十左衛門、須崎伝左衛門

会員 溝口次右衛門、本村亀太郎、馬場休助、西飯屋

覚太郎、有村次兵衛、通山次郎

○持松村

会頭 池上伝右衛門

主事 小原左左衛門、徳永利平次

会員 平山源之助、広池平助、鎌田郷太郎、塩水市郎

次、小原八左衛門、池上矢次郎、田方熊助

(4) 明治の議案例

例一村会決議届

福永伊右衛門、森兵衛、田原伊右衛門、川原

平太、下石坂善四郎、前田万兵衛、田代伊太郎

第一条 当村塩浸温泉場支配ノ議来ル十六年一月ヨリ向

十ヶ年間即明治二十五年十二月迄宮ノ城郷、土族堀ノ内直治ニ右温泉支配致サスヘシ。

第二条 右温泉場支配人ヨリハ是迄ノ通り一ヶ年金百円

宛当牧園小学校江差出サセ学資金トナスヘシ。

第三条 右温泉場支配人ヨリ差出ス利益金百円ヲ折半シ

テ前半額ハ其ノ年四月一日ヨリ全二十五日迄後半額ハ全九月一日ヨリ全二十五日迄差出スベシ

右者本月十二日臨時村会ニ於テ戸長ノ出セル議案ニ依リ協議ニ涉リ候処前条之通決議相成候条此段及御届候也。

桑原郡宿窪田村 会頭 種子田十兵衛

明治十五年九月十五日

前書決議之趣相違無之候也。

右戸長 津曲 兼治

桑原郡長 平田宗高殿

議決案例

明治十六年三月一日議決

第一条 戸長役場ヨリ担当内人民_江通達書状持夫給与一

ヶ年起ニテ四石宛之事、但給与取立法方ハ地租

ヨリ半額、戸籍ヨリ半額

第二条 戸長役場ヨリ郡役場其他諸方江至急ノ書状持脚

夫給与一月先ニテ四升宛ノ事

第四条 宿窪田村_三体堂村_万膳村_学区内_江世話掛名可相立候

事

但給与一ヶ月三円五拾銭宛

第五条 各世話掛ヲ相立ル其ノ選挙方ハ村会ス員中ヨリ

投票ノ事

第六条 加治木問屋米、担当内ニテ一ヶ年八俵之事

第七条 大工、木挽、出シ人、作日雇、其ノ他諸工人賃

錢之事

一 大工、木挽 上之上 一日ニ付金拾八錢

上等 一日ニ付金拾六錢

中等 全 金拾四錢

下等 全 金拾貳錢

全 一日ニ付 金參拾錢

全 金式拾錢

一 出シ人 請 一日ニ付 男 拾錢・廿七錢

一 全日雇 作日雇 一日ニ付 男 拾錢・廿七錢

一 全 作日雇 全 拾貳錢

一 田起シ老畝ニ付請三錢、日雇老畝ニ付貳錢

一 丹荷作り一日ニ付

金拾四銭

斗ヲ以テ宜可取扱候事。

註 この頃の村会員日当ハ一日ニ付式拾銭デアッタ。

第三条 塩浸之湯守秋山彦八郎江全町借地許可相成居候

3 議決案 例三

処今般更ニ改メテ明治十六年七月迄借地差許シ

明治十六年一月卅一日

候事

第一条 村会場ハ向後戸長役場トスル。

第四条 借地料金全額ノ内金式拾五円秋山彦八ヨリ徴取

第二条 学資金向後貸付並利子取立一期六ヶ月トス。

ス。但、前半額ハ明治十六年四月廿五日限後半

但シ期限ニ至リ利子不入候節ハ戸長学務委員見

額ハ全年七月廿五日限

4 宿窪田村五ヶ村支出予算書

(明治二十二年一八八九)

項目	予算額	主なる内訳
戸長役場費	一七八円七二銭七厘	備品(一四円九〇銭)、官報(九円)、郵便費(一四円)、消耗費(五九円)、 小使給(三〇円)、雇夫費(四〇円)
会議費	七	議員弁当料(六円八〇銭)、消耗費(二〇銭)
土木費	二〇	
衛生費	五〇	流行病予防費(五〇銭)
救助費	一〇	
災害予防及警防費	二〇	
勸業費	三	
世話費	一七〇	世話人給料(一七〇円)
計	三五九七二七	

5 教育費予算

(明治二十二年一八八九)

項目	予算額	主なる内訳
高等牧園小学校	三一四円二五錢四厘	給料(一三八円)、旅費(一〇円)、雑費(一五円)、消耗費(七円)、書籍費(一三円)、營繕費(三〇円)
牧園尋常小学校	二六一 九二 四	給料(一九六円)、旅費(一〇円)、消耗品費(五円)、書籍費(七円)、營繕費(三〇円)、雑費(二〇円)
簡易科万膳小学校	五六 三五	給料(三〇円)、旅費(一・五円)、消耗費(三円)、書籍費(二円)、修繕費(二〇円)
中津川小学校	六一 一一	給料(四七円)、旅費(二円)、備品費(二円)、消耗費(四円)、營繕費(四円)、雑費(二円)
持松小学校	三八 八四	給料(三〇円)、旅費(一・五円)、消耗費(二円)、書籍費(二円)、修繕費(三円)
計	七三二 四七八	

代 三戸長制(つづき)

第4章 近 代
その後戸長制はいくどかの改変が行なわれたが、特に明治十年の西南戦争によって、その人選にかなりの異動があった。すなわち、西南戦争に際しては戸長にして西郷隆盛軍に加わり、戦後処罰されて監獄に収容される者

などが出て、事務取扱上に一大支障を来したので、当時の県令岩村通俊は同年九月十月にかけてこれらの処置に関して調査し、十一月に新しい戸長・区長を任命した。
(戸長の配置・選定・職務・待遇)
戸長の配置は戸数四〇〇戸より一二〇〇戸までは戸長一人を置き、一二〇〇戸以上二〇〇〇戸までは二人を置き、それ以上は八〇〇戸を増す毎に一人増加するのであ

る。次に副戸長は戸数三〇〇戸までは一人を置き、三〇〇戸以上五〇〇戸までは二人を置き、それ以上は二〇〇戸を増す毎に一人を増置した。

戸長の選定は、はじめ官選に近いものであったが一八七九年（明治十二）十月戸長選挙法を公布して、戸長は各町村人民において公選することとした。それによると被選挙者（立候補者）及び選挙人は、官吏及び教導職を除く満二十五才以上の男子で、その郡役所管内に本籍を定め、その町村内に居住する者に限られていた。一八八一年（明治十四年）十月には選挙人はその町村内に本籍を有し、満二十才以上の男子に限られ、同年十二月には被選挙人の制限はなくなった。翌年十月の再改正では戸長立候補者は満二十五才以上の男子でその郡役所管内に本籍を有する者に制限され、町村民は三人く五人の戸長候補者を選定し、その中から県令が戸長を選任する官選となった。

戸長の職務は県庁、郡役所からのいろいろな事項を管内の町村へ達示し、又その地域住民の願書、伺書、届出等に署名捺印し、必要に応じて意見書をそえて県庁又は郡役所へ提出する。一八八四年（明治十七）からはそ

の担当町村の業務委員も兼ねるようになった。三里以外の地及び担当区域外に出張の時は郡長の許可を必要とし、私用の旅行も郡役所へ届出する必要があった。

戸長の月給は六円く八円で、副戸長は三円く五円であった。

○明治十六年（一八八三）頃戸長役場東西に分れ

西三ヶ村戸長 種子田雄介

用係 春田幸藏 山口雄一

東三ヶ村戸長 永田定介

用係 中馬彦二 中馬重二

○明治十八年頃（一八八五）

官選戸長 林一郎

用係 森市介 春田彦 服部権之丞 川村喜之丞

○明治十九年頃（一八八六）

戸長 津曲兼治

用係 森市介 服部権之丞 川村喜之丞

この頃、浅谷に水神の残っている、えびの高原よりする導水路の建設が行われていることに注意したい。

四 牧園村の誕生

常備隊から戸長制と変遷をたどった地方制度は一八八九年（明治二十二年）の市制および町村制の施行によって一応安定し、今日の町村制の基礎ができた。

新町政の編成にあたり問題となった大きなことの一つは町村区域の設定であった。政府の方針ではおおよそ三〇〇戸から五〇〇戸を以て標準としたが、本県ではこのくらいの戸数では独立が困難であるとの理由から、大体江戸時代の郷を単位としてそのまま新しい町村とした。そのため、他の県に比べて本県の町村はたいへん規模が大きく、当時で人口一万人をこえるところもいくつかあった。

代 近 第4章

これによって従来の名を廃止して、宿窪田・三体堂・万膳・上中津川・下中津川・持松の六つの村を大字とし全体を統一して牧園村と呼ぶようにした。ここに長い間使われてきた踊という名がきこえたのである。牧園というのは宿窪田の一部落の地名で、熊襲時代この地に軍馬を放牧したので、牧園の名が起ったといわれる。江戸時

代ここに地頭の仮屋（役所のこと）があり（樺山氏宅地）仮屋馬場といった。現在では単に馬場ともいう。町村制の施行の頃は、ここに牧園小学校があり、学校が村と名を同じにするのも便利がよからうということで牧園村とした。

西南戦役はわれとわが屋敷で戦ういくさであり、また同じ郷土人が敵味方で戦わなければならなかった。このために失われた郷土のエネルギーのいかに多かったか、計り知れないものがあつた。戦いが終わっても、閉鎖された牧園小学校は再開されなかつた。教師がいないのである。ようやく再開されたのは明治十一年の秋であつた。明治十二年九月、学制を改めて教育令が發布せられた。

学制の国家本位、一郷一校という形式的な、フランス式の施策に替って、各村それぞれ必要に応じて学校を設立するアメリカ式のやり方に転換したのである。踊郷でも明治十三年に、中津川、万膳の小学校が設立せられたが、これらは初等科三箇年をおくもので、牧園を本校としてその教員が巡回教授するものであつた。小学校はそれの上に中等科三箇年、高等科二箇年をおき、公選の学務

委員によって管理せられた。学令は満六歳から十四歳までであったが、義務教育年限は十六ヶ月と定め、その施設経営は町村に一任せられた。

明治十八年諸官制の大改革により、新しく森有礼が文部大臣となり、十九年視学の制度がおかれ、小学校令が定められ、小学校は尋常科、高等科、各四箇年となり、尋常科が義務教育となったが、初等科のみの小学校は簡易科として代用を認められ四年制となったのは明治三十年のことであった。この時、地方経費節減のため、学校の経営は授業料と寄附金をもって支弁し、町村はその不足額を支出することとしたが、明治三十三年に授業料は徴収せざるを原則とすることに改正せられた。

明治二十三年十月「教育に関する勅語」が刊発せられ、翌年二月はじめて紀元節の佳辰を卜して盛大な奉楽式が挙行せられ、この時はじめて紀元節の歌がうたわれたが、この歌はお由羅騒動に殉じた高崎六右衛門の一首で、明治天皇の歌の師となられた正風翁の作であった。

雲にそびゆる高千穂の

高嶺おろしに草も木も

なびきふしけん大御代を

仰ぐ今日こそ楽しけれ

云々の歌詞は、霧島を常に仰ぐ吾々にとっては長く忘れられない思い出であった。

勅語のかん発といい、この歌といい、鹿鳴館時代という外来文化にうかれた時代をのりこえ、固有文化への反省時代に入ったのである。憲法が作られ、議会が開かれ、時代はまさに躍進の時代に入った時起ったのが日清戦争であった。

当時韓国の政情は動揺して親日・親清の両派に分れて対立していたが、明治二十七年排外的な農民の反乱（東学党の乱）がおこったのをきっかけに、日清両国は朝鮮に出兵し、朝鮮の支配権をめぐる対立し、ついに日清戦争へ突入した。戦は日本有利のうちに、朝鮮から清軍を一掃し、さらに遼東半島、山東半島を制圧し、下関に講和条約が締結せられた。

牧園出身戦死者

子備陸軍歩兵一等兵 深川銀次郎

同 田代権四郎

日清戦争の結果、遼東半島の還付、北清事変の結果あきらかになったことは、満州その他にまつわるロシア

の南下野望であった。日本とイギリスとは、その窮極において相通する立場にあり、日英同盟が契結されたのはこの頃である。

ロシアとの対決上、日本の取った方策は数々あった。重工業の開発をはかるために、八幡製鉄所を創立したのもその一つである。明治三十五年に起った八甲田山における死の行軍も、満州の野戦に対する準備工作の一つであったのであろう。野戦に備えて、軍馬補充の目的で、国立牧場が設けられたのも同じ目標であったと思われるが、数ある候補地のなかから選ばれたのは青森県と鹿児島県であった。九州種馬牧場が牧園に開かれることに決したのは、明治二十九年の五月のことであった。

第六節 国立種馬牧場

明治二十九年四月、勅令一三九号によって種馬牧場及び種馬所官制が發布され、将来種馬牧場及び種馬所設置の見込みのある馬産地に技術官を派遣して、その実況調査を行なった。当時政府としては全国に二箇所の種馬牧

場と十六ヶ所の種馬所の設立を予定しており、鹿児島県に於いては県提供の候補地七ヶ所につき実地調査を行ない、九州種馬牧場の位置を当時の桑原郡牧園村に決定した。他の一ヶ所は青森県上北郡七戸村の奥羽種馬牧場に決定した。また種馬所としては岩手種馬所、熊本種馬所等七ヶ所が決定をみた。

種馬牧場は種馬所に供給すべき種牡馬の生産を目的とし、場所を明治二十九年五月農商務省告示第十号に基づいて牧園村大字下中津川とし、現在の大字高千穂である。古老の話によれば実状調査の案内役は土地の事情に精通した、下中津川の迫金次郎氏であったという。

さて、牧場設置は決定したものの、建築資材の運搬については、鉄道もトラックもない時代のものであり、困難を極めた。霧島方面は、霧島神宮等の関係もあってか、すでに明治二十八年には県道が、国分経由で開通していたので、浜ノ市まで海上輸送によって運ばれてきた資材は荷馬車で国分―重久―関の坂を経由して田口の辻まで運ばれ、田口の辻からは牛車で掘ノ内―崩渡―界子―甲辺―岩下―母ヶ野―真頭に至る急な坂道を運搬した。その当時、通路にあたる岩下部落では、武センギク

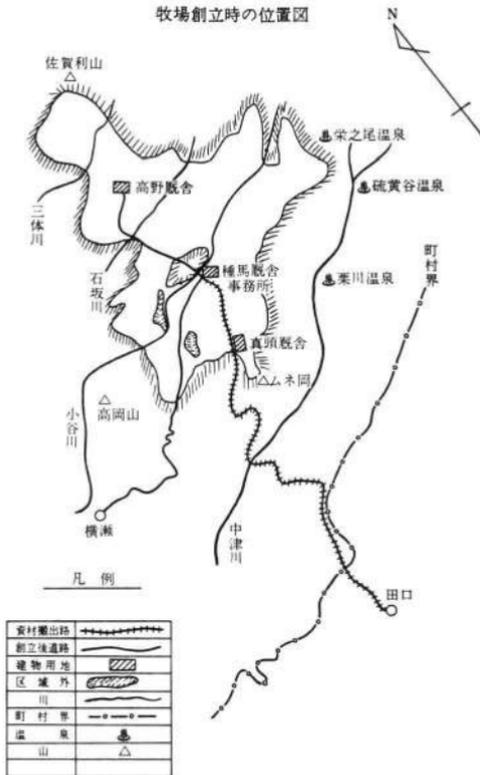
というおばさんが豆腐屋をしておられたそうで、牛車を引く人たちはそこで豆腐をオカズに弁当を食べたという。その頃豆腐一丁の値段が五厘であったという話である。

牧場用地の周囲は高さ一・八メートル、底辺が一・八メートル、上辺〇・九メートルの土塁が構築され、その延長は五十二キロあるといわれていたが、実はその周囲だけではなく場内にも土塁が構築されていた。場内には加治木の原田某の所有地約三十町歩があり、その所有地が三ヶ所に分散していたので、その周囲にも土塁が構築されていたという。

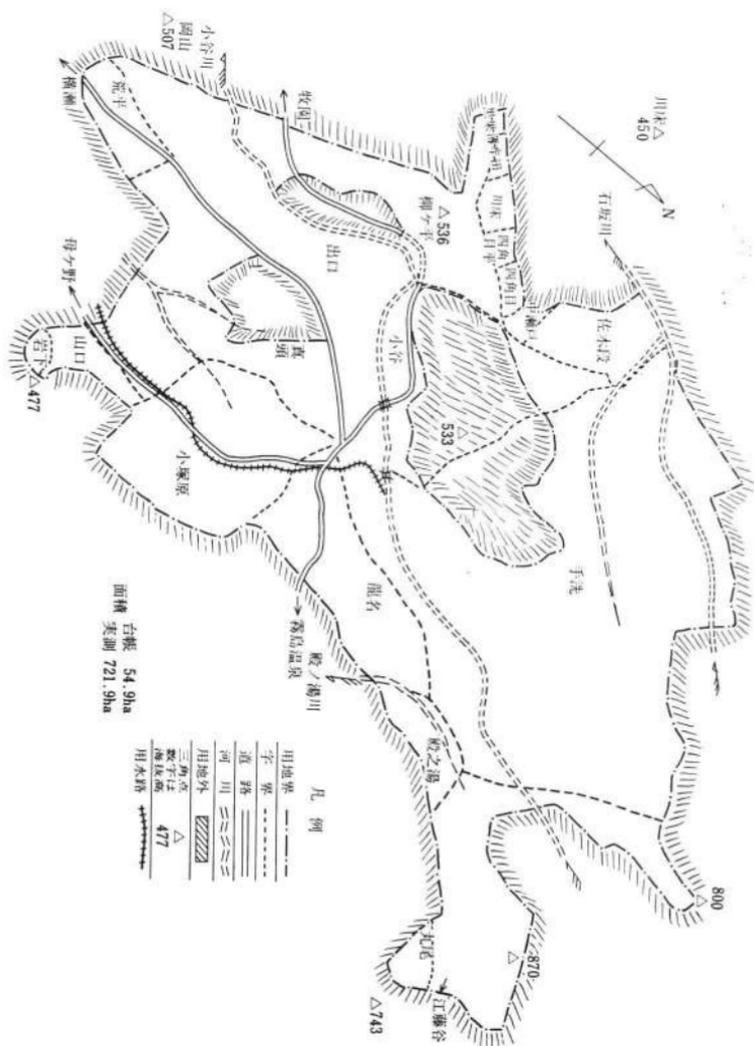
耕作業務は畑地が整備されると、北海道から大量の農具が導入され、大農式の耕作が始められた。畑地耕起には再墾機でまず土を掘り起こした後、ディスクハーローと呼ばれる碎土機で整地した。牧草の刈取りにはモァーという機械を馬二頭に引かせて行なわれた。刈取られた牧草は、カクハン機にかけた後、乾燥さ

せ、乾草舎に収納した。また秋には野乾草切りといって冬場の馬の飼料にするための草刈りが、九月中旬から十一月初旬まで、臨時人夫を使って行なわれた。従業員については、種馬、牝馬の取扱者約四十人、耕作者十人程であった。しかし、耕作の場合、大農具を使用するので常勤の人夫では足りず、臨時人夫を使用することが多かった。勤務時間については時期によって多

牧場創立時の位置図



九州種馬牧場より鹿児島種馬所へ引継られた用地図写



少の差があり、夏場は午前六時から午後六時までであり、冬場は午前七時から午後五時までであった。その中で昼食時間が一時間で、午前、午後それぞれ十五分間の休憩時間があるだけであった。

常勤の人夫については、種馬の取扱いをする牧手と、耕作業務に従事する耕手とがあり、牧手の場合、馬の頭数によって、また耕手の場合、耕作面積によって定員が決められており、耕手は町内在住者が主であったが、牧手は町外の人が多かった。

牧場事務所は、現在の国民休養地内の小鳥の森の中にあって、そこには場長の他十名程度の事務職員が配置されていた。

歴代場長の氏名は次の通りである。

初代 水原勝五郎 明治二十九年六月より
明治三十五年四月まで

二代 安楽準之助 明治三十五年四月より
明治四十年八月まで

三代 南沢 時義 明治四十年四月より
明治四十年八月まで

牧場設置に伴い、牧場周辺には急に人口が増え始め、日用雑貨品等を販売する商店もできた。また牧場に働く作業員や、職員の家族が増えたことにより、米、麦、雑穀等がよく売れるようになり、附近の農家も潤い始めた。中には臨時作業員として賃稼ぎをする農家の人もいた。

さらに牧場事業の拡大により、請負工事が多くなり、そこに働く附近の農家の人々の所得も次第に向上した。また他村からも賃稼ぎのために移住してくる人々も多くなり、その為に子どもの教育施設が必要が生じ、明治三十一年五月母ヶ野に中津川尋常小学校母ヶ野分教場が設置されることになった。校舎は栗川温泉の自炊小屋を買取り、部落民の労力奉仕によって建てられた。修業年限は三ヶ年で、一年生から三年生までの複式授業であり、祝祭日や卒業式など年に数回は、中津川の本校に行かなければならなかった。

明治三十五年、鹿児島―西国分(隼人)間の鉄道開通と横瀬―牧場間の道路整備により、一時横瀬が交通、経済の中心となり賑いを見せた。その後、牧園麓―霧島温泉間の県道開通、国鉄肥薩線の開通により、牧場周辺の

人口が激増し、明治四十一年三月竜石（現在の高千穂）尋常小学校が設置された。母ヶ野分教場はそのまま置かれていたが、大正五年九月廃止された。

明治二十九年五月以来、十年余りに渡って経営されてきた九州種馬牧場も軍馬供給の必要性が無くなり、明治四十年八月、内閣告示第四号をもって廃場となった。その後、建物と用地の一部を引き継いで明治四十年八月、鹿兒島種馬所として新しく出発することとなった。この頃になると、交通事情も牧場時代に比べて便利となり更に明治四十三年、高千穂街道が開通するに及んで、かつての牧場周辺もさらに賑いをみせることとなる。

大正の頃、はじめてトマトを作っておられたことも聞いた。牧場が桜の名所として有名になったのもこの頃であるから、種馬所に変更された明治の末に植樹されたものであろう。

この牧場に配置された馬は、フランス搬入のフェドル号、サラブレットのアルピオン号、フリーボン号、ポーツアウス号、アラブ種のガズラン、エルステ、アングロアラブのイスベール号などがあり、牧場廃止の際払下げ

を受けた民間の馬はその後も愛用せられ、今も荒田にはその墓が残っている。



イスベール号の墓

第七節 日露戦争

一 和氣清麻呂遺跡碑の建立

明治三十四年秋、和氣公遺跡碑が、犬飼滝のほとりに建てられた。この地は島津斉彬が嘉永四年に巡歴し、和氣清麻呂が流調せられた遺跡の地と定められ、当時教科書にその名を掲げられて奈良時代第一の忠臣として特筆大書されていたのであるから教育的にも大きな意味を持



大正10年頃のエハガキ

っていた。

建碑の主力となったのは左京の有志である。

かねて斉彬公が天下に紹介せられた和氣清麻呂の遺跡が、斉彬公手植の松の残るのみに放置せられているのを慨し、その植樹五十年に当る年を記念して着手せられたのである。

この年は清麻呂没後一千百年に当る年でもあり、東京の県出身者の間に、広く募金のくわだてが試みられていた詳細が県立図書館蔵薩藩旧記に記されている。

その後二十五年、「照国公手植の松の碑」「稲積翁碑」「稲積翁宅跡」「高寺跡碑」「亀園湧碑」などが大正十四年に立てられた。

和氣清麻呂は戦後の歴史には影の薄い存在となっていた。しかしこの人は平安京を開くために造宮大夫の要職につき、京都一千年の基を定め大阪にも摂津大夫として土木事業の上にその手腕が示されているので新しく再発見されなければならない。

二 日露戦争

明治三十六年当時の中津川小卒業生の一人に次のような日記が残されている。

二月十四日 曇天 樟脳の葉取り 二十輪あり

収入 壹円四拾銭

支出 五拾貳銭 荒粟一斗代 貳拾銭 薬代

拾貳銭 煙草代 二十二銭 塩代

二月十八日 曇天暖 県道修繕へ出る

収入 竹皮 二銭

二月二十一日 曇天 学校建築に出る

二月二十三日 曇天 井手上清来る

相伴い国分へ行く四時頃帰宅「言文一致文例」清

へ貸す

代
純農村であった中津川の生活はこの日記のふしぶしに伺えるようにつつましく、またきびしいものであったと思われるが、日本はようやく軽工業の段階を脱却し、重工業に足をふみこみ、先進国に近づこうとしていた。この時に当り満州を舞台として、南下兵力増強を計るロシ

ヤを、先制攻撃して宣戦を布告したのは明治三十七年二月であった。しかし難攻不落を誇った旅順の二〇三高地をおとし入れたのは翌三十八年の一月一日のことである。ようやく奉天（今の瀋陽）の陸軍の大決戦に勝利をおさめたのは三月の十日であった。後進国日本にとってそれは大きな不安であった。日本の戦力はようやく底をついて来たのに対し、ロシヤはバルチック艦隊を派遣、はるばる印度洋をこえて大迂回させつつあり、戦局の逆転もありうる情勢であった。こうした時点で戦われた日本海々戦の奇勝は、両国講和のきっかけを作った。この戦役における牧園村出身者の物故者は次の六名にすぎなかったという。

牧園村の日露戦争戦病死者

氏名	死没年月日	年令	階級	死没場所
池田義彦	明治二〇・三	二五	陸軍歩兵 上等兵	満州
川原喜次郎	〃六・四・三	三三	〃一等兵	清国盛京省
遠山甚七	〃六・九・三	三三	〃二等兵	〃
川西新太郎	〃七・二・九	三三	〃	小倉陸軍病院
大窪袈裟介	〃六・一・六	三三	〃一等兵	清国盛京省

大山 栄介 〃六・三・一

〃輻重兵 清国西関病
伍長 院

三 国立製材所の設置

日露戦争の勝利は日本国民の自覚をうながして、政治外交経済に一層の躍進が見られ、明治初年以來の懸案であった不平等条約の改正も、ようやくその緒につき、明治四十年に義務教育たる尋常小学校の修業年限を六箇年に延長し、教科目には日本歴史、地理、理科を加え、高等小学校は三箇年とすることができるよう改正せられた。

牧園村に国立の製材所が建設せられたのはこの頃であるが、この辺りは今でも「製材所」と呼ばれている。

万膳水掘地区に国立の製材所があったのは、明治三十六年から、大正六年に至る十八年間であった。水掘地区には当時としては珍しい火力による製材所で、その周辺には製材所団地や職員宿舎等が築造され、一時は大変な隆盛を極めたと言われる。

作業行程は霧島国有林の大木を伐採し、木馬きまに乗せて、山道に敷きつめられた小木の上を引き手が油を塗り

つつ人力で運んだ。

製材所では、建築用材や板として製品をつくり、あるいは直径二m以上の巨木のまま製材所から牧園駅（現在の霧島西口駅）までの林道（軌道）をトロッキで運んだが、この作業は非常に危険で、多くの死傷者が出たといわれる。

当時の牧園駅には、大量の材木や丸太の巨木が積まれていた。しかし、このように隆盛を極めた万膳製材所も霧島が国立公園に指定されて以来、森林の伐採がその景観をそこなうことなどもあって、大正八年に廃止されるに至った。

当時の従業員は伐採人夫二十人、製材工場職員二十人、製材所から牧園駅までの搬送員十人、総勢五十人程であった。

由来藩政時代における周到なる山林保護の政策は幾百年良林の荒廃を防ぎ、藩の経済に少なからざる余裕を与えてきたが、維新後は濫伐が起り、その上西南の役の兵乱のため荒廃したが、国有林に林区の制度が実施せられたのは明治十九年四月である。明治二十五年の調べの中に、万膳、鉾投、黒岩、新床、の官林が示されている。

三十年森林法が制定せられ、四十年の改正森林法によって森林組合の制度ができたが、牧園に森林組合ができたのは昭和十六年であった。霧島のノカイドウの分布が牧野富太郎博士（東大講師）によって注目せられたのは明治四十二年であったが、農林省が天念記念物としてこれを指定したのは大正十二年のことである。

第八節 村治所載の牧園村(上)

一 明治末の牧園(明治四十二年村治より)

1 町村会

種別 村会 会数 一

議員数 土族十一人 平民五人 計十六人

選挙権を有する者

土族二八四人 平民五九一人 計八七五人

2 町村吏員月俸調

階級別	人員	支給金額		
		月俸	報酬	合計
村長	一人		一三三円	一三三円
助役	一人		一〇〇円	一〇〇円
常務学務委員	一人		八円	八円
常設委員	六人		三四円	三四円
収入役	一人	一〇円		一〇円
書記	八人	六六円		六六円
計	一八人	七六円	六五円	一四一元

3 不具者職業調

職業別	聾		盲	風癩	白痴
	男	女			
無職	一	一	一	一	一
鍼灸術	一	一	三	一	一
計	六	九	九	一	一

4 道路の延長(町道)

幅老間以上 二〇里九町四三間

5 橋梁の個所及坪数

個	数		坪	数
	總数	県税		
九	三	六	一四八坪	五二坪
			九六坪	

6 溜池用水路

溜池	堰堤		溝	梁	開及樋
	個所	面積			
	個所	延長	個所	延長	個所
	二六	四町八間	三九	一五里一六町	四〇

7 人口及戸数

明治四十一年十二月三十一日現在

人口七二九二人(前年ヨリ増一七一人)

戸数一二四五戸(一七戸)

前四十年ニ比シ人口及戸数増加スルハ本村ハ土地広漠ニシテ未ダ開墾耕作シ得ルノ地多キニ依リ年々入寄留者及転籍シ来ルモノ増加シ且ツ近来出生届出ノ義務ヲ怠ルモノ少ナキニ依ル。

8 学 事

学校数五 分教場一

学校ト家庭トノ連絡ヲ通スル為メ春秋二回父兄懇話会ヲ村内各学区毎ニ其小学校ニ開催シ村長及校長各教員学務委員等出席シ父兄ト諸般ノ協議ヲ為シ以テ連絡ヲ取レリ。

9 衛 生

○伝染病

四十一年中ハ伝染病患者一名モ発生セズ避病舎開舎ノ要ナカリキ

○種痘

種痘ハ春秋二回未痘児及再三種マデ施行スルヲ例トスルモ四十年末来大坂・兵庫・佐賀地方等ニ天然痘

患者發生シ病勢猖獗ヲ極ムルノ報アリシニ依リ之レカ子防策トシテ種痘ヲ勵行シ前記再三種人員以外ニモ多数接種シタリ

衛生思想ノ普及及清潔法施行等ニ就キ春秋二回衛生談話会ヲ開催シ衛生正副組長及衛生部長ヲ出席セシメ諸般ノ協議ヲナシ猶ホ医師ヲ招シテ衛生上ノ講話ヲ為サシメタルニスコブル聴衆ニ感動ヲ与エタルモノノ如ク一般ニ進ンデ清潔法ヲ勵行スルノ傾向トナレリ

10 農事

○四十一年ハ風雨旱等ノ天災ナカリシ上諸作物一般著シキ害虫ノ發生セザリシ為メ近年マレナル豊作ニテ平年作ノ一割以上增收ヲ見タリ

○養蚕ハ漸次飼育戸数増加スルト共ニ従来ハ大抵春蚕ノミ飼育セシモ本年ヨリハ夏秋蚕マデ飼育スル戸数増加シイヅレモ良好ノ結果ヲ得タリ、ナホ常置及短期ノ蚕業教師二名ヲ聘用シ一層奨励ヲ計リツツアリ

○煙草作、本村ハ四十年以來煙草ノ試作地区域ニ編入セラシ地質之レカ耕作ニ適シ四十年ノ耕作反別ハ十二町六反歩余ニシテ其ノ賠償金額實ニ四千二百拾

円ノ多額ニ上リ農家ノ副業トシテハ此ノ上ナキ恰好ノ作物タリ故ニ二年一年ニ一般之レカ耕作反別ヲ増加シツツアリ

11 稅務

近來国県稅其他諸稅滯納者ヲ出サザル事ニ勉メタル結果、漸次コレガ人員ヲ減少スルニ至レリ、独リ村稅ニオイテハ滯納者猶減セザルハ甚ダ遺憾ノ次第二テコレガ弊風矯正ニ勉メツツアリトイエドモ未ダ充分ノ効果ヲ見ズ。由來本村ハ基本財産ノ設備甚ダ乏シク歳入金ノ多クハ各戸ノ負ウ尠トナリ一般負担多額ナル為メ從テ良好ノ成績ヲアグル能ワズト認ム。然ルニ將來基本財産構成ノ目的ヲ以テサキニ村内官有林野多数ノ払下ゲ子約ヲナシアルニ依リコレガ村有トナリタル曉ニハ幾多ノ收入出デ此ノ幾部ヲ歳入トセバ從テ各戸ノ負担モ輕減トナリ良好ノ成績ヲアグル難カラザルナリ

12 財産明細

田	一反九畝一三步
畑	八反四畝二三步
宅地	六反一畝一三步
山林	四反四畝四步

家屋 三〇棟 四七七坪

鉱泉 一二步

原野 一畝

村基本金 一一二〇円五九銭一厘

有価証券 六枚 一一〇〇円

二 大正初期の牧園(大正四年村治より)

1 選挙

○衆議院議員 有権者一四四人

三月二十五日選挙一三九人投票

○県会議員 有権者三七三人

九月二十五日選挙二二二人投票

○郡会議員 有権者三七二人

十月二日選挙四十人投票

2 衛生

○清潔法は春季・臨時・秋季の三回施行

○伝染病患者発生せず

○種痘は八月五日〜七日実施

第一期二六九人 第二期二九二人

○壮丁トラホーム及花柳病検診一月二十八日執行

受験人員六〇名 トラホーム十二人、花柳病一人

3 村条例及規定

○伝染病予防救治従事者へ手当金支給規定

○牧園村小学校基本財産蓄積条例

○牧園村有給吏員給与条例

4 村会

○通常村会四日、臨時村会十三日計十七日

○議案件数三十件

5 戸籍

○出生児 男一四二人、女一二六人計二六八人

○死亡者 男五五人、女五一人 計一〇六人

○出寄留者 男二八五人、女二〇四人計四八九人

○入〃 男五九四人、女四六〇人計一、〇五四人

○本籍人口 男四、四八三人、女四、四〇二人

計八、八八五人

○本籍戸数 一、二三八戸

○現在〃 一、四六八戸

○現住人口 男四、七三七人、女四、六五一一人

計九、三八八人

○外国へ在留者 男九人、女三人 計十二人

6 主要産物収穫高

米 七、六三八石 麦 五、〇七七石

粟 五、七八五石 大豆 一、〇七二石

菜種子 一、三二五石 繭 七七石

7 畜産

○出生 仔馬四一二頭 仔牛三六頭

8 村内有租地

○田 三三五町四反六畝十八步

○畑 二、一〇六町四反三畝九步

○宅地 三二万二、六九二坪

○山林 九八六町八反九畝十一步

○原野 二、五四一町七反五畝三步

○鉱泉 六畝十七步

9 兵 事

○五月十日横川徴兵署にて壮丁身体検査

七二名受検、六九名合格

○陸軍入営者十四名、海軍入団者三名

○陸軍帰郷者十名

○在郷軍人 陸軍四四〇人、海軍五人

10 学 務

校 名	職 員 数	児 童 数
牧園校	九	三五二
万膳校	四	一八三
竜石校	四	一一三
三休校	三	九一
中津川校	七	三一
持松校	三	一一二
計	三〇	一、一八二

11 税 務

○国税

地 租 八、三四五円三六銭五厘

所得税 七一〇円八四銭

營業税 五六四円一〇銭

醬油税 四九六円五〇銭

壳薬税 九円

計 一〇、一二五円八〇銭五厘

○県税

地 租 二、七七四円七六銭

戸数割 三、〇五一円六四銭

營業稅 三六六円四三銭

計 六、一九二円八三銭

○村稅

地租附加稅 一、五〇六円一六銭

戸數割附加稅 一一、六九三円九四銭

營業 〃 二五八円二二銭

雜種稅 〃 一、四三四円

所得 〃 五二円四六銭

計 一四、九四四円七八銭

12 職業別戸數

種 類	專 業	兼 業	計
農 業	一、〇四六	二四一	一、二八七
工 業	〇	三八	三八
商 業	四〇	八八	一二八
雜 業	〇	三〇	三〇
合 計	一、〇八六	三九七	一、四八三

13 大正三年の赤痢大流行

大正三年に本村に赤痢が大流行した。七月二日三休堂に發生してから全村に及び一二四名の多きに達した。役場吏員は一時は全員がその予防救治に従事し、病舎

不足の為一棟増築しそれらの費用に三千余円を支出した。字毎の患者數・死亡者數次の如し。

宿窪田 九(〇) 三休堂 一九(二)

万 膳 一三(一) 下中津川 二八(四)

上 〃 二二(〇) 持 松 三三(六)

三 大正後期の牧園(大正十二年村治より)

1 選挙

○衆議院議員選挙権を有する者 四三九名

○県會議員選挙権を有する者 一、一一四名

○村會議員選挙権を有する者 一、一一四名

○九月二十五日県會議員の選挙を行ない有権者九五七人にして内投票したる者八八二人なり。

2 衛生

○本年中伝染病患者の發生を見ず仕合せなりき。定期清潔法及種痘は例年の通り施行せり。

○建築中の伝染病隔離病舎は工事に三月十六日着手、八月二十五日竣工したり。完全なる病舎を建築し得たるは大に喜ぶべき事とす。

3 兵 事

○壮丁人員八五名にして内合格したるもの一四名

○陸軍現役兵志願者なし

○退營帰郷したるもの一二名

○海軍志願者二名にして内合格したるもの一名

○帰郷したる海軍兵一名

4 勸 業

○煙草

耕作人員一〇九人、作付反別五町四反八畝歩

收穫高一八六貫、価格七、二一四円

(降雨多きため被害約二割減)

○主要物産収獲状況

種類	作付反別	収 獲 高	価 格
水 稻	二八〇町	四、六三〇石	一五三、三九六円
陸 稻	二〇〇〃	一、二六〇〃	三九、〇六〇〃
田 麦	一一〇〃	一、三六六〃	一一、三〇九〃
畑 麦	一三三〃	九三九〃	七、六〇五〃
粟	四五五〃	八、五二〇〃	五一、一二〇〃
大豆	三八五〃	一、九二五〃	三六、五七五〃
そば	一八三〃	一、六四七〃	一三、一七六〃
菜種子	一九五〃	一、五二一〃	一九、九七三〃

○年内出産仔馬三〇六頭内斃死一三頭

残り二九三頭、価格二六、四二〇円

○蚕業は全部全芽育を奨励し共同飼育をなさしめたり

収獲状況

種 別	掃立枚数	収 獲 高	価 格
春 蚕	一八〇枚	九五二貫	九、五二八円
夏 蚕	三九五〃	一、三二八〃	一〇、九五二〃
計	五七五〃	二、二八〇〃	二〇、四八〇〃

繭の販売については正量取引を奨励し都城郡是会社と契約して其大部分を販売し残余は横川村共同販売所にて販売したり。然るに将来掃立枚数の増加と本村に共同販売所を設けたくいずれも養蚕組合において計画中なり。

5 学 事

○村内各校職員・児童数

校 名	学級数	職員数	男		女		計
			数	高	数	高	
牧園校	一〇	一三	二七五	一三	一九六	四七一	
三体校	三	四	六八	一	四五	一一三	
万膳	七	九	一五五	一	二五	二八〇	

中津川	八	九	二二八	一七一	三九九
高千穂	三	四	九三	七一	一六四
持松	三	四	七四	九三	一六七
計	三四	四三	八九三	七〇一	一五九四

6 有租地

田	三七八町一反六畝十九步
地価	七八、五六〇円五一錢
宅地	三〇万四、一二四坪
地価	五五、五三一円二一錢
畑	二、〇八二町一反七畝二五步
山林	六六、四二〇円八六錢
山林	一、〇二二町五反三畝一步
山林	七、一五六円六一錢
原野	二、六〇一町二反一畝二九步
原野	五、一二七円六〇錢
鈹泉	六畝二五步九合四夕
鈹泉	六五〇円一七錢
雜種地	二畝七步
雜種地	八錢

7 戸籍

○出生 男一七〇人、女一九二人、計三六二人

8 稅務

○国税

○死亡 男 八二人、女一一三人、計一九五人
 ○婚姻九五件、離婚一五件
 ○入寄留 男五〇七人、女三五七人、計八六四人
 ○出寄留 男三二六人、女四一七人、計七四三人

種 別	発 布 高	納 入 高	滞 納 高
田 租	三、五三、四	三、五三、四	〇
宅 地 租	一、三六、五	一、三六、五	〇
畑、雜地租	三、六三、四	三、六三、四	〇
所得稅	三、四六、七	二、四〇、六	六、五九
營業稅	二、四三、三	二、三三〇、一〇	一三三、三
醬油稅	七二六、五	七二六、五	〇
營業營業稅	四九、〇	四九、〇	〇
計	一五、一九、八	一五、〇〇、六	三九、七一

○県稅

種 別	調 定 額	納 入 額	未 納 額
地 租 割	一〇、五三、九	九、三五、〇	一、一七、九
戸 数 割	八、三七、三	七、〇一、七	一、三九、六
所得稅附加稅	八、九	六、九	三、〇

營業稅附加稅	一、四七、四〇	一、一三、八〇	三二、六〇
売業附加稅	一、一七	八三	六
県稅營業稅	六一、四七	五五、九六	八五、五一
県稅雜種稅	三、四五、五三	二、九七、五五	四七、〇七
計	二四、四五、二六	二、〇五、四三	三、三六、三三

○村稅

種 別	調 定 額	納 入 額	未 納 額
地 租 附 加 稅	四、八三、〇五	四、八〇、三三	三、九三
國稅營業稅附加稅	一、二八、三三	一、〇六、九元	二〇、九九
売業營業稅附加稅	二、五〇	一、四〇	一、一〇
所得稅附加稅	三三七、元	三二八、五	九、三
県稅營業稅附加稅	六一、四七	五〇、〇一	九、四六
県稅雜種稅附加稅	三、四五、五三	二、五九、〇一	八三、五
戶數割附加稅	三七、〇〇、九	三三、四五、七	四、六五、三
計	四七、二四九、元	四一、六六五、七	五、六三三、四

9 村 会

会数一回、日数二七日、附議件数五二件
 議員定数一八人（現在一六人）

10 月 俸

村長三八円、助役三四円、収入役三三円

11 常設學務委員二七円、畜産技手五〇円
 不具者職業別

種 別	聾		聾啞		盲		白痴		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
無職	一	一	二	一	五	三	三	二	一〇
鍼灸術	一	一	一	一	三	三	二	二	八
計	二	二	三	二	八	六	五	四	一六

12 村基本財産

現金 一、一三四円六錢
 農工銀行株券 旧株四九四株 新株二四七株
 宅地 六畝六歩
 田地 一反六畝五歩
 畑地 四反二畝二歩
 山林 四反三畝一〇歩
 鉦泉 一二歩

第九節 大正期のあらまし

薩の海軍、長の陸軍という名にささえられ、戦われた日露戦争の後、なおしばらくは藩閥内閣が交代したが、

大正期の安楽

大正十年原内閣の成立とともに、民本主義（当時デモクラシーをこうよんだ）を基調とした政党政治へと進んで行き、大正三年にはじまった第一次世界大戦に日本はきわめて有利な立場にあり、その後数年好景気はその絶頂に達し、政治的にも経済的

○妙見発電所創設

発電所名 鹿兒島第五発電所
電圧（発電機）三千五百ボルト
電流（発電機）第一号機二三九・五
アンペア第二号機二

九八アンペア

落差 第一号機二九七尺 第二号機

一二四尺

鉄管の太さ 第一内径三尺 第二内

径六尺

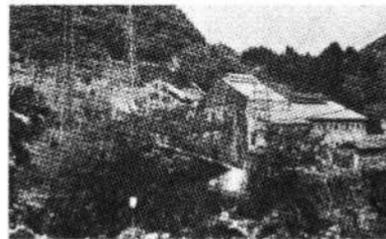
トンネルの長さ 約五キロ

（昭四牧小郷土誌所載）

にもいわゆる大正デモクラシーの風潮に湧いた頃である。

その頃中津川には当時としては珍しい水力発電所の工事がはじまった。大正六年から十年頃まで続いたトンネルの掘さく工事は多大の人員物資が投入され、安楽、妙見には多数の飯場が設けられ、炭山地帯のような賑わいを呈した。

当時の小学生の眼に映じた工事現場を、当時の作文（当時は綴り方といった）から拾ってみよう。



夜業見に 高二 安栖 豊

僕の家のすぐ上に、こんど発電所の水路すいぢろを作るのに、毎晩夜業があるので、僕は弟と二人、夕飯がすむとすぐ、工事場に行つてみた。二間位づつ隔てて電燈がいくつともなく耀かがやき、セメント倉庫ぐらの側には高さ三間ぐらゐの円柱木えんちゆうぼくが立ち、其の上には百燭光位の電燈が取りつけてある。それは下の方からセメント樽を人がかつかいでくる道が明るいようにつけてあるのである。

そこから少し右の方に行くと、水路の上に橋がかけられている。それは農人の通行する橋であるようだ。橋のすこし左の方には二間半位、もう上の方が石でまいてあるの年だ。

こんどは又もとの所に来て左の方へ行くと、そこにはとなりの電工夫の広志君が電燈をつけてゐる。「今夜も来たのか」「はあ」と返事して、こちらはあまりおもしろくないので、又後の方へ引きかへした。弟が「もうかへろう」と言ふので、「うん、かへろう」と言つて家へ帰った。(中津川小学校・大正十年「子供と学校」所収)

これまで自然にまかせられていた出産が医学的に改められたのは明治四十年頃からはじめて産婆が生れた。

大正のはじめに開業した前田ナヲは八千人の村をひとりでかけ廻っていたが「初産の陣痛は十七八時間、この間異常がなければまず安産、お産は何回してもけいこがいかなぬもの」と言っている。それまでの出産が思いやられる。

この頃町内の温泉場にラッパで人集めをし、一せいに売薬をする白衣の障害者の人たちがあった。この人たちは日露戦役の戦傷者であったと後で聞いたことがある。

世の好景気に背いて、新しい工場をめざして地方の若い娘たちが女工として出稼ぎに行き、貧困な工場生活に「おきなされる女工哀史も少なくなかった。「肺病」という業病ごうびょうが農村を毒するようになったのもこの頃である。

「出稼ぎ」の第二の広場は朝鮮であり、満州であり、福岡の炭山であった。しかし寒冷地になれないし、乾燥氣候に毒せられて肺病や、脚氣になやまされるものも多かった。出稼ぎに失敗した者を受け入れるのも、田園の憂うつの一つとなった。こうして昭和を迎え、世界的な不景気の大波の中に、農村はひっそくの時期を迎えるのである。

〔参考〕 霧島と日暮れさあ

大正十四年十一月のことである。鹿児島県庁舎が完成し、鹿児島農工銀行がその建築祝として記念の絵を贈ることとなり、垂水出身の画家和田英作が招かれ、霧島の絵を描いていただくこととなった。画伯には、青年画家谷口午二、青年彫刻家安藤照が同行した。

天氣が思わしくなくて、画伯たちは一週間ほど榮尾に滞在する破目となった。時が経つにつれて、隣室の客が気がかりとなってきた。午二と照とは顔を見合わせて云いあった。隣の客は、どうもしゃれた御人だ、というのである。廊下を通る時も、タオルを頬かむりをしたようなかっこうをして、傍若無人といった風態である。

女中も不審に思っている。宿帳をしらべてもらった。

午二、照たちは教育業として宿帳に記帳したのであるが、隣の客は、和歌山県人著述業としてあるという。

旅館の番頭は、ひぐれさあというあだ名をもった有名な番頭であった。ひぐれさあ曰く、おとなりさんは、一日中微吟低唱をつづけながら、鉢巻姿で和紙の上にまたがるようにして字を書いておられる。

ある日の朝、宵の明星が谷間に光っていた。早く起き

ないか、といつて、奥さんを起しておられた。

榮尾滞在中に、英作画伯は霧島の制作のあいまに、青年午二の肖像画（四号）も描かれた。

著述業の夫妻はやがて鹿児島へ出られた。画伯一行も、制作を終えて鹿児島へもどった。

帰ってみて、新聞を読んでおどろいた。若山喜志子の名で、霧島吟行の随筆がのっていた。隣りのしゃれた、微吟低唱の客こそ若山牧水夫妻であったことを知らされた。

谷口午二は、あらかじめ出席届を出しておいた牧水歓迎会に出席し、幾山河の歌をしるした短冊をいただいた。歓迎会で牧水が記念に渡された数々の記念の和歌は、榮尾旅館での微吟低唱の折の書であった。

牧水霧島にて、の記念の歌としてのこされた「ありあけの……」につづく歌は、宵の明星の歌が原歌であったものが、後になって有明の月にかわっていた。

有明の月は冴えつつ霧島の

やまの溪間に霧たちわたる

ところで、榮尾旅館は、その番頭のひぐれさあで有名な旅館であった。彼は世の中をまっすぐに、あたりまえ

に渡る人間であった。

ある日博多に用が出来て、博多行ききの列車に乗った。熊本駅に汽車が到着したときには、もう日はとっぷり暮れてしまっている。番頭は、列車の中で泊まるわけにはいかないと思い、忽々きょくごと熊本駅に下車し、翌朝の列車に乗ることとした。番頭は、福岡に電報をしたためた。

ここにおいて、もはや日は暮れ候につき、熊本にて下車、一泊仕り候

これ以来、日暮れさあという異名をとって、栄尾旅館の看板男となったものであった。なお、牧水のこの折の山荘での歌は、現在、霧島林田ホテルの下に歌碑となっている。

(鹿兒島自然美画会会長 越山正三)
— 鹿兒島雑筆第五十六号掲載 —

第十節 昭和初期

一 村治所載の牧園村(下)

(昭和七年村治による)

1 本村に於いて昭和七年中記念すべき又特記すべき事項として、本村民の熱望たりし霧島国立公園内定され区域決定も近きにあり、本村将来発展上慶賀に堪えざる次第なり。時局匡救事業として、本村においては県直営県道改修又村営としては村道改修工事荒田線三休堂線着手し着々其の工の竣工に進みつつあり。

戸数人口は年々増加しつつある現状なり。財界不況の際納税成績甚だ遺憾に堪えざるものあり。俸給其他の支払を擱くなしつつありて督促に勉めつつあるも其の成績佳良ならず。又時局に対する国民の覚悟の証左とも云うべき陸海軍人志望者本村においても年々其の数の増加を見るは喜ぶべき現状なり。

2 予算

七年度予算決定の為二月二八日歳入総計七万九千八

百七〇円、歳出総計七万九千八百七〇円を議決し、其の後追加予算として六千六百四八円を増加し八万六千五百十八円となりたり。

3 各種選挙有権者数(七年九月十五日現在)

衆議院議員選挙 二、二六九人

県会議員選挙 二、二二九人

村会議員選挙 二、二二九人

4 村会

議員数 二二名(十二月十日現在。十二月七日田島源一氏死亡)

源一氏死亡)

村会日数 一九日

議案件数 九一件

5 衛生

○清潔検査は例年の通り四月七月十月の三回施行せり年々その成績向上しつつあり本年は部落を一団として表彰せんと計画す。

○種痘は定期種痘を五月に実施

総接種者 第一期 三三七人

第二期 二七八人 計六一五人

善感者 第一期 二二二人

不善感者 第二期 一九四人 計四一六人
第一期 六六人

検診未了 第二期 七八人 計一四四人
第一期 四九人
第二期 六人 計五五人

○トラホーム検診は三月に実施

実検人員 男 一一九人

女 一〇九人 計二二八人

内重症 男 一人

女 〇人 計一人

軽症 男 一三人

女 五人 計一八人

6 戸籍

○伝染病は大字持松に疫痘一名発生し死亡せり。

出生児数 男 一九一人

女 二二七人 計四〇八人

死亡者数 男 九一人

女 八三人 計一七四人

婚姻数 一四三件

離婚数 八件

7 兵事

○昭和七年二月二六日上海附近の戦闘に於いて海軍特別陸戦隊に属したる持松出身一等水兵中小路清彦君名譽の戦死をなせり。即日海軍三等兵曹に進級せしめられたり。後勲八等に叙し白色桐葉章及功七級金鷄勲章を下賜せらる。三月三日遺骨到着するや三月八日佐世保鎮守府司令長官代理、鹿児島県知事代理以下多数参列し盛大なる村葬を執行せり。

○壮丁人員数 一〇一人

内甲種合格 二三名

内陸軍入営者 九名

海軍入団者 二名

一〇名(内合格入営者四名)

○適令未満志願者 一五名

○陸軍帰休退営者 一名

○海軍帰休退団者 一名

○海軍応召者(七ヶ月) 一名

内合格者 五名

内採用者 一名

○壮丁トラホーム患者 八名

花柳病患者

なし

8 学務

○青年訓練所状況

青年訓練所は昭和六年度より牧園高等公民学校を以て充当し年末生徒数一九七名なり。

○村内各小学校学級・職員・児童数

校 名	学級数	職員数	児童数		計
			男	女	
牧園尋常小学校	一四	一五	三三〇	二七七	五九七
三体尋常小学校	三	三	六八	八七	一五五
万膳尋常小学校	七	七	一六五	一六〇	三二五
中津川	一〇	一一	二五〇	二二五	四七五
高千穂	七	七	一三三	一三二	二六五
持松尋常小学校	四	七	八三	九二	一七五
計	四五	四七	一〇一九	九七三	一九九二
農業裁縫専科	五	九	一九	二	二二

○村内公民学校状況

時代の趨勢に伴い出席歩合向上を計る目的にて先年

より各校併置を牧園公民学校として合併し収容せるに、出席歩合や向上せり。尚牧園公民学校以外に各小学校に女子公民学校を存置し女子のみ収容しつつあり。

校 名	学級数	職員数	生 徒		計
			男	女	
牧園等公民高学校	九	六	二六七	二〇	二八七
三体女子公民学校	一	二	〇	一〇	一〇
万膳	一	二	〇	一六	一六
中津川	一	二	〇	二五	二五
高千穂	一	二	〇	一七	一七
持松	一	二	〇	九	九
計	一四	一六	二六七	九七	三六四

9 区及区长氏名

宿窪田 第一区	湯前 進
〃	長崎 末吉
〃	宮原 哲哉
万膳	池田 壮一
〃	松田三袈裟
〃	立元 万助
三体堂	

10 予算内訳
○經常部

科 目	予 算 高	支 出 高	残 高
神社費	二〇〇	〇	二〇〇
会議場	一四、六五三	五、〇七三六	九、六四四、六四
土木	四、〇〇〇	三、四	二九六
牧園校	三、七九六	六、〇七五、八	七、七〇、三
三体校	三、四四四	一、〇〇、一五	二、四四三、八五
万膳校	一、一〇	二、八六七、五	四、一五三、〇五

〃	二〃	福満七次郎
〃	三〃	青山 清治
下中津川	一〃	迫 金藏
〃	二〃	福村 三熊
〃	三〃	青山 清吉
下中津川	四〃	馬場藤五郎
上中津川	一〃	大津 新藏
〃	二〃	板越 清吉
〃	一〃	田方 高清
持松	二〃	池田 光重

第4章 近 代

中津川校	九、八二	四、〇五、〇	五、八五、二〇
高千穂校	六、六五	二、六三、六	三、九一、〇三
持松校	三、九〇	一、五八、〇	二、四八、二〇
小学校共通	一、二七九	三三	一、二四七
牧園公民校	三、六九	一、四七、一、六	二、三七、八四
三体女子公民校	一四〇	〇	〇
万膳	一四〇	〇	〇
中津川	一四〇	〇	〇
高千穂	一四〇	〇	〇
持松	一四〇	〇	〇
伝染病予防	一三三	〇	一三三
伝染病院	〇	〇	〇
衛生諸	二〇〇	〇	二〇〇
教助	五〇〇	〇	五〇〇
警備	六四四	〇	六四四
基本財産造成	六四四	〇	六四四
財産	八四〇	〇	八四〇
諸税及負担	九五〇	〇	九五〇
選挙	三	二、五、七、五	六、九一、二五
地方改良	三	〇	三
統計	二二七	〇	二二七
雑支	四三三	〇	四三三
予備	三三〇	〇	三三〇
經常部計	七、一〇四、一〇四	二六、一六、九四	四、五、一、〇〇、〇〇

○臨時費

匡救土木費	六、五八	〇	六、五八
勸業諸	二四〇	〇	二四〇
公債	三、七四	〇	三、七四
補助	四、四五	〇	四、四五
臨時支計	一五、二七	五七二	一四、五〇六

○部落費

宿窪田	七、三二、六	〇	七、三二、六
三體堂	一、五、三	六、八四	八、四七
万膳	二、五四	〇	二、五四
下中川	三、〇、〇	〇	三、〇、〇
上中川	四、九	〇	四、九
持松	一、七、七	六、〇七	一、一、九〇

12 勸業

- 馬生産頭数 一八三頭 評価格 一一、三一五円
- 内せり市売却頭数一二六頭 価格八、三一九円
- 牛生産頭数 二七二頭 評価格 八、八五四円
- 内せり市売却頭数一二三頭 価格三、七四五円

○現在馬飼育頭数

牡馬 七三頭
 騎馬 六四頭
 牝馬七八頭
 計九二五頭

○煙草耕作成績

耕作反別一四四反、耕作人員二一三人
 量目二一一三キロ、総賠償金一四、二七九円五五錢
 大字別耕作人員 宿窪田 三七人
 三体堂 一八人
 万 膳 六一人
 下中津川 二八人
 上中津川 三九人
 持 松 三〇人

○養蚕

種 別	掃立枚数	取 繭 高	価 格
春 蚕	七、九四五g	三、五〇貫	八、八三円
秋 蚕	四、七五g	二、四〇	三、五三円
計	三、六八〇	五、五五	三、三六円

飼養戸数 三五五戸

○主要物産収穫状況

種 別	作付反別	收 穫 高	価 格
水 稻	四七五反	七、四〇石	一六七、五円
陸 稻	四三〇〃	一、八五〃	三四、三〃
大 麦	二〇〃	一三三〃	五三〃
小 麦	三五〃	五六一〃	五六〇〃
裸 麦	三九〃	三、四七七〃	二四、三九〃
大 豆	四四五〃	五三四〃	三、〇五〃
菜 子	四〇〇〃	一、二〇〃	一一、〇〇〃
甘 藷	二六六〃	九三〃	三、八〇〃
計	二五〇〃	五、〇〇〇貫	三、二五円

13 稅 務

○国税徴収成績

稅 目	発 布 高 円 錢	納 入 高 円 錢	未 納 高 円 錢
田 租	四、四九二	四、〇五五、五	九、八六
畑 租	二、四七、八一	二、〇七、五八	一五、三三
宅 地 租	一、一〇、六二	一、四〇、六六	四、四六
雜 地 租	七四、七六	七〇、九四	三、八二
所 得 稅	一、五一、六五	一、四四、五五	六、四〇
營 業 取 益 稅	一、二六、四〇	九七、〇五	一八九、五
資 本 利 子 稅	三六、〇〇	三五、〇〇	三、四〇
計	一〇、八八、四四	一〇、三六、三三	五七、五

○県税徴収成績

税 目	発 布 高	納 入 高	未 納 高
地 租	九、九五、四八	九、一六、四〇	八五、〇八
特 別 地 税	二、六三、〇一	二、四四、七九	一八、三三
営業収益税附加税	一、〇七、三三	四九、四	六六、七
所得税附加税	八元、七	七三、七	五、七
鉱業税附加税	三、四六	一、〇九	三、三
都市計画特別税	五、六	三、七、九	一、三
家 屋 税	六、四九、五	五、一三、四一	一、三六、三
営 業 税	七元、三	三六、五	三三、六
雑 種 税	四、七八、六	二、八四、七	一、八三、六
計	二六、四七、五	二、二八、七	五、六、六

○村税徴収成績

税 目	発 布 高	納 入 高	未 納 高
地 租 附 加 税	四、〇七、八	三、七九、三	三六、〇
特別地稅附加税	一、四八、三	一、二九、〇	二九、三
營業収益税附加税	三、〇六、八〇	二、五八、八	四八、〇
鉱業税附加税	三、四六	三、五	一〇、三
寄屋税附加税	三、四三、九	二、八八、三	四五、〇
營業税附加税	五三、七〇	三三、〇	二〇、六
雜程税附加税	四、一八、〇〇	三、〇八、五	一、〇九、五

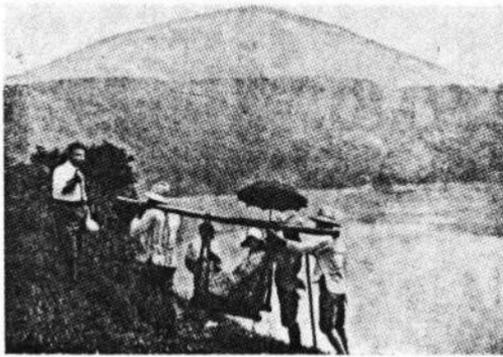
特別税戸数割	計
二〇、七六、三	三、八四、〇
三六、九三、五	二、四四、〇〇
	一〇、四九、二五

二 霧島国立公園の成立

前掲村治（昭和七年）の冒頭にふれてあるように、霧島が国立公園に指定せられる動きは既に大正七年にみえている。

国立公園は対外的にも誇示しえられるような、代表的な景勝地を保護するとともに、それを利用して国民の保健、休養をはかり、教化を向上するために、一定の地域を国家で指定し、経営管理しようとするもので、はやく、アメリカにおいて提唱せられ、一八七二年イエロウ・ストーン国立公園を指定せられたのが、世界でも最初であった。これがヨーロッパ先進国にも伝えられ、自然保護や野生動物育成の公園など、いろいろの形の国立公園が、一九三〇年頃からさかんに誕生した。

我が国でもいち早くその計画が取り入れられて、早く国立公園協会が設定され、昭和五年、当時第一の先達であった田村剛博士が内務省衛生局囑託として各地を調査考



一行晶子野謝と行く湖浪大

量、その結果、雲仙と瀬戸、そして霧島とが最も施設開始に都合のよいところとして第一次の選に入り、昭和九年三月に指定せられたのである。一九三四年のことである。しかし、その後が国は、意外に早く戦いの渦中にまき込まれた。そしてその解決が長びき、戦中戦後の混乱が余りにも大きかったために、この折角の指定も何らの施策の運びとならず、無為のままにすごされた。

そして昭和三十三年、改めて自然国立公園法が制定せられ、霧島は屋久島、錦江湾をふくめて新しい国立公園に指定せられることとなったのである。

この頃着手

せられた日本道路公団による、有料道路の建設事業が進捗するにつれて、公園霧島もようやく世に注目せられるようになった。宿泊案内、その他の施設がととのえられるとともに、観光行政も推進せられた。

国鉄牧園駅が、「霧島西口駅」と改称、よそおいを新たにしたのもこの頃である。

昭和四年七月、与謝野鉄幹夫妻が霧島を訪れたのは、いわばこの国立公園招致運動の一環としてで、当時の改造社長山本実彦氏の力に負ふところが大きかった。山本氏は川内市出身の、雑誌「改造」を発行した有数の出版社の社長であったが、兩人の共著「霧島の歌」の晶子氏の序文には、

友なる山本ぬしは薩摩の人なり。逢ふたびに県の諸勝を語り、殊に自ら生れたる西薩摩なる紫尾山脈の秀麗にして川内川の明媚なることを誇りたまふ。

とある。こうして実現した鹿児島行であったが、その旅で生れて来たのは歌集「霧島の歌」であり、その現地には牧園村長の富田重治や山口知事、石塚月亭などが榮之尾に待っていた。

車をば妙見の湯の軒に寄せもの言ふ時も靡く霧かな

実彦がいざと誘へばともに行く築紫火の国襲の国の山

薩摩路を磯づたいする我が心ナポリに在りし日の如きかな

というのが、その途中での詠である。

霧島入りした寛の歌は、むしろ淋しく、晶子のほうが十分ロマンチックであった。

寛

高千穂の焼石をねり丹に塗りし鈴に先づ聴く高千穂の音

霧島にながながとある青き溪このみなもとは何の涙ぞ

濡れながら車に聞きぬ霧島の牧場を叩く村雨の音
高千穂の高きを踏めるよろこびもほのかに寂しせん

すべもなし

晶子

霧島や神代の巻に帰り来る霧島と思ひてわれもとも

なふ

人の子が人の世に倦み霧島に神を見んため入れる路
かな

溪谷の湯の霧しろし霧島は星の生まるゝ境ならまし
山川を右ひだりして行きつきぬ栄の尾の坂の湯の滝
のもと

秋立つや貝のはだへに似る雲のつつめる神の高千穂
の山

いにしへのきりしま山をわが行きて青き湖畔に至り
けるかも

三 戦いへの道

政友会総裁犬養毅氏が、政友本党床次竹二郎氏の案内で霧島をおとづれ、別掲写真のように和氣公遺跡を訪ねられたのは昭和五年十一月二十六日であった。この頃から政党内閣に対する軍部の不信はようやく顕著になり翌年満洲事変がぼつ発、首相となった犬養氏が兇弾にたおれたのはその翌年の五月であった。(五・一五事件)

満洲国が建設せられたのはその後間もなくであったが、この満洲国の出現は、不景氣にあえいで来た鹿児島人にとって一種の曙光を与えてくれた。鞍山、奉天、旅順、京城、釜山などにどれだけの人達が発展して行った



和氣公址の犬養首相
(昭和5年11月26日大阪)
(毎日新聞所載)

ことか。牧園町人士にとっても第二の天地であり、これらと係り合いのある人達は多かった。この間実業補習学校は青年訓練所へ、そして高等公民学校へと切りかえられた。昭和十一年役場庁舎とともに新しく青年学校が竣工、五月に落成式があった。十二年には青年学校二部生が募集せられ、和氣神社建設について調査がはじまり、また県病院の、霧島温泉治療学研究所が開始された。

十三年三月はじめて満蒙开拓青少年義勇軍が募集せられ、本町よりも七名が参加、水原訓練学校へ入校した。この頃の陸海軍への徵募情況は次表のようである。

年次	陸軍	海軍	空軍
一〇	二七	二	〇
一一	一八	三	〇
一二	三六	七	一

こうして日本の大勢は戦争遂行の方向へと進みつつあるなかに町のふんい気も変化して行った。そしてやがてアメリカ式であった小学校も、ようやくドイツ式の国民学校へと形式・内容ともに改められて行くのである。

満洲にちようり
ようする馬賊の追捕、治安の役割は
鹿兒島人の尚武の風と合い、軍事への関心が強まっていたとき開かれたのが昭和十年の大演習であった。陛下を「牧場」にお



牧場行幸の日

迎えたのはこの時である。陛下御愛用の白雪号が繫留された記念碑が寺原の六観音の境内にあるのをみても当時の感激ぶりがうかがわれよう。

四 町制実施

与謝野鉄幹と晶子が霧島を訪れたのは昭和四年のこと、その旅情は兩人共著の「霧島の歌」となり出版された。その歌集の中の写真をみると、晶子女史は大浪の池に登はんするのにカゴを用いている。四十歳を越して肥まん型の女史のカゴに乗った姿がかかげられている。

それに較べ、昭和十四年に訪れた斉藤茂吉は弁当を持ち、わらじばきの軽装である。紀元二千六百年記念の行事を前にした、対照的な姿である。満洲建国すでに七年、日中事変の戦況も可成に進捗していたが、太平洋戦争の危機未だしの感があり、国民総力をあげて頑張り通す決意にもえていた頃で、昭和十五年に紀元二千六百年記念祝典を県主催で行いたいと思われ、十月四日の午後、弟子の佐藤氏など両三名に見送られて茂吉は特急

上段の寝台を席に東京から西下の途についた。寝台車輛は列車の後尾についており、停車のときに駅のホームからはずれるので、食事は列車食堂ですませたという。駅うりの弁当が買えなかったからである。五日の午後四時五十五分に鹿児島駅についた。(茂吉全集所載年譜による)翌日加治木を経て、鹿児島神宮、高屋山陵に詣で、夕刻、林田温泉に投宿。同行の内藤喬氏は当時鹿児島高農の教授、茂吉が長崎医専教授時代からの旧友であったという。以下は同氏が甲南高校の校誌「甲南」に載せられた懐旧録によるものである。

翌日一行は湯之池からえびのに出、韓国に登って大浪池に泊り、手洗に出た。途次ドンコビツ(蛙)、山フヅキ(もっこく)、夏椿(サラ双樹)、ヒメシヤラ(さるすべり)などの植物の方言の名称に興じたり、さるのこしかけ、ななかまど、野かいどう、うめもどき、大水ごけなどに気を引かれたり、また、猪はまむしを食べるから平口ということ、その暴れた足跡を発見して、その大きさがら、この猪は百斤もの大ものと話し合ったり、かまきりがかまきりを食べている場面を見つけたりして、植物や動物などの自然の観察に傾倒している。岩波書店主と箱

根の強羅でみかけたヤマボーシが、四照花であると教えられては、

ゆくりなくきりしま山にあひ見つる四照花の実をい
くつか食ひぬ

われかつてかすかなるこの白花を思ひておりき箱根
の山に

きりしまの山の中なる四照花その実の紅をひとり恋
しむ

などと詠んでいる。また、りょうぶを見ては山形（茂吉の出身地）では「しほで」といい、葉から塩がとれること、鹿児島では、煮て「りょうぶ」飯にすること、

「みつばあけび」は味噌を入れて焼いて食べることなどの話題が尽きないまま、午後四時十五分に大浪の池の岳に出た。このように自然愛好の志向の強かった茂吉は、また神話や歴史をよく身につけていた。歩いて汗みどろになっては、神武天皇がこんなに汗はかかれなかっただろうと述懐したり、天孫降臨のち歩かれたという薩摩半島の海辺を歩いた時に

すでにしてここの汀を歩みけむくわし女の神乙女子
の神

と、先ず夫人同伴のニギノミコトを連想したりしている。その茂吉は、あくる八日には午前三時に起き、霧島神宮に参拝、未明より高千穂の登山に出発した。

午前三時きりしま山の大神にまうでむとして眼まなこを洗ふ

むら雲にありあけの月こもりしが霧島山をたちまち照らす

けれども、この日は天候に恵まれず、実際に高千穂の登頂を果したのは、二、三日後の十日であった。

高山の峰に立てれば天のぼる霧の渦をただにし見たり

高千穂の峰の上より豊秋の国を見さけてすさびにすさぶ

天の原八重たな雲を押し分けて天降りましきと心かがやく

火を吹き空さへ焼きし上り代を心にもちてわが心燃ゆ

あけて昭和十五年は皇紀二千六百年に当る年であった。この年を記念して牧園村は横川とともに町制を実施することとなった。初代町長森良孝氏はその式辞の中に

茲に光輝ある二千六百年を迎へ、これが奉祝記念として町制実施の声が町民の間に澎湃として起り、これが建議案を村会に提出して可決され、その許可指令に接したのであります。云々

と述べていられる。機をみるに敏なる森町長は、その後間もなく県議会に建議し、島津義久の頃新田開発にちなんで名称の変更された「新川」の名を、旧名たる「天降川」に変更、また昭和初年に建てられた和氣祠堂の拡張を計画、県社なみの社格の規模を実現するなど、戦中にもかかわらずかずかずの事業と施策の画期的なものを残していられる。

当時の主眼は食料の増産であったが、また精神作興の一翼として県の与望を担って進められた和氣神社建立の事業があった。

和氣神社の創建事業は次のように推進せられた。

- 一四年 顕彰会発足
- 一五〇 菱刈大将来町
- 一六〇 山本英輔大将
- 一六〇 境内植樹四千本
- 五 建設許可奉告祭
- 六 目論見書公表

一七〇 平川清高氏 NHKより和氣公につき放送

一〇 児童一人二銭宛、大学高専中等五銭宛、教職員俸給の百分の一県内醸金
内外寄附金募集

一一 中馬猪之吉氏神像奉獻（朝田皓成氏作座像）

一八〇 地鎮祭

五 地均し

一〇 造営開始

一九〇 上棟祭

そしてその竣工の行われたのは神道追放指令の発せられた昭和二十年以後であった。

五 第二次世界大戦

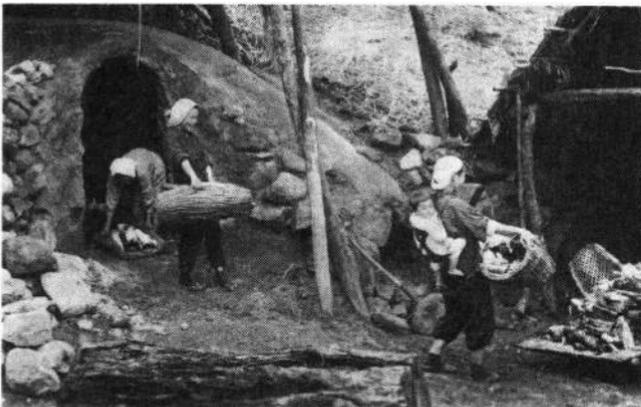
昭和九年八月、役場の機関紙「牧園時報」が発刊され、十九年八月紙不足のため休刊に追いこまれるまで毎月発行せられ、村の内外にとどけられた。その発刊に当り当時の小谷村長は「非常時打開策」の一文をものしておられるが、その十一月には各学校に奉安殿が造られた

模様である。日華事変の起るや、戦線はまたたく間に拡大し、鹿兒島の四十五連隊は常にその最前線にあり、その精銳をうたわれた。

十二年の暮れには首都南京が占領され、十三年には重慶へ追撃のため予備役の人たちで編成せられた市川部隊（一四五連）が中支に出征したが手痛い打撃を被った。この頃日ソの国境にノモンハンや張鼓峯事件などが頻発、欧米諸国との調整のため、日中戦線は膠着しがちであった。

十五年には総動員法、徴用法の実施に進み、大政翼賛の名のもと、新体制として部落会の整備、五戸づつで隣保班が組織せられた。十六年には翼賛壮年団や翼賛推進員などが発足、翼賛選挙などといって自由な議会活動も封ぜられた。石油資源を求めて仏印に進駐がはじまった。十六年の十二月には遂に第二次世界大戦に突入したのである。当初の戦況には見るべきものも多く、戦線はフィリピン、仏印（今のベトナム）、マレー、蘭印（今のインドネシア）、ボルネオ、シンガポールそして太平洋を越えてソロモン諸島へと広域に広がったが、この頃から中国の戦線は膠着した。

翌十七年の夏、ミッドウェーの海戦に日本が破れてから形勢逆転、やがてフィリピンを失い、ソロモンが孤立、沖繩に戦火が及んで、鹿兒島は敵前上陸の危機にさらされた。護南師団やその他の部隊は前線化して配備につき、町内にも陸海軍が駐留、十八年には、はじめて防空服装として婦人のモンペ着用がはじまり、漸次作業服装ともなった。農産物の増産は銃後のつとめとして除草検査まで実



炭 焼 か ま （モンペに注意）

施されているが、航空機燃料の確保のために松やにを採取、ヒマの栽培が行われた。自動車燃料として木炭増産にはげんだことは既述した。こうした銃後の努力に対し、当時の牧園町の失った戦死者は四百にのぼる、日清、日露の戦役に比較して感無量である。

終りに当時の男子青年たちのほとんどの人が体験した「応召」の一こまを描いて、当時の姿勢をしのぶよすがとしたい。

昭和十五年の三月下旬、町役場から召集令状が届けられた。

四月八日、歩兵第四十五連隊に入隊を命ず、というわけである。

私はこのことを予期して、あらかじめ兵営内の様子を知っておこうと、すでに将校として入隊していた浅野甚七氏（中学の先輩であり、親類にもなる）を訪ねて見学させてもらっていたし、知人も多く入隊していて、将校や中隊長もいると聞いていたので、さして心配もなかった。

いよいよ当日出頭すると、昭和十四年の現役兵の者とわれわれ補充兵とが一緒であった。

一日がかりの厳重な身体検査が行われたうえ、最後に補充兵は、営庭に一列に並ばされ、一人一人即決で配属の中隊を言い渡された。

私は肩を一つぼんとたたかれ、第一機関銃といわれ、その標識の立っているところへ走った。

第一機関銃中隊では予想に反して、一人の知人もいなかったが、後から考えるとこれもかえって幸せであったかも知れない。

軍隊の、それも初年兵というものは、素っ裸の人間集団である。学歴があるなしはもちろん、名家の出身であるろうが、有名人の子弟であろうが一切無差別で、終日体力の続く限り教育と訓練が行われる世界である。

私は生まれて初めて、その新しい体験をもった。経験のない人には想像もできないであろうが、起床ラッパで飛び起きる時から競争である。

いち早く軍服を着けて、営庭に走り出す。早着順に並び、列の後半の者は営内をひとまわり走らされる。さらにおそい者はもう一周という具合で、おそい動作の者は体罰をくうから必死である。これも戦闘訓練の一つである。



入隊後初めての外出姿

点呼が終わると機関銃をとりに走る。機関銃といっても実物ではなく、初年兵訓練用の「モッコ」と呼ばれるもので、二本の腕木を板でつないだ機関銃の代用物で、板の上には大きな石がしばりつけてあって、実物と同じ六十キの重量に作ってある。

これを二人で搬送するのが、まず早い者からそれを運び出すと、あとの者は弾薬箱をかついで出る。弾薬箱も中は実弾でなく、実物と同じ三十キの重量になるように石が一杯つめてある。

こういう武装で朝食前に営外を一周するのだが、営門を通る時はこの重い物をそれぞれ持ったまま、歩調をとるのだからたまらない。

帰営すると朝食の準備に走る。後かたづけも競争。息もつかせず演習整列である。練兵場での演習から帰営すると昼食の競争、午後の演習、帰営、夕食、ふろ、点

呼、就床と続く。その間に靴(くつ)の手入れ、洗たくをする。

兵舎の前で靴の手入れをする時も、しゃがんでやっていたりすれば、班長がしりをけ上げる。常に中腰で瞬時に、次の動作ができる体勢でなければいけないというわけである。

肉体的にも精神的にも一瞬の弛緩(しかん)も許されないのが初年兵の訓練である。

昔、武芸の修業に入ったものが、武芸よりもまず家事の労働をさせられ、少しでも油断していると、先輩が竹刀(しない)で打つという話を聞いたことがあるが、軍隊もこれに通ずるものがある。

一カ月もたったころ「お前たちの顔もようやく兵隊らしくなった」と教官がいった。

毎日体力の限界まで訓練をうけながら、やがて初夏のころになると、午後の演習などは汗が上着にびっしょりしみ、これが乾いて白い塩を結晶させる。こうした訓練が続いたおかげで、このころになって、ひ弱だった私も、農業や大工や仲仕をやってきた兵隊に伍して何とかついていける体力ができてきた。

このような努力と労苦に耐えられれば世の中で何事も
やってやれないことはないと思われた。

この文の作者は終戦後は若い人達のこうした修養の場
のなくなったことを慨していられる。

○戦没者名簿

宿窪田

氏名 戦没年月日 年令 階級 戦没場所

川影隆一 昭三、四、〇三 陸軍軍曹 北支

永田武雄 〃三、七、九三 〃伍長 中国安徽省

西国義 〃三、九、三〇 〃上等兵 〃

安楽二四郎 〃三、〇、三三 〃伍長 〃江西省

大山才熊 〃三、二、八三 〃 〃 不明

本田東 〃三、九、三三 〃上等兵 中国江西省

田島弘 〃四、六、六六 〃 〃 〃 湖北省

木藤清熊 〃五、一、四七 〃伍長 〃

鮫島益夫 〃五、三、三三 〃上等兵 久留米陸軍病院

近代 前田軍吉 〃六、九、二五 〃軍属 東京陸軍軍医学

第4章 樺山資也 〃六、三、三三 〃伍長 中国湖南省

木原平治 〃七、一、四三 〃軍曹 〃

辻政春 昭六、一、三〇 陸軍軍曹 南方諸島

中島武登 〃八、三、二九 海軍軍属 東部ニューギニア

限元義正 〃八、七、三三 陸軍一等兵 名古屋陸軍病院

西田肇 〃八、八、六三 海軍一等機関兵曹 院

手島為徳 〃八、二、二三 〃軍属 ソロモン群島

福島清隆 〃九、一、三三 陸軍上等兵 ニューギニア

安栖新太郎 〃九、四、五三 〃 〃 熊本陸軍病院

富満一隆 〃九、一、二六 海軍軍属 南洋群島方面

津曲茂一 〃九、二、七三 陸軍軍属 南太平洋方面

内堀国雄 〃九、三、八三 陸軍一等兵 鹿兒島沖

辻誠次 〃八、〇、八元 〃上等兵 ルソン島

岩城重盛 〃八、九、〇三 〃一等兵 南太平洋

永田浩 〃八、三、三三 海軍上等水兵 南洋群島

久保留吉 〃九、九、三三 陸軍兵長 中支陸軍病院

溝口一 〃九、七、五二 〃一等兵 朝鮮

野間貞義 〃九、六、九三 〃兵長 中国湖南省

篠原重則 〃九、七、四三 〃軍曹 ビルマ方面

池江源蔵 〃九、三、三三 〃兵長 マーシャル諸島

第4章 近代

内山 忠	昭九、三、八三	陸軍伍長	ソロモン群島
春田 重行	〃〇、四、三六	陸軍軍曹	〃
森口 暎一	〃九、八、九七	〃 伍長	〃
福島 邦雄	〃三、二、七三	〃	インドシナ
川越 栄蔵	〃九、二、九三	〃 兵長	中支
井手 美義	〃九、三、四〇	〃 伍長	タロキナ
市 蘭熊一	〃九、〇、三三	〃 上等兵	中国湖南省
吉村 明	〃〇、七、四四	〃 兵長	ニューギニア
安 楽 勇	〃〇、八、七二	〃 曹長	タイ
高田 橋稔	〃〇、五、四三	〃 兵長	フィリピン
引地 武次	〃〇、五、五二	〃	〃
吉海 広志	〃〇、四、六三	〃 伍長	〃
種子田 三郎	〃九、五、〇三	〃 囑託	ニューギニア
富満 道哉	〃〇、四、七三	〃 伍長	フィリピン
堀切 正市	〃〇、二、三〇	海軍上等工作兵	コレヒドール島
木藤 佐年	〃〇、三、七六	陸軍伍長	ビルマ
田中 末広	〃〇、九、八七	〃 兵長	タイ
瀬戸口 富二	〃〇、三、七三	〃 伍長	ビルマ
安 栖 初	〃〇、六、三〇	〃 上等兵	インドシナ
有馬 道治	〃〇、六、〇〇	〃 少尉	フィリピン
芦谷 武次	昭一、九、七、八〇	海軍上等水兵	サイパン島
長崎 太市	〃〇、七、五三	陸軍兵長	フィリピン
白石 義彦	〃〇、六、五三	〃 曹長	〃
中村 幸男	〃〇、九、元三	〃 兵長	満州鞍山
馬場 芳男	〃九、九、三三	海軍上等水兵	南シナ海
池之上 直行	〃〇、三、四三	陸軍兵長	東シナ海
有馬 清行	〃〇、二、五七	〃	フィリピン
辻 鉄男	〃〇、三、二〇	〃	〃
上原 正義	〃〇、四、三三	不明 陸軍兵長	沖繩
前田 実	〃〇、七、三三	〃 伍長	ビルマ
鶴丸 次吉	〃〇、六、七三	〃 兵長	フィリピン
木原 定	〃〇、一、〇二	〃	〃
安 栖 鉄美	〃〇、一、二五	〃 伍長	〃
精松 今朝助	〃〇、一、五三	〃 軍曹	〃
川越 一雄	〃〇、二、六七	〃 准尉	〃
井手上 近	〃〇、三、〇三	〃 伍長	〃
中島 実	〃〇、八、七三	〃 上等兵	満州
野間 三好	〃〇、七、七三	〃 兵長	フィリピン
磯貝 兵逸	〃〇、六、五三	〃	〃
有馬 正治	〃〇、三、六三	〃	〃
稲森 松雄	〃〇、六、五三	〃 伍長	〃

史 編 第2

中島秀盛	昭三、七、六	〃	兵長	〃
森政美	〃三〇、三、〇	元	陸軍軍属	シンガポール
脇岡利春	〃二〇、四、八	三	〃	伍長
松元漸	〃二〇、八、三	不明	〃	兵長
中村也男	〃二〇、七、〇	三	不明	〃
川越重信	〃三、一、〇	三	陸軍伍長	ソ連チタ収容所
後藤清二	〃二〇、六、四	六	工員	沖繩
境田一	〃二、二、〇	六	陸軍准尉	満州

持松

氏名 戦没年月日 年令 階級 戦没場所

田方喜之助	昭三、八、〇	〇	陸軍歩兵伍長	ハルビン
池田光雄	〃三、一〇、三	六	〃	上等兵
深迫仁之助	〃三、八、九	三	〃	中国江西省
中小路芳彦	〃三、一〇、二	元	〃	中支陽新
鮫島伝蔵	〃三、六、三	三	〃	軍属
馬渡藤市	〃三、〇、六	六	〃	上等兵
真方三郎	〃五、一〇、八	三	〃	兵長
馬渡実義	〃七、一、四	四	〃	上等兵
西芳彦	〃七、六、二	〇	〃	兵長
塩水市助	〃七、一、二	元	〃	〃

下平国元	昭八、一、三	五	〃	伍長
下平国広	〃八、一、三	三	陸軍兵長	南方諸島
迫重行	〃八、四、二	四	〃	伍長
柚木武利	〃八、一、〇	五	〃	〃
永田実義	〃八、〇、七	七	〃	〃
中藺義彦	〃八、〇、八	〇	〃	兵長
蛭川国美	〃八、〇、八	元	〃	上等兵
永江吉造	〃九、五、二	二	〃	伍長
永峯次男	〃八、三、三	三	海軍上等水兵	南洋群島
荒木利男	〃九、〇、八	二	〃	〃
池田秀盛	〃九、〇、六	〇	〃	少尉
塩水芳治	〃九、四、三	六	〃	軍属
中藺清	〃九、九、六	三	陸軍上等兵	パラオ陸軍病院
山下義盛	〃二〇、三、七	元	陸軍兵長	硫黄島方面
松下国義	〃二〇、一、三	三	海軍水兵長	南シナ海方面
徳田宗義	〃一九、〇、八	三	陸軍軍属	フィリピン方面
浜川久男	〃二〇、三、九	三	海軍水兵長	東シナ海
田代清	〃二〇、五、三	三	〃	中尉
鎌田蜜二	〃八、六、六	元	陸軍軍曹	新田原陸軍病院

第4章 近代

氏名	三休堂	戦没年月日	年令	階級	戦没場所				
	吉元 喜代志	〃三、三、〇	不明	軍属	満州				
	大山 金次郎	〃二〇、七、一	〃	〃	〃				
	永江 三郎	〃二〇、四、〇	〃	〃	〃				
	朝隈 武雄	〃二〇、三、六	〃	〃	〃				
	塩水 袈裟助	〃二〇、二、五	〃	〃	〃				
	小原 武男	〃二〇、七、三	〃	〃	〃				
	白崎 貞富	〃二〇、二、〇	〃	兵長	フィリピン				
	松下 春香	〃二〇、三、〇	〃	〃	ソ連収容所				
	松下 紀代香	〃二〇、四、六	〃	曹長	〃				
	上原 伝四郎	〃二〇、三、三	〃	陸軍兵長	〃				
	間世田 賢	〃二〇、二、六	〃	〃	フィリピン				
	荒木 時吉	〃二〇、一、三	〃	兵長	中支病院				
	中小路 辰次	〃二〇、六、四	不明	海軍上曹	沖繩				
	中小路 俊郎	〃一九、〇、七	〃	伍長	中支広西省				
	溝口 亨	〃二二、五、七	〃	〃	上海陸軍病院				
	山下 春雄	〃一九、五、〇	〃	陸軍兵長	ソロモン群島				
	池田 盛重	〃二〇、三、二	一九	海軍一等兵曹	マレー沖				
	中蘭 俊則	昭二九、二、三	二七	陸軍兵長	セレベス島				
	黒葛原 清一	昭三三、七、三	三三	陸軍曹	中国江西省				
	原口 自信	〃三三、八、一	二四	陸軍上等兵	熊本陸軍病院				
	川野 国宏	〃三三、〇、七	二四	〃	中国湖北省				
	今吉 鉄夫	〃三三、〇、三	二四	〃	中国				
	鎌倉 直熊	〃二四、六、五	二四	伍長	中国湖北省				
	酒瀬川 成功	〃二五、二、二	二二	〃	モンゴル				
	堀ノ内 秀吉	〃二五、三、八	二二	上等兵	中国広西省				
	酒瀬川 愛樹	〃二五、八、五	三三	伍長	〃				
	山下 利雄	〃二七、四、四	三三	曹長	フィリピン、 ルソン島				
	黒葛原 金暎	〃二七、三、九	三二	海軍上等水兵	ニューギニ ア				
	酒瀬川 覚次	〃二八、二、一	二六	兵曹長	岩国海軍病院				
	西 今朝利	〃二八、三、六	三二	陸軍上等兵	チモール島				
	浜崎 宏	〃二八、二、〇	二〇	海軍一等飛行兵曹	南太平洋方面				
	西 蘭末吉	〃二八、二、五	三三	上等兵曹	南太平洋方面				
	西 蘭重盛	〃二九、六、二	二五	陸軍兵長	台湾東海上 面				
	緒方 重夫	〃二九、八、六	二六	海軍上等整備兵	南シナ海				
	寺師 宗次郎	〃二九、六、二	二六	陸軍一等兵	大島沖合				

米永岩吉	昭九、九、九	陸軍上等兵	中国湖北省
南影雄	〃九、八、九	〃曹長	ビルマ方面
成政仁兵衛	〃三〇、二、六	〃元	海軍水兵長 沖繩
四位重年	〃九、五、〇	〃七	〃軍属 本州北方海面
篠原清	〃九、九、三	〃三	〃〃 フイリピン方面
二渡実	〃三〇、三、五	〃三	陸軍兵長 スンパワ島
芦谷整二	〃三〇、三、七	〃七	陸軍伍長 硫黄島方面
小倉満志	〃三〇、三、七	〃元	〃兵長 〃
松田実	〃三〇、三、七	〃六	〃伍長 〃
伊藤隆志	〃三〇、三、七	〃三	〃准尉 〃
前田義孝	〃三〇、四、〇	〃元	海軍兵曹長 南シナ海方面
浜崎正之	〃三〇、三、一	〃七	〃一等兵曹 南西諸島方面

面

面

末元	統	昭三〇、四、三〇	〃三	陸軍上等兵	沖繩方面
上井良則	〃	〃九、二、六	〃三	海軍軍属	プカ島
桑木喜太郎	〃	〃三〇、六、三〇	〃三	陸軍兵長	沖繩
花堂政吉	〃	〃三〇、四、五	〃五	〃伍長	フイリピン
新美要	〃	〃九、三、五	〃五	〃	ソロモン群島
飯屋九之丞	〃	〃九、〇、五	〃三	〃兵長	〃
長崎重利	〃	〃九、七、一	〃五	〃伍長	〃
米永畷吉	〃	〃三〇、五、一	〃三	〃兵長	ビルマ
桑木袈裟助	〃	〃三〇、二、三	〃七	〃上等兵	中国
堀之内直彦	〃	〃九、〇、五	〃四	〃軍曹	〃 広西省
山下友志	〃	〃三〇、四、三	〃三	陸軍上等兵	西部ニューギ

ニア

ニア

面

史 歴 編 第2

西村 望	昭六、二、一〇〇	海軍水兵長	トラック島
小田市 三	〃九、三、三三	陸軍一等兵	小倉陸軍病院
鶴ヶ野 重樹	〃九、五、二〇	〃上等兵	南島島
田島 光若	〃九、一、一〇	海軍軍属	太平洋方面
安楽 重義	〃九、四、三〇	陸軍兵長	中国河南省
木佐貫 孝子	〃九、三、二四	〃軍属	フィリピン
有村 勝	〃九、六、五三	〃曹長	陸軍病院
川崎 近	〃八、〇、八六	〃兵長	中国河南省
安楽 義光	〃八、〇、八六	〃上等兵	ルソン島
長松 軒次男	〃九、七、四〇	海軍二等兵曹	本州南方海
崎山 亘	〃九、六、元三	陸軍一等兵	大島沖合
若松 一十	〃九、七、二五	〃上等兵	中支陸軍病院
青山 正義	〃九、八、三三	海軍軍属	仏印方面
福元 米盛	〃九、〇、二五	〃一等兵曹	フィリピン
瀬戸口 薫	〃九、二、二五	〃二等兵曹	東方海上
永田 盛	〃八、〇、八元	陸軍兵長	ルソン島
大窪 和哉	〃九、三、九六	海軍二等兵曹	台湾北方海
前田 生	昭六、三、一三	陸軍伍長	台湾東方海面
内山 牧範	〃二〇、二、二七	陸軍伍長	フロレス島
税所 勝	〃九、七、八〇	海軍二等兵曹	南洋群島
貴島 公	〃九、二、〇元	陸軍兵長	フィリピン方面
境田 初	〃二〇、二、二五	〃伍長	〃
济藤 照男	〃二〇、三、七三	〃上等兵	硫黄島方面
山下 勲	〃二〇、三、七五	〃曹長	〃
改田 利秋	〃二〇、三、七七	〃伍長	〃
平峯 武雄	〃二〇、三、七七	〃	〃
福村 米男	〃二〇、三、七五	〃兵長	〃
岩倉 巖	〃九、二、三三	〃上等兵	フィリピン方
折橋 吉左衛門	〃二〇、三、九元	海軍一等工作兵	東シナ海
馬場 東一	〃九、〇、二六	陸軍上等兵	ニューブリテ
梅木 利彦	〃九、二、〇一	海軍軍属	東シナ海
和田 義一	〃九、七、三	陸軍上等兵	黄海方面
田嶋 安雄	〃二〇、三、七五	〃大尉	硫黄島方面
鎌田 慶次	〃二〇、一、五三	〃兵長	川辺沖合
山田 義男	〃九、三、九六	〃伍長	フィリピンセブ

面

島

第4章 近代

田中 計 昭二、八、九、二五 陸軍兵長 パシ―海峽
 橋元 安雄 二〇、六、七、二四 憲兵曹長 フィリピン
 前田 力 二〇、一、二四、三 上等兵 漢国陸軍病院
 田代 茂樹 二〇、一、九、二四 兵長 ルソン島
 鶴ヶ野 淳二 二〇、三、三、三三 海軍軍属 パラオ諸島方面
 古道 静 二〇、三、三、三七 陸軍伍長 ソロモン群島
 山内 久男 二〇、三、三、三三 兵長 ソロモン群島
 瀧流 馬始 二〇、三、三、三三 伍長 〃
 西 重盛 二〇、五、七、二五 〃 〃
 池田 初 二〇、九、二、二四 兵長 中支湖南省
 小谷 静雄 二〇、四、五、二六 伍長 ソロモン群島
 木佐 貫秀雄 二〇、四、二、三三 兵長 〃
 黒江 基輝 二〇、七、五、三三 伍長 〃
 堀口 長男 二〇、九、五、二九 兵長 中支湖南省
 辺田 益男 二〇、六、三、二六 〃 中支病院
 窪田 辰美 二〇、六、五、三三 軍曹 沖繩
 加治木 盛 二〇、一、三、三三 兵長 中支病院
 田中 隆二 二〇、六、六、二七 伍長 ビルマ
 吉永 義盛 二〇、七、三、三三 兵長 ルソン島
 的場 静雄 二〇、七、五、二四 伍長 ビルマ
 渡辺 信男 二〇、四、一、三三 兵長 東部ニューギニ

川西 侃 昭二〇、四、三、三三 陸軍軍曹 ビルマ
 古川 時義 二〇、三、三、三三 伍長 フィリピン
 田代 光義 二〇、二、一、二五 海軍軍属 南シナ海
 今村 政則 二〇、六、三、三三 〃 沖繩
 吉留 貞雄 二〇、〇、七、三三 不明 中支湖南省
 小谷 善熊 二〇、六、五、三三 陸軍伍長 沖繩
 池田 国義 二〇、七、三、三三 兵長 タイ
 山下 秋春 二〇、五、一、三三 上等兵 ビルマ
 田中 利幸 二〇、〇、二、二二 不明 兵長 東部ニューギニ
 吉永 芳彦 二〇、九、八、二二 〃 中支上海
 山口 重雄 二〇、七、八、二二 海軍二等兵曹 サイパン島
 山田 三代志 二〇、九、五、二四 陸軍兵長 フィリピン
 中西 弘 二〇、三、三、三三 伍長 〃
 矢野 一雄 二〇、三、五、二二 軍曹 水戸病院
 安楽 米高 二〇、九、四、二〇 兵長 ビルマ
 福村 親志 二〇、三、一、三三 〃 フィリピン
 前野 武夫 二〇、三、一、三三 〃 〃
 加治木 清隆 二〇、三、一、三三 〃 〃
 大出水 喜一 二〇、五、五、二四 海軍軍属 黄海

史 編 第2

川西武雄	岩元岩重	中塚実	西初	鶴ヶ野浩	迫勇	貴島操	田代勇雄	竹下時雄	久保末彦	森元栄	田代光次	西城博	岩城猛男	鹿倉義彦	北野利光	佐々木宗一	鎌田一雄	松下武盛
〳一九、三、六〇	〳三、一、〇〇	〳〇、七、〇〇	〳〇、七、三三	〳〇、四、七五	〳〇、二、三三	〳〇、四、三三	〳〇、七、一六	〳〇、七、七三	〳〇、六、六三	〳〇、四、〇〇	〳〇、五、〇三	〳九、九、四元	〳九、二、七三	〳〇、六、一三	〳〇、二、七三	〳〇、六、三三	〳〇、二、一三	昭〇、二、九六
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	陸軍准尉
〳	伍長	軍曹	伍長	〳	兵長	〳	〳	〳	伍長	兵長	少尉	〳	伍長	〳	兵長	伍長	陸軍兵長	陸軍准尉
バリタン海峡	ソ連ハバロフス	ビルマ	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	東シナ海	〳	〳	フィリピン	沖繩	〳	フィリピン

青木林	本田一和	池田正二	上野義彦	恒松忠二郎	西芳則	花木一雄	嘉茂武吉	塚田薰	宗方勇雄	岩城六男	油田伊佐雄	伊駒博	嘉茂辰男	嘉茂耐	嘉茂	氏名	万膳
〳一九、六、一五	〳一九、六、一五	〳一八、九、三〇	〳一八、〇、八〇	〳一八、〇、八元	〳一九、四、五〇	〳一八、二、二五	〳一八、七、六二	〳一八、六、五三	〳一七、九、六二	〳一七、二、七三	〳一六、四、三三	〳一四、九、六五	〳一四、八、元二	〳一三、三、〇五	昭三、三、〇五	戰没年月日	令
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	階級	階級
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	陸軍軍曹	陸軍軍曹
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	中支	戰没場所
南洋群島	海軍二等飛行兵曹	南太平洋	〳	ルソン島	インド洋方	オーストラリア	海軍一等飛行兵曹	中国湖北省	満州	満州吉林省	山西省	中国広東省	〳	〳	〳	〳	〳

第4章 近代

古川 栄二	昭二、六、元 三	陸軍一等兵	東シナ海域
小屋敷 正盛	九、六、元 三	〃	大島沖合
上野 勇介	九、六、元 三	軍曹	〃
神田橋 東	九、九、九 七	海軍一等兵曹	南洋群島
宮園 舂	二〇、一、三 三	陸軍少尉	熊本陸軍病院
山下隆 志	二〇、四、八 六	海軍上等主計兵	南九州方 面
西 一夫	九、七、八 七	陸軍准尉	マリヤナ島
富田 兼彦	九、七、八 三	伍長	〃
岩城 友行	九、二、九 三	海軍機関兵長	フィリピン 方面
西藤 清重	二〇、四、七 三	二等兵曹	西南太平洋 方面
大工 暎一	二〇、二、三 三	上等水兵	南シナ海方 面
成政 守	二〇、八、一 五	〃	光州海軍病院
松迫 一夫	二〇、三、七 六	陸軍伍長	硫黄島方面
甲斐 末治	二〇、三、七 六	〃	〃
富田 光雄	二〇、三、七 五	曹長	〃
富田 美芳	二〇、三、七 三	伍長	〃
有村 武男	二〇、一、二 元	上等兵	父島陸軍病院
大窪 親	昭二、一、三	海軍軍属	南太平洋
瀧脇 静英	二六、七、九 二〇	陸軍上等兵	仏印カムラン 湾
神田 俊頭	九、三、八 三	海軍兵長	台湾
木佐貫 好治	九、〇、九 三	陸軍一等兵	ブーゲンビル 島
西山 辰藏	二〇、四、三 三	海軍上等技術兵	フィリピ ン方面
坂元 義則	二〇、五、三 二〇	陸軍一等兵	台湾
池田 義宣	二〇、三、三 七	上等兵	フィリピン
飯屋 被一	二〇、九、四 三	〃	中国河北省
宮園 勝	二〇、三、三 三	伍長	ニュージーニア
小屋敷 栄二	二〇、二、五 三	海軍上等水兵	フィリピン
木佐貫 良温	二〇、七、八 六	陸軍伍長	チモール島
神宮 秀信	九、三、六 二	飛行曹長	フィリピン
山下 貞義	九、八、五 三	陸軍上等兵	中国湖南省
池田 武行	二〇、七、五 三	准尉	南支陸軍病院
有留 勝志	九、一、六 三	伍長	ソロモン群島
小屋敷 秀夫	二〇、五、〇 七	兵長	フィリピン
樋渡 静雄	二〇、四、〇 三	海軍兵曹長	東シナ海方面
原田 春男	二〇、三、〇 三	陸軍上等兵	大島沖合

安藤 己之助 昭三、六、五 元 陸軍伍長 フィリピン

原口 武夫 三、六、元 三 兵長ソ連イルクーツク

板山 政義 九、〇、〇 三 不明 タイ

山住 盛 三、一、六 五 不明 ソ連

上中津川・高千穂

氏 名 戦没年月日 年令 階級 戦没場所

通山 利己 昭七、三、〇 三 海軍二等水兵 ニューギニア

竹下 安彦 八、二、七 〇 陸軍一等兵 熊本陸軍病院

松尾 武男 八、三、七 三 兵長 ソロモン群島

川路 藤義 八、一、〇 三 伍長 西南太平洋

立山 光次 八、三、三 三 軍属 ニューギニア

吉田 新蔵 九、三、五 元 海軍兵曹曹長 南洋群島方面

萩原 茂二 九、七、七 五 陸軍一等兵 鹿児島陸軍病院

飯田 安義 九、〇、〇 六 兵長 南支

黒木 重治 二、一、三 六 海軍一等兵曹 南支那海

野元 吉助 二、三、七 三 陸軍兵長 硫黄島方面

塩川 茂 二、三、七 元 上等兵

柔木 栄 昭三、三、六 三 海軍水兵長 蘭印方面

野元 敬一 三、一、〇 五 上等水兵 沖繩方面

海江田 清次 二、三、九 三 東海方面

飯田 重彦 三、三、八 六 兵曹長 ソロモン群島

厚地 金蔵 二、一、六 七 陸軍伍長

永山 仁八 二、八、二 三 フィリピン

萩原 重彦 二、七、八 三 沖繩

下原 金蔵 九、〇、三 三 兵長 ソロモン群島

下原 実義 九、三、五 三 朝鮮海峡

板越 光雄 二、三、二 〇 海軍軍属

本村 元治 三、七、四 六 陸軍兵長 南支広西省

荒瀬 達 九、二、三 三 上等兵 西部ニューギニア

通山 利男 三、五、三 三 海軍軍属 沖繩

通山 幸徳 二、五、三 四 南洋群島方面

山内 整三 二、二、三 六 陸軍兵長 フィリピン

吉田 行雄 二、六、九 二 伍長

大当 一夫 三、五、三 三 伍長

梶原 義光 二、五、八 三 陸軍兵長

永田 実 九、〇、九 五 陸軍兵長

湯原 喬 二、四、九 三 上等兵

第4章 近代

第2編 歴 史

青	山	利	盛	昭〇、七、一	陸軍兵長	フィリピン
羽	田	藤	義	〇〇、七、五	〇六	曹長
池	田	仲	一	〇〇、三、六	〇三	兵長
森	瑞	穂	〇〇、三、〇	〇四	〇三	〇
武	田	義	一	〇三、〇、四	〇三	ソ連チタ收容所
立	山	新	助	〇〇、四、九	〇六	海軍上等機関兵 朝鮮西岸
石	原	武	美	〇九、二、五	〇三	陸軍伍長
山	下	茂	男	〇〇、七、五	〇三	フィリピン

方面